

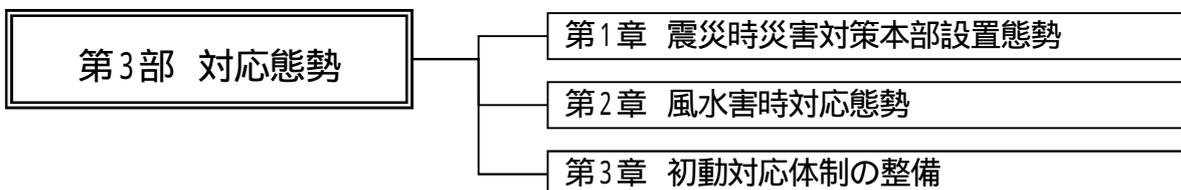
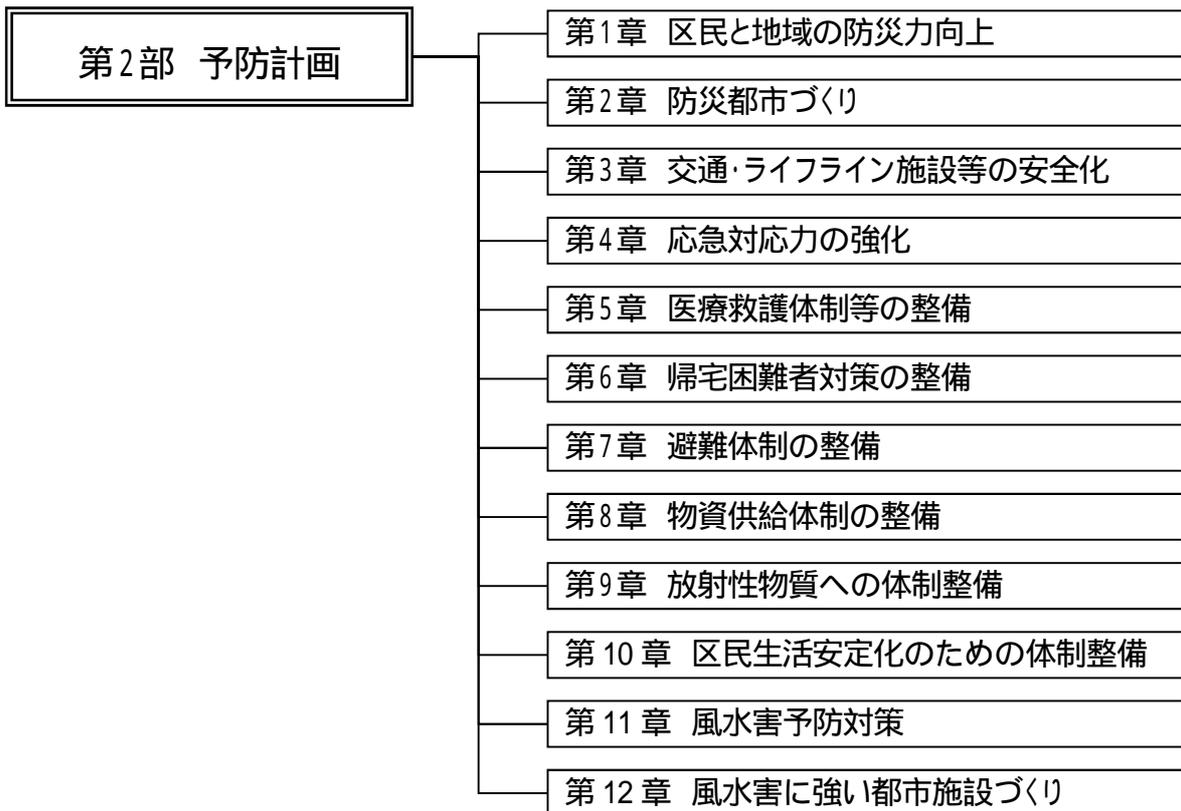
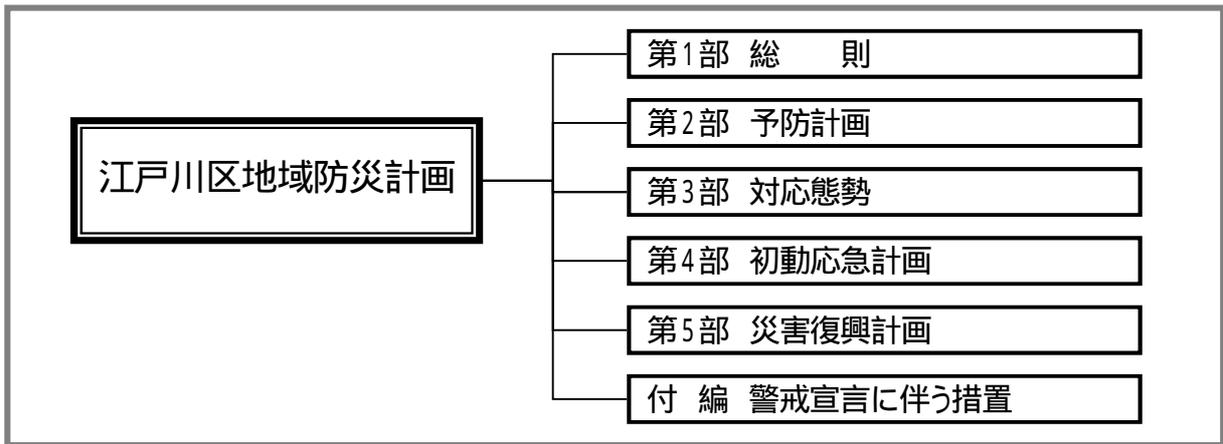
江戸川区地域防災計画

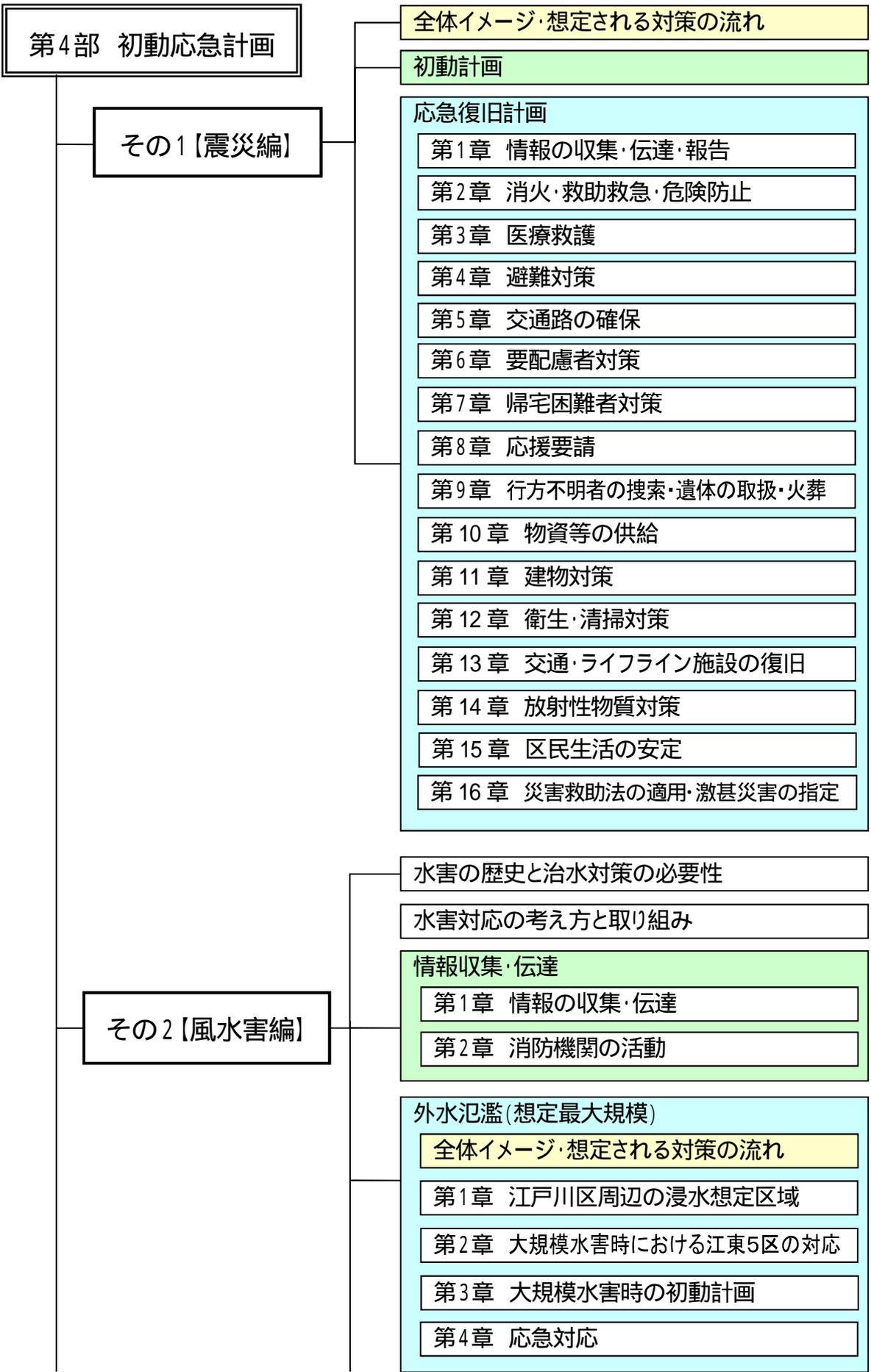
(令和5年度修正)

[本冊]

江戸川区防災会議

計画の体系





第4部 初動応急計画

その1【震災編】

全体イメージ・想定される対策の流れ

初動計画

応急復旧計画

第1章 情報の収集・伝達・報告

第2章 消火・救助救急・危険防止

第3章 医療救護

第4章 避難対策

第5章 交通路の確保

第6章 要配慮者対策

第7章 帰宅困難者対策

第8章 応援要請

第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱・火葬

第10章 物資等の供給

第11章 建物対策

第12章 衛生・清掃対策

第13章 交通・ライフライン施設の復旧

第14章 放射性物質対策

第15章 区民生活の安定

第16章 災害救助法の適用・激甚災害の指定

その2【風水害編】

水害の歴史と治水対策の必要性

水害対応の考え方と取り組み

情報収集・伝達

第1章 情報の収集・伝達

第2章 消防機関の活動

外水氾濫(想定最大規模)

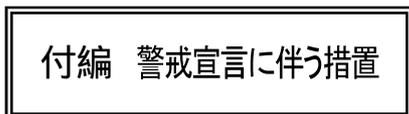
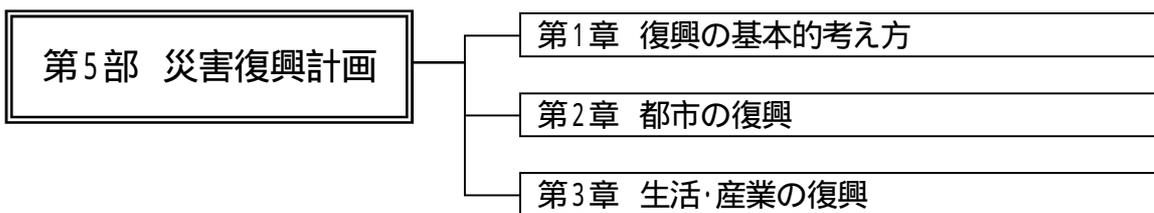
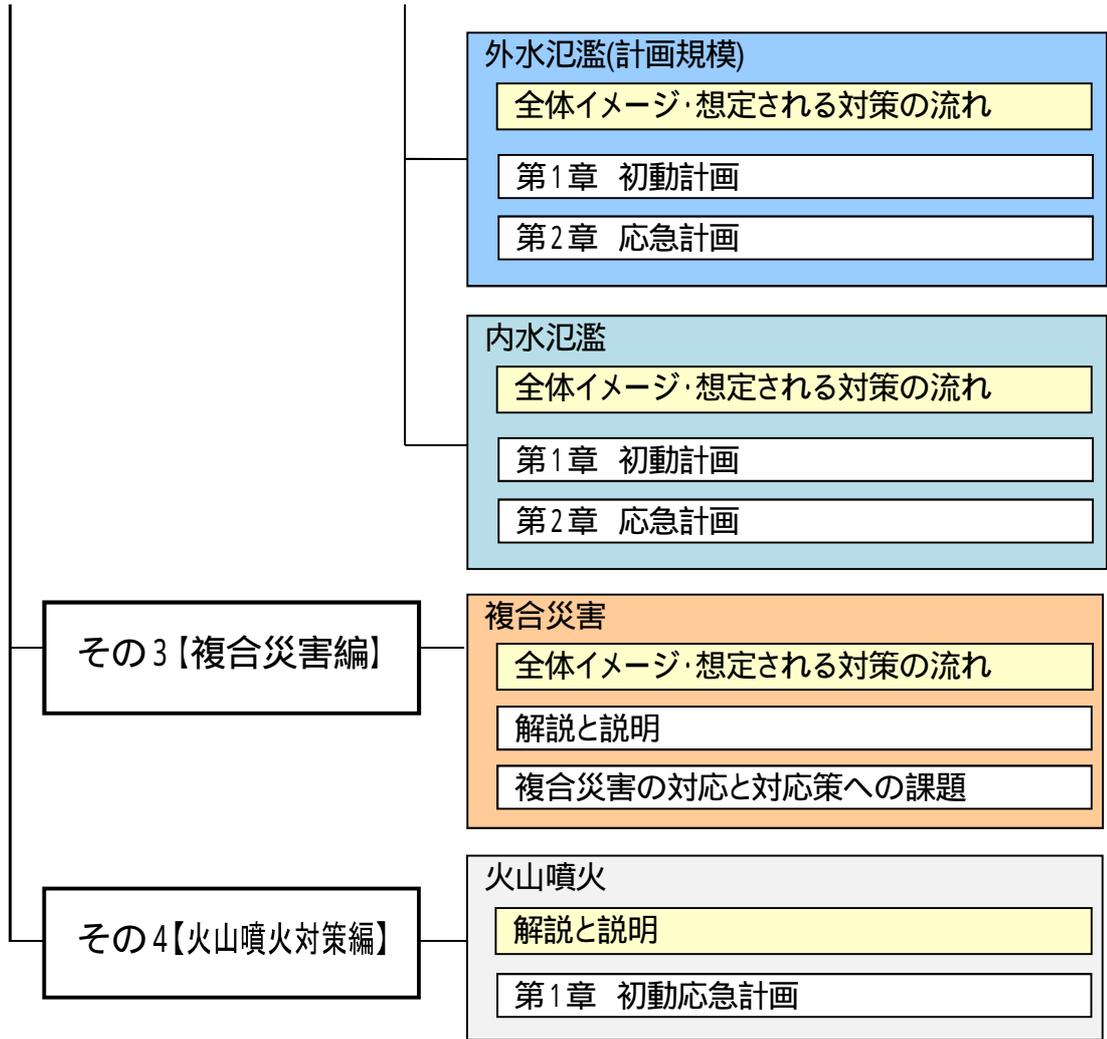
全体イメージ・想定される対策の流れ

第1章 江戸川区周辺の浸水想定区域

第2章 大規模水害時における江東5区の対応

第3章 大規模水害時の初動計画

第4章 応急対応



目 次

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要	1
第1節 計画の目的と前提	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の習熟	2
第4節 計画の修正	2
第5節 他の法令に基づく計画との関係	2
第6節 地区防災計画との連携	2
第2章 区、都等の基本的責務と役割	3
第1節 基本理念と基本的責務	3
第2節 区、都及び防災関係機関の役割	5
第3章 江戸川区の概況と被害想定	12
第1節 江戸川区の概況	12
第2節 地震被害の想定	16
第3節 水害の想定	19

第2部 予防計画

第1章 区民と地域の防災力向上	21
第1節 区民による防災力向上	21
第2節 地域による共助の推進	24
第3節 消防団の活動体制の強化	25
第4節 事業所による自助・共助の強化	25
第5節 ボランティア活動との連携	27
第6節 区民・行政・事業所等の連携	28
第2章 防災都市づくり	29
第1節 安全な都市づくり	29
第2節 建築物の耐震化及び安全対策	33
第3節 液状化、長周期地震動への対策	35
第4節 出火、延焼等の防止	35
第3章 交通・ライフライン施設等の安全化	42
第1節 道路・橋梁	43
第2節 鉄道施設	43
第3節 バス施設	43
第4節 河川施設	44
第5節 ライフライン施設	45
第4章 応急対応力の強化	47
第1節 初動対応体制の整備	47
第2節 業務継続体制の整備	49
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備	50
第4節 通信体制の整備	50
第5節 広域連携体制の構築	51

第6節 災害応急活動拠点の整備	51
第5章 医療救護体制等の整備	52
第1節 初動医療体制の整備	52
第2節 医薬品・医療用資器材の確保体制の整備	53
第3節 医療施設の基盤整備	53
第4節 遺体取扱体制の整備	53
第6章 帰宅困難者対策の整備	55
第1節 帰宅困難者対策の周知徹底	55
第2節 一時滞在施設の確保	56
第3節 徒歩帰宅支援体制の整備	57
第7章 避難体制の整備	58
第1節 避難体制の整備	58
第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化	59
第3節 避難所の管理運営体制の整備	61
第4節 要配慮者の支援体制の整備	62
第8章 物資供給体制の整備	64
第1節 食料及び生活必需品等の確保	64
第2節 飲料水及び生活用水の確保	64
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	65
第4節 輸送車両等の確保	65
第9章 放射性物質への体制整備	67
第1節 情報伝達体制の構築	67
第2節 区民への情報提供	67
第3節 放射線等使用施設の安全化	67
第10章 区民生活安定化のための体制整備	68
第1節 生活再建のための事前準備	68
第2節 生活環境対策	68
第3節 ごみ処理	69
第4節 がれき処理	69
第11章 風水害予防対策	71
第1節 洪水予防対策	71
第2節 高潮対策	74
第3節 都市型水害対策	75
第4節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策	75
第5節 総合治水対策	72
第6節 広域避難への体制づくり	76
第7節 防災行動力の向上	76
第12章 風水害に強い都市施設づくり	78
第1節 ライフライン施設	78
第2節 鉄道施設	79
第3部 対応態勢	
第1章 震災時災害対策本部設置態勢	83
第1節 非常配備態勢（勤務時間内）	84

第2節 警察・消防の初動態勢	88
第3節 特別非常配備態勢（勤務時間外）	89
第4節 本部設置に至らない場合の態勢	96
第2章 風水害時対応態勢	97
第1節 情報連絡態勢	97
第2節 水防態勢	97
第3節 非常配備態勢	98
第4節 警察・消防の初動態勢	99
第3章 初動対応体制の整備	101
第1節 平常時の体制	101
第2節 職員訓練・研修	102
第4部 初動応急計画 その1【震災編】	
地震災害での全体イメージ	104
想定される対策の流れ【震災】	105
初動計画	
初動期の様相	106
初動活動	107
応急復旧計画	
第1章 情報の収集・伝達・報告	109
第1節 情報の収集・伝達	110
第2節 被害情報の報告	111
第3節 区民等への情報伝達	113
第2章 消火・救助救急・危険防止	115
第1節 地域での消火・救助活動	116
第2節 警察署の活動	117
第3節 消防署の活動	117
第4節 危険物等の応急措置	118
第5節 河川施設等の応急措置	119
第6節 海上の応急措置	119
第3章 医療救護	122
第1節 初動医療体制	123
第2節 医療施設の確保	126
第3節 医薬品・医療資器材の供給	126
第4節 保健衛生体制	126
第5節 防疫体制の確立	128
第4章 避難対策	129
第1節 避難行動	130
第2節 避難誘導	133
第3節 避難所の開設・運営	134
第4節 福祉避難所の開設	136
第5節 避難者の他地区への移送	136
第6節 避難所の閉鎖	137
第5章 交通路の確保	138

第1節	交通規制	139
第2節	緊急通行車両の確認	139
第3節	道路障害物の除去	140
第6章	要配慮者対策	141
第1節	避難行動への支援	143
第2節	避難生活への支援	144
第3節	福祉避難所での支援	144
第7章	帰宅困難者対策	145
第1節	駅周辺での混乱防止	146
第2節	事業所等における対策	147
第3節	帰宅困難者の代替輸送	147
第4節	徒歩帰宅者への支援	147
第8章	応援要請	148
第1節	応援協力・派遣要請	149
第2節	消防の応援協力・派遣要請	150
第3節	自衛隊の災害派遣	151
第4節	災害ボランティア	152
第5節	自治体・専門機関等の受援体制	153
第9章	行方不明者の捜索・遺体の取扱・火葬	154
第1節	行方不明者の捜索	155
第2節	遺体の調査・検案・身元確認	155
第3節	火葬	157
第10章	物資等の供給	160
第1節	食料の供給	161
第2節	飲料水の供給	161
第3節	物資の供給	165
第4節	救援物資の受入れ	166
第5節	輸送	166
第11章	建物対策	168
第1節	建物等の危険度判定	170
第2節	住家被害認定調査・罹災証明書の発行	171
第3節	被災住宅の応急修理	171
第4節	応急仮設住宅の供給	172
第5節	区営住宅の応急修理	173
第12章	衛生・清掃対策	174
第1節	トイレ・し尿処理	175
第2節	ごみ処理	176
第3節	がれき処理	176
第4節	動物救護	178
第13章	交通・ライフライン施設の復旧	180
第1節	鉄道施設	181
第2節	バス施設	181
第3節	河川施設	181
第4節	水道施設	181

第5節	下水道施設	182
第6節	電気・ガス・通信等施設	182
第7節	公共施設	182
第14章	放射性物質対策	183
第1節	情報連絡	184
第2節	放射線等使用施設の応急措置	184
第3節	核燃料物質等輸送中の事故への措置	184
第4節	保健医療活動等	185
第5節	風評被害への対応	185
第15章	区民生活の安定	186
第1節	区民生活への支援	187
第2節	中小企業等への支援	190
第16章	災害救助法の適用・激甚災害の指定	192
第1節	災害救助法の適用	192
第2節	激甚災害の指定	194
第4部	初動応急計画 その2【風水害編】	
	江戸川区の水害の歴史	197
	外水氾濫（洪水、高潮、地震）内水氾濫の脅威	198
	抜本的な治水対策の必要性	199
	現在の治水安全度を鑑みての地域防災計画	199
	水害対応の考え方と取り組み	200
第1章	水害対応の考え方	200
第1節	外水氾濫	200
第2節	内水氾濫	201
第2章	水害対応の取り組み	202
	情報収集・伝達	
第1章	情報の収集・伝達	205
第1節	情報の収集・伝達	205
第2節	通信手段の確保	212
第3節	都及び防災関係機関等との情報共有	212
第4節	河川管理者の水防活動への協力	212
第5節	区民等への情報伝達	213
第2章	消防機関の活動	213
第1節	活動方針	213
第2節	活動内容	213
	外水氾濫（想定最大規模）	
	外水氾濫（想定最大規模）での全体イメージ	214
	想定される対策の流れ（外水氾濫[想定最大規模]）	215
第1章	江戸川区周辺の浸水想定区域	216
第2章	大規模水害時における江東5区への対応	217
第1節	対象とする水害	217
第2節	想定している事態	217
第3節	広域避難の必要性	218

第4節 広域避難の対象と広域避難情報	218
第5節 江東5区における広域避難体制	220
第6節 広域避難方法	220
第7節 区民の日頃の備え	221
第3章 大規模水害時の初動計画	222
第1節 第3次配備態勢の確立	223
第2節 災害対策本部の設置	223
第3節 情報収集・伝達	224
第4節 広域避難先の確保	224
第5節 区内待避施設の開設	225
第6節 避難に関わる区民への問い合わせ対応	226
第7節 福祉施設の対応	226
第8節 警察・消防の対応	226
第9節 通常業務の中止又は縮小	226
第4章 応急対応	227
第1節 孤立者の救助	227
第2節 広域避難先への輸送	227
第3節 医療活動	227
第4節 物資等の供給	227
第5節 広域避難者への対応	228
外水氾濫(計画規模)	
外水氾濫(計画規模)での全体イメージ	230
想定される対策の流れ(外水氾濫[計画規模])	231
第1章 初動計画	232
第1節 避難行動の原則	232
第2節 避難情報	232
第3節 避難誘導	234
第2章 応急計画	236
第1節 孤立者への支援	236
内水氾濫	
内水氾濫(集中豪雨)での全体イメージ	238
想定される対策の流れ(内水氾濫[集中豪雨])	239
第1章 初動計画	240
第1節 避難の原則	240
第2節 避難情報	240
第3節 待避施設の開設	240
第4節 避難の解除	241
第2章 応急計画	241
第1節 救出・救護	241
第2節 医療活動	241
第3節 避難所の開設・運営	242
第4節 交通路の確保	242
第5節 要配慮者対策	242
第6節 応援要請	243

第7節 行方不明者の捜索・遺体の取扱・火葬	243
第8節 物資・飲料水等の供給	243
第9節 建物対策	243
第10節 衛生・清掃対策	244
第11節 交通・ライフライン施設の復旧	244
第12節 区民生活の安定支援	244

第4部 初動応急計画 その3【複合災害編】

複合災害

複合災害（地震＋洪水＋高潮）での全体イメージ	246
想定される対策の流れ（複合災害[地震＋洪水＋高潮]）	247

解説と説明

複合災害	248
複合災害（江戸川区で考慮すべき最大最悪の災害）	252
複合災害における対応策の課題	253
複合災害における今後の計画（行政の対応）	253

第4部 初動応急計画 その4【火山噴火対策編】

解説と説明

火山噴火	254
第1章 初動応急計画	255
第1節 情報の収集・伝達	255
第2節 降灰対策	256
第3節 避難者の受入れ	257

第5部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方	258
第1節 基本的考え方	258
第2節 復興計画策定への取り組み	258
第2章 都市の復興	260
第1節 復興初動体制の確立	260
第2節 都市復興基本方針の策定等	260
第3節 都市復興基本計画の策定等	260
第4節 都市復興事業の推進	261
第3章 生活・産業の復興	263
第1節 生活の復興	263
第2節 産業の復興	263

付編 警戒宣言に伴う措置

第1章 計画の策定	264
第1節 策定の目的	264
第2節 基本的考え方	264
第3節 前提条件	265

第2章 事前の備え	266
第1節 東海地震に備え緊急に整備する事業	266
第2節 広報及び教育	267
第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が 発せられるまでの対応措置	272
第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応	272
第2節 東海地震注意情報の対応	272
第4章 警戒宣言時の対応措置	276
第1節 活動態勢	276
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達	277
第3節 消防・水防・危険物対策	281
第4節 警備・交通対策	283
第5節 公共輸送対策	287
第6節 学校・病院・福祉施設対策	290
第7節 劇場等対策	294
第8節 電話対策	295
第9節 電気・ガス・上下水道対策	296
第10節 生活物資対策	298
第11節 金融対策	298
第12節 避難対策	298
第13節 救援・救護対策	298
第5章 区民等の取るべき措置	300
第1節 区民の取るべき措置活動態勢	300
第2節 自主防災組織の取るべき措置	302
第3節 事業所の取るべき措置	303

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的と前提

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「法」という。）第42条の規定に基づき、江戸川区防災会議が策定する計画である。

その目的は、区、都及び防災関係機関、事業者、区民及び自主防災組織が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現することとする。また、災害の予防対策、応急・復旧対策及び災害復興を実施し、地域特性や過去の水害の経験を踏まえて、江戸川区の防災力を向上させ、被災による死傷者を最小限にすること及び被災後、早期に区民の生活再建を実現することとする。

2 計画の前提

この計画は、第1部第3章の「被害想定」、東日本大震災などの最近の大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化に基づき、江戸川区の災害対策について検証を行い、現実的かつ実効性の高い計画にするため、時系列の観点から災害予防・応急対策を中心にまとめたものである。

また、風水害対策については、江戸川区の地理的特性を鑑み、外水・内水氾濫、そして、地震発生後に超大型台風の襲来による高潮、洪水の被害を起こす複合災害を最悪の被害想定として策定したものである。

なお、火山噴火対策については、富士山の降灰による江戸川区への影響に鑑み、区民への広報や降灰対策等についてまとめたものである。

ほかにも、被災者の視点に立った対応が重要であることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や性的マイノリティ、高齢者、子ども、障害者、外国人など男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく。

第2節 計画の構成

この計画は、区及び防災機関、事業者及び区民が行うべき震災及び風水害対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成は、次のとおりである。

地域防災計画の構成

第1部 総則	基本的責務 計画の前提となる被害想定
第2部 予防計画	被害を軽減するための予防事業 発災時に迅速かつ確に対策を実施するための事前準備
第3部 対応態勢	災害に対応する組織態勢
第4部 初動応急計画	災害発生時に区民、区、防災関係機関が行う応急・復旧対策 震災編、風水害編、複合災害編、火山噴火対策編に区分
第5部 災害復興計画	都市・生活・産業の復興を図るための対策

第3節 計画の習熟

各機関は、この計画の遂行にあたり、その責務を十分に発揮できるよう、平素自ら、若しくは共同して調査研究を行い、実施訓練・図上訓練等実践訓練を繰り返すこと、及びその他の方法によって計画の習熟に努めなければならない。

第4節 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。従って、各機関は、関係のある事項について江戸川区防災会議が指定する期日までに、その計画修正（案）を江戸川区防災会議に提出するものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、区の地域における災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等が作成する防災業務計画または当区を包括する東京都地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第6節 地区防災計画との連携

この計画には、自助・共助の観点からの地区の活動計画（地区防災計画）を反映し、両計画の連携に基づく防災活動により、地域の防災力の効果的な向上を図るものとする。

第2章 区、都等の基本的責務と役割

第1節 基本理念と基本的責務

1 基本理念

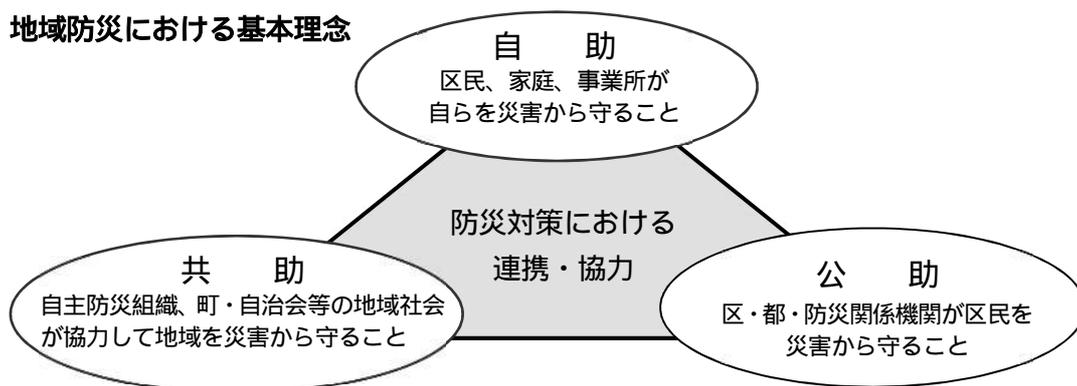
災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るため、次に掲げる事項を地域防災推進の基本理念とする。

第一：「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方

第二：地域の助け合いによる「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方

第三：それぞれの責務と役割を明らかにし、行政が連携を図っていくこと

地域防災における基本理念



平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、倒壊家屋からの救出を誰が行ったかを調べたところ、「自力・家族」(自助)が67%、「友人・隣人」(共助)が31%、「救助隊」(公助)が2%であったことから、自助・共助の重要性が改めて認識された。そして、自助・共助・公助の割合を7:2:1としている。

日本火災学会:1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書

2 基本的責務

(1) 区長の責務

区長は、あらゆる施策を通じて、区民の生命・身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

区長は、災害対策基本法に基づき、江戸川区防災会議の長として江戸川区地域防災計画に掲げられた全ての対策の推進に努めなければならない。

(2) 区民の責務

区民は、災害の被害を最小限に止めるため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

区民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- イ 家具の転倒・落下・移動防止
- ウ 出火の防止
- エ 初期消火に必要な用具の準備

オ 飲料水及び食料の確保

カ 避難の経路、場所及び方法、徒歩による帰宅経路についての確認

キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

区民は、地域で助け合い、相互に協力して避難・救助活動に努めるものとする。

区民は、災害時に迅速かつ協力的に避難・救助活動が実践できるように、地域特性を理解し、課題意識を持ちながら自主防災訓練に積極的に参加・参画に努めるものとする。

区民は、震災後の生活再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び都知事その他の行政機関との協働により、自らの生活再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

区民は、都知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

事業者は、都知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の生活再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法、徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限に止めるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力を努めなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第2節 区、都及び防災関係機関の役割

1 区の役割

- (1) 区防災会議に関する事
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事
- (3) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事
- (4) 区民等への防災教育及び訓練に関する事
- (5) 自主防災組織の育成に関する事
- (6) 事業所防災に関する事
- (7) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事
- (8) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (9) 避難の指示等及び誘導に関する事
- (10) 緊急輸送の確保に関する事
- (11) 救援物資の備蓄及び調達に関する事
- (12) 都と連携した応急給水活動に関する事
- (13) 都と連携した医療救護及び防疫、保健衛生に関する事
- (14) 都と連携した帰宅困難者対策の支援に関する事
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事
- (16) がれき処理に関する事
- (17) 水防に関する事
- (18) 公共施設の応急復旧に関する事
- (19) 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事
- (20) 災害復興に関する事
- (21) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事

2 都の役割

- (1) 東京都防災会議に関する事
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事
- (7) 緊急輸送の確保に関する事
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関する事
- (9) 人命の救助及び救急に関する事
- (10) 消防及び水防に関する事
- (11) 危険物等の措置に関する事
- (12) 都内全域の医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整に関する事
- (13) 帰宅困難者対策に関する事
- (14) 応急給水に関する事
- (15) 救援物資の備蓄及び調達に関する事

第1部 総則

- (16) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事
- (17) 区市町村による自主防災組織の育成への支援、ボランティアの支援、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事
- (18) 公共施設の応急復旧に関する事
- (19) 災害復興に関する事
- (20) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (21) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事
- (22) 事業所防災に関する事
- (23) 防災教育及び訓練に関する事
- (24) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事
- (25) 都立公園の保全及び震災時の利用に関する事

3 指定地方行政機関の役割

機関の名称	内 容
関東地方整備局 東京国道事務所 首都国道事務所 荒川下流河川事務所 江戸川河川事務所	1 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 2 通信施設等の整備に関する事。 3 公共施設等の整備に関する事。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 5 官庁施設の災害予防措置に関する事。 6 豪雪害の予防に関する事。 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。 11 災害時における復旧資材の確保に関する事。 12 災害発生が予測されるとき、または災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。
東京管区气象台	気象、地象、水象等に関する観測通報、予報、警報等を行い、災害の予防及び軽減、交通の安全確保等に寄与する事。
第三管区海上保安本部 東京海上保安部	1 津波・高潮情報等の伝達に関する事。 2 震災に関する情報の収集に関する事。 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事。 4 排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事。 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関する事。 6 海上における治安の維持に関する事。 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事。 8 その他、震災応急対策に必要な事項

4 自衛隊の役割

機関の名称	内 容
陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援 または応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関の役割

機関の名称	内 容
日本郵便(株) 江戸川郵便局 葛西郵便局 小岩郵便局	1 郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の各事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害救助法適用時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者(法人を除きます。)が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体等に於てた救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) ゆうちょ銀行業務の非常取扱 (6) かんぽ生命保険業務の非常取扱
NTT東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
日赤東京都支部 江戸川区地区	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保、供給に関すること。 5 義援金の受領、配分及び募金に関すること。(原則として義援品については受け付けない。) 6 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 7 災害救援品の支給に関すること。 8 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 9 外国人安否調査に関すること。

第1部 総則

	<p>10 遺体の検案協力に関すること。</p> <p>11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</p>
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	<p>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</p> <p>3 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所	<p>1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること。</p> <p>2 災害時の輸送路の確保に関すること。</p> <p>3 道路、施設の災害復旧工事に関すること。</p>
首都高速道路(株) 東京東局	<p>1 首都高速道路等の建設及び保全に関すること。</p> <p>2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。</p> <p>3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</p>
東京ガスネットワーク(株) 東京東支店	<p>1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>2 ガスの供給に関すること。</p>
日本通運(株) 隅田川支店	<p>災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者等の輸送に関すること。</p>
東京電力 パワーグリッド(株) 江東支社	<p>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>2 電力需給に関すること。</p>

6 指定地方公共機関の役割

名 称	内 容
京成電鉄(株) 京成小岩駅・江戸川駅	<p>1 鉄道施設等の安全保安に関すること</p> <p>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること</p>
東京地下鉄(株) 浦安駅務管区	<p>3 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること</p>
(一社)東京都トラック協会江戸川支部	<p>災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること</p>

7 公共的団体の役割

名 称	内 容
(一社)江戸川区医師会	<p>災害時における医療・助産活動に関すること。</p>
(公社) 江戸川区歯科医師会	<p>災害時における歯科医療救護活動に関すること。</p>
(公社) 江戸川区薬剤師会	<p>1 災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。</p> <p>2 災害時における医薬品の供給に関すること。</p>

(福)江戸川区社会福祉協議会	1 災害時における一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。
(公財)えどがわボランティアセンター	災害時における一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。

8 協力協定団体等

種別	協力協定団体
医療	(一社)江戸川区医師会 江戸川区柔道整復師会 (公社)江戸川区薬剤師会 江戸川薬業協同組合 (公社)江戸川区歯科医師会 アルフレッサ(株) 岩淵薬品(株) (株)スズケン 東邦薬品(株) (株)バイタルネット (株)メディセオ (学)江戸川学園 (学)滋慶学園 トヨタモビリティ東京(株) (公社)東京都助産師会江戸川地区分会
物資	江戸川資源リサイクル事業協同組合 (株)ヤマイチ (株)ライフコーポレーション (株)ローソン (株)アクティオ サミット(株) イオンリテール(株)イオン葛西店 (株)ダイエー (株)イトーヨーカ堂 宮崎石油(株) 生活協同組合コープみらい ライオン(株) NPO法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク (一社)日本福祉用具供給協会 オーケー(株) トヨタモビリティ東京(株) 興亜紙業(株) 東京コンテナ工業(株) (株)トミザワ 王子コンテナ(株)東京工場 王子ネピア(株) アスクル(株) コーナン商事(株) (株)セイエイドーKVSコーポレーション
情報	日本郵便(株)江戸川・小岩・葛西郵便局 (株)エフエム江戸川 消防庁江戸川消防署 国土交通省関東地方整備局 警視庁小松川・葛西・小岩警察署 (株)ジェイコム東京 NTT東日本 (株)ジェイコム東京江戸川局 ソフトバンク(株) 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所 特別区9区(千代田、新宿、文京、墨田、大田、中野、杉並、練馬、足立) 東京都(り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定) (株)ゼンリン ヤフー(株) 東京アンテナ工事(株) (株)ハミングバード 在日本大韓国民団東京江戸川支部 (株)近畿日本ツーリスト首都圏 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 日本旅館協会東京都支部 (一社)全日本ホテル連盟 総合警備保障(株) 国土交通省国土地理院 スカイエステート(株)
食料	東京都麺類協同組合小松川・小岩支部 江戸川区米穀小売商組合連合会 東京都漬物事業協同組合 山崎製パン(株)松戸工場 大塚食品(株)東京支店 江戸川区農業経営者クラブ 大塚製菓(株)東京支店
復旧活動	(一社)東京都自動車整備振興会江戸川支部 江戸川区電設防災協力会 江戸川区機械設備防災協力会 区内土木建築関係業者45社 (株)フジムラ スターツCAM(株) (一社)関東地域づくり協会

第1部 総則

	東京都塗装工業協同組合江戸川支部 (株)村岡組 (一社)江戸川造園緑化協会 NPO法人全日本レッカー協会 東京電力パワーグリッド(株)江東支社
輸送	(一社)東京都トラック協会江戸川支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部 東京都個人タクシー協同組合江戸川第一支部 ヤマト運輸(株)城東主管支店 (株)You ライフ 佐川急便(株) 東京福山通運(株)
トイレ	(株)伸光産業 三和清運(株) (有)福島興産 東京都下水道局東部第二下水道事務所
施設	区内都立高校(7校) 区内都立特別支援学校(2校) ヒノデ第一交通(株) (学)守屋育英学園関東第一高等学校 江戸川区熟年者福祉施設連絡会 (独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部 東京都都市整備局 (株)ニチケアパレス 東京都建設局 トヨタ自動車(株) 関東興業(株) (株)マリンドリーム 東京都住宅供給公社 (株)長崎商事 スターツアメニティー(株) 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合江戸川支部 (株)ケアレジデンス (学)滋慶学園 (医)善千会老人保健施設ヴィット (株)木下の介護 朝日信用金庫 トヨタモビリティ東京(株) 東京東信用金庫 (株)島忠 宗教法人妙勝寺 区内ホテル事業者4社 (株)ザシティ 東亜物流(株) ポアプラス(株) (株)PORT ISLAND ヤマト運輸(株)城東主管支店 (株)アーネストワン 東京都立紅葉川高等学校 南小岩六丁目地区市街地再開発組合 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立大学法人東京芸術大学 東京都公立大学法人 (株)東京レポートセンター 東京都(東京都生活文化スポーツ局所管4施設) コーナン商事(株) (株)Wガーデン
被災者支援	江戸川法曹・調停会 江戸川不動産鑑定士会 東京都理容生活衛生同業組合江戸川支部 東京土建一般労働組合江戸川支部 東京建設従業員組合 首都圏建設産業ユニオン城北支部 江戸川区三療師会 東京都行政書士会江戸川支部 アデコ(株) (株)近畿日本ツーリスト首都圏 (株)パソナ (株)達富 (株)ケアギビング 三和商事(株) ウコウコヤオ(株)
建物被害調査	(一社)東京建築士会江戸川支部 (一社)東京都建築士事務所協会江戸川支部 (一社)江戸川建設業協会 (公社)東京都不動産鑑定士協会 消防庁江戸川・葛西・小岩消防署
給水活動	東京都水道局 東京都 東京都水道局・土地所有者
相互支援	特別区 千葉県市川市 茨城県東茨城郡城里町 千葉県浦安市 新潟県南魚沼市 東京都・区市町村
ボランティア	(福)江戸川区社会福祉協議会 (公財)えどがわボランティアセンター
遺体取扱	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会 (株)東京葬祭 (株)協和木工所

	江戸川仏教会 (有)瑞江セレモ
その他	警視庁小松川・葛西・小岩警察署 (公社)東京都獣医師会江戸川支部 東京都下水道局 (学)千葉学園 東京都建設局

第3章 江戸川区の概況と被害想定

第1節 江戸川区の概況

1 地勢

本区は、東京都の最東端に位置し、面積約49k m²、南北約13km、東西約8kmで、北は葛飾区に接し、南は東京湾に臨んでいる。東は千葉県との県境である江戸川が流れ、西は旧中川・荒川を挟んで墨田区・江東区と対している。区域を流れる河川は7河川45kmに及び、区域の2割近くが水域となっている。

東京東部低地であり、江戸川の河口に発達した厚い沖積地である本区の地盤高は、A.P. - 1.5 ~ + 2.5mと総じて低く、陸域の約7割が満潮位以下の平坦な低地帯となっている。

2 地質

本区の地質は、更新世前期に堆積した上総層群を基盤岩として、この上位に更新世中期～後期に堆積した東京層群及び更新世後期～完新世に堆積した段丘堆積層や沖積層で構成されている。

沖積層は、粘性土層、砂質土層、表土からなり、この沖積層基底の深度は、小岩地区、鹿骨地区で10m以下と比較的浅い地域が見られるほかは、全般に20m以下と深く、中央地区、小松川地区では40m以下と非常に深くなっている。

沖積層中の上部砂層の硬さは、N値(標準貫入試験値)で0～20と砂層としては締まっておらず、地下水位は、地盤面下1.0～2.0m程度となっている。また、地震時における液状化の危険がやや高い地域は、区域の約20%となっている。

3 人口

(1) 人口・世帯・面積

(R5.4.1 現在)

地区別	人口(人)	面積(k m ²)	人口密度(人/k m ²)	世帯(世帯)
区民課	136,884	10.4630	13,083	67,784
小松川事務所	55,755	4.4301	12,585	29,253
葛西事務所	253,454	16.6310	15,240	129,189
小岩事務所	96,899	6.2642	15,469	52,899
東部事務所	91,173	6.5198	13,984	44,475
鹿骨事務所	54,336	4.7779	11,372	26,685
合計	688,501	49.0860	14,026	350,285

(2) 昼夜人口 (令和2年国勢調査による東京都の昼間人口より)

常住人口(夜間人口)	昼間人口	流入人口	流出人口	残留人口 -
697,932	571,717	68,812	195,026	502,906
昼夜間人口比率 ÷ ×100		流入超過人口 -		
81.92		126,214		

4 都市構造

(1) 人口の推移

昭和30年以降の本区総人口の推移を見ると、一貫して増加を続け平成22年度に68万人を超えたが、平成23年度から24年度において初めて減少傾向に転じた。その後、また増加傾向に転じ、令和元年度には70万人を超えている。

なお、区内の平均人口密度（セミグロス）は、14,026人/k㎡となっており、区域全域が人口集中地区（DID）となっている。

(2) まちの形成

本区は、全区的に、住・工・商・農が共存した職住近接のまちを形成している。特に、平井地区・中央地区・船堀地区等では、住工が混在した市街地が形成されており、小岩地区では駅周辺の一部を除き住居系の街並みが広がっている。

比較的農地などの空間地が多く見られた東部地区・鹿骨地区は、都営新宿線の開通等による都市化により、住宅用地とこれに混在する工業用地等に転換され、他地区と同様の様相を呈してきている。これらの工業系土地利用のうちには、小規模ではあるが危険物の集積も見られ、災害時の危険要因となることが考えられる。半面これらの住工共存地域は、災害時に役立つ資機材が豊富なこと、昼間壮年人口が多いことから、災害時の防災応急対策活動が行いやすい地域でもある。

本区は、昭和41年に策定された「江戸川区総合開発基本計画」に基づき、今日までに、区陸域の31%にあたる約1,267haの土地区画整理事業が完了しており、災害に強い街へと生まれ変わっている。

とりわけ、昭和40～50年代にかけて組合施行により実施された南部地区は、東西線の葛西駅、西葛西駅を中心に良好な住環境が形成された。また、都及び区の施行により実施された都営新宿線を中心とした5地区約60haは、防災上安全な街へと生まれ変わった。

更に、既存の道路を生かしながら良好な生活道路網の構築を目指す地区計画が、45地区で決定されているなど、安心して暮らすことのできる災害に強い街づくりが進んでいる。

(3) 中高層建築物

建築物の中高層化の進んだ地域は、震災時の防災活動に特別な配慮が必要となるが、区内で比較的中高層化の進んでいる地域は、鉄道各駅周辺及び一団の中高層団地の存在する地域に限定されており、都心部にみられるような幹線道路沿道の中高層化は顕著ではない。

本区の中高層化率は、21.0%（平成28年度調査）となっており、区部の平均値（30.1%）より低い値を示している。

(4) 防災空間の分布

公共施設・住宅団地内など、面的に緑の多い空間を構成している地域は、中央地区千葉街道北側・葛西地区西葛西駅周辺、南葛西の計画開発地及び東大島駅周辺に見受けられるが、その他は市街地に点在し、面的・線的な構成を見せていない。

一方、避難路を火災から守る街路樹は、道路整備に伴う精力的な植樹により、歩道や緑道等緑の壁が連担している。

また、これらの街路樹を緑豊かな樹木に育てる取り組みを行っている。

(5) 危険物施設の分布

危険物貯蔵所等については、本区が都心と千葉・成田方面を連絡する交通の要衝地にあることを反映して、主要道路沿道に数多くのガソリンスタンドが立地していることが特徴である。

その他の貯蔵所は、葛西地区妙見島、東部地区江戸川沿岸に地域的集積がみられるが、大規

模な貯蔵所はみられない。

しかし、土地利用状況を勘案すれば、平井地区、中央地区の住工混在市街地に散在していると推測される。

(6) 道路

本区には、幹線道路や身近な生活道路など約1,150kmに及ぶ道路があり、道路率は約23%(区陸域比)と比較的高い。一方、都市の骨格を形成する都市計画道路は、延長129kmのうち、令和5年4月時点で79%にあたる102kmが完成しているが、放射線や環状線が概ね完成しているのに対して区内各地域を連携する補助線等の完成率が72%という状況である。

そこで、災害に強い街づくりを更に進めるため、平成元年度より区施行による都市計画道路の整備に取り組んでおり、国1路線約1.2km、都3路線約2.0kmとともに、現在7路線約9.5kmの事業を進めている。

(7) 木造建物

地域の延焼危険要因となる木造比率が高い地域は、中央地区船堀街道西側(東小松川地区)や小岩地区東南部、東部地区南部(今井地区)等の古くからの住宅地と、中央地区環状七号線沿道や鹿骨地区のような市街地化が進行中の地域である。

これらの地域の大部分は、建ぺい率の特に高い地域と重複していないが、平井地区・松島地区・小岩地区南部では重複がみられ、延焼の危険性が特に高い地区となっている。

(8) 公園

空地として、災害時の避難機能や延焼遮断機能を有する公園・緑地は、江戸川・荒川の河川敷の他、大島小松川公園・篠崎公園・宇喜田公園・総合レクリエーション公園・葛西臨海公園がある。その他、小規模公園の整備も進んでいる。

また、せせらぎが流れ、緑が連なる親水公園や親水緑道は、小松川・平井地区を除く区内全域に広がっており、23路線約27.3kmが完成している。親水公園や親水緑道は、避難路や延焼遮断帯としての効果が期待できるほか、身近な消防水利として活用することができる。

(9) 河川・下水道

周辺を大河川に囲まれた本区では、昭和30年~40年代にかけて実施された河川改修事業や外郭堤防整備により、外水に対し一定の安全度は得ているが、低地帯である本区にとっては、更なる堤防強化が必要である。

一方、内水対策の決め手として推進した公共下水道の整備は、平成7年3月末で普及率概成100%を達成しており、水害に強い街へと生まれ変わっている。

第2節 地震被害の想定

東京都防災会議は、東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づいて「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した（令和4年5月25日公表）。

区では、この地震の中から江戸川区が最大の被害となる「都心南部直下地震」を、地域防災計画の前提条件として位置付ける。

なお、津波については、「南海トラフ巨大地震」を前提とする。

1 想定地震

被害想定的前提条件は、以下のとおりである。

地震発生の時刻は冬5時、冬12時、冬18時、風速は8m/s、風速は4m/sの条件で設定している。

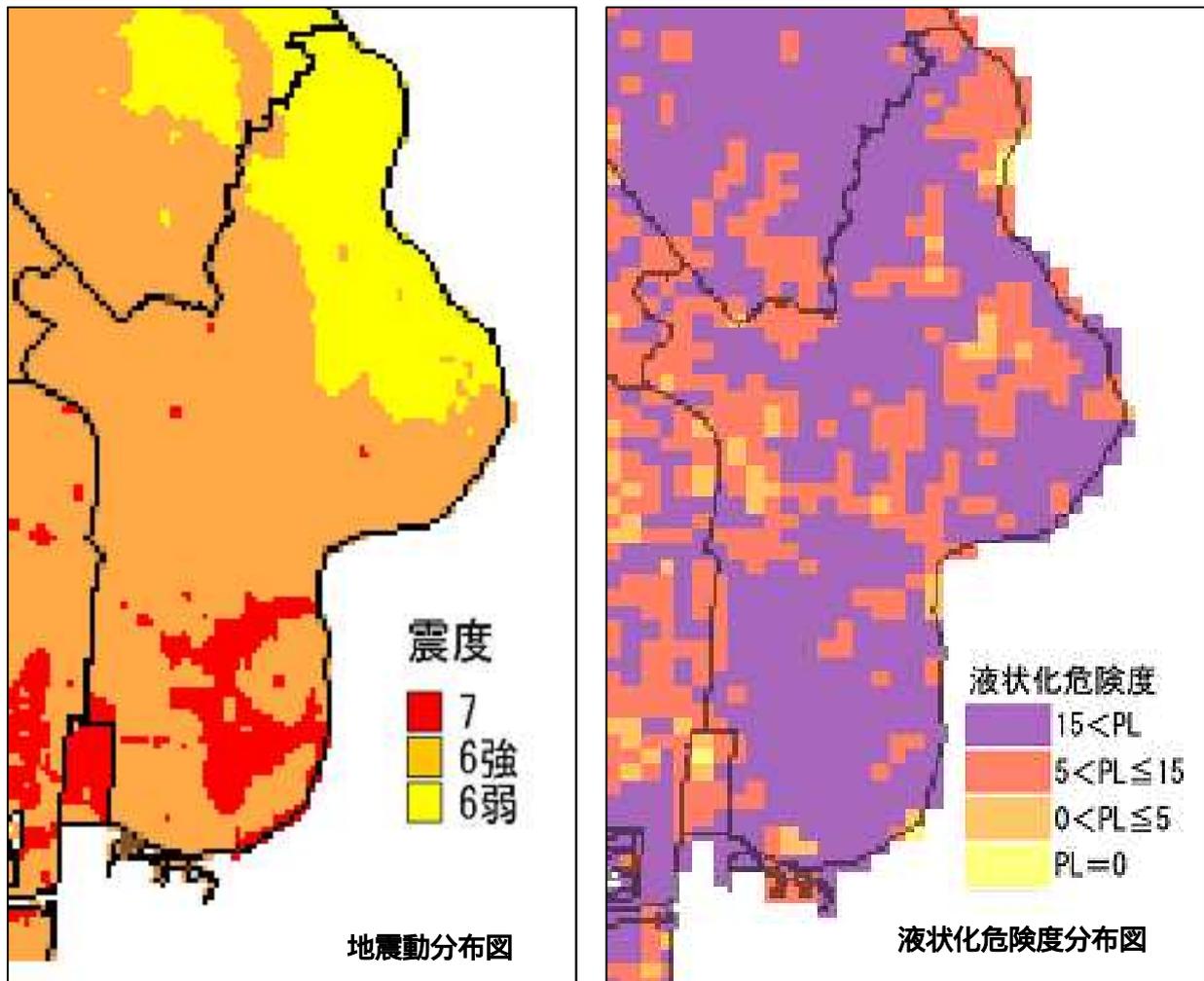
被害想定的前提条件

地震の種類	都心南部直下地震 (首都直下地震)	南海トラフ巨大地震 (海溝型地震)
震源	区部の南部	南海トラフ沿い
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード9クラス
地震発生の時刻	冬18時 風速8m/s (冬5時・冬12時、風速：8m/s、風速は4m/sでも算定)	
津波	-	区内最大T.P.+2.24m

2 地震動・液状化

地震動は、ほとんどの区域が震度6強、北東部が震度6弱、南部の一部に震度7の揺れが想定された。

液状化危険度は、ほぼ全域で「液状化危険度が高い」と想定された。



3 津波

水門開放の条件では、葛西臨海公園付近で最大の津波高が T.P.+1.92mになり、中葛西周辺の一部が浸水する。一方、水門を閉鎖の条件では、浸水区域はないものの、区内において満潮時、最大で T.P.+2.24mの津波高が予測された。

4 物的・人的被害

都心南部直下地震が冬 18 時、風速 8m/s の条件下（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪ケース）で発生した場合、死者 582 人、建物全壊 6,656 棟、焼失 14,421 棟の大きな被害が発生する。

都心南部直下地震による主な被害

建物全壊棟数	6,656 棟
焼失棟数	14,421 棟
死者	582 人（うち要配慮者 411 人）
負傷者	6,713 人（うち重傷者 1,106 人）
閉じ込めにつながり得るエレベータ 停止台数	976 台
自力脱出困難者	2,444 人
避難者	284,088 人
帰宅困難者	46,192 人

第1部 総則

項目	単位	都心南部直下地震						
		冬・早朝、風速4m	冬・早朝、風速8m	冬・昼、風速4m	冬・昼、風速8m	冬・夕、風速4m	冬・夕、風速8m	
夜間人口	(人)	697,932	697,932	697,932	697,932	697,932	697,932	
昼間人口	(人)	561,479	561,479	561,479	561,479	561,479	561,479	
面積	(km ²)	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	
震度別面積率	5強以下	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6弱	(%)	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	
	6強	(%)	67.9	67.9	67.9	67.9	67.9	
	7	(%)	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	
建物棟数	計	(棟)	132,409	132,409	132,409	132,409	132,409	
	木造	(棟)	96,930	96,930	96,930	96,930	96,930	
	非木造	(棟)	35,480	35,480	35,480	35,480	35,480	
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	6,656	6,656	6,656	6,656	6,656	
	ゆれ	(棟)	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	
	液状化	(棟)	286	286	286	286	286	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	13,867	13,867	13,867	13,867	13,867	
	ゆれ	(棟)	11,872	11,872	11,872	11,872	11,872	
	液状化	(棟)	1,995	1,995	1,995	1,995	1,995	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	
うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	(棟)	3,381	3,381	3,381	3,381	3,381	
	ゆれ	(棟)	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	
	液状化	(棟)	711	711	711	711	711	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	
火災	出火件数	(件)	29	29	38	38	62	
	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	3,911	4,830	6,260	7,708	12,528
		倒壊建物を含まない	(棟)	3,724	4,604	5,947	7,330	11,878
人的被害	死者	計	(人)	497	520	313	341	527
		ゆれ建物被害	(人)	380	380	173	173	248
		屋内収容物	(人)	19	19	13	13	14
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0
		火災	(人)	98	120	125	154	259
		ブロック塀等	(人)	0	0	1	1	6
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0
	負傷者	計	(人)	7,111	7,213	5,389	5,516	6,475
		ゆれ建物被害	(人)	6,236	6,236	4,477	4,477	4,810
		屋内収容物	(人)	450	450	329	329	335
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0
		火災	(人)	410	513	533	659	1,120
		ブロック塀等	(人)	15	15	50	50	209
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	1
うち重傷者	計	(人)	970	999	760	796	1,040	
	ゆれ建物被害	(人)	750	750	520	520	573	
	屋内収容物	(人)	100	100	72	72	73	
	急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	
	火災	(人)	115	143	149	184	313	
	ブロック塀等	(人)	6	6	20	20	82	
	屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	
要配慮者	死者数	(人)	351	367	221	241	372	
避難者	発生数	(人)	238,780	242,473	248,217	254,035	273,379	
帰宅困難者	発生数	(人)	-	-	46,192	46,192	46,192	
都内滞留者	発生数	(人)	-	-	514,675	514,675	514,675	
閉じ込めにつながるエレベーター	停止台数	(台)	879	888	899	912	951	
自力脱出困難者	発生数	(人)	3,217	3,217	2,241	2,241	2,444	
災害廃棄物	重量	(万t)	196	198	201	204	215	
ライフライン	電力	停電率	(%)	15.3	15.8	16.6	17.5	20.1
	通信	不通率	(%)	3.3	4.0	5.1	6.2	9.6
	上水道	断水率	(%)	55.9	55.9	55.9	55.9	55.9
	下水道	管きょ被害率	(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
	ガス	供給停止率	(%)	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6
物資	食料(万食)	～3日目	(万食)	71	74	78	83	97
		4～7日目	(万食)	208	211	217	222	241
	飲料水(万L)	～3日目	(万L)	130	131	132	134	139
		4～7日目	(万L)	331	331	331	331	332
	毛布	必要量	(万枚)	32	32	33	34	36

第3節 水害の想定

1 外水氾濫

江戸川区では、明治43年東京大洪水、大正6年高潮、昭和22年カスリーン台風など、かつて大規模な水害が発生していた。その後、堤防等の治水施設の整備が着実に進められてきたことなどから、一定程度の洪水・高潮には対応できるようになってきている。

しかしながら、治水施設等は未だ整備途上であり、利根川や荒川において戦後最大の洪水である昭和22年のカスリーン台風級の洪水が再び発生した場合、仮に当時と同じ決壊場所にあたる現在の埼玉県加須市（旧大利根町）で堤防が決壊すると、本区まで広範囲に及び大規模な水害が発生するおそれがある。

更に、近年、地球温暖化による大雨の頻度の増加、台風の大型化や海面水位の上昇などにより、実際に大きな被害が全国で発生している。

本計画では、平成27年の水防法改正により各管理者から公表された想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び高潮浸水想定区域図に基づき、区内陸域の大部分が浸水し長期間浸水する地域が広範囲に及び被害想定を前提とする。

2 内水氾濫

江戸川区では、台風による浸水被害からまちを守るために、排水機場や下水道の整備に力を注ぎ、現在では区内浸水被害は大幅に軽減された。

しかし、最近では台風以外にも時間100mmを超えるような集中豪雨が多発し、また市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、下水道に施設許容量を超える大量の雨水が流れ込むようになり、下水道で処理しきれない雨水によって道路や建物などが水に浸かる都市型水害と言われる浸水被害が都内では発生している。

本計画では、東京都想定平成12年9月の東海豪雨相当の降雨が江戸川区内に降った場合の浸水の被害想定を前提とする。

3 複合災害

東日本大震災では、これまでの想定を超える規模の巨大地震となり、大津波を発生させるなどの複合的被害をもたらし、その被害は甚大なものとなった。

江戸川区でも首都直下地震の被害想定や異常気象による大雨の頻発化を踏まえると更なる安全対策が必要であり、地震による建物倒壊や大規模火災、津波、高潮、洪水が連続的に生起する複合災害の対策が求められている。

本計画は、江戸川区の地勢を鑑み、地震発生後に超大型台風が襲来し、台風による高潮及び洪水により、多数の区民が避難する前に被災し、応急もままならない状況で堤防が複数地点で決壊し、濁流によって死傷者や溺死者が多数発生する被害想定を前提とする。

なお、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波については、東京都の被害想定（R4.5）で江戸川区の最大津波高は、満潮時でも南海トラフ巨大地震（M9クラス）による津波高（T.P.+2.24m）であり、東日本大震災時に東北地方を襲ったような大きな津波にはならないとされている。よって、津波単独では、江戸川区内の堤防の高さが最低4m以上あるため、堤防や水門等に損傷がない限り、浸水箇所は堤外の河川敷と想定される。

第 1 部 総則

第2部 予防計画

第1章 区民と地域の防災力向上

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署、 東京電力パワーグリッド(株)、 東京ガスネットワーク(株)、 NTT東日本(株)
第2節 地域による共助の推進	危機管理部、生活振興部、 教育委員会事務局	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署
第3節 消防団の活動体制の強化		江戸川・小岩・葛西消防署、 江戸川・小岩・葛西消防団
第4節 事業所による自助・共助の強化	危機管理部、環境部	江戸川・小岩・葛西消防署
第5節 ボランティア活動との連携	危機管理部、福祉部、 文化共育部	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財) えどがわボランティアセンター、 江戸川・小岩・葛西消防署
第6節 区民・行政・事業所との連携	危機管理部、生活振興部	

自助・共助の役割

区民	・地域の自主防災活動への参加に関すること
自主防災組織等	・地域の自主防災活動の推進に関すること
事業所等	・事業所の自主防災活動の推進に関すること ・地域の自主防災活動への参加に関すること

第1節 区民による防災力向上

1 自助としての備え

区民は、以下に掲げる措置をはじめとする「自らの生命は自らが守る」ための必要な防災対策を推進する。

区民の防災対策

自宅等の耐震性及び耐火性の確保

日頃からの出火の防止

消火器、住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の準備

家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止

ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策

飲料水(1日1人3リットル目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレ等の準備

災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認

都や区及び地域が自主的に行う防災訓練や防災事業への積極的な参加

町・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力

要配慮者家庭における、住民組織・消防署・交番等への情報提供

避難所、避難場所、避難経路及び緊急医療救護所等の確認、体験の実践

第2部 予防計画

過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2 防災意識の啓発

地震災害による被害の軽減、被害の拡大防止のためには、防災関係機関職員はもちろん、区民もまた食料や飲料水の確保、家庭内の安全対策等、自らの予防処置を講じるとともに、震災時に落ち着いて適切な行動が取れるようにする必要がある。

そのために、区は、区民一人ひとりが発災時の適切な行動の必要性を正しく認識できるよう、常に防災意識の普及・啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに区民がお互いに連携して災害に対応できるネットワークづくりを進める。

防災意識の啓発等を推進する際には、性別による視点の違いや性の多様性に配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。また、災害対応や防災の政策決定するプロセスへの女性の参画推進は重要な課題となっており、ジェンダーの視点に立った災害リスク削減を実現し、政策立案・計画・実施へのプロセスへの女性の参画を推進する必要がある。そのため、区は防災会議においては学識経験のある女性委員を積極的に任用し、女性の参画を推進していく。

(1) 区による広報

広報えどがわ等による普及啓発

広報えどがわや江戸川区公式ホームページに随時防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災パンフレットを作成し配布する。

動画等による普及啓発

防災動画・防災スライド等によって、防災知識の普及を図る。

防災講演会等による啓発

町・自治会・事業所等を単位として、きめ細かな防災講演会等を随時実施し、防災知識の普及啓発を図る。

報道による普及啓発

区地域防災計画・水防態勢などを報道機関に発表し、区民の防災に対する知識を広める。

(2) 警察署による広報

都・区と一体となり、広報媒体の効果的活用など、広報手段に創意工夫し、区民の防災意識の高揚に努める。

広報内容

ア 事前に区民等の取るべき措置

イ 地震発生時の対応措置

ウ 事業所の地震対策

広報手段及び方法

ア 自主防災組織、町・自治会等を通じての区民への働きかけ

イ 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ

ウ 事業所等に対する積極的な働きかけ

エ 各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等警察活動を通じての広報活動

オ 防災相談コーナーの設置

(3) 消防署による対策

「地震に対する10の備え」、「地震 その時10のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」等、防災に関する広報を通じて防災意識の啓発を図る。

消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進

を図る。

「はたらく消防の写生会」の開催、「防火防災標語」の募集及び「地域の防火防災功労賞制度」の活用等により防火防災意識の啓発を図る。

「防火防災診断」(要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと)を通じて防火防災意識の啓発を図る。

(4) 東京電力パワーグリッド(株)による広報

災害時に取るべき電気関係の措置や区民が行う事前の備え、感電事故防止などについてパンフレットを発行し、防災意識の高揚を図る。

(5) 東京ガスネットワーク(株)による広報

区民及び他工事関係会社等に対し、ガスの安全知識の普及を推進する。また、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得よう広報活動を実施する。

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター(マイコンメーター)復帰ビデオ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

(6) NTT東日本(株)による広報

パンフレットの配布及び「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板 web 171」のマニュアル配布とPRを行う。

3 防災教育・防災訓練の充実

消防署による対策

VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した防火防災訓練を推進する。

救命講習や応急救護訓練を実施し、住民の応急救護に関する技能の向上を図る。また、一定の応急手当技能を有する住民に対する技能の認定を行う。

幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。

女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの活動を支援する。

4 外国人支援対策

(1) 外国人への防災教育

区は、多言語(英語、中国語、韓国語、ヒンディー語、やさしい日本語)に対応した防災動画を江戸川区公式ホームページに掲載し、外国人の防災意識の高揚を図る。あわせて、都が作成する防災に関する動画を活用し、地域のイベントや外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。

また、東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

(2) 外国語表記

区は、消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。

(3) 防災訓練の参加

区は、東京都防災(語学)ボランティアの協力等のもと、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

第2節 地域による共助の推進

1 自主防災組織の育成・強化

区、消防の防災関係機関は相互に連携を取りながら、町・自治会を基盤とする自主防災組織の育成支援・強化を図る。

(1) 防災講演会等の実施

自主防災組織の育成・強化を図るため、町・自治会を対象に防災講演会を実施し、「自主防災組織の必要性・自主防災組織の構成とその役割」について、普及啓発を図り、区民による防災組織の自主性を最大限に尊重しつつ、その組織を育成支援し強化を図る。

(2) 自主防災組織の育成

平常時の機能がそのまま非常災害時にも機能し得るように、概ね次のような編成基準に基づき育成する。

自主防災組織の主な編成基準

役割分担	平常時	災害時
広報部	防災意識の普及・高揚	情報の収集、伝達・広報活動
防火部	出火防止の徹底	出火防止、初期消火活動
救護部（警防部）	救出・救護及び町内警備	救急救護活動、避難誘導、町内の警備・防犯、危険箇所の警戒
調達部	物資・器材の調達、備蓄・保守管理、防災資材のあっせん	救助物資の配分活動、炊き出しに対する協力

自主防災組織に対する技術的指導を推進し、震災時に有効に機能する組織的活動力の向上を図る。

ア 出火防止及び初期消火体制の指導

イ 初期消火訓練の指導

ウ 応急救護訓練の指導

エ 救出・避難訓練の指導

(3) 自主防災組織の活性化

消防署は、区、消防団等と連携し、次の対策により自主防災組織の活性化を図る。

軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策の指導

初期消火マニュアルを活用した自主防災組織等への指導

自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会の開催

2 避難所運営協議会の活動

区立小・中学校等に、区民、学校、区で構成する避難所運営協議会を設置する。

町・自治会を基盤に結成された自主防災組織は、その避難所運営協議会の活動に積極的に参加・協力し、災害発生時に自主的な避難所運営ができるよう努める。（第3部対応態勢 第3節 2(4)参照）

3 地区防災計画の作成

(1) 計画の作成・提案

地区居住者等は、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、区防災会議に対し区地域防災計画に定めるよう提案することができる。

区防災会議は、提案があった場合、地域の自主的な防災活動に関する計画の内容を尊重し、必要に応じて区地域防災計画にその一部または全部を定める。

(2) 作成・運用の支援等

区は、災害に強い都市づくりに際し、地区居住者等による計画作成の促進を図る。また、地区居住者等から計画作成及び計画に基づく訓練等の相談を受けた場合、助言を行う。

第3節 消防団の活動体制の強化

区にある消防団は、3消防団26分団で団員定数は1,100名であり、消防団の施設には、消防団活動の拠点となる分団本部施設があり、可搬ポンプ、無線通信機、消防器具及び個人装備品等が備えられている。

区及び消防署は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、次の取組により消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

(1) 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。

また、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。

(2) 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。

(3) 入団教育や教育訓練を推進し、災害活動能力、安全管理能力及び応急救護技能の向上を図る。また、消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効活用できるよう訓練を推進する。その一方で、消防団の活動等に係る自主学習教材を活用するなど、消防団員の仕事や家庭との両立を図る。

(4) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

(5) 区民に対する防火防災訓練を通じて消防団と区民との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

第4節 事業所による自助・共助の強化

事業所が使用している火気や危険物等は、一般家庭よりも規模が大きく、それだけ発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。

そこで、事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事業所は防災計画を樹立するとともに、各種訓練指導を通して防災行動力の向上を促進し、震災時には、事業所独自で行動できるよう事業所の自主防災体制の強化を図る。

1 事業所の防災計画

(1) 防火管理者の選任を要する事業所

事業所は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画を定め、自主防災体制の充実強化を図る。

ア 震災に備えての事前訓練

イ 震災時の活動訓練

ウ 施設再開までの復旧計画

第2部 予防計画

事業所は、東京都震災対策条例施行以前に地震対策を盛り込んでいる消防計画について、告示で定める事項と適合するよう見直し、変更を届け出る。

消防署は、小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、事業所は作成する。

(2) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設（6業種 32事業所）を管理する事業所は、事業所防災計画を作成する。

(3) 自衛消防隊活動能力の充実・強化

事業所は、震災を想定した自衛消防訓練を推進し、次により自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、東京都火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有するものを配置することを義務付けられている。

震災時には、これらの一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導や救命講習会の受講を推進する。

自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時にも有効なバール、その他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(4) 地域防災の充実

事業所も地域住民の一員であるという認識に立ち、自主防災組織及び事業所相互の協力、連携体制の推進を図る。

(5) 事業所防災訓練の指導

事業所は、自衛消防隊が地震時において、迅速、的確な行動を行えるよう、消防計画または事業所防災計画に基づき各種防災訓練を実施する。

(6) 事業所と自主防災組織の連携

都及び区は、事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。

都及び区は、自主防災組織と地元事業所間で簡易救助器具利用の協定を締結した事例を紹介するなど啓発に努め、関係者への協定締結の働きかけを行う。

2 危険物施設の防災組織

(1) 高圧ガス関係防災組織

高圧ガスには、爆発性、可燃性、毒性の特徴があるため、震災時の高圧ガス対策は、専門的な知識や技術、特殊な防災資器材を必要とするため、消防・警察と高圧ガス関係業界が相互に効果的な応援活動を行うことができる体制を確立する。

(2) その他の危険物施設の防災組織

危険物施設は災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第5節 ボランティア活動との連携

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、清掃や炊き出し、物資の仕分けなど、特別な知識や経験、資格を要しない「一般ボランティア」と、医師や通訳、応急危険度判定員などの専門的知識や特定の資格を有する「専門ボランティア」に分類できる。

ボランティア活動の種類

一般ボランティア	専門ボランティア
炊き出し活動	医師・看護師等の医療関係従事者
救援物資の仕分け・配給	外国語・手話の通訳者
避難所運営のサポート	建物の応急危険度判定
要配慮者の介護	被災宅地危険度判定
その他被災地での作業	その他専門的知識を要する分野

2 ボランティア等の育成・連携

(公財)えどがわボランティアセンターは、平常時よりボランティア団体などとの情報交換に努め、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう必要な環境整備に努める。

(1) ボランティアネットワークの構築

既存のボランティア団体が平常時の組織を基盤に災害時にも様々な活動ができるよう、連携・協力のネットワークを構築する。

(2) 災害ボランティアセンターボランティアスタッフの養成

災害ボランティアセンターの運営に必要な知識を身に付けたボランティアスタッフの養成に努める。

(3) ボランティア活用体制の整備

江戸川区災害ボランティアセンターの開設時の運営やコーディネートについて、(福)江戸川区社会福祉協議会と連携した訓練を実施するなどして、ボランティアの効果的な活用体制を整備する。

3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

消防署は、東京消防庁管下で震度6弱以上の地震が起きた際や、大規模な自然災害や事故が発生した際に、消防署の支援を行う東京消防庁災害時支援ボランティアと連携する。

4 交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大地震等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」を運用している。交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応強化を図る。

第6節 区民・行政・事業所等の連携

区及び関係防災機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、消防団、災害時支援ボランティアと協働した救命講習会の推進及び区民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

1 防災教育・訓練の充実

災害が発生した場合、地域における防災活動が迅速に実施できるよう、日頃から災害を想定した総合防災訓練などを積み重ねておく。また、防災関係機関相互及び区民との支援・協力体制の確立や各応急対策計画の実効力確保のため各種訓練の充実・強化に努める。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関並びに区民相互の協力体制の緊密化を図り、併せて、区民の防災意識を高めることを目的として、法に基づき、地震災害を想定した総合的な防災訓練を実施する。

実施時期

原則として年1回実施する。

実施内容

江戸川区防災会議において要領等を定める。内容については、概ね次のような項目を含むものとする。

訓練項目

ア 初期消火活動	イ 都市ガス施設・電気施設・通信施設の応急復旧活動
ウ 火災消火活動	エ 救助・救出・医療救護活動
オ 避難の指示・誘導	カ 救援物資の輸送及び配分活動
キ 給水活動	ク 炊き出し

(2) 地域防災訓練

自主防災組織の結成された町・自治会については、区、警察、消防の防災関係機関が相互に連携して指導し、地震災害を想定した地域訓練を、単一または複合して実施することで、その組織の充実に努める。

災害に強いまちづくりと被害の軽減を図るため、「1世帯1名の訓練体験」・「自主防災組織と事業所との連携」及び「地域の防災指導者の育成」を基本に防災訓練を推進する。

出火防止、初期消火、避難及び応急救護訓練等、実践的な体験訓練を重点に推進し、防災行動力の向上を図る。

事業所も地域住民の一員であるという認識に立って、自主防災組織と事業所との連携による訓練を推進する。

防災関係機関との連携のもとに、地域の防災指導者の育成を図る。

地域の防災コミュニティを確立するとともに、区民の相互支援ネットワークづくりを進め、災害時に区民が協力し、助け合える仕組みづくりを推進する。

将来の防災の担い手を育成するため、中学生や高校生、大学生を対象に軽可搬消防ポンプまたは、スタンドパイプによる放水訓練をはじめ普通及び上級救命講習の受講を推進する。

第2章 防災都市づくり

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 安全な都市づくり	都市開発部、土木部、環境部	都都市整備局、都建設局
第2節 建築物の耐震化・安全対策	都市開発部、土木部	都都市整備局
第3節 液状化・長周期地震動への対策	都市開発部、土木部	都都市整備局、都下水道局、江戸川・小岩・葛西消防署
第4節 出火・延焼等の防止	危機管理部、健康部、教育委員会事務局	江戸川・小岩・葛西消防署

自助・共助の役割

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の耐震診断、耐震化、室内落下物防止対策等に関すること ・家庭の出火防止に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火体制の構築、初期消火訓練に関すること
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の出火防止、落下物防止対策等に関すること ・自衛消防隊の構築に関すること ・危険物施設の防災施設の整備に関すること

第1節 安全な都市づくり

1 災害に強い都市づくりの推進

(1) 防災都市づくり推進計画

区は都と連携して、「燃えない」「倒れない」震災に強い都市の実現に向けて、「防災都市づくり推進計画」で、整備地域及び重点整備地域を指定し、震災の予防、震災時の被害の拡大防止の観点から、延焼遮断帯の整備、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化、緊急輸送道路の機能確保など、防災都市づくりに関する諸施策を展開する。

区内では、平井、松島・新小岩駅周辺及び南小岩・東松本の3地域が整備地域に指定されており、これらの地域においては、より緊急性の高い地域から各種の事業制度を活用し、災害に強いまちづくりを推進する。

更に、平成23年3月の東日本大震災の未曾有の被害や首都直下地震等の被害想定、異常気象による大雨の頻発化などを踏まえると、更なる安全対策と一層の備えをしなければならない。地震による建物倒壊や大規模火災、そして、地震・洪水・高潮などが連続的に発災する複合災害への対策も急務である。

(2) 都市計画道路の整備

道路は、震災時において円滑な避難、救援・救護及び復旧活動等の交通路だけでなく、火災の延焼防止帯になるなど重要な役割を持つ。

そのため、他の市区とも連絡する広幅員幹線道路（放射16号線、補助143号線、補助286号線）の整備を促進して、道路網の多重化を図るとともに、沿道の不燃化など防災効果を高める都市計画道路の整備を進め、併せて電線類の地中化を促進していく。加えて、広域的な道路ネットワークの形成とともに、災害時の避難路や緊急物資輸送路としても架橋が必要な都県境橋梁3橋（放射16号線、補助143号線、補助286号線）の早期整備に向け、東京都・千葉県などの関係機関と調整を進める。

(3) 木密地域不燃化10年プロジェクト

区は都と連携して、木造住宅密集地域の整備を更に加速させるため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を実施する。特に重点的・集中的に改善を図るべき地区である南小岩七・八丁目周辺地区、松島三丁目地区、平井二丁目付近地区及び南小岩南部・東松本付近地区を不燃化特区に指定し、連携して不燃化を強力に推進する。また、都で推進する整備地域の防災性を向上させる都市計画道路である特定整備路線には、補助142号線、補助143号線、補助144号線があり、平成26年度から事業に着手している。

なお、木密地域不燃化10年プロジェクトは、令和3年3月31日に終了しましたが、具体的な施策のうち、不燃化特区制度の活用と特定整備路線の整備については、取組を5年間延長し、引き続き、整備地域の防災性の向上を強力に進めていく。

(4) 防災再開発促進地区

区は都と連携して、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成9年法律第49号)に基づき、防災上危険な密集市街地の整備を総合的に推進するため、「防災再開発促進地区」を指定し、防災再開発の方針を定め、整備を図る。

(5) 防災活動拠点の形成

新たに建設される区役所本庁舎(以下「新庁舎」という)船堀四丁目地区市街地再開発事業で整備する複合用途建築物(以下「複合施設」という)タワーホール船堀の3つの施設をまとめて「防災活動拠点」として位置づけ、周辺から高い視認性のある建物群を形成し、高台まちづくりを牽引する拠点として早期実現を目指す。防災活動拠点の各施設には以下の機能を確保する。

- ・新庁舎：災害対応の中核としての機能
- ・複合施設：待避スペース等の機能
- ・タワーホール船堀：待避スペース、復旧・復興支援等の機能

また、新庁舎、複合施設、タワーホール船堀が一体となって防災活動拠点としての役割を發揮できるよう、具体的な役割分担や機能配置を進めるとともに、これらを結ぶ歩行者デッキ等の非浸水動線を確保する。さらに、防災活動拠点と高台まちづくりエリアを結ぶ歩行者デッキ等の非浸水動線のネットワークを確保することで、建物群による高台まちづくりの実現を図る。

なお、浸水しても防災活動拠点としての機能を発揮するとともに業務を継続することができるよう、電気設備や機械室、窓口機能などは浸水階への配置を避け、防水扉や止水板の設置、雨水貯留槽の設置を進める。また、情報発信機能や物品面の充実、エネルギー源の多重化・強靱化への取組、非常用給水や汚水設備の導入検討、防災備蓄倉庫の設置を進める。

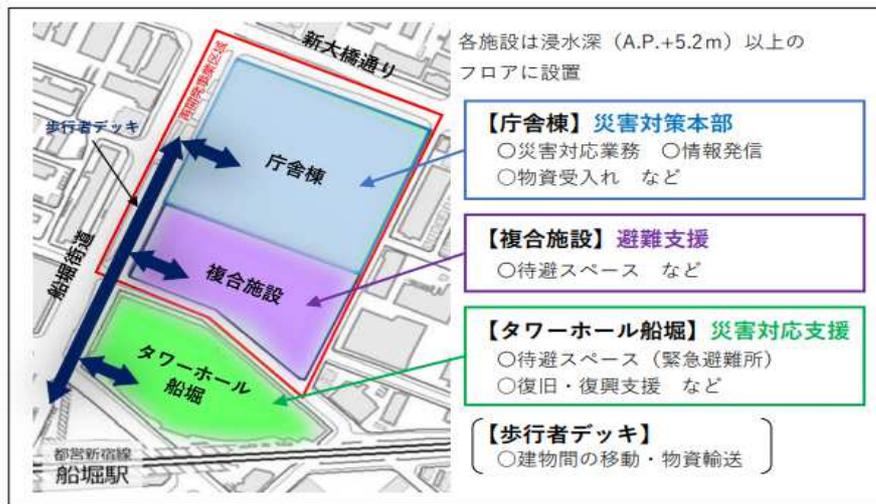


図 防災活動拠点のイメージ

2 安全な市街地の整備と再開発

(1) 市街地再開発事業

区は、都と連携して木造建物が無秩序に密集し、道路が狭く住宅や商工業が混在した地域において、建築物の不燃中高層化、土地の高度利用化を図るとともに、公園や道路等の公共施設を一体的に整備して、広いオープンスペースの確保に努めていく。

また、基盤未整備や低未利用な既成市街地において、土地の合理的な高度利用を図り、安全で快適なまちづくりを進めるための市街地再開発事業等を促進する。なお、その際、地域特性や事業規模に合わせた防災施設（帰宅困難者の一時滞在施設等）の充実を図る。

本区では、これまで市街地再開発事業等の共同化事業を実施しており、現在、南小岩七丁目西地区が事業完了、南小岩六丁目地区、平井五丁目駅前地区及びJR小岩駅北口地区が事業中、南小岩七丁目地区と船堀四丁目地区が事業化準備中である。

(2) 土地区画整理事業

都及び区は、区民が安全で安心して暮らせ、快適に住み続けられるまちをつくるため、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図る土地区画整理事業を推進する。また、江戸川沿川の篠崎公園地区では、高規格堤防整備と一体となった防災性の高い良好な市街地環境の創出に取り組んでいる。

本区では、これまでの組合施行・東京都施行・区施行により約1,267haに及ぶ区域が完成し、現在、3地区13.8ha（南小岩七丁目、上篠崎一丁目北部、東葛西九丁目）で事業中であり、1地区約4.8ha（篠崎駅西部）で事業化準備中である。

3 その他の防災まちづくり

(1) 地区計画制度の推進

区は、災害に強く、安全で快適な都市づくりを推進するために、区民と行政が話し合って地区のまちづくり計画を定める手法を用いて、各種事業との組み合わせにより安全で快適に住み続けることができるまちづくりを実現する。

(2) 「住宅等整備事業における基準等に関する条例」による指導・誘導

区は、一定規模以上の開発や建築に対し、「住宅等整備事業における基準等に関する条例」に基づき、防災施設の整備等の指導・誘導を図る。

主な整備基準

<p>適用対象</p> <p>ア 共同住宅等：敷地面積 300 m²以上または3階かつ10戸以上若しくは一団の土地に40戸以上</p> <p>イ その他の建築物：敷地面積 300 m²以上</p> <p>ウ 戸建開発：一団の土地に1以上の戸建て住宅を含む3区画以上</p> <p>エ 墓地の新設</p> <p>防災施設</p> <p>ア 防災貯水槽：共同住宅50戸以上100戸未満、若しくは3,000 m²以上の戸建開発は40 t 槽以上、100戸以上は80 t 槽以上を設置</p> <p>イ 備蓄倉庫：共同住宅50戸以上若しくは事務所等3,000 m²以上は10 m²以上を設置し、ポート1槽、災害用仮設トイレ3台及び担架1台を配備する。</p> <p>ウ 仮設トイレ用マンホール：共同住宅50戸以上若しくは事務所等3,000 m²以上は3箇所以上設置する。</p> <p>エ 飲料水：共同住宅50戸以上若しくは事務所等3,000 m²以上は居住者等1人1日あたり3リットルの飲料水を3日以上備蓄、または災害用浄水化装置を配備、若しくは受水槽を設置するよう努める。</p> <p>排水施設等</p> <p>共同住宅50戸以上若しくはその他の建築物3,000 m²以上は、雨水流出対策量に応じた雨水貯留施設を整備</p> <p>環境空地</p> <p>敷地面積から建築面積を差し引いた空地に対し、用途地域や事業区域面積に応じた一定比率の環境空地を設置</p> <p>道路等</p> <p>細街路に隣接している場合は、今後4 m以上に確保されるように事業区域内を道路状に整備</p>

(3) 都市防災不燃化促進事業

区は、都が定める防災都市づくり推進計画の方針において避難地、避難路、延焼遮断帯の整備が必要な木造住宅密集地内のうち、都市防災不燃化促進事業の特定整備路線（補助142号線、補助143号線、補助144号線）及び不燃化特区の重点整備地域である南小岩南部・東松本付近地区における補助285号線（南小岩）の沿道30mの区域を「不燃化促進区域」として指定し、火災時の安全な避難路を確保するとともに、火災の燃え広がりを防ぐための延焼遮断帯の整備を進める。

また、不燃化促進区域内での耐火建築物の建築費を一部助成することにより耐火建築物への建替促進を図る。

4 防災空間の確保

(1) 公園等の整備

区内の公園充足率¹は84.5%（令和4年4月）であり、まだ公園不足地域²が存在している。区は、公園不足地域の解消に向けた公園等の整備に取り組む。区民の憩いの空間として、また、震災時の延焼遮断帯や避難場所、防災活動の拠点として、公園の新設・拡充や維持管理

に努める。

また、都立篠崎公園・宇喜田公園については、本区の緑の拠点であるとともに、震災時のみならず水害時の避難場所・防災拠点として機能する高台化を含めた公園整備の早期実現を都に要請する。

- 1 公園充足率：概ね徒歩5分以内に公園がある地域の面積比率
- 2 公園不足地域：概ね徒歩5分以内に公園がない地域

(2) 親水公園・緑道の整備

阪神・淡路大震災では、街路樹が建物倒壊防止や火災の延焼防止に大きな効果を上げた。

また、親水公園や親水緑道の水は、水道断水時の消火用として重要な消防水利となる。

区では、地形的特徴を活かし、水と緑の環境整備を精力的に推進してきたところであるが、防災機能に着目し、水と緑のネットワークと防災空間の確保を一層推進する。

(3) 農地の保全

市街化区域における農地は、区民に潤いや安らぎを与える貴重な環境資源であるばかりでなく、震災時における火災の延焼防止や一時集合場所、被災者への生鮮野菜の供給など、防災機能上重要な役割を果たすものである。本区は農地を保全し、長期・安定的に営農できるよう、生産緑地の指定など、保全・育成を積極的に展開する。

(4) 細街路の拡幅

幅員 4.0m 未満の狭い道路の内、街区形成ネットワークや防災上の観点から重点的に拡幅誘導する路線を定めた「江戸川区細街路拡幅整備指針」に基づき、「細街路拡幅整備要綱」を活用し、細街路の拡幅整備を推進する。

第2節 建築物の耐震化及び安全対策

1 ブロック塀の倒壊防止

ブロック塀は、大規模な地震時に倒壊する恐れがあり、歩行者が犠牲になるだけでなく、避難路を阻害する恐れがある。

区は、ブロック塀の所有者に対して、建築確認申請時等、機会を捉え生け垣やフェンス等に取り替えるよう働きかける。また、道路に面しているブロック塀に対しては、費用の一部を助成し早期改善を促していく。

区が所有する施設のブロック塀については、当面の安全性を確保した上で、大規模改修や建替え等の際にフェンス等に改修を行う。

2 建築物の耐震化の促進

(1) 民間建築物の耐震化

区では、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた、戸建て住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等を対象に、耐震性を高めるための助成制度を設けている。

また、「江戸川区耐震改修促進計画」(平成20年に策定)に基づき、各種イベントや、地域における相談会等を通じて耐震化の意識の啓発を図っている。

住宅の耐震化率は、一層の政策誘導により耐震化を進めてきたことで、令和4年末に98%に達した。引き続き目標に向かって取り組んでいく。また、2000年5月以前に建てられた新耐震木造住宅の耐震化についても合わせて取り組んでいく。

第2部 予防計画

戸建て住宅への助成

個人の住宅に対し、耐震コンサルタント派遣、精密診断耐震改修設計、耐震改修工事、老朽住宅除却工事への助成を行う。

分譲マンション等への助成

分譲マンション、私立幼稚園・保育園、一般緊急輸送道路沿道建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物（特定沿道建築物）について、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事等に必要費用の一部を助成する。

耐震アドバイザーの派遣

戸建て住宅以外の建築物の耐震化の相談に応じる耐震アドバイザーを無料で派遣する。

住宅リフォーム資金融資あっせん制度

住宅の耐震補強工事を行う際に、区は、融資金利の優遇措置がある「住宅リフォーム資金融資あっせん制度」により工事に必要な資金の融資をあっせんする。

(2) 公共建築物の耐震化

「江戸川区耐震改修促進計画」（平成28年3月改定）に基づき、防災上重要な区公共建築物の耐震化を実施し、100%の耐震化が完了している。

3 エレベーター対策

区は、区営住宅や区公共施設の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置、停電時自動着床装置等の設置など、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

4 家具類の転倒・落下・移動防止

(1) 天井落下防止対策

都及び区は、都内建築物について、落下のおそれのある、大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて建物所有者等に改善を促す。

(2) 屋外広告物に対する規制

区は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

各種自動販売機は現代社会において深く区民生活に定着し、生活の利便性において欠かすことができない。しかし、道路上での不適切使用や地震時の転倒は、区民の安全な生活や生命までも脅かすものとなりかねない。区では、これからも設置者に対する安全指導・是正を行っていく。

(4) 窓ガラス等の落下物の防止指導

震災時における窓ガラスの飛散・ビル外装材の剥離落下・看板の落下などは多数の被害者を発生させる大きな要因である。本区では、これまで屋外落下物の防止指導、ビル落下物の実態調査・指導を行ってきたところである。また、「住宅等整備事業における基準等に関する条例」において窓ガラスの落下対策基準を定めており、今後、なお一層の安全化に努める。

(5) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

区民は、震災時、倒れてくる家具やガラスの破片などでケガをしないよう、タンスや食器棚

などを転倒防止金具で固定し、また、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策を講じる。

区は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。また、希望する65歳以上の熟年者のみの世帯に対し、ボランティアを派遣し、家具の転倒防止器具を取り付ける。

消防署は、各種イベント等において普及促進のため広報活動等を行うとともに、関係機関、関係団体等と連携して対策の周知を図る。

5 自立分散型電源の拡充

区は、区公共建築物への太陽光発電システムや蓄電池などの設置を進め、発災時に利用可能な自立分散型電源の拡充を進める。加えて、太陽光発電システム、蓄電池、電気自動車などを導入する区民に対し、助成制度を設けて、住宅への自立分散型電源の拡充と在宅避難を支援する。

第3節 液状化、長周期地震動への対策

1 液状化対策の強化

(1) 液状化地域における建築物等の安全確保

区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。

また、液状化のおそれのある地域に公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。

(2) インフラ施設等の被害防止

都下水道局は、液状化対策として、マンホールの浮上抑制対策を進め、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路や、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路及び震災時に緊急車両が通行する無電柱化している道路の交通機能の確保を図る。また、都下水道局は、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を優先的に進める。

(3) 液状化に係る情報提供

区は、都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」を活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて区民に情報を提供し、自助としての建築物の液状化対策を推進する。

2 長周期地震動対策の強化

消防署は、長周期地震動の影響を受けやすい施設の所有者等に対し、施設を適正に維持・管理させることにより安全性の確保を図る。

また、長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止対策の重要性の周知を図る。

第4節 出火、延焼等の防止

1 文化財防災対策

都及び区の文化財保護条例に基づき、重要な文化財を制度的に保護しながら防災のための施設・設備の整備に努める。

都及び区指定史跡並びに区登録有形文化財の実態把握に努め、これらのうち消防用設備等の設置を必要とする文化財については、防火管理の適正化について指導を行う。

2 出火、延焼等の防止

(1) 火気使用設備器具等の安全化

現在、都内では膨大な数の火気使用設備・器具が使用されており、過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。このことから、火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種安全対策の推進に努める。

地震時における食用油を使用する火気器具からの出火防止を図るため、過熱防止機構を備えた安全器具の普及の促進

火気器具周囲の不燃化の徹底

対震ガス遮断装置の普及等によるガス遮断

液体燃料を使用する器具からの出火防止を図るため、対震自動消火装置の作動不良防止の安全機構の管理の徹底及び家具等の転倒防止の徹底等

(2) 電気器具からの出火防止（感震ブレーカーの配布等）

地震時の電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導する。区は都と連携して感震ブレーカーの配布を行い、出火防止対策の推進を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

飲食店・百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場・作業所等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、消防用設備等の耐震措置、災害時における従業員の対応要領について指導する。

その他の事業所についても、地震後の出火防止を徹底するため安全確保要領について指導する。

更に、危険物製造所、給油取扱所等に対して、重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いを指導するとともに、これらの施設を保有する事業所に対しても、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

また、火災予防条例第64条の3の規定により違反對象物を公表する。

(4) 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止に関する知識や地震に対する備えなどの防災指導を実施する。

また、起震車等の指導用資器材を整備・補強し、実践的な出火防止訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。更に、各家庭からの出火や火災から尊い生命を守るため、住宅用火災警報器の設置促進や停電復旧時の通電火災防止対策等の推進を図る。

出火防止等に関する備えの主な指導事項

消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
カーテンなどへの防災製品の普及
灯油・ベンジン・アルコールなど危険物の安全管理の徹底

長周期地震動に伴う室内の安全対策として家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

起震車を活用した「身体防護訓練」の推進

普段から小さな地震でも「地震だ！ まず身の安全」の実践と揺れが収まったら火を消す習慣の徹底

地震時、揺れが収まったら消火する。出火したときは、落ち着いて消火することを推進する。

避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底

ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底

ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

地震から身を守るための「地震その時 10のポイント」の周知徹底

住宅防火10の心得の周知・徹底

3 初期消火体制の強化

(1) 消火器の配備

区は、大地震の発生と同時に起こると想定される多発火災を、区民の協力によって初期段階で迅速・的確に消火活動ができるよう消火器の地域配備を推進する。

東京都震災対策条例等に基づき地震火災及び平常火災の発生時における初期消火対策の一環として、江戸川区消火器設置基準（令和2年4月1日施行）により区内60～120mメッシュに1本を基準として配備する。

出火危険度の高い木造住宅密集地域には、初期消火能力の強化を図るため重点設置を推進する。

区は地域の市街化に伴い順次適正配備し、町・自治会は、「いたずら」「盗難」等を防止するため日常的な監視、管理を行う。

震災時、直ちに使用できる状態を保つため「いたずら」「盗難」などの異常を発見した場合には、区は薬剤詰替、消火器の補充などを速やかに行う。

(2) 初期消火体制の強化

消防署は、消防用設備等の適正化・初期消火資器材の普及、家庭・事業所・地域における自主消火体制及び消防団の活動体制の充実を図り、防災教育・訓練により区民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

消防用設備等の適正化

消防署は、防火対象物に設置される消防用設備等について、地震時においてその機能を十分に発揮し、火災の初期のうちに消火することができるように耐震措置の実施について指導を促進する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時に破壊されないよう指導を強化する。

また、消防署は要配慮者や不特定多数の人を収容する法令等で定める病院、社会福祉施設、物品販売店舗等について、特にスプリンクラー設備等の設置促進を図る。

住宅用防災機器の普及促進

消防署は、平成22年4月1日から全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。

第2部 予防計画

区民の防災行動力の向上

- ア 消防署は、区民の防災意識の調査や初期消火体制等の実施を把握し、効果的な訓練を推進する。
- イ 区民を対象とした防災訓練では、初歩的な基礎訓練を中心に実施する。また、都民防災教育センター（防災館）において、体験コーナーを活用した高度な訓練体験を、自主防災組織等に対しては高度で実践的な訓練を推進する。
- ウ 地域の協力体制づくりを進め、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。
- エ 区民等が利用しやすい防火水槽の鉄蓋の整備と排水栓、スタンドパイプの活用促進を図る。

事業所自衛消防隊の活動能力の強化

- ア 全ての事業所に対し、事業所防災計画の作成を指導するとともに、各種の訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
- イ 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

4 火災の拡大防止

(1) 消防活動体制の整備強化

地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特に配備された救助用資器材を活用し、救助活動を実施することとしている。

(2) 装備資機（器）材の活用

消防署は、震災時に常備消防力の最大限有効な活用を図るため、地震被害の態様に応じた資機（器）材への精通を図るとともに、自主防災組織・区民等も救助資器材を使用できるよう計画する。

(3) 消防水利の整備

東京消防庁では、国が定める「消防水利の基準」に基づき、区部における消防水利の整備を推進しているが、震災時の同時多発火災に対処するため、既存の水利の機能維持や経年防火水槽の耐震化を図るほか建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、防火水槽の設置及び民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽等、消防水利の設置促進に努めている。

また、都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、区と連携を取りながら防火水槽設置用地の確保、耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、関係公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、防火水槽等の確保の働きかけ、また、雨水貯留施設や親水公園など他用途水源を消防水利に活用するほか、巨大水利（海、河川等の無限の水量を有する水利及び応急給水施設、浄水場及び給水所の貯水池、下水処理水を活用した大容量水利等）の開発、確保、消防水利開発補助金制度の活用など多角的な方策により消防水利の確保に努める。

(4) 消防活動路等の確保

震災時において建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、次の対策を推進し、消防活動路の確保を図る。

消防力の整備と合わせて、消防活動路及び消防活動スペースの確保を図るため、民間から借り上げた特殊車両等の運行技能者の養成の推進を図る。

消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備など関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう、交通規制等について区内警察と協議し、消防活動路等の確保に努める。

(5) 消防活動困難区域対策

災害時には、道路の狭あいに加え、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、細街路の拡幅、消防水利及び消火器の地域配備の充実、消防隊用可搬ポンプの整備及び消防団態勢の充実などを進め、消防活動が困難な事態の発生に備えた対策の推進を図る。

また、消火活動の阻害要因、災害に関するデータや延焼火災に関する調査結果を基に、防災都市づくり事業等に対して、消防活動の円滑化の観点から意見反映を図る。

(6) 地域防災体制の確立

大災害時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また、様々な障害の発生により円滑な消火活動が実施できなくなることが予想される。このため、それぞれの地域で防災関係機関、区民・事業所等の組織が連携して防災体制を早期に確立し、火災の対策を推進する。

自主防災組織と事業所などの連携体制

地震による火災等の災害から区民や地域を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であるため、地域の自主防災組織と事業所が相互に協力して連携できる体制の整備を図る。

なお、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

また、自主防災組織等による初期消火用の水源として、消火栓、排水栓等の活用を図る。更に、自主防災組織等が利用しやすいよう防火水槽の鉄蓋を整備する。

合同防災訓練の実施

地域の防災は、消防機関、災害時支援ボランティア、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の各組織が協力し、はじめて効果を発揮することができる。このため組織間の連携を促進し、定期的な合同防災訓練を実施するよう指導する。

なお、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

要配慮者対策

消防署、熟年相談室（地域包括支援センター）、町・自治会は連携し、要配慮者を対象とするきめ細かな「総合的な防火防災診断」を実施する。

5 危険物施設、高圧ガス・毒物・劇物取扱い施設等の安全化

(1) 危険物施設

石油等の危険物施設は、地震時において、出火のみならず延焼拡大要因ともなる。

このため、消防署は、従来から査察や業界に対する集合教育により安全化を進めてきたところである。今後は、これらの施設に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などにより安全化の指導を推進する。

法令に基づく立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取り扱いについて検査及び質問を行い、火災予防上の不備・欠陥事項については是正指導の徹底を図る。

危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたっては、十分な用地を確保させるとともに、危険物の貯蔵については、努めて安全性の高い地下タンク方式に転換

第2部 予防計画

することを促進する。

危険物施設にかかわる各種装置等の耐震設計、危険物の流出拡散防止措置、ボイラー・炉等の耐震安全装置の設備及び危険物収納容器の転倒、落下防止措置等、耐震性強化の指導を促進する。

危険物事業所の自主保安体制の強化を図るとともに、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図る目的で、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄推進及びそれらを活用した訓練の実施並びに危険物関係事業所間の相互応援組織の育成・充実を促進する。

危険物保安監督者、危険物取扱者等による施設の維持管理及び定期点検、自主点検の推進等、自主保安管理の徹底を図る。

(2) 高圧ガス保管施設

都環境局は、施設設置時の検査、定期的な保安検査及び随時立入検査を実施し、適正な維持管理や安全性確保に努め、指導を行う。

都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

(3) 毒物・劇物取扱施設

保健所及び東京都健康安全研究センターは、震災による毒劇物の飛散・漏出事故を防止するため、毒劇物を取り扱う工場・学校等の立入り検査を定期的実施し、適正な保管等を指導する。

主な指導事項

毒劇物保管庫の転倒・落下防止措置
毒劇物容器の転倒・落下防止措置
毒劇物タンクの防液堤の保守点検
安全データシート（SDS）の備え付け
危害防止規定の作成及びそれに基づく教育・訓練の実施

(4) 放射性物質施設

都保健医療局は、R I（ラジオ・アイソトープ）使用医療機関で被害が発生した場合、危険区域の設定及び立入禁止措置等を実施する。

都総務局は、R Iによる環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、R I対策会議を設置し、災害時の安全対策等について協議を行う。

R I（ラジオ・アイソトープ）については第2部第9章を参照

(5) 液化石油ガス消費施設の安全化

都環境局は、所管する液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、学校等公共施設及び集合住宅等におけるガス漏れ警報器の設置や、全施設における安全装置付末端閉止弁の設置を指導する。

地震時の容器の転倒防止や配管等の被害を最小限に抑え、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。

(6) 化学薬品の安全化

都環境局は、化学物質を取り扱う工場等（一定要件あり）を対象に、「化学物質適正管理指針」に基づき、災害時を想定した管理方法等の作成を義務付けるとともに、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」について、区と連携しながら周知を進めていく。

P C B含有機器を所有する事業者は、P C B含有機器の誤廃棄による拡散を防止するため、P C B含有機器を判別するステッカー等による表示を行う。

また、都環境局は、P C B含有機器の使用、保管状況について、区に情報提供を図っていくとともに、所有者に対し早期処分に向けて働きかけを行っていく。

6 危険物等輸送の安全化

(1) 区による対応

区は、警察機関と連携し、毎年定期的に路上取締りを実施するとともに、タンクローリー等の常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

(2) 消防による対応

消防署は、次の対策を実施する。

タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造・設備等について法令基準等に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。また、指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。

鉄道タンク車による危険物輸送については、受入施設を有する事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中における被害の軽減を図るための各種対策の指導を強化する。

トラック等の危険物を輸送する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。

危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）車両積載を確認し、活用の推進を図る。

第3章 交通・ライフライン施設等の安全化

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)
第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)、京成電鉄(株)
第3節 バス施設		都交通局
第4節 河川施設	土木部	関東地方整備局、都建設局
第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、NTT東日本(株)

自助・共助の役割

区民	-
自主防災組織等	-
事業所等	-

第1節 道路・橋梁

1 区道

区は、地域主要道路及び生活道路について、可能な限り歩車道分離を行うとともに、沿道緑化や電線類地中化の促進を図る。

また、幅員4.0m未満の狭あい道路については、区画整理事業の面的整備や建築時における「後退用地」の整備等により安全性の向上を図る。

橋梁については、道路橋示方書に合わせ順次点検・設計照査を行い、補強の必要なものについては実施していく。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期的に橋梁の点検を行い、維持補修を計画的に実施する。

2 国道

(1) 関東地方整備局 東京国道事務所・首都国道事務所

所管施設の耐震性については、当該示方書、基準、指示等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計・施工を行っている。

また、震災点検等を行い、道路施設の耐震性並びに質的向上を図っている。

道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝等の整備については、更に実施していく。

(2) 東京都第五建設事務所(千葉街道：京葉交差点～蔵前橋通り)

都道の基準により、保全に努める。

(3) 東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所(京葉道路：一之江橋西詰から東側区間)

道路及びその他付属施設については、日常点検・定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。また、点検等により、異常を発見した場合は、速やかに工事を実施し、安全の

確保に努めるものとする。

3 都道

都は、道路整備事業の推進や道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実等を進めている。

特に、緊急輸送道路等になっている橋梁については、震災時の避難、救援活動に支障が生じないよう耐震化工事を完了させ、長寿命化工事を進めている。

4 首都高速道路

(1) 高架橋の安全性の向上

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る工事は概ね終了した。具体的には、鋼製支承を变形性能に優れたゴム支承に取り替える事業が完了し、橋げたの移動制限装置についても設置済みである。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了した。

(2) 道路構造物、管理施設等の常時点検

(3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

(4) 利用者の安全確保

利用者の安全を確保するため、次の対策を講ずる。

利用者への情報伝達の充実

避難・誘導施設の整備

第2節 鉄道施設

1 施設の耐震化

各鉄道事業者は、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づき、駅施設、駅間施設の耐震補強工事を実施している。

2 通信手段の確保

各鉄道事業者は、国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保する。

第3節 バス施設

都交通局は、従来から施設の強化や防災施設の整備を進めてきたが、今後も、これら施設の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

また、業務用無線等に加えて、本庁及び全ての都営バス営業所等に衛星電話を導入し通信手段を確保している。

第4節 河川施設

1 国管理河川の整備

関東地方整備局は、危機管理対策として災害時の物資の輸送、被災者の救護及び河川管理施設の復旧を目的に緊急用河川敷道路及び緊急用船着場の整備を図る。

(1) 堤防の強化

堤防の質的強化を図るため、弱小箇所の強化を実施するとともに、高規格堤防（スーパー堤防）の整備促進を図る。

(2) 物資搬入路の整備

震災時の救援物資や緊急復旧資材の搬出搬入を確保するため、緊急用河川敷道路の充実並びに緊急用船着場整備を推進する。

(3) 情報収集・伝達体制の整備

緊急時に正確かつ迅速な情報収集・伝達活動を行うことのできる、関東広域情報ネット（光ファイバケーブル）を用いて連携の強化を図る。

2 都管理河川の整備

都は、高潮や地震による水害を防止するため、高潮防御施設整備事業、江東内部河川整備事業、スーパー堤防等整備事業、耐震対策事業により、防潮堤・水門等の整備や耐震対策を行っている。

(1) 高潮防御施設整備事業

昭和34年9月の伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対応できるよう、中川・旧江戸川等の防潮堤や護岸、水門等を整備しており、令和元年度に妙見島の整備が完了している。

(2) 江東内部河川整備事業

荒川と隅田川に囲まれた江東三角地帯において、特に地盤が低い東側地域では、平常水位を低下させる水位低下方式により整備を進めている。旧中川においては、平成23年度に整備が完了している。

(3) スーパー堤防等整備事業

大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、中川・旧江戸川・新中川においては、背後地の再開発事業や公園・緑地整備、公共施設等の改築と一体になって、既存の堤防を、順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防へ改築する。

(4) 耐震対策事業

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、堤防や水門等の耐震補強を行い、安全性を向上させてきた。

そして、平成23年3月の東日本大震災を契機に、想定し得る最大級の地震への対策を開始し、現在、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、中川、新中川、旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震・耐水対策を実施している。

3 区管理水門の整備

区は、大規模地震や異常潮位に対して、水門施設の信頼性の確保と適切な維持管理を実現するために、施設改修や点検を行う。

また、都と連携して、緊急水門閉鎖訓練を実施し、非常時に迅速で確実に対応できる体制を

整える。

第5節 ライフライン施設

1 水道

都水道局では、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

また、管路については、区の避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化は完了しており、引き続き都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を重点的に進める。

2 下水道

都下水道局は、下水道管とマンホールの接続部を可とう化する耐震化を進める。避難所や災害拠点病院などから排水を受け入れる下水道管の耐震化を完了しており、さらに対象施設をターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設や一時滞在施設など防災上重要な施設等に拡大するとともに、地区内残留地区の耐震化を進めていく。

発災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路のほか、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路や震災時に緊急車両が通行する無電柱化している道路に対象エリアを拡大するとともに、地区内残留地区の道路についてもマンホール浮上抑制を実施する。

停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。

断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。

都下水道局は区からの協議に基づき、仮設トイレの設置が可能なマンホールの指定を拡大していく。また、災害により下水道の使用制限や使用自粛の協力を要請する場合、都下水道局は報道機関への情報提供や区と連携して広報活動を実施する。

3 通信施設

(1) 方針

震災時において、被害を最小限に止めるとともに、防災関係機関が応急対策作業等を迅速に行うことができるよう、通信の疎通確保を図ることを目標とし、電気通信設備等の防護復旧など迅速・的確な措置が行える態勢の確保・資器材の整備等について万全を期することとする。

(2) 事業内容

電気通信設備を確保するための諸施策を実施する。

耐震構造のとう道網計画を推進する。

架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化が望ましい区間は、地下化を推進する。

老朽化設備の管理を強化し、段階的に補強取替を実施する。

4 電気施設

(1) 耐震対策

電力施設は、耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある

第2部 予防計画

箇所については、きめ細かい設計を行い施行している。

電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力を、首都圏の周囲に張り巡らせた二重三重の環状送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い供給するように構成されている。

送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

(2) 整備計画

電力供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても送配電線の切り替えなどによって、早期に停電が解消できるよう連系の強化を図る。

5 ガス施設

(1) 方針

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(2) 事業内容

供給設備

ア 大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

イ 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。

通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

自家発電設備等

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備などを整備する。

防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

ガス工作物の巡視・点検・検査等

ア ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。

イ 被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

第4章 応急対応力の強化

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 初動対応体制の整備	危機管理部、各部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署、 NTT東日本(株)、 東京ガスネットワーク(株)、 東日本高速道路(株)、京成電鉄(株)、 東京電力パワーグリッド(株)
第2節 業務継続体制の整備	危機管理部、各部	
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備		小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署
第4節 通信体制の整備	危機管理部	
第5節 広域連携体制の構築	危機管理部	
第6節 災害応急活動拠点の整備	危機管理部	

自助・共助の役割

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に防災学習に努めること ・地域の自主防災活動に積極的に参加すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災活動の推進及び区や防災関係機関主催の訓練の協力に関すること
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災活動の推進に関すること ・地域の自主防災活動への参加、協力に関すること

第1節 初動対応体制の整備

1 町・自治会、自主防災組織等の訓練

地域は、地域防災力の向上及び連携強化を図ることを目的に、積極的かつ主体的に防災訓練に取り組み、区はその活動の支援をする。

特に震災発生時、避難所となる各学校においては、区民・学校・区が一体となって組織する避難所運営協議会が中心となり、相互連携を目的とした避難所開設・運営訓練を実施する。

2 江戸川区職員訓練

区は職員による次の訓練を行う。

江戸川区の職員防災訓練

非常参集訓練	本部運営訓練	情報収集伝達訓練
消火訓練	応急救護訓練	応急措置対応訓練
広報訓練	その他初動訓練	

3 警察署の訓練

警察署は、区民の防災意識の高揚を図るとともに、大震災発生の際、防災関係機関と区民が

第2部 予防計画

一体となり、迅速・的確な対応ができるよう各種の防災訓練を実施する。

警察署の防災訓練

警備要員の招集及び部隊編成訓練	情報収集伝達訓練
各級警備本部設置訓練	交通規制訓練
避難誘導訓練	広報訓練
救出・救助訓練	津波対策訓練
通信伝達訓練	装備資器材操作訓練

4 消防署の訓練

消防署は、地震時の各種災害に対処するため、消防団、事業所及び区民との協力体制の確立に重点をおいた総合震災消防訓練を年1回実施する。

消防署が各団体に実施する防災訓練

〔消防団〕	参集訓練及び初動処置訓練	情報収集訓練及び通信運用訓練		
	部隊編成訓練	配置資機(器)材活用による消火、救出、救護訓練		
〔事業所〕	出火防止訓練	防護訓練	消火訓練	救出・救護訓練
	避難訓練	情報収集訓練		
〔区 民〕	出火防止訓練	初期消火訓練	救出訓練	応急救護訓練
	通報連絡訓練	身体防護訓練	避難訓練	その他の訓練
〔災害時支援ボランティア〕	火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などを捉え、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。			
〔防災関係機関〕	各種救助事象による救出訓練	仮救護所及び現場救護所設置・運営訓練		
	トリアージ及び救急処置並びに搬送訓練	救助・救急資機材活用訓練		

5 関係機関の訓練

(1) NTT東日本の防災訓練

NTT東日本は、地震発生後の措置について、毎年1回以上防災訓練を実施する。

NTT東日本の防災訓練

警戒宣言等の伝達	非常召集
警戒宣言時の地震防災応急措置	大規模地震発生時の災害応急対策
避難及び救護	その他必要とするもの
国又は東京都及び各市区町村等が主催して行なう総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。	

(2) 東京電力パワーグリッド(株)江東支社の防災訓練

東京電力パワーグリッド(株)江東支社は、地震災害に対する様々な事態を想定し地域や設備の変化に即応した実践的な応動訓練を実施することにより、復旧技術の向上、復旧態勢の整備などの充実を図る。

東京電力パワーグリッド(株)江東支社の防災訓練

情報連絡及び広報活動訓練 地震による電力供給設備の応急送電訓練	実践的初期応動態勢の強化訓練
------------------------------------	----------------

(3) 東日本高速道路(株)の防災訓練

日常から職員及び関係者の防災意識の高揚を図るため、関連会社・委託会社及び請負会社等の参加協力を得て、定期的に総合防災訓練を実施する。

東日本高速道路(株)の防災訓練

情報伝達訓練 他機関と連携した訓練	非常参集訓練
----------------------	--------

(4) 首都高速道路(株)東京東局の防災訓練

災害時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

首都高速道路(株)東京東局の防災訓練

初動対応訓練 応急対策訓練	情報受伝達訓練	災害対策本部運営訓練
------------------	---------	------------

(5) 東京ガスネットワーク(株)の防災訓練

各事業所は、ガス供給施設または、ガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として緊急事故対策及び震災など非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。

また、区及び消防署等の防災機関が実施する大規模な地震を想定した総合的な防災訓練に参加し、ガス施設に対する応急復旧対策措置の訓練を実施する。

東京ガスネットワーク(株)の防災訓練

緊急措置訓練	総合防災訓練
--------	--------

(6) 京成電鉄(株)の防災訓練

京成電鉄(株)は、大地震が発生した場合は、通信・交通の途絶・停電等の最悪の状況を考慮しなければならないので、現場にいる個々の係員が自主的判断により的確な処置がとれるよう、平素から基礎知識・発災時の初動措置要領・心構え等について計画的に教育訓練を実施し、その徹底を期するものとする。

京成電鉄(株)の防災訓練

情報伝達訓練 旅客の誘導案内訓練	消火器訓練	救急処置訓練
---------------------	-------	--------

第2節 業務継続体制の整備

1 江戸川区業務継続計画(BCP)の策定

区は、本区に最も被害が及ぶと想定される首都直下地震が発生した場合に優先すべき災害対応業務や最低限実施しなければならない通常業務の整理を行い、職員が迅速に対応できるよう江戸川区業務継続計画を平成26年度に策定し、平成30年度には内容の見直しを行った。

(BCP: Business Continuity Planの略)

第2部 予防計画

2 BCPの継続的改善

職員は、BCPを手掛かりとして更なる組織態勢の強化を図るため、定期的な研修・訓練の実施、各部対応マニュアルの点検・見直しなど、様々な検証作業によりBCPの継続的改善(=BCM: Business Continuity Management)を図る。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

1 警察署の救出救助体制

警察署は、災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図るとともに、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行い、迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

また、発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

2 消防署の消防活動体制

消防署は、同時多発性・広域性を有する地震火災、救助・救急事象に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に関する実践的・効果的な訓練を通して消防活動体制を整備する。

また、「広域災害・救急医療情報システム(E M I S)」を活用した、医療情報収集体制の強化を図る。

第4節 通信体制の整備

1 防災無線の整備

(1) 江戸川区防災行政無線

区は、区民等への情報伝達手段の基軸として、江戸川区防災行政無線を整備する。

また、機能不全が生じないように、常時、試験放送を行い、放送内容や話し方などを検証し、聞こえ改善等に努める。

現在、屋外受信装置は半径250mの範囲に1基を基準に、区内全域をカバーできるよう整備されている。

(2) MCA無線

区は、これまでの無線に比べ大幅な情報活動能力があるマルチチャンネルアクセス(MCA)方式の無線を、区施設、関係機関、庁用車等に配備し、情報収集伝達手段の確保を図っている。

(3) 東京都防災行政無線

東京都防災行政無線については、都庁局(都災害対策本部)を中心に気象庁・東京消防庁など防災関係機関相互の通信ネットワークが確立されている。

(4) 無線の運用訓練

区及び都は、無線従事者の技術の向上と運用の習熟を図るため、講習会や訓練を実施する。

(5) 無線機能の確保

区及び都は、無線機について常に良好な通話状態を保つとともに、付属の非常電源設備についてもその作動状態を確認し、機能維持に努める。

2 区民等への情報通信手段の確保

災害時における区民等への情報通信手段は、江戸川区防災行政無線を基軸とする。

更に補完する通信手段として、以下の方法を活用するとともに、区民に情報入手方法等を周知する。

江戸川区防災行政無線を補完する通信手段

エリアメール・緊急速報メール、江戸川区公式ホームページ、江戸川区公式X(旧ツイッター)、江戸川区公式LINE、江戸川区防災アプリ、江戸川区防災ポータル、えどがわメールニュース、防災放送確認ダイヤル、Lアラート、広報車、FM えどがわ割込放送、緊急告知FM ラジオ、J:COM ケーブルテレビL字放送、ケーブルテレビ告知端末、ヤフー連携、NHK データ放送

第5節 広域連携体制の構築

区は、災害時において都や周辺区市との円滑な協力が得られるよう相互の協力体制を構築する。

第6節 災害応急活動拠点の整備

災害時に、一人でも多くの区民の生命、財産を保護するためには、応急対策を的確に実施することが強く求められる。応急対策の基盤となるのは、防災関係機関の活動場所となる拠点の確保であり、時系列に沿った用途を想定し、用地や建物の活用を防災関係機関相互の調整を図りながら、災害時の応急活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

1 大規模救出救助活動拠点

都は、自衛隊、警察、消防、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)をあらかじめ確保している。区は、都と連携して大規模救出救助活動拠点指定箇所の通信整備等に努めていく。

区内の大規模救出救助活動拠点指定箇所

篠崎公園、葛西臨海公園、江戸川清掃工場 建替工事(令和9年度までの予定)

2 ヘリサインの設置

区は、地上での救助・消火等の応急活動が円滑に行えるよう、防災関係機関のヘリコプター等を活用した被災地上空からの被災状況確認を容易にするため、区立小・中学校の屋上へのヘリサイン設置を推進する。

第5章 医療救護体制等の整備

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 初動医療体制の整備	危機管理部、健康部	(一社)江戸川区医師会、(公社)江戸川区歯科医師会、(公社)江戸川区薬剤師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川薬業協同組合
第2節 医薬品・医療用資器材の確保体制の整備	健康部	(公社)江戸川区薬剤師会、江戸川薬業協同組合
第3節 医療施設の基盤整備		都保健医療局
第4節 遺体取扱体制の整備	文化共育部、生活振興部、福祉部、健康部	小松川・葛西・小岩警察署、(一社)全日本冠婚葬祭互助組合、(株)東京葬祭、(株)協和木工所

自助・共助の役割

区民	・医薬品、資器材の非常持ち出しに関する事
自主防災組織等	・負傷者等の緊急医療救護所への搬送体制に関する事
事業所等	・負傷者(従業員・区民)の応急手当の態勢整備に関する事 ・負傷者等(従業員・区民)の緊急医療救護所への搬送体制に関する事

第1節 初動医療体制の整備

1 医療体制の整備

(1) 協定等の見直し

区は、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区薬剤師会及び江戸川区柔道整復師会等と協定を締結しているが、震災の教訓や新たな緊急医療救護所の設置体制を踏まえ、協定の見直しを行う。

また、地域に居住する医療関係の専門職(保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等)の協力を得られるよう、医療関係団体や事業所等と協定を締結するなど、体制構築に努める。

(2) 災害時に対応する医療機関の態勢

区は、都が指定する災害拠点連携病院、災害医療支援病院について、江戸川区医師会と対応態勢に関する協議を行う。

(3) 緊急医療救護所の設置体制

区は江戸川区医師会等の協力の下、災害発生時に災害拠点病院前、災害拠点連携病院前、災害医療支援病院前に緊急医療救護所を設置する体制を構築している。

(4) 江戸川区災害医療コーディネーターの選出

区内の医療救護活動を統括・調整するために、東京都地域災害医療コーディネーターとの区側の窓口となる江戸川区災害医療コーディネーターを、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から選出する。

2 設備等の整備

区は、初動医療を円滑に行うため、災害拠点病院や東京都地域災害医療コーディネーター(都立墨東病院)等との連絡を確保するためのMCA無線機の配備や、保健所及び健康サポートセンターへの食料、簡易トイレ、感染症対策物品等の備蓄を行う。

3 搬送体制の整備

区は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、搬送手段の拡充を図る。

4 防疫体制の整備

区は、薬品等が不足した場合に備え、江戸川区薬剤師会及び江戸川薬業協同組合と協定を締結し、防疫用資器材の調達等の体制を構築している。

5 動物の保護対策

(1) 飼い主への啓発

動物の飼い主へ災害に対する日頃の備え(ペットフード、リード、キャリーバッグ等の準備)や、発災後の対応(同行避難の推奨、避難所での生活ルールの順守)について広報を行い、啓発に努める。

(2) 被災地域における動物の保護

負傷または飼い主不明の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、都や(公社)東京都獣医師会江戸川支部等の関連団体と協力し、応急処置や動物の保護等について検討を行う。

第2節 医薬品・医療用資器材の確保体制の整備

区は、江戸川区薬剤師会及び江戸川薬業協同組合と協定を締結し、医薬品及び医療用資器材の調達等の体制を構築している。

また、区は医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に江戸川区薬剤師会と協力の上、卸売販売業者と協定を締結している。

更には、江戸川区薬剤師会が運営する臨海薬局を災害時医薬品備蓄倉庫(災害薬事センター)と位置付け、輸送事業者と協定を締結して搬送体制を確立している。江戸川区災害薬事コーディネーターは、江戸川区薬剤師会と区が協議の上、江戸川区薬剤師会から選任する。

第3節 医療施設の基盤整備

都は、災害拠点病院、災害拠点連携病院を指定するとともに、災害時の医療機能を確保する。

区は、江戸川区医師会と協力し、クリニック等の医療機能維持に努める。

第4節 遺体取扱体制の整備

1 遺体収容所の運営体制の整備

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、警察署等と協議を行い、条件整備に努める。

- (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (2) 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- (3) 遺体調査(検視)・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (4) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

第2部 予防計画

2 遺体収容所の指定

区は、遺体収容所について、下記の条件を満たす施設を事前に指定する。

また、遺体収容所予定施設ごとにレイアウトを検討する。

- (1) 屋内施設
- (2) 避難所や緊急医療救護所など他の用途と競合しない施設
- (3) 遺体調査（検視）・検案場所も確保可能な一定の広さを有する施設
- (4) 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

遺体収容所予定施設

総合体育館、スポーツセンター、スポーツランド

なお、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

3 埋火葬の体制整備

区は、死亡届等の受付及び火葬許可証、特例許可証等の発行体制を整備するために、災害時戸籍事務マニュアルを遺体収容所予定施設に配備する。

第6章 帰宅困難者対策の整備

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 帰宅困難者対策の周知徹底	経営企画部、危機管理部	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)、京成電鉄(株)
第2節 一時滞在施設の確保	危機管理部	
第3節 徒歩帰宅支援体制の整備	文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	

自助・共助の役割

区民	・東京都帰宅困難者対策条例の理解とそれに基づく行動に関すること
自主防災組織等	・地域の行動ルールの策定等により、地域対応力を備えること
事業所等	・従業員の帰宅困難者対策に関すること

第1節 帰宅困難者対策の周知徹底

1 帰宅困難者対策条例の徹底

区は、区民や事業者及び区が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例について、普及啓発を図る。

帰宅困難者対策条例の概要

企業等従業員の施設内待機の努力義務化
 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
 一時滞在施設の確保にむけた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

2 事業所における施設内待機方針の策定

消防署は、改正告示により追加になった従業員の一斉帰宅の抑制等の部分について事業所防災計画へ反映させるよう指導する。

事業所は、施設内待機方針について、事業所防災計画や業務継続計画に定め、従業員等へ周知徹底する。

- (1) 3日分の全従業員分の備蓄
- (2) 耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止等
- (3) 建物及び在館者の安全確保の方針
- (4) 発災時における従業員等との連絡手段の手順
- (5) 従業員等の施設内待機の訓練実施及び手順の確認

3 駅前滞留者への対応体制の構築

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、区と都が連携し、あらかじめ駅ごとに、区、都、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置するなどして、災害時の各機関の役割を明確にする。

駅前滞留者対策協議会を設置した場合は、首都直下地震発生時の来街者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

駅前滞留者対策

駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者の誘導方法と役割分担 ・誘導場所の選定 ・誘導計画、マニュアルの策定 ・駅前滞留者対策訓練の実施
地域の行動ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・組織は組織で対応する（自助） 事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。 ・地域が連携して対応する（共助） 駅前協議会が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。 ・公的機関は地域をサポートする（公助） 地元区市町村、都県、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。

4 集客施設及び駅利用者の保護

駅及び大規模集客施設事業者は、利用者の保護に係る方針をあらかじめ事業所防災計画や事業継続計画に定め、従業員等へ周知し、理解の促進を図る。

- (1) 施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順
- (2) 耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止等
- (3) 飲料水や毛布などの備蓄
- (4) 定期的な訓練の実施

5 学校における児童・生徒等の保護

学校は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での生徒の待機に向けた体制整備、発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制の確保を行う。

第2節 一時滞在施設の確保

区は、地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設を確保する。

一時滞在施設は、区の管理する施設だけでなく、事業所や大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）等と協定を締結するなどして確保していく。

第3節 徒歩帰宅支援体制の整備

1 情報提供体制

駅前滞留者対策協議会などにおいて、関係機関の役割分担や情報提供内容について定めた情報提供体制の構築に努める。

また、区は通信事業者と連携して、メール配信などの災害関連情報等を提供するための体制を整備していく。

2 災害時帰宅支援ステーション

区は、災害時帰宅支援ステーションの周知に努める。

また、区は幹線道路沿いの事業者等に、徒歩帰宅者にトイレの使用などの支援を行うよう、働きかけていく。

災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

3 徒歩帰宅の備え

区は、事業者、学校等と連携して徒歩帰宅訓練等を実施するなどして、帰宅上の問題点について課題を把握し解決を図る。

また、区は区民に対して、平常時から徒歩帰宅に必要な準備を行うよう、「帰宅困難者心得10か条」の普及啓発を図る。

帰宅困難者心得 10か条

あわてず騒がず、状況確認
 携帯ラジオをポケットに
 作っておこう帰宅地図
 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚（NTT災害用伝言ダイヤル）
 歩いて帰る訓練を
 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
 声を掛け合い、助け合おう

第7章 避難体制の整備

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 避難体制の整備	危機管理部、福祉部、子ども家庭部、健康部、教育委員会事務局	(福)江戸川区社会福祉協議会、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署
第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化	危機管理部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	都建設局、都都市整備局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署
第3節 避難所の管理運営体制の整備	危機管理部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	
第4節 要配慮者の支援体制の整備	福祉部、子ども家庭部、健康部	

自助・共助の役割

区民	・避難所、避難経路等の確認に関すること
自主防災組織等	・一時集合場所の選定に関すること ・避難所、避難経路等の確認に関すること
事業所等	・避難所、避難経路等の確認に関すること

第1節 避難体制の整備

1 避難運用要領の策定

区は、避難者の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。

運用要領の主な内容

避難所への職員の配置	情報伝達手段
緊急医療救護所設置、医師等の派遣	衛生保全
飲料水、食料及び救援物資の供給	
避難解除となった場合の避難者の帰宅行動または避難所への移動	

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年内閣府改定)に基づき、避難すべき区域及び判断基準(具体的な考え方)を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

3 園児・児童・生徒の保護体制の整備

区は、昼間に災害が発生した場合に備え、園児・児童・生徒の引き渡し方法や保護者等との連絡方法について検討する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は必要な情報を提供し、各園における体制の整備を促していく。

また、区立保育園、区立幼稚園、区立学校等に飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。

4 津波避難対策

津波は、発生が予測される際に迅速かつ適切な行動をとることで被害を軽減できるため、日頃から情報伝達体制の整備及び区民への津波防災知識の普及啓発などの対策を講じる。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達

気象庁より大津波警報・津波警報・津波注意報等が発表された際は、関係機関等からの情報収集を行うとともに様々な手段を用いて住民への注意喚起及び周知に努める。また、津波被害の想定される区域内で広報車等を用いて注意喚起及び周知に従事する職員等については、それぞれが災害時使用可能な通信機器を携行するなど、従事者が津波の到達時に確実に高所に避難できるよう活動を行う。

(伝達系統図は資料編を参照)

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報の種類と津波の高さ

地震発生後、津波の発生が予想される場合は気象庁より以下のとおり大津波警報・津波警報・津波注意報が発表される。

大津波警報・・・想定される波の高さ3m以上

津波警報・・・想定される波の高さ1m～3m

津波注意報・・・想定される波の高さ20cm～1m

(3) 想定する津波の高さ

南海トラフ巨大地震の想定による津波の最大の高さはT.P.+2.24mと予測されている。

(4) 避難行動

区内の水門閉鎖の条件では堤防を越える津波の発生は想定されていないが、河川敷や海岸部では津波の影響を受ける危険性があるので、津波警報等が発表された場合は堤防の内側(内陸部)へ避難する。また、区内の水門開放の条件では、中葛西周辺の一部地域(左近川の北側の一部)において浸水が想定されており、津波警報等が発表された場合は浸水想定区域外、又は小・中学校等の堅牢な建物の2階以上へ避難する。

【参考】国土交通省による行徳可動堰及び江戸川水閘門の操作について

国土交通省(江戸川河川事務所江戸川河口出張所)は、東京湾内湾に津波警報(大津波・津波のいずれの場合も含む)が発令された場合、江戸川水閘門を開放する。なお、行徳可動堰については、閉鎖する。

5 広域避難の備え

区は、災害時において、被災者の他地区への移送等、都や周辺区市との円滑な協力が得られるよう、相互の協力体制の確立を図る。

6 避難支援資器材等の整備

消防署は、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。

警察署は、大地震発生時の避難者の避難誘導を安全かつ円滑に実施するため、必要な資器材を整備する。

第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

1 避難所・避難場所等の指定

(1) 一時(いっとき)集合場所の指定

第2部 予防計画

自主防災組織等は、地域で安否を確認したり、避難場所等への避難をしたりする拠点として、公園等を指定する。

(2) 緊急避難所

区は、全ての公共施設を緊急避難所として指定する。

(3) 避難所（避難所・避難所補完施設）の指定

区は、震災時に被災者を保護するため、耐震・耐火構造を備えた小・中学校等を避難所として指定する（法49条の7による指定避難所）。その他の公共施設を避難所補完施設として指定する。

また、公立・私立高校など避難所となり得る施設については、相互の協議により協力協定を締結し、確保に努める。

(4) 福祉避難所の指定

区は、要配慮者等避難所での生活が困難な避難者を受け入れる福祉避難所を指定する。

(5) 避難場所の指定

都は、震災時に延焼火災が発生した場合における人命の安全を確保するため、震災対策条例に基づき、避難場所を指定している。

区は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、小・中学校等を避難場所に指定した（法49条の4による指定緊急避難場所）。

2 避難所・避難場所等の周知

区は、区民に対し、一時集合場所・避難所・福祉避難所・避難場所の位置付けを周知し、災害事象に応じた適切な避難行動が理解されるよう周知を図る。（第4部第4章第1節 震災時の基本的な避難行動 図を参照。）

3 活動拠点施設

避難場所での避難者に対する情報提供、救援物資の手配・支給等の支援のため、活動拠点として機能する施設の整備を進める。

<活動拠点施設>

江戸川南部一帯 ... ホテルシーサイド江戸川、葛西防災施設

行船公園・宇喜田住宅一帯 ... 平成庭園

亀戸・大島・小松川地区... 小松川防災施設

<未整備地区>

篠崎公園・江戸川緑地一帯、新小岩公園・平井大橋地区、船堀一丁目住宅一帯、都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯、江戸川スポーツランド周辺一帯、私学事業団総合運動場、都立江戸川高校一帯、都営平井アパート一帯、江戸川清掃工場一帯

4 避難道路

都は、延焼火災から人命の安全を確保するため、東京都震災対策条例に基づき避難場所の指定を行ったが、更に避難場所までの避難距離が長く、または延焼の危険が著しいなどにより、自由避難が困難な地区については、東京都震災対策条例に基づき避難道路の指定を行い、避難の安全を図っている。

第3節 避難所の管理運営体制の整備

1 管理運営体制の整備

(1) 学校における対策

避難所に指定されている学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難者の一時受け入れや避難所の開設・運営、教職員の役割分担等について事前に計画を策定する。

避難所の自主運営が円滑に行われるように、学校・区民・区が一体となって組織する「避難所運営協議会」を地域特性に応じて設置する。

(2) 指定管理者との連携

区は、指定管理者によって管理されている公共施設について、災害発生時の業務内容について協議し、災害発生時に自発的な対応ができるようにする。

(3) 施設の使用方法の検討

区及び指定避難所の管理者は、緊急避難所及び避難所補完施設について、避難時に開放するスペースの事前設定、鍵の管理方法など施設の使用方法を施設ごとに定める。

(4) 円滑な避難所運営対策

区は、災害時における円滑な避難所運営を行うために、避難所となる学校及び周辺住民と連携し、避難所の運営ルールや方針、役割分担等を事前に協議し定める。

また、協議内容について、要配慮者や男女等のニーズの違い、運営への女性の参画等に配慮した「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめておく。

2 避難所の整備

区は、避難所に仮設トイレ・食料・必要な資機材の備蓄、台帳等の運営用具の整備、貯水槽・非常用電源・空調・通信機器等の整備などを行い、機能の強化を図る。

また、都、都獣医師会等と連携して飼養動物の同行避難への体制を構築する。

3 避難所の防火安全対策

避難所となる施設の管理責任者は、避難所の火災発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図ることとする。

(1) 防火担当責任者の指定

(2) 火気管理の徹底

(3) 消防用設備等の確認

(4) 避難施設等の管理

(5) 放火防止対策

(6) 自衛消防組織の編成等

(7) 施設利用者への遵守事項の周知徹底

(8) 要配慮者対応を含む防火防災訓練の実施

避難所の防火安全に係る遵守事項

火災を発見したら周囲に大声で知らせる
暖房器具を使用する場合は、周囲の安全に注意する
調理器具は確認を受けてから使用する
喫煙は指定された場所で行う
周囲の整理整頓を行う
避難経路に障害となる物品を置かない
避難経路及び消防用設備等の確認をする

4 避難所の衛生管理

避難所となる施設の管理責任者は、避難の長期化等必要に応じて、ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難者への衛生管理上の留意事項を周知する。

また、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

第4節 要配慮者の支援体制の整備

1 避難行動要支援者名簿の作成

区は、避難に際して特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、地域での日頃からの関係構築、及び発災後の安否確認のため、事前に名簿を作成しておく。

(1) 名簿に掲載する者の範囲

高齢者、要介護者、障害者、難病患者等（施設等への入所者を除く）のうち、一定の要件に該当する者について掲載する。

(2) 名簿の作成方法

区が通常業務で把握している対象者の個人情報を集約して作成する。

必要があると認められるときは、法令に基づいて東京都等に対象者の情報提供を依頼する。

名簿には氏名、生年月日、性別、住所または居所、連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他区が必要と認める事項を掲載する。

(3) 名簿の更新

名簿に掲載する者及びその情報は、毎年1回更新する。

更新に際しては、転入等の住民登録の変更、施設への長期間の入所などが確認された場合、名簿の追記・変更・削除を行う。

2 避難行動要支援者名簿の事前提供

(1) 警察・消防への提供

発災後の救出・救護活動等への名簿活用のため、全ての名簿掲載者の情報を提供する。

(2) 区立小・中学校への提供

発災後の安否確認への名簿活用のため、定められた学校区域内に居住する名簿掲載者の情報を提供する。

(3) 地域等への提供の検討

日頃からの地域と避難行動要支援者との関係構築のため、民生・児童委員及び町・自治会、自主防災組織等への名簿提供について、個人情報等に配慮しながら検討を進める。

3 避難行動要支援者名簿の管理

(1) 適正な管理の確保

名簿の事前提供先において、名簿管理責任者、鍵のかかる保管場所等の必要事項を決定する。

区は、事前提供先に対し、必要以上の名簿複製の禁止や秘密保持義務等の名簿管理に関する原則について啓発し、定期的に管理状況の報告を受ける。

(2) 名簿活用の啓発

区は、平常時及び災害時の名簿の活用について要領等を作成するなど、個人情報に配慮した活用方法に関する啓発を行う。

4 避難支援等の安全確保の措置

支援には支援者及びその家族の安全が前提であること、及び名簿掲載者を助けられない場合があることを避難行動要支援者及び避難支援等関係者に周知する。

5 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の策定

区は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や町・自治会、福祉事業者等に避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、地域の特性や実情を踏まえた実効性のある避難支援等がなされるよう、個別避難計画の策定を進める。

(個別避難計画 = 在宅人工呼吸器使用者においては「災害時個別支援計画」)

6 個別避難計画の作成について

個別避難計画の作成対象者は「第4部 初動応急計画【震災編】」の避難所体系図を参照。令和5年度を目標にケアマネージャー等の協力を得ながら、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進める。

7 区の支援体制の整備（災害要配慮者支援課の新設）

区は、要配慮者が避難した場合に、要配慮者情報の集約や避難生活の支援について、地域の専門職（保健師、助産師）や福祉団体、福祉事業者等と連携できるよう協力体制を構築する。

また、DMAT、JMAT、DPAT、医療チームなど区外の支援を受け入れる体制を構築する。

区は令和5年度、災害時に自力による避難や在宅での避難生活が困難な高齢者や障害者などの支援を強化するため、福祉部内に「災害要配慮者支援課」を新設した。危機管理部及び子ども家庭部、健康部にも「災害要配慮者支援係」を新たに設置し、乳幼児や妊産婦など円滑な避難が困難な要配慮者の支援を全庁挙げて推進していく。

第8章 物資供給体制の整備

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、産業経済部	都総務局、都福祉局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場
第2節 飲料水及び生活用水の確保	危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局	都水道局
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	危機管理部、文化共育部、産業経済部	都総務局、都都市整備局、都福祉局
第4節 輸送車両等の確保	危機管理部、総務部、産業経済部	警視庁、都財務局、都水道局、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合

自助・共助の役割

区民	・最低3日分の飲料水、食料、必需品の備蓄に関すること
自主防災組織等	-
事業所等	・3日分の飲料水、食料、必需品の備蓄に関すること

第1節 食料及び生活必需品等の確保

1 備蓄の推進

発災後3日間は、原則として家庭内備蓄及び都と区の連携による行政備蓄で対応するものとする。行政備蓄においては、区と都との役割分担等を整理し、3日間で必要となる食料・生活必需品等(一定数の避難所外避難者分を含む。)を確保する。

(1) 家庭内備蓄

区民及び事業所は、自ら3日分の備蓄を行うことを基本とし、可能であれば1週間以上の生活ができるだけの物資をローリングストック法等により備える。

(2) 区の備蓄

区は、都の被害想定における最大避難者数を基準として、目標値を定めて備蓄を行う。特に、乳児用の粉ミルクの備蓄は、災害発生後の3日分を備蓄する。

2 調達体制の整備

区は、災害時に食料及び生活必需品が確保できるように、区内の小売業者や流通業者等と継続的に協定の内容や協力体制を協議する。

第2節 飲料水及び生活用水の確保

1 飲料水・生活用水の備蓄

区民及び事業所は、ペットボトルや水の汲み置きにより、家族、従業員及び利用者の最低3日分の飲料水や生活用水の備蓄を行う。

区は、乳児のためにペットボトル水の備蓄を行い、区民に対して飲料水の備蓄を呼びかける。

受水槽を保有する事業所に対しては、受水槽の水を飲料水や生活用水として提供するよう、協力を求めていく。

2 生活用水の確保

区は、避難所生活者への安定的な生活用水の供給を行うため、避難所となる小・中学校等に防災井戸を整備した。

3 給水訓練

区は都と連携して、給水所・応急給水槽の設営や給水訓練を実施する。

第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

1 応急対策用資器材の確保

(1) 区の資器材の確保

区は、地震災害が発生した場合、資器材の即時活用ができるよう災害時の被害想定を考慮した備蓄を行う。また、資器材の整備点検を実施し、補充整備に努める。

(2) 消防署の資器材の確保

消防署は、震災時における応急対策活動を円滑に実施するため、平常時から装備・資器材の点検・整備を行う。

震災時に使用・収容可能な消防用資器材及び舟車等について、製造・貯蔵・保管等している事業所の調査を行い、調達計画により資器材を確保する。

大規模な救助事象等により、建設資器材を必要とする場合、東京建設業協会との協定に基づき資器材を確保する。

2 備蓄倉庫の整備

発災直後の道路状況や物資の搬送車両等の不足が予測されるため、区は避難所となる小・中学校等にあらかじめ必要となる食料や毛布等の備蓄を分散配備する。

また、震災時における食料等備蓄物資及び災害復旧用資器材の保管場所として、地域の実情に応じて今後も地域防災倉庫の整備に努める。なお、倉庫の不足する地域については、学校の余裕教室等を防災備蓄倉庫として活用するなど、地域状況の変化に応じた適正な配備を図る。

地区防災計画もしくは同等の防災計画を有する町会・自治会においては、計画に基づいた防災備蓄倉庫を区立公園に設置することができる。

3 輸送拠点の整備

区は、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、地域内輸送拠点を選定し、都に報告する。

地域内輸送拠点については、南北に長い本区の地域特性や代替機能施設確保の観点から複数の箇所に分散し、整備する。なお、荷捌きや仕分け等の作業に係る人員や施設不足などが予測されるため、ボランティアや民間事業者を積極的に活用し、円滑な物資供給体制を構築する。

第4節 輸送車両等の確保

1 車両・燃料の確保

区は、物資等を輸送する場合に、輸送車両等が確保できるよう輸送会社等と協定を締結するなど、災害時の協力体制を構築する。

第2部 予防計画

また、石油燃料の給油が優先的にできるよう燃料供給業者と、連絡体制、燃料供給方法等について体制を構築する。

2 緊急通行車両等の事前届出

区は、庁用車について公安委員会へ緊急通行車両等事前届出を行う。

また、災害派遣等の民間車両について証明書の発行方法等を検討する。

第9章 放射性物質への体制整備

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 情報伝達体制の構築	危機管理部	都総務局、都保健医療局、都産業労働局、東京消防庁
第2節 区民への情報提供	経営企画部、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局	都総務局、都保健医療局
第3節 放射線等使用施設の安全化	健康部	国（文部科学省）

自助・共助の役割

区民	-
自主防災組織等	-
事業所等	-

第1節 情報伝達体制の構築

区は、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下、「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、危機管理体制を構築する。

第2節 区民への情報提供

区は、国や都と連携して、原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること

防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

区教育委員会では、放射線等に関する教育を行う。

第3節 放射線等使用施設の安全化

放射線等使用施設については、国(文部科学省)が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I (ラジオ・アイソトープ) の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制が取れるよう各種の安全予防対策を講じる。

R I (ラジオ・アイソトープ)

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

第10章 区民生活安定化のための体制整備

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 生活再建のための事前準備	危機管理部、環境部、生活振興部	江戸川・小岩・葛西消防署
第2節 生活環境対策	危機管理部、都市開発部、環境部	
第3節 ごみ処理	環境部	
第4節 がれき処理	都市開発部、環境部、土木部	

自助・共助の役割

区民	・簡易トイレ等の備蓄に関すること
自主防災組織等	・仮設トイレ設置訓練に関すること
事業所等	・簡易トイレ等の備蓄に関すること

第1節 生活再建のための事前準備

1 罹災証明発行体制

区は、都が推奨する「被災者生活再建支援システム」を導入する。また、住家被害認定調査に必要な資機材等も順次整備していく。区と消防署は、被災住民に迅速かつ的確な対応が取れるよう連携協力し、罹災証明発行事務に係る対応訓練の協議及び訓練を実施する。

2 仮設住宅設置体制

区は都との役割分担として、あらかじめ建設候補地を定め、常に最新の状況を把握しておき、年1回都住宅政策本部に報告する。区は、仮設住宅の設置に備えて、入居対象者、入居者の選定方法、選定順位等の基準について定めた募集要項案を事前に作成する。また、建設用地の選定基準案の作成、建設業者の協定など、災害時に備えた設置体制を整備する。

3 災害廃棄物処理計画の策定

区は、災害廃棄物の適正処理により、区民の生活環境を保全し公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧復興に資するため、必要な事項を定めた災害廃棄物処理計画を令和元年度に策定した。なお、計画については適宜、見直し及び改定を実施する。

第2節 生活環境対策

1 し尿処理

(1) 家庭内備蓄

区民及び事業所は、3日分の携帯トイレ、トイレ用品を備蓄するとともに、水の汲み置き等による生活用水を確保する。

(2) 区の備蓄

区は、避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保するよう、仮設トイレ等の整備を行う。特に、要配慮者に配慮した洋式トイレ等の備蓄も行う。また、自宅等のトイレを使用できるよ

うに携帯トイレや簡易トイレ等の仮設トイレ以外の手段も確保する。

(3) 災害時トイレ対応の普及啓発

区は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、防災訓練等を通じて災害用トイレに関する知識や新聞紙とレジ袋等を利用して大便を通常ごみとして処理する方法などの普及啓発に努める。

予防計画 第2章 第1節 「住宅等整備事業における基準等に関する条例」を参照

2 アスベスト対策

(1) アスベスト飛散防止の周知・啓発

建築物等が被災した場合、露出したアスベストが飛散する恐れがあるため、区は、民間建築物吹付けアスベストに関する再調査（平成20年度実施）の対象建築物等の所有者に対し、被災後に応急飛散防止措置をとれるよう周知・啓発に努める。

応急措置例

	種類	概要
1	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2	散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固化等の措置を行う
3	立入り禁止	上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立入りを規制する

(2) 対策方針

吹付け材を使用している建築物等の所有者に対し、江戸川区アスベスト調査費助成金交付要綱及び江戸川区アスベスト除去等工事費助成金交付要綱を周知し、調査・除去を勧奨する。

また、大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体等工事に係る届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について指導を行う。

3 環境モニタリング

区は、災害時のアスベスト飛散や毒物劇物流出に備えて、検体採取機材、簡易測定機材等を計画的に配備する。また、採取や測定の知識を習得するよう職員研修を行う。

第3節 ごみ処理

区は、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合、都、東京二十三区清掃協議会と協力して、処理機能の確保策に関して「ごみ処理マニュアル」を作成し、ごみ処理体制の構築を促進する。

第4節 がれき処理

1 応急集積場所の指定

区は、がれきの応急集積場所候補地をあらかじめ指定する。

また、区内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握したうえで、施設機能、要員や資機材について検証し、施設や車両等を確保できる体制を整備する。

2 私有地の活用

区は、大量のがれき発生に備えるため、私有地を応急集積場所として活用できるように候補

第2部 予防計画

地を選定し、地権者と事前に協議、調整していく。

第11章 風水害予防対策

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 洪水予防対策	土木部	荒川下流河川事務所、江戸川河川事務所、都江東治水事務所
第2節 高潮対策	土木部	都第五建設事務所、都江東治水事務所
第3節 都市型水害対策	土木部	都下水道局
第4節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策	各所管部署	
第5節 総合治水対策	土木部	
第6節 広域避難への体制づくり	危機管理部	
第7節 防災行動力の向上	危機管理部	

第1節 洪水予防対策

現在の堤防は、これまでに発生した洪水や高潮に対応できるよう整備が進められてきたが、計画高水をはるかに超える洪水や高潮、更には大地震の発生にも対応できる高規格堤防（スーパー堤防）整備を平成18年12月策定の「江戸川区スーパー堤防整備方針」に基づき沿川地域のまちづくりと一体となって推進している。

また、洪水時には河川敷の避難場所が使用できなくなることから、強固な地盤を有し、水害時に緊急の避難や救護等に対応できる「地域防災拠点」としての機能を有する高規格堤防（スーパー堤防）は、有効な洪水対策となる。

1 高規格堤防の整備

国直轄河川の江戸川、荒川（中川）では、高規格堤防（スーパー堤防）として、堤防の高さの約30倍の幅を持つ強固な堤防整備を国土交通省とともに推進する。また、高規格堤防は、浸水時の安全な避難場所、救援活動などの拠点となることから、沿川のまちづくり事業とともに、順次整備に取り組んでいく。



また、東京都管理河川の旧江戸川、中川、新中川では、地震に対する安全性と親水性などの河川環境の向上を目的とし、河川区域及び官民境界から背後約50mの幅の盛土を行う都型スーパー堤防整備が計画されており、沿川の開発、公園整備、公共施設の改築などに合わせ、順次

第2部 予防計画

整備に取り組んでいく。

2 河川・海岸の改修

洪水に対する安全を確保するため、前項の高規格堤防や緩傾斜型堤防の整備をはじめ区内河川の改修等を進め、施設の安全性の確保に努めている。

(1) 関東地方整備局荒川下流河川事務所

改修事業は、河口から堀切橋までの10.7km区間については、昭和34年の伊勢湾台風による高潮災害を契機として策定された「東京湾高潮対策計画」に基づき、昭和38年度から昭和40年度の3か年により高潮堤が完成している。

高規格堤防整備事業については、都市再開発や区画整理事業と調整しながら実施しており、平井七丁目地区は平成16年度に、また、小松川地区は平成27年度に整備を完了している。

また、他の地区についても完成に向けて、鋭意整備を進めている。

(2) 関東地方整備局江戸川河川事務所

江戸川は利根川の派川であり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（平成25年5月策定、令和2年3月変更）に基づき事業を実施しており、今後、河道掘削及び堤防の断面不足解消・質的強化を図っていく。高規格堤防の整備については北小岩一丁目地区が平成29年度に完成しており、現在、篠崎公園地区において都立篠崎公園の高台化、区の土地区画整理事業と一体的な整備を鋭意進めている。

(3) 東京都江東治水事務所

本区中南部及び西部のほとんどは、厚い沖積層に覆われた、いわゆるゼロメートル地帯であり、荒川・中川・新中川・江戸川・旧江戸川等の大河川と東京湾によって周りを取り囲まれた地域である。過去、利根川の流れが東京湾に注いでいたことや外郭河川の堤防高が十分でなかったことにより、幾たびかの被害を経験した。

このため、順次計画の策定及び堤防の修築事業が行われてきたが、昭和34年9月の伊勢湾台風の異常潮位を考慮して、新たに東京高潮対策事業としてA.P. +5.10mに対処し得るように計画が改訂され、これに基づき主要河川の防潮堤や護岸、並びに水門・排水機場が完成している。また、旧江戸川河口部において、より安全性を高めるとともに、河川の自然環境機能の回復のために進めてきた緩傾斜堤防は平成3年度に完成した。

更に江東内部河川においては、昭和63年度の委員会の報告を受け、平成元年に計画の見直しを行い、平成4年度第二次水位低下（A.P. - 1.0m）を実施した。

現在、東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）に基づき、中川・新中川・旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施している。

3 高台避難地の確保

大河川に囲まれたゼロメートル地帯の本区は、江戸川・荒川・利根川が氾濫した場合、大部分が水没する。

また、水害時の避難場所となる高台の地域防災拠点はわずかであり、長距離・長時間の避難を余儀なくされる。更に、氾濫水の排水には長時間を要することから、沿川のまちづくりと一体となった高規格堤防整備や公共施設等を活用した近距離の高台避難地確保に努める。

(1) 高規格堤防整備や公共施設を活用した身近な高台の確保

国直轄河川である江戸川・荒川（中川）沿川においては、高規格堤防整備事業と一体のまちづくり事業を進め、避難場所として活用できる高台避難地を確保する。

北小岩一丁目東部地区については、先の東日本大震災時に車両並びに多数の帰宅困難者が滞留した千葉県への渡河橋である市川橋に接している。本地区は、高規格堤防整備事業との一体のまちづくり事業により河川区域に緑地広場を創出し、高台の安全な避難場所として安全な場所となっている。

都管理河川である旧江戸川・新中川沿川の公園については、堤防強化にもつなげる高台化を可能な箇所から進めていく。なお、江戸川二丁目地区では、東京都のスーパー堤防事業と併せて防災公園を整備し、東部交通公園として供用した。同様に、江戸川四丁目地区についても、スーパー堤防整備と併せて高台の防災公園を整備する。なお、江戸川四丁目地区は、既設の防災船着場もあることから、更なる防災機能の強化、活用を検討していく。

また、学校等の公共施設の整備にあたっては、安全な避難場所となるよう高台化を検討する。更には、民間の中高層建築物等を身近な避難施設として活用するなどの検討を進める。

(2) 大規模公園の高台化

水害発生のおそれがある際、短時間で安全に避難できる身近な大規模高台避難地の新たな確保が必要である。

そこで、篠崎公園や宇喜田公園などの大規模公園については、水害時の避難場所・防災拠点として機能する高台化を含めた公園整備の早期実現を都に要請していく。

現在、区では江戸川の高規格堤防整備事業と一体のまちづくり事業として、篠崎公園地区について事業を進めている。一方、大規模公園である篠崎公園については、平成24年2月、都の公園審議会より公園の高台化を盛り込んだ「都立篠崎公園の整備計画」が答申されている。この高台化整備は、現在事業中の篠崎公園地区の高規格堤防整備事業と一体的に整備を行っていく。これにより、篠崎公園地区の高規格堤防と篠崎公園の高台がつながり水害時における避難動線が確保できる等地域防災拠点としての機能が充実する。今後も、国の高規格堤防整備事業との共同事業を進めていく。

(3) 建物群による高台まちづくり

首都「東京」において大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを強力に推進するため、令和2年1月に国と東京都により「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議」が設置され、同年12月、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」が策定された。

そこでは、東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進するための基本的な考え方や、当面取り組むべき具体的な方策についてとりまとめられている。その中で、水害対策における取組方針の一つとして、早い段階からの避難が出来なかった場合でも、線的・面的につながった高台・建物群を創出し、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」の推進が位置付けられている。

また、高台まちづくりのモデル地区の一つとして船堀地区が設定されており、新庁舎建設に合わせた高台まちづくりの具体的な検討を進めていく。

江戸川区では、大規模水害の際は、広域避難を基本としているが、広域避難が困難な場合においても、広域避難できなかった住民等が一時的に避難できるよう、浸水深さ以上に位置する既存建物の屋内施設や共有部等を活用した待避スペースの確保を進めていく。

また、浸水後安全を確保した上で、段階的に避難のできる非浸水動線(浸水しない避難経路)を、建築物と歩行者デッキ等でつないだ建物群を形成していく。

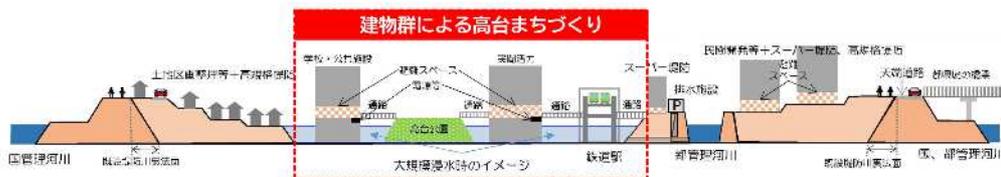


図 建物群による高台まちづくりのイメージ

出典：災害に強い首都「東京」形成ビジョン 概要版
 （令和2年12月、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議）を加工

【船堀駅前地区高台まちづくり基本方針】より抜粋

第2節 高潮対策

区は、昭和31年頃から急激に進行した地盤沈下により、満潮面以下の土地が増大し、現在では、区域の大半を占めるに至っている。

このため、伊勢湾台風級の台風による高潮を想定した、河川・海岸の防潮堤・護岸等の整備を進めており、令和元年度に完了した。

1 防潮事業

都江東治水事務所では、高潮対策事業として河川の防潮堤や護岸の整備を行うとともに、外郭堤防に直結する支川等の入り口に設けられた水門・排水機場等の維持管理を実施している。

このうち、河川の堤防や護岸の整備以外の水門管理事業について必要な事項を定める。

(1) 事業方針

外郭堤防に直結する支川等の入り口に設けられた水門は、台風による高潮や地震による津波などのおそれが生じた場合は直ちに閉鎖し、防潮堤と一体となって水災を阻止しなければならない。

このため、正常な運転操作ができるように、日常の点検整備・定期運転・水位・気象観測及び維持補修工事を行うとともに、非常時には警戒態勢を組み、諸施設の必要な操作を行う。

(2) 現況

都江東治水事務所所管の河川管理施設は、水門13か所・閘門1か所・樋門2か所及び排水機場5か所であるが、江戸川区管内の施設は次のとおりである。

【水門・樋門】	今井水門	新川東水門	新川東樋門
【排水機場】	新川排水機場	木下川排水機場	

(3) 事業内容

新中川下流端の今井水門、新川上流端の新川東水門は、平常時は開扉のままとし、新川東樋門は勤務時間外には閉鎖する。（新川東水門、新川東樋門は、耐震工事のため閉鎖中。）

高潮等の警戒態勢時の操作は、施設ごとに定められた操作基準及び操作条件に従って操作する。新川排水機場は、平常時旧江戸川の河川水を新川東樋門から導入し、新川の浄化を図りながら A.P. +0.5mを保つように排水操作を行う。（新川東樋門は、耐震工事のため閉鎖中。）

旧中川については、平成4年度第二次水位低下の実施に伴い、水位低下河川の浄化を図るため、隅田川から河川水を導入し、かつ水位 A.P. - 1.0mを保つように、木下川排水機場及び小名木川排水機場において排水操作を行う。

第3節 都市型水害対策

平成12年9月に東海地方を襲った集中豪雨は、短期間に総降水量589mmという名古屋地方気象台開設以来の記録となり、河川堤防の破堤やポンプの排水能力を上回る洪水流出により内水氾濫が発生し、大きな被害をもたらした。

近年、都内においても1時間に100mmを超えるような集中豪雨が多発しており、広域な市街地や地下鉄・地下街等地下空間への浸水、停電、通信障害等ライフラインの機能低下、鉄道の不通など都市機能に障害をもたらすおそれがある。

そこで、本区ではこのような都市型水害に対応するため、次の対策を実施していく。

1 下水道の整備

下水道は、生活の環境改善に必要であるとともに、降雨時には、雨水を河川等の公共用水域に排除し、浸水を防除するための重要な機能をも有している。

(1) 都下水道局

下水道普及率は、概成100%に達している。

浸水を防除するため、必要に応じて雨水貯留施設の整備を行う。

2 内水の対策

(1) 内水対策の強化

時間雨量50mmに対応する公共下水道整備は完了しているが、市街化に伴う浸透能力の低下や下水道の排水能力を超える近年の集中豪雨等に対応するため、道路や公園整備、学校改築等の機会を捉えた雨水貯留施設の整備、既設下水道の改善、透水性舗装等の内水対策を推進する。

(2) 土のうステーションの設置

短時間で局地的な大雨をもたらすゲリラ豪雨や台風などによる浸水被害を未然に防ぐため、誰でも利用できる土のうステーションの配備を推進する。(令和5年4月1日現在：46か所設置)

3 浸水実績図の公表

区(土木部)では、区公式ホームページ上に「道路冠水履歴マップ」を公表している。これは、下水道が概成100%整備された平成7年以降の道路冠水履歴を地図上に示している。

第4節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策

浸水想定区域内にある事業所等は、洪水時に備え、あらかじめ従業員や利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の対策を講じ、平常時からその周知徹底に努める。また、そのために必要な訓練についても積極的に行う。

浸水想定区域

洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域。
区は「江戸川区水害ハザードマップ」(2019年5月公表)で提示している。

区が定める地下街等の範囲(水防法第15条1項4号イ)

・消防法で定める防火対象物で施設が地下にあるもの

・地階駅 ・その他、区長が認めるもの 詳細な範囲は資料編に定める。

区が定める要配慮者利用施設(水防法第15条1項4号口)

社会福祉施設や学校等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設。
該当施設は資料編に定める。

第5節 総合治水対策

本区では、「中川・綾瀬川流域整備計画」に基づき、洪水流出抑制など総合治水対策を流域関係機関とともに進めている。

まちづくりにおいては、道路、公園、区民施設などの地下に大型雨水貯留施設を設置するとともに、歩道の舗装を全て透水性舗装としている。

また、民間開発にあたっても貯留浸透施設の設置や駐車場の舗装については透水性舗装にするよう指導しており、集中豪雨時の雨水排水量のピークカット等、都市型流出抑制対策を推進している。

第6節 広域避難への体制づくり

区は、外水氾濫や複合災害における区外への広域避難に備えて、都による区市町村間の総合的な調整のもと、避難誘導などに関する体制づくりを行う。

また、区民に対し早期に区外の高台に自主避難するよう、江戸川区の土地の特性と外水氾濫・複合災害の危険性について周知する。さらに、江東5区広域避難推進協議会等で具体化に向けた課題について検討を進める。

都は、整合性のとれた広域避難のため、国、都県、区市町村等の連携体制を構築する。

第7節 防災行動力の向上

1 防災意識の高揚

災害による被害の軽減、被害の拡大防止のためには、区民が速やかに避難することができるよう、自らの予防処置を講じるとともに、避難時に落ち着いて適切な行動が取れるようにする必要がある。

そのためには、一人ひとりが水害発生時の適切な行動の必要性を正しく認識できるよう、常に防災意識の普及・啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに区民がお互いに連携して災害に対応できるネットワークづくりを進める。

2 防災訓練の強化

避難情報が発令された際に、速やかに避難を実施・完了できるよう、情報の伝達や避難誘導等の、日頃から災害を想定した総合水防訓練などを積み重ねておく。

また、防災関係機関相互及び区民との支援・協力体制の確立や各応急対策計画が十分機能するよう各種訓練の充実・強化に努める。

なお、区が行う水防訓練等や、重要水防箇所の点検の実施については、各河川管理者（荒川

下流河川事務所・江戸川河川事務所・東京都)の参加や協力を得ることができる。

3 河川等の巡視

区は河川管理者と連携して、水防法第9条に基づく区域内的の河川、海岸堤防、津波防護施設等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該管理者に対し必要な措置を求める。巡視は、重要水防箇所及び注意を要する箇所を優先的に行う。

第12章 風水害に強い都市施設づくり

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 ライフライン施設		都下水道局、東京ガスネットワーク(株)、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)
第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)京成電鉄(株)

第1節 ライフライン施設

1 下水道施設

(1) 下水道施設の整備

特に、浸水の危険性が高い対策促進地区に重点を置き、幹線やポンプ所など基幹施設の整備を推進している。

また、下水道管の再構築に合わせて雨水排除能力を強化し、特に、くぼ地、坂下、河川沿い低地では、流出解析シミュレーションを活用した新たな設計手法により、より効果的に下水道管を整備している。

更に、速やかに雨水排除を行うため、先行待機型ポンプを導入している。

(2) 雨水の流出抑制への取り組み

関係局や区、区民などと連携し、宅地内雨水貯留施設などの整備を促進している。

(3) 浸水に備えるリスクコミュニケーションの充実

浸水予想区域図を作成するなど行政への情報や、雨期や台風シーズンに備えた浸水対策などの情報の発信を行っている。

また、降雨情報を東京アメッシュとしてインターネットで配信している。

更に、区市町村と連携した浸水対策強化月間の取り組みを行っている。

2 ガス施設

ガス施設の風水害対策として、これらの災害の発生に対し機能に重大な支障が生じないよう対策を講じている。

(1) 浸水のおそれのある設備には、基礎嵩上げ、防水壁・防水扉・排水ポンプ設置等の対策を講ずる。

(2) 暴風雨・大雪等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところより巡回点検する。

3 電気施設

(1) 電力施設

電気事業法・電気設備技術基準・都市計画法・河川法など関係する法令並びに基準等に準拠し、地域特性を考慮してきめ細かく設計し、設備を構築している。

(2) 変電

敷地の地盤高を過去の高潮あるいは洪水の最高水位以上とするが、高さを確保できない場合は、基礎または架台を嵩上げる、防水壁を設ける、機器を密封化する等の措置を講じ

ている。

屋外鉄塔の強度を、風速 40m/秒の風圧に耐えるよう設計している。

(3) 架空送電

堤外の設備は、特殊基礎を採用し水位の上昇に対して、十分対応できるよう設計し構築している。

鉄塔の強度を、風速 40m/秒の風圧に耐えるよう設計している。

(4) 地中送電

ケーブルヘッド・油槽台等の付帯設備については、変電の基準に準じて設備を構築している。また、利用者及び変電所のケーブル引出口は、防水管を採用し建物への浸水防止対策を講じている。

(5) 配電

架空設備の支持物の基礎は、適正な根入れ深さを取る。また、流水による洗掘等により傾斜・倒壊のおそれがある場合は、これを考慮し構築している。地中設備は、浸水のおそれがある供給用変圧器室については、変圧器の架台嵩上げなどの対策を講ずる。

また、利用者及び変電所のケーブル引出口は、防水管を採用し建物への浸水防止対策を講じている。

架空設備の支持物の強度を、風速 40m/秒の風圧に耐えるよう設計している。

(6) 通信

変電・送電・配電設備に準じて設計し、設備を構築している。

4 通信施設

豪雨、洪水、高潮、津波等の被害を受けるおそれがある地域について、地域や周辺環境、既存建物等を考慮し、電気通信設備等の耐震構造化を行う。具体策は以下のとおりである。

- (1) 建物自体を高く設置し防御する。
- (2) 水密扉または防水板や土のうの設置により防御する。
- (3) 電力や通信設備を想定される浸水高より上層フロアに設置する。

第2節 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつことから、いったん風水害等による被害が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながるおそれがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災施設の整備を進めてきたところであるが、今後も、これら施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

1 都営地下鉄新宿線

(1) 方針

様々な施策を通じ、風水害による被害を軽減するとともに旅客及び輸送の安全確保を図る。

(2) 現況

交通局では、止水板や防水扉等の改良や増設に取り組み、東海豪雨規模の降雨を想定した対策については、平成 25 年度に完了している。

現在は、想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定が順次公表されているため、それを踏まえた対策についても検討・実施している。

第2部 予防計画

さらに、全駅で水防法に基づく避難確保計画・浸水防止計画を策定し、計画に基づく避難を実施する体制を整備している。

(3) 事業内容

駅等の出入口における浸水対策は、止水板、土のう等の設置により防護する。

排水ポンプが自動運転し、排水処理を行う。

隧道内浸水時は、浸水状況に応じた運転規制を実施するほか、地上部区間については風速に応じた運転規制を実施する。

災害発生時は、正確な情報と判断のもとに乗客の避難誘導にあたる。

2 JR総武線・京葉線

(1) 方針

東京都の地域内におけるJRの災害時の被害を軽減して、旅客の生命・財産の安全と輸送の円滑を図ることを基本方針とする。

(2) 現況

JR総武線及び京葉線は、高架橋の区間が多く、高潮・洪水等で直接運行不能となる状態にはないが、亀戸～平井間は盛土構造であり耐震性を考慮した補修工事等と同時に、風水害対策工事を逐次実施している。平井駅においては地盤が低く、河川等による浸水の場合は旅客通路等が使用不能となる。列車運行に際しては基準に定められた風速により停止・徐行の措置をとっている。

電柱及びケーブルは強風等に対する措置も十分に考慮してあるが、台風等においては若干電気系統に被害をみられる。

(3) 事業内容

JR総武線及び京葉線の輸送事業を災害から未然に防止し、万一の災害発生時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を發揮し得るよう路線施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、国及び地域公共団体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

3 東京地下鉄

(1) 方針

あらかじめ定めている社内規程類等に基づいた行動により、風水害が発生、または発生するおそれがある場合において輸送の安全確保を図る。

(2) 現況

当該区間の東西線は、全て高架橋であり、高潮、洪水等で直接的な影響により運転が不能になるおそれはない。しかしながら、風速に応じた運転規制を実施するほか、竜巻に関する気象情報に基づき、運転規制を実施する。

4 京成本線

(1) 方針

風水害による災害に対しては被害を最小限に防止し、非常災害対策規則に基づき、輸送の安全確保を図る。

(2) 事業内容

事前措置

- ア 被害発生のおそれがある場合は、警報の有無にかかわらず警戒巡視の体制をとる。
- イ 施設及び設備の点検を行い、適切な措置を講ずる。

通信連絡態勢

- ア 旅客の安全を図るため、運輸指令室と各列車は無線により連絡を行い、適切な情報により運行する。
- イ 災害発生現場に高砂通信区に常置している無線自動車を急派し、八幡本社と無線による通信連絡を行う。

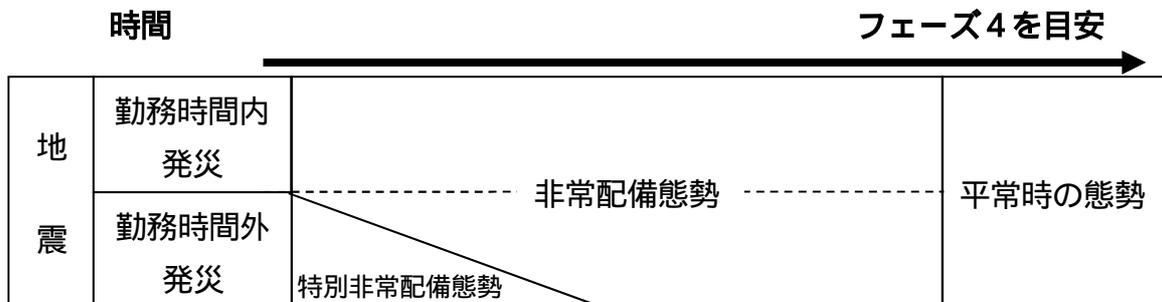
第 2 部 予防計画

第3部 対応態勢

第1章 震災時災害対策本部設置態勢

以下のとおり、本区の緊急対応時の体制を「発災の時間帯」による整理で分類し、体制の違いを確認する。

1 震災時（発災の時間帯による整理）



(1) 非常配備態勢（勤務時間内）

災害対策本部を設置したときは「非常配備態勢」の指令を発し、職員を配備する。

(2) 特別非常配備態勢（勤務時間外）

夜間・休日等の勤務時間外に大地震（区内最大震度5強以上）または、これに準ずる地震により災害が発生した場合の一時的な態勢。

なお、一定数の人員が確保され次第、「非常配備態勢」に移行する。

フェーズ4 ... 第4部初動応急計画【震災編】「全体イメージ」参照。

第1節 非常配備態勢（勤務時間内）

区長は、区内で災害（災害救助法の適用基準に達する程度の災害をいう。）が発生、または発生のおそれがある場合に、災害対策本部を設置したときには、非常配備態勢の指令を発し、職員を配備する。

また、特別非常配備態勢により災害応急活動を始めた場合、職員の参集状況及び災害の推移・経過等を考慮し、非常配備態勢に円滑に移行できるよう指示する。

1 江戸川区災害対策本部

職員は、勤務時間内に地震を感じた場合、地震情報を収集し、気象庁発表の震度が区内最大5強以上を記録したときは、直ちに本部を設置し応急対策を実施する。

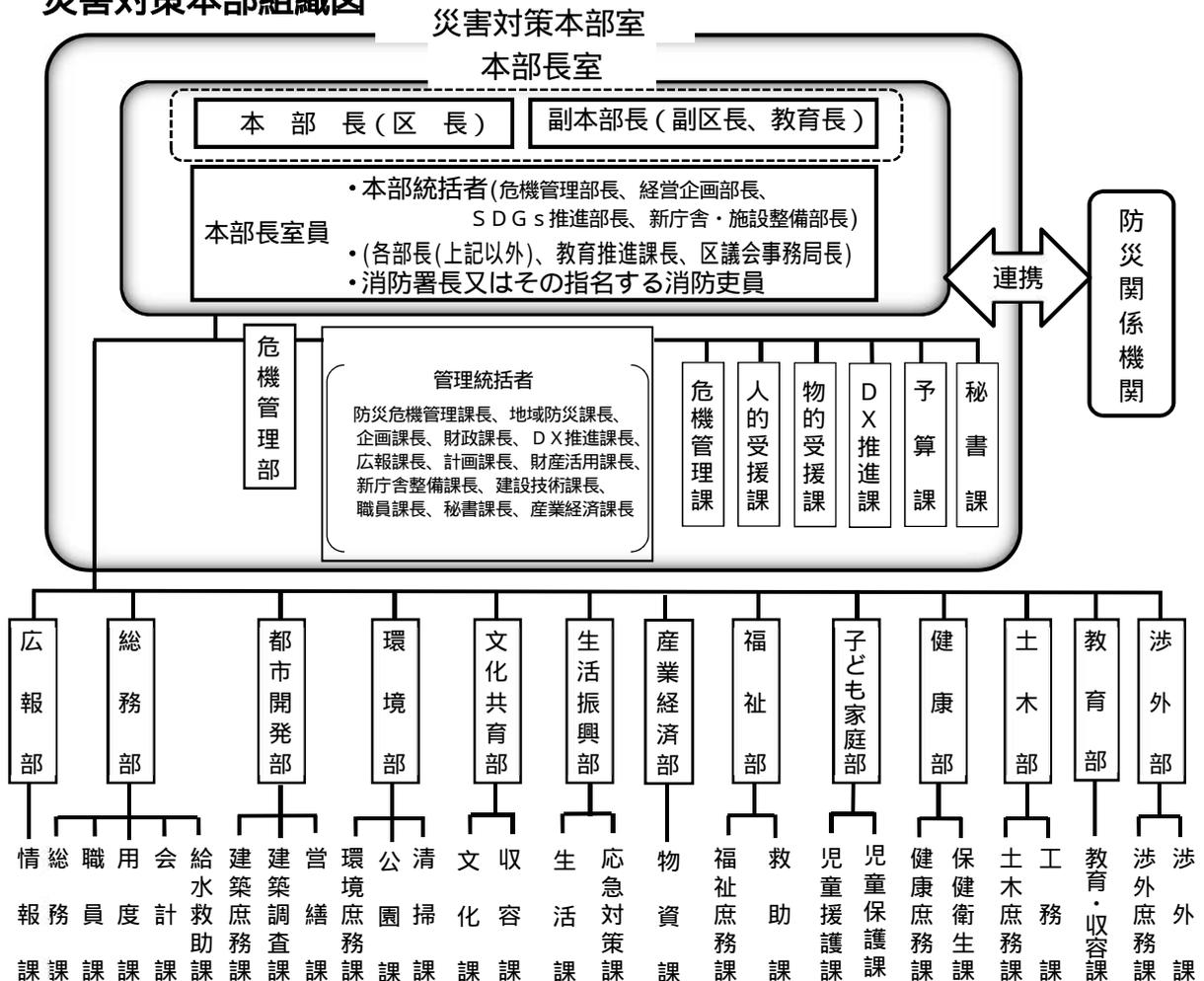
(1) 江戸川区災害対策本部の設置

区長は、区の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本部設置の必要があると認めるときは本部を設置する。

(2) 江戸川区災害対策本部の組織

江戸川区災害対策本部は、本部長室及び部をもって構成する。

災害対策本部組織図



(3) 本部長室の構成及び所掌事務

本章第3節第2項を参照

(4) 各部の所掌事務

各 部	内 容
危機管理部 (経営企画部) (SDGs推進部) (新庁舎・施設整備部) (危機管理部) (総務部) (産業経済部)	1 災害対策本部及び防災会議に関すること。 2 都本部との連絡・情報交換及び要請等に関すること。 3 防災関係機関との連絡及び他部との連絡に関すること。 4 被害情報の収集及び通信連絡に関すること。 5 全庁情報システムネットワークの復旧・維持に関すること。 6 災害対策関係予算に関すること。 7 区民生活の復興に係わる総合調整に関すること。 8 受援対策に関すること。 9 広域連携の調整に関すること。 10 その他、特命に関すること。
広報部 (SDGs推進部)	1 災害に関する広報・広聴に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 相談窓口の開設に関すること。 4 災害時における他の部の応援に関すること。
総務部 (総務部) (会計課)	1 災害対策物品・車両等の調達及び配分に関すること。 2 職員の動員・配置計画・給与・給食に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 義援金の受領、管理及び配分に関すること。 5 災害対策に必要な現金・物品の出納に関すること。 6 男女共同参画に係る調整を行うこと。 7 他の部に属さないこと。 8 災害時における他の部の応援に関すること。
都市開発部 (都市開発部)	1 防災都市づくりに関すること。 2 庁舎等の防災及び修理に関すること。 3 宅地等の液状化対策の相談に関すること。 4 避難所の安全確認及び応急復旧に関すること。 5 帰宅困難者に関する情報収集に関すること。 6 家屋の被害状況調査等に関すること。 7 応急危険度判定ボランティアの受入れ、配置に関すること。 8 復旧計画の立案に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
環境部 (環境部)	1 災害に伴う各種公害調査並びに対策に関すること。 2 がれき処理に係わる関係機関等との連絡調整に関すること。 3 倒木の除去、公園の復旧に関すること。 4 ごみ処理及びし尿収集に関すること。 5 災害時における他の部の応援に関すること。
文化共育部 (文化共育部)	1 避難所補完施設の開設に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 3 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。 4 避難者の収容に関すること。

第3部 対応態勢

	<ul style="list-style-type: none"> 5 避難所補完施設の管理・運営に関すること。 6 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 7 災害時における他の部の応援に関すること。
生活振興部 (生活振興部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害状況の調査に関すること。 2 罹災証明書発行に関すること。 3 罹災証明書発行事務の受入れ調整に関すること。 4 義援金品の受領・輸送及び配分に関すること。 5 避難所補完施設の開設に関すること。 6 避難者の収容に関すること。 7 避難所補完施設の管理・運営に関すること。 8 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
産業経済部 (産業経済部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資等の確保、調達、輸送及び配分の協力に関すること。 2 災害時における他の部の応援に関すること。
福祉部 (福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の対応に関すること。 2 救援物資等の配分に関すること。 3 行方不明者の捜索及び遺体取扱に関すること。 4 福祉ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 5 避難行動要支援者名簿の運営管理に関すること。 6 遺体収容所の開設及び運営に関すること。 7 災害時における他の部の応援に関すること。
子ども家庭部 (子ども家庭部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災園児等の調査並びに保護及び安全に関すること。 2 被災者の救助及び保護に関すること。 3 救援物資等の配分に関すること。 4 応急保育に関すること。 5 保護児童等の安全に関すること。 6 保護児童等の相談及び援助に関すること。 7 要保護児童等の把握及び保護に関すること。 8 DV被害者等の相談及び援助に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
健康部 (健康部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 江戸川区災害医療コーディネーターを中心とする都との連携体制に関すること。 2 医療・助産及び乳幼児救護等に関すること。 3 緊急医療救護所及び医療救護受援施設に係る連携調整に関すること。 4 重症者搬送の連絡調整に関すること。 5 救急医薬品の確保に関すること。 6 医療チーム及び医療支援団体等の受入れ及び配置に関すること。 7 被災者等のメンタルケアに関すること。 8 防疫業務に関すること。 9 保健衛生業務に関すること。 10 災害時における他の部の応援に関すること。

土木部 (土木部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動に関すること。 2 堤防・道路・橋梁等の点検・整備・復旧に関すること。 3 排水対策に関すること。 4 道路・河川等の障害物の除去に関すること。 5 ライフライン事業者との連絡調整に関すること。 6 がれき処理及び運搬に関すること。 7 災害時における他の部の応援に関すること。
教育部 (教育委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関すること。 2 避難者の収容に関すること。 3 避難所の管理・運営に関すること。 4 避難所との連携・調整業務に関すること。 5 避難者の把握に関すること。 6 被災幼児・児童・生徒の調査及び保護安全に関すること。 7 応急教育及び教材・学用品の調達及び支給に関すること。 8 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
渉外部 (区議会事務局) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 江戸川区議会災害対策本部との情報連携に関すること。 2 内外諸団体との連絡調整に関すること。 3 災害時における他の部の応援に関すること。

2 災害対策本部の職員配備

災害時における本部の職員配備は、次の2種別とする。

非常配備態勢

態勢種別	災害対策本部の設置時期	態勢	配備人員
第1次 非常配備態勢	震度5強程度の地震により災害が発生するおそれがあるとき その他の状況により、本部長が必要と認めたとき	災害の発生を防御するための措置を強化 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備 通信情報活動	所属による災害対応がある職員
		避難所の開設準備及び運営	指定された職員
第2次 非常配備態勢	地震により区内の一部の又は複数の地域に災害が発生したとき 災害が拡大し、第1次非常配備態勢では対処できないとき その他の状況により、本部長が必要と認めたとき	第1次非常配備態勢を強化 本部の全力をもって対処する態勢	全職員

3 災害対策本部設置の通知

区災害対策本部を設置したときは、直ちに都知事に報告するとともに、次に掲げる者に通報

第3部 対応態勢

しなければならない。

通報を受けた防災関係機関は、緊密な連携体制をとり、迅速な災害救助活動を実施する。

- (1) 防災関係機関
- (2) 隣接の区長及び市長
- (3) 本区各部長

4 災害対策本部への防災機関員の協力要請

本部長（区長）は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる防災関係機関の長に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

また、本部長は本部防災機関員に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

なお、消防署は必要と認める場合は、災害対策本部に職員を派遣する。

本部防災機関員

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| (1) 指定地方行政機関 | (2) 東京都 | (3) 陸上自衛隊 |
| (4) 指定公共機関 | (5) 指定地方公共機関 | (6) 公共的機関 |

防災関係機関相互間の連絡調整を図るため、本部長室におかれるもので、防災関係機関の長が当該機関所属の職員のうちから指名し、本部長室には通信要員を伴って出席する。

第2節 警察・消防の初動態勢

1 警察の初動態勢

(1) 警視庁は、警視庁管内に震度5強以上の地震が発生した場合には、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。

(2) 各警察署は、部隊を編成し次の警備活動等を行う。

被害実態の把握及び各種情報の収集

交通規制

被災者の救出救助

被災者の避難誘導

行方不明者の捜索及び調査

遺体の調査等及び検視

公共の安全と秩序の維持

2 消防の初動態勢

(1) 震災態勢の発令

地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めるときは、震災態勢を発令する。

(2) 震災非常配備態勢

ア 震災第一非常配備態勢

次のいずれかによる。

(ア) 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき。

(イ) 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のい

ずれかが震度5強を示す地震が発生したとき。

(ウ)(ア)の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき。

イ 震災第二非常配備態勢

次のいずれかによる。

(ア) 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき。

(イ) 東京消防庁及び区市町村(島しょを除く。)の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震が発生したとき。

(ウ)(ア)の地域に地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。

(3) 非常招集

震災第一非常配備態勢を発令したときは招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

第3節 特別非常配備態勢(勤務時間外)

夜間・休日等の勤務時間外に大地震(区内最大震度5強以上)または、これに準ずる地震により災害が発生した場合には、人員不足や指揮者不在により十分な組織対応がとれないことが予測される。その場合の災害応急活動として、早期の段階で要員・体制を確保する必要があり、本区は全職員による一時的な態勢をとる。なお、一定数の人員が確保され次第、組織対応体制である「非常配備態勢」に移行する。

1 職員の参集

夜間・休日等の勤務時間外に大地震(区内最大震度5強以上)または、これに準ずる地震により災害が発生した際には、早期の段階で要員・体制を確保する。

(1) 職員の配備

勤務時間外に区内最大震度5強以上(危機管理部職員、土木部職員及び環境部職員(水とみどりの課、公園整備課)は区内最大震度5弱以上)の地震が発生した場合は、参集指示がなくともあらかじめ定められた場所に自主参集するものとする。

発災当初、職員は各自指定された場所(区本部・避難所・緊急医療救護所・地域内輸送拠点等)へ参集し、災害対応に従事する。上記以外の職員については、速やかに職場に参集し、参集場所責任者の指示により災害対応に従事する。

(2) 本部関係職員

本部長室員は、災害の発生を知ったときは直ちに登庁し、区役所東棟5階防災センター(災害対策本部室)に参集する。

本部長室員に代理者を指定する。発災時、本部長室員と代理者は互いに連絡をとり、本部長室員が直ちに登庁できないときは、代理者が登庁し本部長室員の職を代行する。

本部開設・運営職員(あらかじめ指定)は、気象庁発表の区内最大震度が5強以上を記録した場合、直ちに本部開設のために参集し、災害情報収集を開始する。

(3) 本部関係以外の職員

本部関係以外の職員については、住所要件を考慮し、あらかじめ指定されている災害対応

第3部 対応態勢

の核となる施設（勤務地・学校等）に参集し、災害対応に従事する。

上記例外として、次の組織対応が必要な部署に所属する職員または各部が指定する職員については、その職をもって各部であらかじめ指定された場所に参集する。

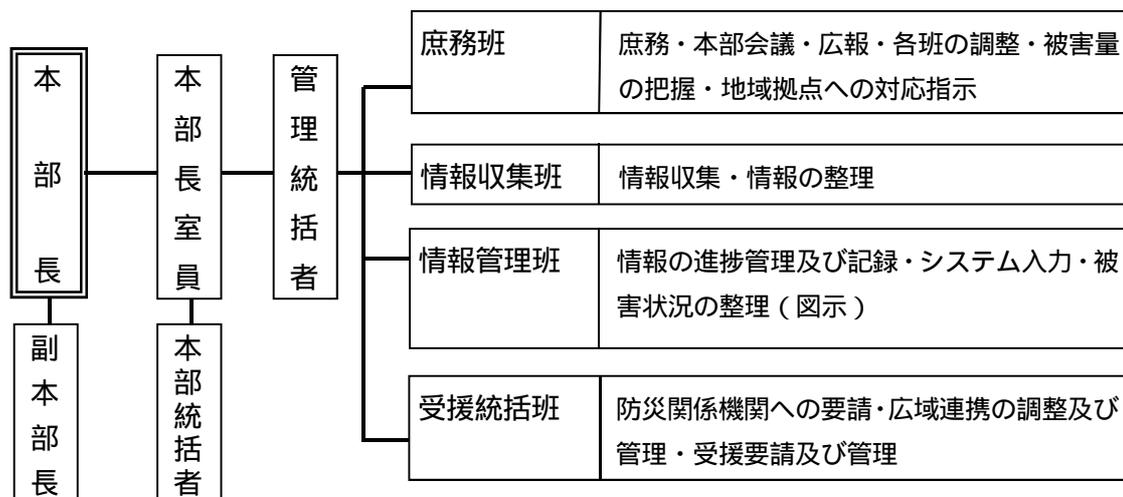
- ア 施設の安全確認等（都市開発部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）
- イ 道路障害物の除去（土木部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）
- ウ ごみ収集・がれき処理等（環境部の技能系職員及び部の指定を受けた職員）
- エ 緊急医療救護所及び医療救護受援施設等の開設・運営（健康部の専門・部の指定を受けた技術系職員）
- オ 福祉避難所及び要配慮者対策（福祉部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）
- カ 地域拠点開設・運営（各事務所・区民課の庶務係、地域サービス係及び地域施設系の職員）
- キ 遺体収容所開設・運営（生活援護第一・二・三課の指定を受けた職員）
- ク 広報・広聴対応（SDGs推進部の指定を受けた職員）
- ケ 情報システムの復旧・維持（DX推進課の指定を受けた職員）
- コ 庁舎管理（総務課総務係の職員）
- サ 区議会対応（区議会事務局の指定を受けた職員）
- シ 応急給水（課税課、納税課の職員）
- ス 倒木等の撤去及び公園復旧（環境部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）
- セ 避難所管理（教育委員会事務局の指定を受けた職員）
- ソ 物資配送拠点開設・運営（産業経済課の指定を受けた職員）

指定された参集場所が使用不能であるときは、最寄りの地域拠点（各事務所・区民課）に参集する。ただし、地域拠点が使用不能となった場合は、速やかに本部へ連絡し本部の指示に従う。

2 災害対策本部の設置

(1) 本部長室

本部長室の体制は、次のとおり参集した職員をもって構成する。



本部長室の構成員は、本部長及び副本部長のほか次の者とする。

- ア 本部長室員[本部統括者]（危機管理部長、経営企画部長、SDGs推進部長、新庁舎・施設整備部長）
- イ 本部長室員（各部長、区議会事務局長、教育推進課長、消防署長又はその指名する消防吏員）

ウ 管理統括者（防災危機管理課長、地域防災課長、企画課長、財政課長、DX推進課長、
広報課長、計画課長、財産活用課長、新庁舎整備課長、建設技術課長、
職員課長、秘書課長、産業経済課長）

エ 危機管理部職員

オ 機動部隊職員

大地震発生（区内最大震度5強以上）の際は、自動的に本部が設置されたものとみなし、
本部長及び副本部長が不在の場合は本部統括者が、本部長の職を代行する。

東棟5階防災センター（災害対策本部室）が使用できないときは、本庁舎の適宜の場所に
本部を設置し、関係機関並びに参集職員に周知を図る。

本庁舎全体が機能しないときは、総合文化センター・中央図書館を本部の代替施設とする。

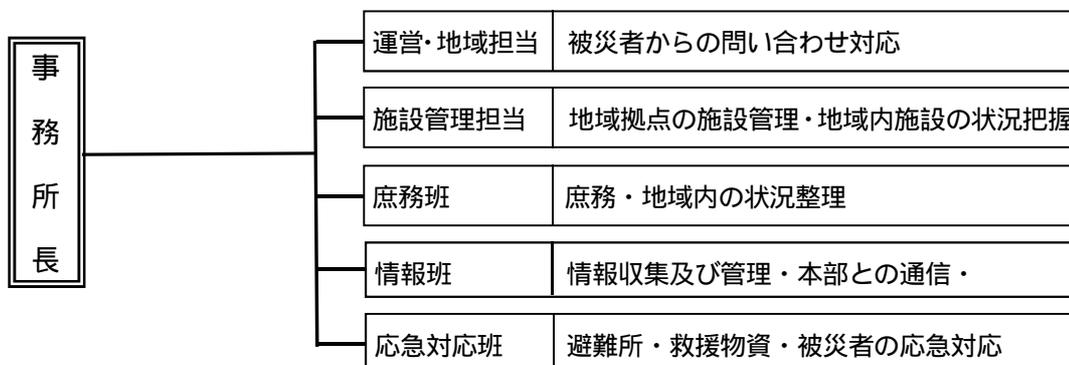
本部長室は常に職員の参集状況を把握し、最も効果的な事務の遂行に努める。

本部長室が必要と認めたときは、順次、防災計画による防災各部の所掌事務に移行する。

（非常配備態勢への移行）

(2) 地域拠点（区民課・各事務所）

休日・夜間等、勤務時間外での災害発生時については、各部本部が機能せず（設置されない）各現場への指示、対応が不可能である。そのため、被害情報や要請の管理など本部への一極集中を防ぐこと及び必要な人的・物的ニーズに迅速に 대응することを目的とし、各事務所を地域ごとの「地域拠点」と位置付け円滑に機能させる。なお、この体制は、職員参集の状況により本部からの非常配備態勢への移行指示まで続くものとする。



地域拠点の構成員は、事務所長のほか次のものとする。

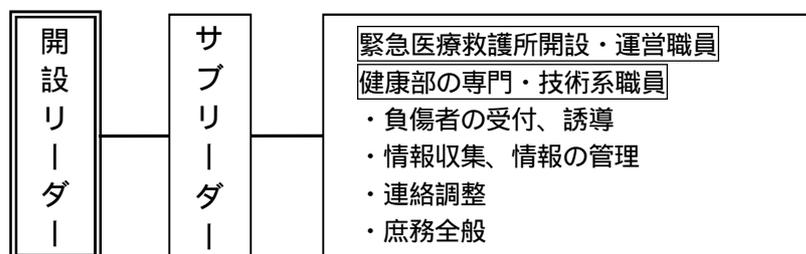
- ア 責任者（事務所長または区民課長）
- イ 副責任者（参集指定課長）
- ウ 要員（庶務係職員、地域サービス係職員、地域施設係職員）

責任者は、参集職員を指揮して、管内の被害状況の把握に努め、本部に報告するとともに、被災者の救助その他の応急活動を行う。

本部との通信が途絶したときは、適宜伝令員を派遣し管内の状況を本部に報告し、指示を求めなければならない。

(3) 緊急医療救護所（災害拠点病院前（東京臨海病院、江戸川病院、森山記念病院）、災害拠点連携病院前（松江病院、岩井整形外科病院、東京さくら病院、葛西昌医会病院、江戸川メディケア病院）、災害医療支援病院前（京葉病院、葛西中央病院、東京心臓不整脈病院、同愛会病院、一盛病院、東京東病院、小松川病院、江戸川共済病院、森山脳神経センター病院））（詳細は資料編を参照）

災害時の医療救護活動を円滑に行うため、主に重症患者の処置・収容を担う「災害拠点病院」を機能停止させないよう、傷病者のトリアージ機関として位置付ける。



緊急医療救護所開設・運営の構成員は、次のものとする。

- ア 開設リーダー ... 区職員の開設・運営責任者
原則、健康部の専門・技術系職員より選任する
- イ サブリーダー ... 区職員の開設・運営副責任者
原則、健康部の専門・技術系職員より選任する
- ウ 緊急医療救護所開設・運営職員 ... 要員 あらかじめ住所要件等で指定されている

工 健康部の専門・技術系職員 … 要員

あらかじめ職務要件で指定されている

開設リーダーは、参集後、直ちに開設・運営職員並びに健康部の専門・技術系職員とともに緊急医療救護所を開設する。その後、区職員の責任者として、円滑な運営に努める。

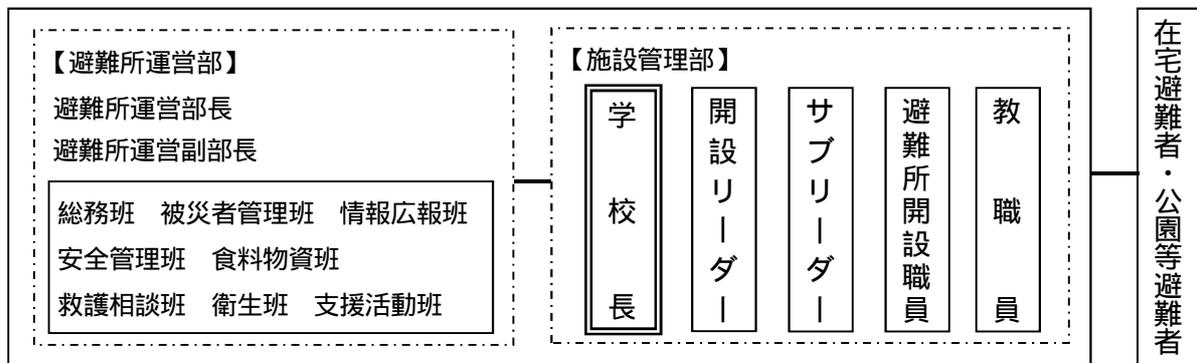
緊急医療救護所開設・運営職員並びに健康部の専門・技術系職員は、医師の参集前に傷病者のトリアージが可能となるレイアウトや物品等の準備を行う。医師到着後は、負傷者の受付・誘導、情報収集、情報の管理、連絡調整を行う。

医薬品等の必要物資は、医療救護活動拠点（健康部本部）から関係機関に要請する。

(4) 避難所

避難所は避難者自身で運営し、区は施設の管理や地域拠点との連絡調整を担う。また、避難者のための「避難者支援拠点」として位置付け、避難所周辺で在宅避難や公園等に避難している者への支援に努める。

【避難所運営協議会】



避難所は、避難者等で組織する「避難所運営部」と行政職員等で組織する「施設管理部」との2つの組織による「避難所運営協議会」で運営する。

ア 避難所運営部長 … 避難所運営の責任者 避難者の中から互選によって選出(ただし、部長、副部長には、女性と男性の両方を配置する。)

イ 施設管理責任者 … 避難所施設の責任者 当該校の学校長

ウ 避難所開設職員 … 連絡調整要員 あらかじめ住所要件で指定されている(ただし、女性と男性の数が均衡するよう努めるものとする。)

エ 各学校の教職員 … 連絡調整要員 当該校の教職員

施設管理責任者(学校長)は、参集する避難所開設職員及び教職員を指揮して、周辺の被害状況・火災の延焼状況等の把握に努め避難所の安全確保を図らなければならない。

避難所開設リーダーは、施設管理責任者若しくは、あらかじめ代理者として指定を受けている者が到着するまでの間、その職を代行する。

避難者の増減及び必要物資・資器材等について、必要に応じて地域拠点に報告し、その指示を求める。

第3部 対応態勢

3 職員の役割

初動態勢時の各参集場所における職員の役割は以下のとおりとする。

(1) 災害対策本部（防災センター）

区分	本部長室		危機管理部（本部要員）		
	本部長	本部長室員	管理統括者	要員	補助要員
構成	区長	[本部統括者] 危機管理部長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長	防災危機管理課長	防災危機管理課職員	職務終了後、 合流 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局
	副本部長		D X推進課長	D X推進課職員	
	副区長 教育長	各部長(上記以外) 区議会事務局長 教育推進課長	広報課長 計画課長 財産活用課長 新庁舎整備課長 建設技術課長 秘書課長 職員課長 産業経済課長	計画課職員 財産活用課職員 新庁舎整備課職員 建設技術課職員 秘書課職員 (広報課職員) (職員課職員) (産業経済課職員)	
所掌事務	本部長室は、次の事項について江戸川区災害対策本部の基本方針を審議策定する。 部の非常配備態勢に関すること。 災害の情報収集及び伝達に関すること。 避難の指示に関すること。 専門ボランティア等の応援要請・受入れ及び区市町村の相互支援に関すること。 災害地派遣及び応援の要請に関すること。 公用令書による公用負担に関すること。 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。				

(2) 地域拠点

	主な業務内容	開設・運営職員	
事務所	責任者は本部からの指令を受け、参集職員の指揮命令を行う。 本部指令に伴う実施計画の調整。 責任者不在の場合は、上席者がその職務を代行する。 本部との情報連絡・伝達を行う。 区民からの情報収集・相談等の窓口を担当する。 道路機能を確保するための調査業務。 管轄区域内避難所への職員派遣と物資等の運搬・配給。 事務所における記録。 その他本部からの指令・要請に伴う業務。	各事務所長 【職務要件】 各事務所の 庶務係職員 地域サービス係職員 地域施設係職員	

(3) 緊急医療救護所

	主な業務内容	開設・運営職員	健康部職員
災害拠点病院前 災害拠点連携病院前 災害医療支援病院前	<p>緊急医療救護所（トリアージエリア及び応急処置エリア）の開設。</p> <p>ア トリアージに関する準備。</p> <p>イ 負傷者受入れの準備。</p> <p>医療救護活動拠点（健康部本部）・病院との連絡体制確保。</p> <p>医療救護活動拠点（健康部本部）へ開設報告及び状況報告。</p> <p>医療救護班等への協力。</p> <p>負傷者の誘導及び整理。</p>	<p>【住所要件】</p> <p>救護所から1～2km圏内に居住し、あらかじめ参集指定された職員</p>	<p>専門・技術系職員</p>
		<p>72時間経過後は、状況により順次緊急医療救護所を閉鎖し、開設職員及び健康部職員は勤務地へ移動。</p>	

(4) 医療救護受援施設

	主な業務内容	健康部職員
各健康サポートセンター	<p>【発災時から72時間】</p> <p>DMA T等医療チームの受援施設。</p> <p>医薬品供給施設。</p> <p>緊急医療救護所の後方支援。</p> <p>【72時間以降】</p> <p>避難所巡回医療チームの活動支援。</p> <p>在宅療養者の医療支援。</p>	<p>専門・技術系職員</p> <p>緊急医療救護所に配置されていない健康部職員。</p> <p>状況に応じて緊急医療救護所従事職員の合流あり。</p>

(5) 避難所

	主な業務内容	施設管理部	避難所運営部
各小中学校等	<p>鍵・アラーム等解除、避難所開設。</p> <p>避難者受入れの準備。</p> <p>避難者の適正な受入れ誘導。</p> <p>災害状況の把握及び地域拠点（事務所本部）への報告。</p> <p>地域拠点（状況によって本部）との連絡と庶務的業務。</p> <p>避難所用資器材の調達。</p> <p>避難者からの相談等。</p> <p>生活用品・食料等の配付。</p>	<p>学校長</p> <p>教職員</p> <p>避難所開設職員</p> <p>【住所要件】</p> <p>江戸川区内在住職員及び隣接区市在住職員</p> <p>江戸川区から概ね半径20km圏内在住職員</p>	<p>避難者による自主運営</p> <p>主な役割</p> <p>避難所運営部長</p> <p>避難所運営副部長</p> <p>各班長</p>

第3部 対応態勢

4 非常配備態勢への移行

災害発生当初の態勢は、参集した職員により、本部及び避難所業務にあたる。
その後、本部の指示に基づき、逐次「非常配備態勢」の配置に移行する。

第4節 本部設置に至らない場合の態勢

1 役割

災害発生前または、被害が生じるおそれがある段階での情報収集及び他機関との連絡調整を的確に行い、危機的事象を未然に防ぐことを目的とする。また、この態勢をとることにより、他機関連携における窓口の一本化や対応が必要となった場合の上位態勢への移行が迅速に行うことができる。

2 情報連絡態勢の設置

(1) 情報連絡態勢の設置基準

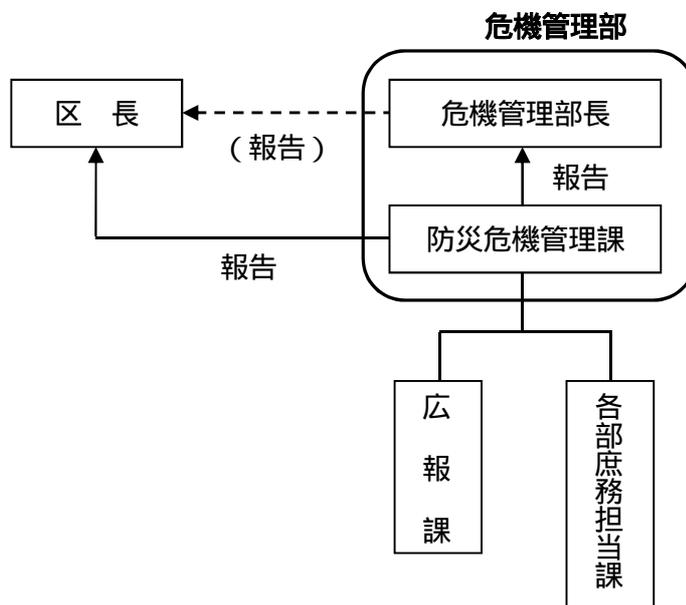
区は、以下の条件の場合、本部設置に至らない場合の態勢(以下、「情報連絡態勢」という。)を設置し、情報収集を行う。

気象庁発表が区内最大震度5弱を記録した場合

気象予報により警報が発せられた場合

危機管理部長または各部長より情報収集の必要を認める要請があった場合

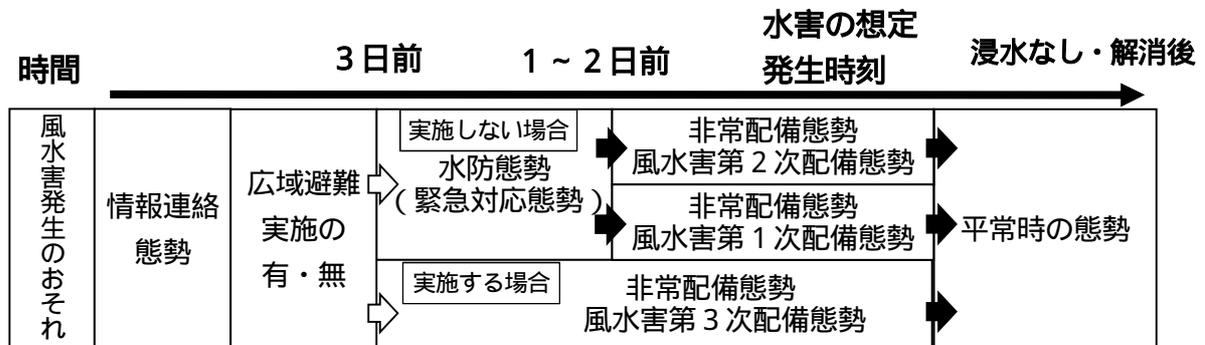
(2) 情報連絡態勢の組織



第2章 風水害時対応態勢

以下のとおり、本区の緊急対応時の体制を「発災の時間帯」による整理で分類し、体制の違いを確認する。

時系列による整理



第1節 情報連絡態勢

1 情報連絡態勢の設置

(1) 第3部 第1章 第4節「本部設置に至らない場合の態勢」を参照。

第2節 水防態勢

広域避難の実施がされず、災害対策本部を設置するに至らない程度の風水害等（地震を除く。）においては、水防態勢をとる。

1 水防本部の設置基準

土木部長は、次の設置基準により必要であると認められるときは、水防本部を設置する。

- (1) 江戸川区に気象庁より大雨、洪水、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき。
- (2) 各河川管理者より区内の各河川に対して、水防警報が発令されたとき。
- (3) 土木部長が、洪水、高潮等が発生するおそれがあると認めたとき。

2 水防本部の廃止

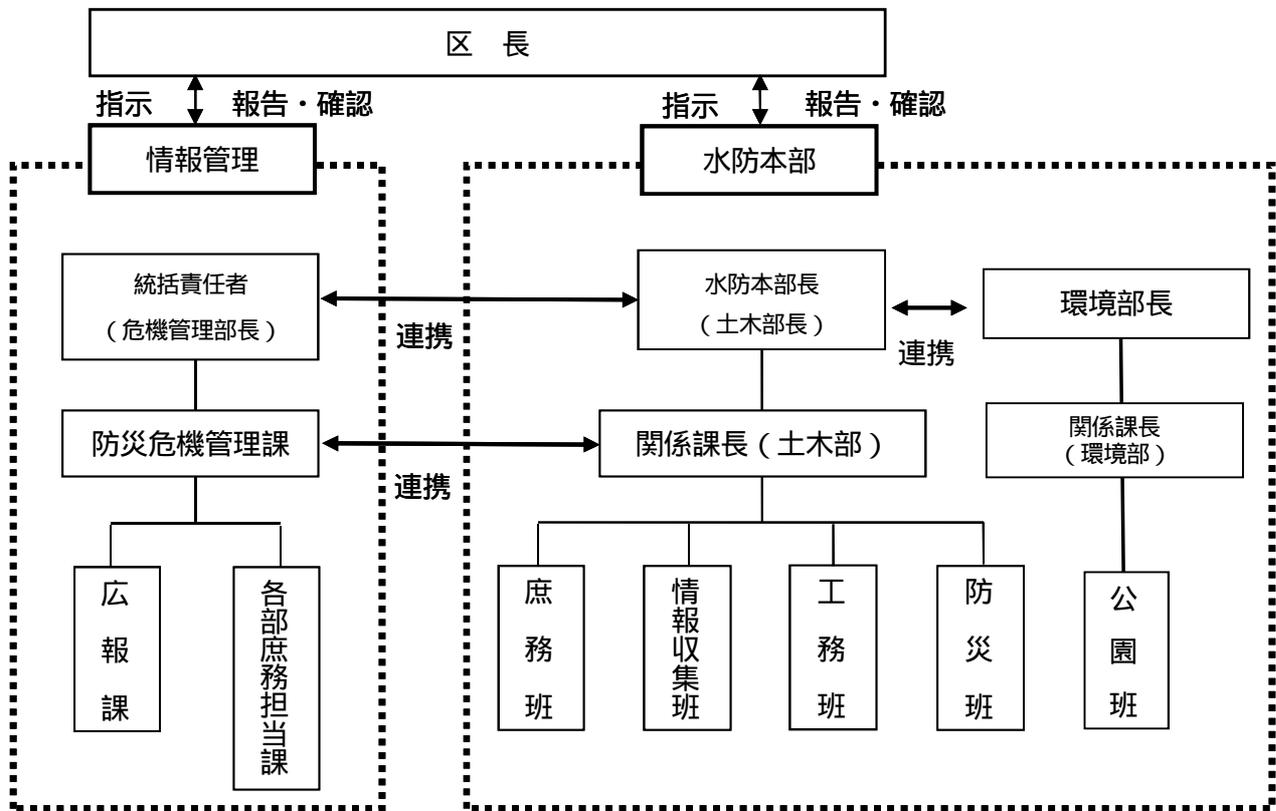
土木部長(水防本部長)は、水防活動が概ね完了したと認めたときは、水防本部を廃止する。

3 水防本部の統合

災害対策本部が設置された場合、水防本部は、その構成部の一つとして統合される。

4 水防本部の組織

< 水防本部の組織図 >



第3節 非常配備態勢

区長は、区内で災害（災害救助法の適用基準に達する程度の災害をいう。）が発生、または発生のおそれがある場合に、災害対策本部を設置したときには、非常配備態勢の指令を発し、職員を配備する。

1 江戸川区災害対策本部

職員は、区の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、直ちに本部を設置し応急対策を実施する。

- (1) 江戸川区災害対策本部の設置
- (2) 第1章 第1節 第1項「江戸川区災害対策本部」を参照。
- (3) 江戸川区災害対策本部の組織

第1章 第1節 第1項「江戸川区災害対策本部」を参照。

2 災害対策本部の職員配備

災害時における本部の職員配備は、次の3種別とする。

水防態勢から風水害第1次配備態勢、風水害第2次配備態勢に切り替わる可能性がある。避難者を混乱させないため、原則、風水害第1次配備態勢から風水害第2次配備態勢に切り替える判断は行わない。

風水害第1次・第2次配備態勢：広域避難を実施しない場合

態勢種別	災害対策本部の設置時期	態勢
風水害第1次配備態勢	台風接近・上陸時における中心気圧が 950hPa $< N < 970$ hPa の場合。	自主避難施設開設
風水害第2次配備態勢	台風接近・上陸時における中心気圧が 930hPa $< N < 950$ hPa の場合。又は上陸 30 時間前に荒川上流域での総雨量が 400mm を超える場合。	避難所開設

風水害第3次配備態勢：広域避難を実施する場合

態勢種別	災害対策本部の設置時期	態勢
風水害第3次配備態勢	台風上陸の三日前の時点で台風接近・上陸時における中心気圧が $N < 930$ hPa 又は荒川流域の3日間積算雨量予測が 400mm を超える場合。	広域避難

3 災害対策本部設置の通知

区災害対策本部を設置したときは、直ちに都知事に報告するとともに、次に掲げる者に通報しなければならない。

通報を受けた防災関係機関は、緊密な連携体制をとり、迅速な災害救助活動を実施する。

- (1) 防災関係機関
- (2) 隣接の区長及び市長
- (3) 本区各部長

4 災害対策本部への防災機関員の協力要請

本部長（区長）は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる防災関係機関の長に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

また、本部長は本部防災機関員に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

なお、消防署は必要と認める場合は、災害対策本部に職員を派遣し、以下の内容に関する協力又は助言を行うものとする。

- （ 災害状況の情報提供に関すること、 支援要請の伝達に関すること、 火災状況に基づく避難指示に関すること、 災害対策本部からの各種要請の伝達に関すること、 関係防災機関からの情報収集に関すること、 物資等の調達依頼に関すること ）

本部防災機関員

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| (1) 指定地方行政機関 | (2) 東京都 | (3) 陸上自衛隊 |
| (4) 指定公共機関 | (5) 指定地方公共機関 | (6) 公共的機関 |

防災関係機関相互間の連絡調整を図るため、本部長室におかれるもので、防災関係機関の長が当該機関所属の職員のうちから指名し、本部長室には通信要員を伴って出席する。

第4節 警察・消防の初動態勢

1 警察の初動態勢

警視庁は気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じ、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。

2 消防の初動態勢

(1) 水防態勢

必要に応じて水防態勢を発令し、事前計画（水防基本計画等）に基づく活動を開始する。

(2) 第一～第四非常配備態勢

必要に応じて第一～第四非常配備態勢（東京都地域防災計画）を発令する。第一非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集・水防部隊を編成する。

第3章 初動対応体制の整備

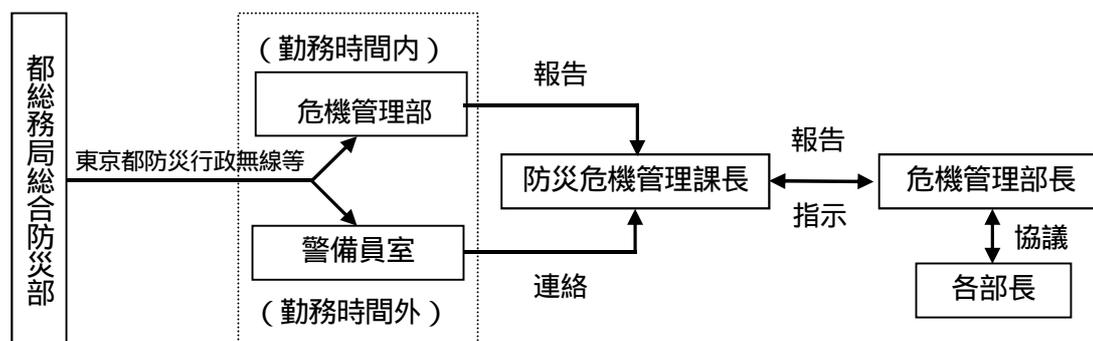
第1節 平常時の体制

1 平常時連絡系統

平常時において危機的事象に対する基本的な情報収集体制は、以下のとおり危機管理部が窓口となる。このとき、各部対応の必要が生じた場合については、各部が対応の主体（窓口）となり、危機管理部は全庁の調整役を担う。万が一、異常を発見若しくは都より連絡が入った場合には、防災危機管理課長が直ちに危機管理部長へ報告し（必要に応じて区長報告有）、以降の態勢について検討する。

また、台風や局地的集中豪雨等による水災害のおそれ、あるいは、強風、雪害など自然災害において区内に被害を及ぼす可能性がある場合については、土木部長と協議のうえ、次の態勢に移行する。

【平常時連絡系統】



2 災害対応への準備

区職員は、災害対策基本法第5条【市町村の責務】において、区民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、常に適切な危機管理意識を持って、必要な準備をしておく。

そのために区は、職員の危機管理意識の向上と自己備蓄を基本とし、体制強化に向けた人材育成や職員訓練、研修等に積極的に取り組んでいく。

(1) 機動部隊職員

防災関係部署の経験者または、防災に必要な知識と豊富な経験を持ち、災害現場において適切な指示を出し応急対応に積極的に係われる中心的リーダーを担う職員を「機動部隊職員」とする。

機動部隊職員は、危機管理部の指名を受け、危機管理部長より任命されるものとする。主な活動は、以下のとおりである。

平常時の活動内容

- ア 職員訓練への参加・協力
- イ 防災研修への積極的な参加
- ウ 防災部署（危機管理部）が主催する各種防災イベントへの協力・支援
- エ 被災地への派遣、情報収集

第3部 対応態勢

災害時の活動内容

ア 参集場所は、災害対策本部または地域拠点（各事務所）

あらかじめ指定される

イ 配属部の防災業務に優先し、本部機能を有する上記の場所での応急活動の指揮者

特別非常配備態勢時のみ

(2) 災害時の兵站（食料品等の個人備蓄の推奨）

職員は災害時に備え、各自で可能な限り食料及び飲料水をローリングストック方式で備蓄しておく。また、必要に応じて衣類や応急セットなども準備しておく。

第2節 職員訓練・研修

区（危機管理部）は職員の防災力向上のため、以下の訓練を実施する。

職員は職員訓練への参加要請があった場合は、特別の理由がない場合を除き、積極的に訓練へ参加しなければならない。特に避難所開設及び運営に係わる職員については、有事の災害対応において区民との協力関係が重要であることから、担当する避難所での迅速かつ効率的な避難所開設・運営が行えるよう自ら訓練を企画し、また、地域の防災訓練に積極的に参加することとする。

【職員訓練の主な内容】

職員参集訓練

本部開設・運営訓練

避難所開設・運営訓練

緊急医療救護所開設訓練

通信・伝達訓練

職員防災訓練（非常配備態勢時の訓練）

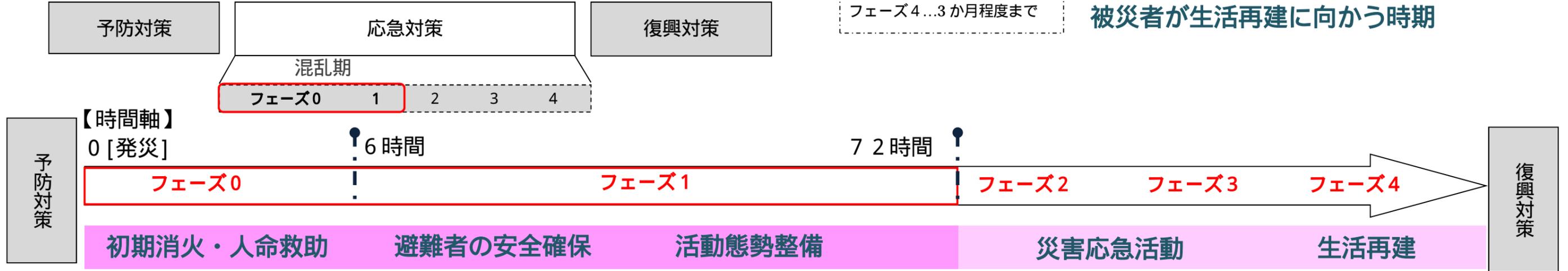
第4部 初動応急計画

その1 【震災編】

地震災害での全体イメージ

フェーズ0...発災~6時間
 フェーズ1...72時間まで
 フェーズ2...1週間程度まで
 フェーズ3...1か月程度まで
 フェーズ4...3か月程度まで

全てが混乱し対応が間に合わない時期
 災害応急活動が活発な時期
 被災者が生活再建に向かう時期



混乱期

火災発生

建物倒壊

一時集合場所

延焼拡大

自主防災組織による救助活動

避難場所

物資の提供

避難所生活

罹災証明書発行

仮設住宅

区民	初期消火、救出・救護	避難	避難生活	仮設入居
区役所	情報収集・避難指示	避難所・緊急医療救護所設置	食料・飲料の提供	罹災証明書の発行
警察	交通規制・避難誘導	救出・救護活動、交通整理	行方不明者の搜索・調査	治安維持
消防	消火活動	救出・救護活動		

第4部 初動応急計画【震災編】

フェーズ2 4日～1週間	フェーズ3 2週間～1か月	フェーズ4 2か月～3か月
<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自宅での生活（建物被害がない場合）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-between;"> 避難所生活 仮設住宅 </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">帰宅</div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住家被害認定調査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">罹災証明書の発行</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">健康衛生活動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">義援金・生活再建支援金の支給</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難所生活の支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">配慮者の支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">焼骨の保管（1年間）</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">仮設住宅の用地確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">仮設住宅の建設</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建物の解体撤去</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">がれきの処理</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ア）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害復興計画</div> </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ライフラインの応急復旧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道路・橋梁の応急復旧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行方不明者の捜索・調査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">区域応援</div>		

初動計画

初動期の様相

大規模地震が発生した場合、江戸川区では、次の状況が想定される。

地震発生～被害の発生

地震により震度6弱～6強、一部では震度7の強い揺れを感じる。古い木造建物やブロック塀等が倒壊し、住宅地内の道路に瓦礫が散乱する。電柱などが傾き電線が垂れ下がる。商店街等では、看板や陳列物が落下する。

区内の至る所で液状化現象が発生し、砂や水が噴き出す。それによりマンホールの抜け上がりや道路、橋梁での段差、住宅・塀の傾きが生じる。

火災発生～延焼拡大

風が強く火気を使用する冬季の場合は、火災が発生する。消防車が出動するが、折からの強風、断水による消防水利の不足、渋滞による遅延があいまって、木造の密集する区の北部では、延焼が拡大するおそれがある。

交通渋滞発生

液状化現象によって多くの道路で、亀裂、陥没、水たまり等が発生し、自動車の通行が困難となる。その上、地震直後から停電により信号機が点灯しなくなる。これらにより環状七号線、船堀街道、京葉道路等の幹線道路を中心に渋滞が発生する。

また、交通規制がかかる高速道路では、車両が一般道路に下ろされるため、出口付近での渋滞が顕著となる。

ライフライン途絶

地下埋設管の被害、緊急な遮断のため、水道、下水道、ガス、電気は機能停止となる。特に、夜間は停電のため真っ暗闇となる。電話は通話が殺到するため制限がかかり通じない状況となる。

避難開始

揺れが収まるとともに、区民の大部分は外に出て、近所で安否を確認する。自宅が被災した場合は、家庭内備蓄を持って最寄りの避難所に避難をする。要配慮者は近隣の者が避難の介助をして避難所まで連れて行く。自宅の被災がない場合も、不安や情報不足等により避難所に集まってくるので、多数の避難者でごった返す。

区北部では、延焼火災から逃れるために、江戸川緑地、篠崎公園や集合住宅が多く安全な区南部へ避難する。

救助活動

建物が倒壊した箇所では、近隣の区民がスコップ、バールなどを使って生き埋め者の救助を開始、多くの区民が助けられる。負傷者については、区民が災害拠点病院前等に設置される緊急医療救護所に搬送を開始する。

ビル、高層住宅では、エレベーターが緊急停止し、中に閉じ込められる場合もある。

列車の停止～帰宅困難者発生

揺れとともに列車は駅や駅間で停止する。列車の乗客、葛西臨海公園等の来遊者が帰宅できなくなり駅周辺がごった返す。更にタクシー等車両移動に期待する乗客が多数発生する。

区内事業所の従業員も帰宅困難となるが、それぞれの事業所に留まる。

初動活動

1 情報収集

区は、災害対策本部及び各部に情報班を設置し、被害情報を収集する。

2 消火活動

(1) 初期消火

区民、事業所、自主防災組織等は、地震直後に出火した場合、消火器等により初期消火活動を行う。

(2) 消防による消火活動

消防署及び消防団は、火災の発生を覚知した場合は、消火活動を行う。

3 人命救助

(1) 地域における救助活動

区民は家族の安全を確保する。自主防災組織等は、地域住民の安否を確認し、倒壊した家屋等から要救助者の救出活動を行う。

(2) 消防・警察による救助活動

消防署、消防団及び警察署は、地域と連携して要救助者の救出活動を行う。

4 応急医療救護

(1) 地域における応急医療

自主防災組織等は、傷病者が発生した場合は、軽症者の応急手当を実施する。重症者がいる場合は、区が設置した最寄りの緊急医療救護所に搬送する。

(2) 医療救護体制の構築

区は、江戸川区災害医療コーディネーターの参集要請、江戸川区医師会等への医療救護班の派遣要請、緊急医療救護所の設置、医薬品等の確保等の準備を行う。

5 要配慮者の安否確認・避難支援

(1) 安否確認

区民、自主防災組織等、民生・児童委員や（福）江戸川区社会福祉協議会等の社会福祉関係者は、要配慮者の安否を確認する。支援が必要な場合は、区に情報を伝達する。

(2) 避難支援

緊急的に避難が必要な場合は、区民、自主防災組織等が避難所まで避難を支援する。

6 避難

(1) 延焼火災等からの避難

自主防災組織等は、延焼火災や危険物施設等の爆発・炎上により危険な場合、避難場所あるいは区南部方面に避難誘導を行う。

(2) 自宅での居住の継続

区民、事業所は、揺れや火災等が収まり、かつ自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。

第4部 初動応急計画【震災編】

(3) 一斉帰宅の抑制

事業所は、従業員、利用者等の安全を確認し、「むやみに帰宅しない」方針により事業所に待機し情報を収集する。

7 園児・児童等の安全確保

区立保育園、区立幼稚園、区立小・中学校は、園児、児童・生徒の安全を確認し、保護者引き取りまで保護を継続する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の保護を各園に要請する。

一時保護所入所中児童についても保護を継続する。

8 交通規制

警察署は、第一次交通規制として環状七号線以内への車両の流入を禁止する。

(応急復旧計画、第5章 交通路の確保、第1節 交通規制、1 第一次交通規制を参照)

応急復旧計画

第1章 情報の収集・伝達・報告

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 情報の収集・伝達	経営企画部、危機管理部	
第2節 被害情報の報告	危機管理部	
第3節 区民等への情報伝達	経営企画部、危機管理部、生活振興部	

自助・共助の役割

区民	・地域情報の把握、区、防災関係機関への通報に関すること
自主防災組織等	・地域情報の把握、区、防災関係機関への通報に関すること ・区等の伝達する情報の収集、地域での情報共有に関すること ・要配慮者等への伝達に関すること
事業所等	・地域情報を把握、区、防災関係機関への通報に関すること ・区等の伝達する情報の収集、従業員への伝達に関すること

対策の前提と課題

災害対策においては、災害対策を展開する上でいかに早く情報を把握するかが重要である。

被害想定においては、通信の不通率が11.6%となっているが、災害直後から固定電話、携帯電話はもとより、メールなども輻輳により通話が不可能となることが予想される。更に、停電により通信機器の機能低下なども考えられる。

対策の現状

区では、区民に一齐に情報を提供する江戸川区防災行政無線（固定系）、現場との情報を伝達するための江戸川区防災行政無線（移動系）及びMCA無線を整備している。また、東部南西支援通信隊（アマチュア無線）との協定を締結している。

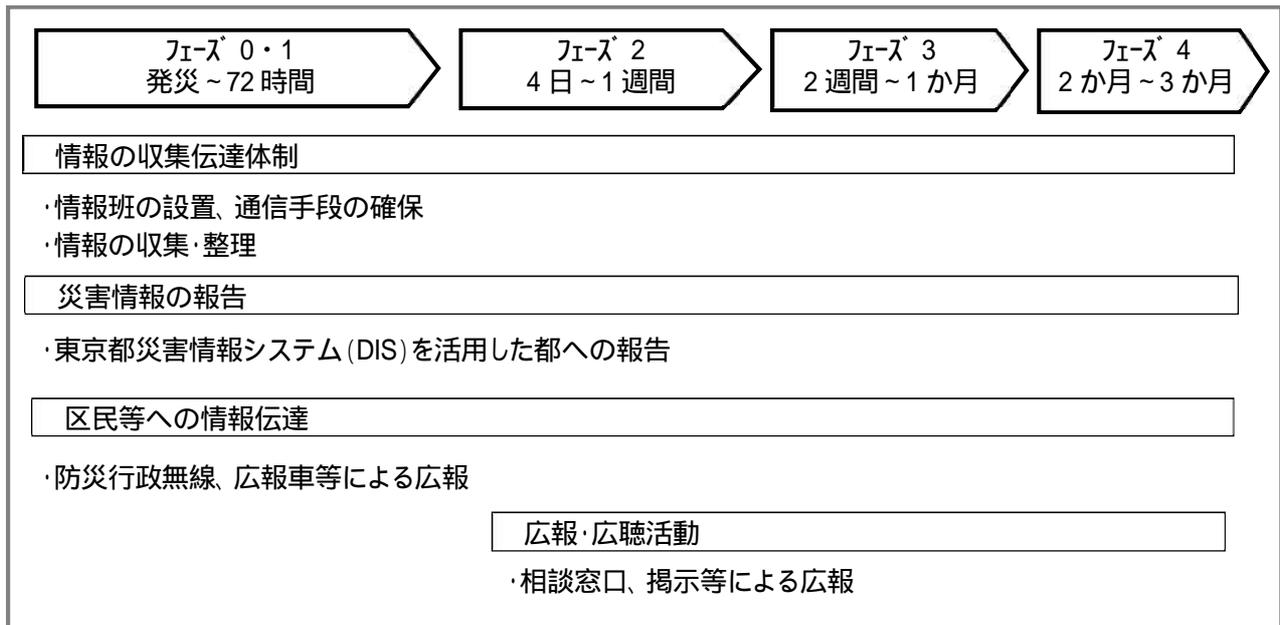
都及び防災関係機関との連絡のため東京都防災行政無線、東京都災害情報システム（DIS）が整備されている。

対策の方針

発災後、区災害対策本部及び各部に情報班を設置して災害情報を集約し、全ての情報を管理して共有する体制を構築する。

区民等からの情報は、相談窓口、コールセンターを設置して活用する体制とする。

対策の流れ



第1節 情報の収集・伝達

1 通信手段

大地震が発生した場合には、次の手段を活用して情報の収集・伝達を行う。

(1) 区防災無線

防災行政無線機（携帯型）及びMCA無線機（車載型、携帯型）により、区役所～事務所～避難所～被災現場の情報連絡を行う。

(2) 都防災無線

都防災行政無線（防災無線電話、無線ファクシミリ、画像伝送システム、DIS*）を活用し、都及び防災関係機関と情報連絡を行う。

*DIS = 都災害情報システム、Disaster Information System の略

(3) 災害時優先電話

公共施設及び避難所において、災害時においても通話規制がかからない災害時優先電話を用いて情報連絡を行う。

(4) アマチュア無線

協定団体の協力を求め、区と区内のアマチュア無線局と情報連絡を行う。

2 情報の収集・整理

(1) 情報班の設置

区は、区災害対策本部及び各部に情報班を設置し、情報の集約及び整理を行う。整理した情報は、各部及び防災関係機関に提供し、情報の共有化を図る。

(2) 災害情報の収集

区は、次の手段によって、災害情報を収集する。

テレビ・ラジオによる報道情報

高所カメラ（本庁、タワーホール船堀等）による被害、火災発生等の被害概略情報

無線・災害時優先電話等による公共施設、避難所からの報告

各部の現地調査等による被害状況

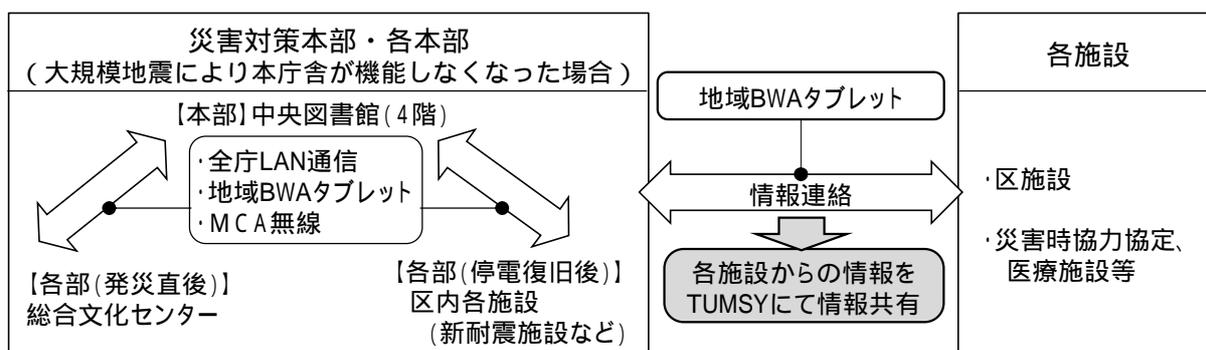
警察署、消防署その他関係機関からの通報

区民からの通報

3 大規模地震時の情報連絡体制

大規模な地震により本庁舎が利用できないと判断された場合は、中央図書館及び総合文化センターを本庁舎代替施設とし、災害対策本部及び各部本部等が設置される各施設間において、防災情報システム（TUMSY）、MCA無線、及び地域BWAタブレットを活用し、情報連絡、情報共有を行う。

また、各部本部と各施設（避難所、待避施設等）との情報連絡手段は、地域BWAによるタブレット端末を活用する。



第2節 被害情報の報告

1 災害報告

区は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、総務省消防庁に報告する。

(1) 報告すべき事項

報告すべき事項は、以下のとおりである。

災害の原因

災害が発生した日時

災害が発生した場所または地域

被害状況(被害の程度は、認定基準による)

災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

(2) 報告の方法

第4部 初動応急計画【震災編】

原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による。

ただし、システム障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第16章の定めるところによる。

第3節 区民等への情報伝達

1 情報伝達

区は、区役所の震度計で震度5弱以上の地震を感知したときは、自動警報システムが作動し、防災行政無線により区民に注意を喚起する。

その他、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるよう、以下の手段を活用して速やかな活動を行い区民に正確な情報を提供する。

- (1) エリアメール・緊急速報メール
- (2) 江戸川区公式ホームページ
- (3) 江戸川区公式X（旧ツイッター）
- (4) 江戸川区公式LINE
- (5) 江戸川区防災アプリ
- (6) 江戸川区防災ポータル
- (7) えどがわメールニュース
- (8) 防災放送確認ダイヤル
- (9) Lアラート
- (10) 広報車
- (11) FM えどがわ割込放送
- (12) 緊急告知 FM ラジオ
- (13) J:COM ケーブルテレビL字放送
- (14) ケーブルテレビ告知端末
- (15) ヤフー連携
- (16) NHK データ放送

2 広報・広聴

(1) 相談窓口の設置

区は、区役所及び各事務所に相談窓口を開設し、区民の死亡者状況の提供、申請手続きや生活相談、問い合わせ等への対応を行い、区民からの情報を収集する。

(2) コールセンターの設置

区は、一般電話での通話が可能な場合は、区役所内にコールセンターを設置し、区民等からの通報や死亡者情報など問い合わせに対応する。

(3) 災害情報等の提供

区は、警察署など防災関係機関と連携し、災害情報や治安に関する情報等を集約し、避難所や公共施設等に掲示する。

3 情報伝達要請

区は、災害等のため通信ができない場合または通信が著しく困難な場合は、都に協力を要請するとともに、災害対策基本法第57条の規定により通知、要請、伝達または警告のため通信・放送・インターネット事業者等に対し、区民等への放送及び情報提供を要請する。

4 記者発表

区は、記者会見場所を設置し、本部会議で諮った事項について定期的に記者発表を行い、必

第4部 初動応急計画【震災編】

要な情報を報道機関へ提供する。

また、被災地や避難所等においては、被災者に配慮した取材活動を行うよう報道機関に要請する。

第2章 消火・救助救急・危険防止

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 地域での消火・救助活動		江戸川・小岩・葛西消防団
第2節 警察署の活動		小松川・小岩・葛西警察署
第3節 消防署の活動		江戸川・小岩・葛西消防署
第4節 危険物等の応急措置	環境部、健康部	江戸川・小岩・葛西消防署、都
第5節 河川施設等の応急措置		国土交通省、都
第6節 海上の応急措置		東京海上保安部

自助・共助の役割

区民	・初期消火、家族の救助活動に関すること
自主防災組織等	・地域での消火活動、救助活動に関すること
事業所等	・事業所での消火活動、救助活動に関すること ・地域の活動の協力に関すること ・危険物の危険防止措置に関すること（危険物施設の場合）

対策の前提と課題

被害想定では、自力脱出困難者が3,217人（冬5時に地震発生の場合）あり、区民、自主防災組織、消防機関が協力して救助活動を行う必要がある。

地震とともに火災が同時に多発することが予想される。特に、木造建物が密集する地区では、火災の発生と断水による消防水利の不足により、延焼が拡大するおそれがある。冬18時の地震の場合、14,421棟（焼失率10.89%）が焼失すると想定されており、地域での初期消火が重要となる。

対策の現状

地域の消火・救助活動の核として江戸川、小岩、葛西の3消防団が結成され、消防署と連携した活動体制が構築されている。

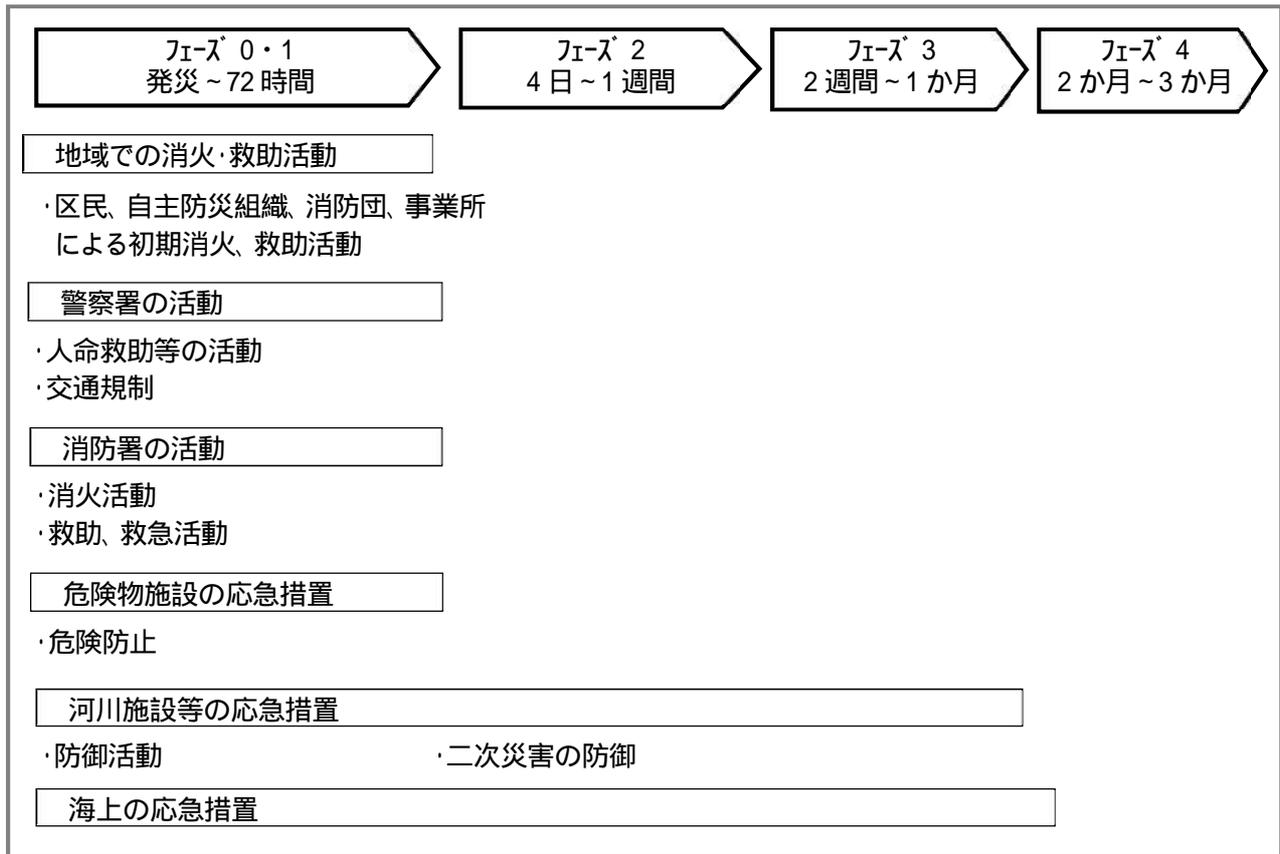
自主防災組織結成率は、現在95%を越えており、地域防災訓練は、毎年約200回超、約20,000人を超える区民が参加している。また、41隊の区民消火隊が結成されている。

対策の方針

同時多発する自力脱出困難者の救助と初期消火を行うために、自助・共助を中心とした活動で初期対応を行う。

地域で対応できない場合に、消防署、消防団、区が対応する体制とする。

対策の流れ



第1節 地域での消火・救助活動

1 区民自身による活動

区民は、発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。次に、地域での安否確認及び初期消火、救助活動に参加する。

2 自主防災組織等による活動

自主防災組織、町・自治会等は、自らの身の安全を図るとともに、地域住民の安否を確認する。また、初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

3 消防団による活動

消防団は、次の活動を行う。

(1) 情報収集

発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

(2) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、または消防署隊と連携して行う。

また、所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

(3) 救助活動

救助器具等を活用し、区民との協働による救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導等

避難指示が出された場合は、これを区民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、区民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難所の防護活動を行う。

4 事業所による活動

事業所は、来訪者や従業員等の安全を確保し、出火防止、初期消火、救出、初期救護を行う。また、事業所での対応が完了後に地域の消火活動、救出・救助活動に協力する。

第2節 警察署の活動

警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出・救助、避難誘導等の措置をとる。

救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。救出した負傷者は速やかに緊急医療救護所に引き継ぐ。

また、救出・救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。

第3節 消防署の活動

1 消火活動

- (1) 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。
- (2) 延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。
- (3) 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

2 救助・救急活動

- (1) 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、緊急医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (4) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

第4節 危険物等の応急措置

1 石油等危険物施設

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導する。

また、必要に応じて、応急措置命令等を実施する。

2 液化石油ガス消費施設

都は、液化石油ガス販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示するとともに、被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請し、安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示する。

3 高圧ガス保管施設

都は、高圧ガス貯蔵施設等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示するとともに、被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請し、安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示する。

警察署及び消防署は、区・防災関係機関等に通報するとともに、避難指示、広報活動、交通路及び警戒区域の規制等を行う。

4 毒物・劇物施設

都及び区は、毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物が飛散流出した場合の危害防止のための応急措置を指示する。また、飛散流出状況について施設等の点検を行い、除毒作業を事業者に指示する。

流出等が大規模で住民避難が必要なときは、警察署及び消防署は、区・防災関係機関等に通報するとともに、避難指示、広報活動、交通路及び警戒区域の規制等を行う。

5 化学物質関連施設

(1) 化学物質対策

都は、区と連絡調整し、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

(2) PCB対策

都は、区との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省へ報告する。また、PCB含有機器を所有する事業者に対し、PCBが漏えいした場合の環境汚染防止のための応急措置を指示するとともに、区へ情報提供を行う。

6 放射線使用施設等

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請、事故の状況に応じ、必要な措置を実施する。

都は、RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、区民の不安の除去等の措置を実施する。

7 危険物輸送車両

都は、一般高圧ガス等の移動制限または一時禁止等の緊急措置を命令する。災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請する。

警察署は、施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示するとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置を行う。

消防署は、消火活動、救助・救急活動を実施する。

8 区の措置

区は、危険物施設等で事故が発生した場合は、都、消防署、警察署と情報連絡を行い、必要に応じて、危険区域の区民に避難指示、避難誘導、避難所の開放、広報を行う。

第5節 河川施設等の応急措置

区、都及び国土交通省は、堤防・護岸といった公共土木施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

第6節 海上の応急措置

(第三管区海上保安本部及び東京海上保安部)

1 情報の収集

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用して情報収集活動を実施し、都及び防災関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行う。

- ・被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ・被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
- ・危険物施設の状況
- ・流出油等の状況
- ・水路、航路標識の異常の有無
- ・港湾等における避難者の状況

2 流出油、流木等の応急対策

(1) 災害発生時の作業態勢

船艇、航空機による状況確認を実施するとともに関係各機関との情報連絡態勢を密にし、救助・防除態勢を確立する。

人命救助

関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。

遭難船等に対する災害の局限措置の指導

- ア 流出箇所閉鎖
- イ 原因者が手配した資機材による防除活動
- ウ 積荷油の抜き取りまたは移送

第4部 初動応急計画【震災編】

オイルフェンスの展張

流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、展張の指導を行う。

流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。

消火及び延焼防止

海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。

警戒及び立入禁止等

ア 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。

イ 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

応急資機材の調達輸送

油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。

遭難船の移動等

遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航の指導、助言を行う。

タンカーバージによる残油瀨取りの指導、助言

被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除装置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。

その他応急措置

原因者が必要な措置を講じていないまたは原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置

(2) 船舶交通の制限

油等が流出した場合または海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の航行等を制限または禁止する。

その他必要な交通整理を行う。

(3) その他

海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限しまたは禁止する。

船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。

関係機関等に対する防災措置の指導、協力要請を行う。

3 海上交通安全の確保

(1) 船舶交通の整理指導・制限等

船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置する等して船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは船舶交通を制限し、または禁止する。

海難の発生

係留施設、その他の海上構造物の損壊

大量の危険物等の海上への流出

いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出

(2) 航路障害物の除去

航行船舶の障害となる漂流障害物のうち所属巡視艇により除去できるものは除去し、東京港管理事務所に引き継ぐ。

4 海上緊急輸送

傷病者、医師および避難者等または救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、必要な支援を実施する。

5 海上における行方不明者の搜索、死体の検死等

- (1) 巡視船艇・航空機により東京港内及びその周辺において、行方不明者の搜索および遺体の揚収を実施する。
- (2) 海上漂流死体を発見した場合は、都及び警察と協議して定められた岸壁に搬送し、警察とともに検視等所要の措置を行った後、区市町村に処理を引き継ぐ。

第3章 医療救護

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 初動医療体制	健康部	江戸川・小岩・葛西消防署、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、都福祉保健局
第2節 医療施設の確保	健康部	医療機関
第3節 医薬品・医療資器材の供給	健康部	江戸川区薬剤師会、江戸川薬業協同組合
第4節 保健衛生体制	健康部	江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、江戸川区三療師会、都福祉保健局
第5節 防疫体制の確立	健康部	

自助・共助の役割

区民	・ 負傷者の応急手当に関すること
自主防災組織等	・ 負傷者の応急手当に関すること ・ 負傷者等の救助現場から緊急医療救護所への搬送に関すること ・ 医療要配慮者の安否確認に関すること ・ 避難所において避難者の健康管理や防疫等実施への呼びかけに関すること ・ 避難者の健康状況の見守りに関すること
事業所等	・ 従業員の応急手当に関すること ・ 負傷者等（従業員・区民）の救助現場から緊急医療救護所への搬送に関すること

対策の前提と課題

冬18時、風速8m/sの地震の場合、負傷者6,713人、うち重傷者1,106人が発生すると想定されており、これらの負傷者に対応する初動医療体制が必要となる。

緊急医療救護所での初期対応の後、重傷者は災害拠点病院等に搬送するが、道路の被災、渋滞、救急車の不足により搬送できないおそれがある。

避難所避難者が約19万人、加えて在宅避難者も多数と予想される。在宅難病患者、在宅人工呼吸器使用者、透析患者、妊産婦・新生児、精神障害者等の医療要配慮者への支援が必要になる。

対策の現状

江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会と協定を締結し、初動医療体制を構築している。

江戸川区薬剤師会、江戸川薬業協同組合及び医薬品卸売販売業者と協定を締結し、医薬品等の供給体制を構築している。

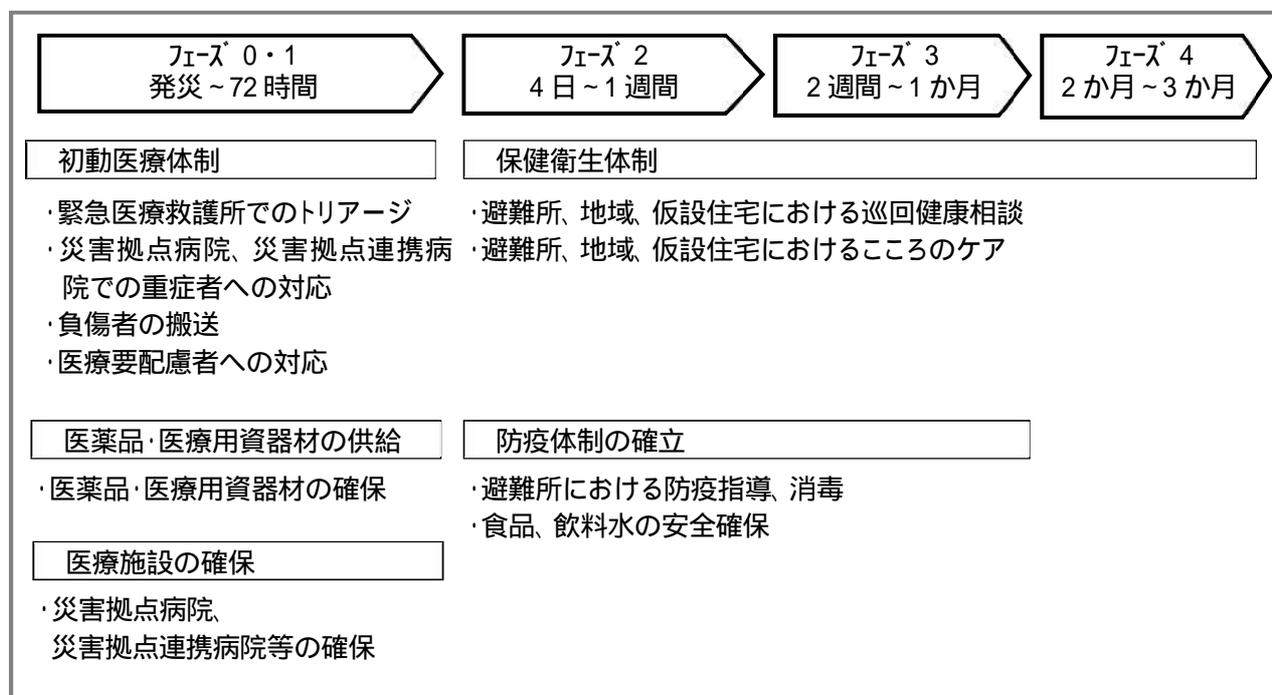
対策の方針

発災後、江戸川保健所を医療救護活動拠点(健康部本部)として江戸川区災害医療コーディネーターを配置し、災害拠点病院前等に緊急医療救護所を設置して初動医療体制を構築する。

医療要配慮者は、関係者による安否確認の後、必要に応じて被災地外の後方医療機関に搬送する。

避難所、仮設住宅において、被災者の感染症予防、健康管理のため、保健活動班、こころのケアチームを編成し巡回相談を実施する。

対策の流れ



第1節 初動医療体制

1 医療情報の収集伝達体制

区は、江戸川保健所に医療救護活動拠点（健康部本部）を設置し、江戸川区災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと連携して、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況や活動状況等を把握し、区東部二次保健医療圏医療対策拠点（都立墨東病院）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。

2 初動医療体制

(1) 江戸川区災害医療コーディネーターによる調整

区は、江戸川区災害医療コーディネーターを医療救護活動拠点（健康部本部）に配置する。江戸川区災害医療コーディネーターは、区に対し、緊急医療救護所における活動方針の検討、都への応援要請等について医学的な見地から助言する。

(2) 医療救護班の編成・派遣

区は、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会に対し、協力協定に基づき、医療救護班、歯科医療救護班、柔道整復活動班及び薬剤師班を編成し、緊急医療救護所に派遣するよう要請する。

区で対応できない場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに対して都医療救護班等の派遣を要請する。

第4部 初動応急計画【震災編】

(3) 緊急医療救護所の設置

区は、17か所の病院前に緊急医療救護所を設置する。災害発生時は各病院の一般外来受付は一時停止し、緊急医療救護所を災害拠点病院前等に設置して負傷者のトリアージ及び応急処置（手当）を行う。なお、緊急医療救護所を開設した場合は、避難所等において区民に広報を行う。

緊急医療救護所では、トリアージ（緊急度や重症度に応じた負傷者の振り分け）を行い、重症者は災害拠点病院へ搬送、中等症者は災害拠点連携病院又は災害医療支援病院へ搬送し、軽症者は応急処置（手当）を受け自宅や避難所へ帰る。

緊急医療救護所設置予定箇所 詳細は資料編を参照

東京臨海病院前、江戸川病院前、森山記念病院前、松江病院前、岩井整形外科病院前、東京さくら病院前、葛西昌医会病院前、江戸川メディケア病院前、京葉病院前、葛西中央病院前、東京心臓不整脈病院前、同愛会病院前、一盛病院前、東京東病院前、小松川病院前、江戸川共済病院前、森山脳神経センター病院前

(4) 緊急医療救護所での活動

緊急医療救護所での活動は、以下のとおりである。

緊急医療救護所での医療救護活動

班名	活動内容
医療救護班	傷病者に対するトリアージ及び応急処置 後方医療施設（災害を免れた全ての医療機関）への転送要否及び転送順位の決定 死亡の確認 状況に応じて遺体の検案に協力
柔道整復活動班	傷病者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲） 傷病者に対する応急手当に関する衛生材料等の提供 傷病者に対する応急手当に関する労務の提供
歯科医療救護班	歯科医療を要する負傷者に対する応急措置 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
薬剤師班	緊急医療救護所における傷病者等に関する薬剤、服薬指導 緊急医療救護所における医薬品の仕分け、管理

妊産婦への対応は、緊急医療救護所ごとに担当を割り当てられた産婦人科医療機関が自院において対応する。

(5) 医療救護受援施設（健康サポートセンター）

区は、災害発生後、健康サポートセンターを応援医師やDMAT及びJMAT等の医療救護班の受援施設として位置付け、地域の医療情報を収集し、医療救護活動拠点（健康部本部）との連絡調整、医薬品等の中継、医療救護班の受入れ施設とし、状況に応じて、緊急医療救護所の後方支援や地域の保健衛生活動の調整を行う場としても活用する。

3 負傷者等の搬送

(1) 緊急医療救護所までの搬送

救助現場から緊急医療救護所までの負傷者の搬送は、自主防災組織等及び事業所等が行うものとする。

(2) 災害拠点病院等への搬送

緊急医療救護所から災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院への搬送は、状況に応じて、都（消防署等）及び区が連携して、自動車・ヘリコプター・船舶等により行う。

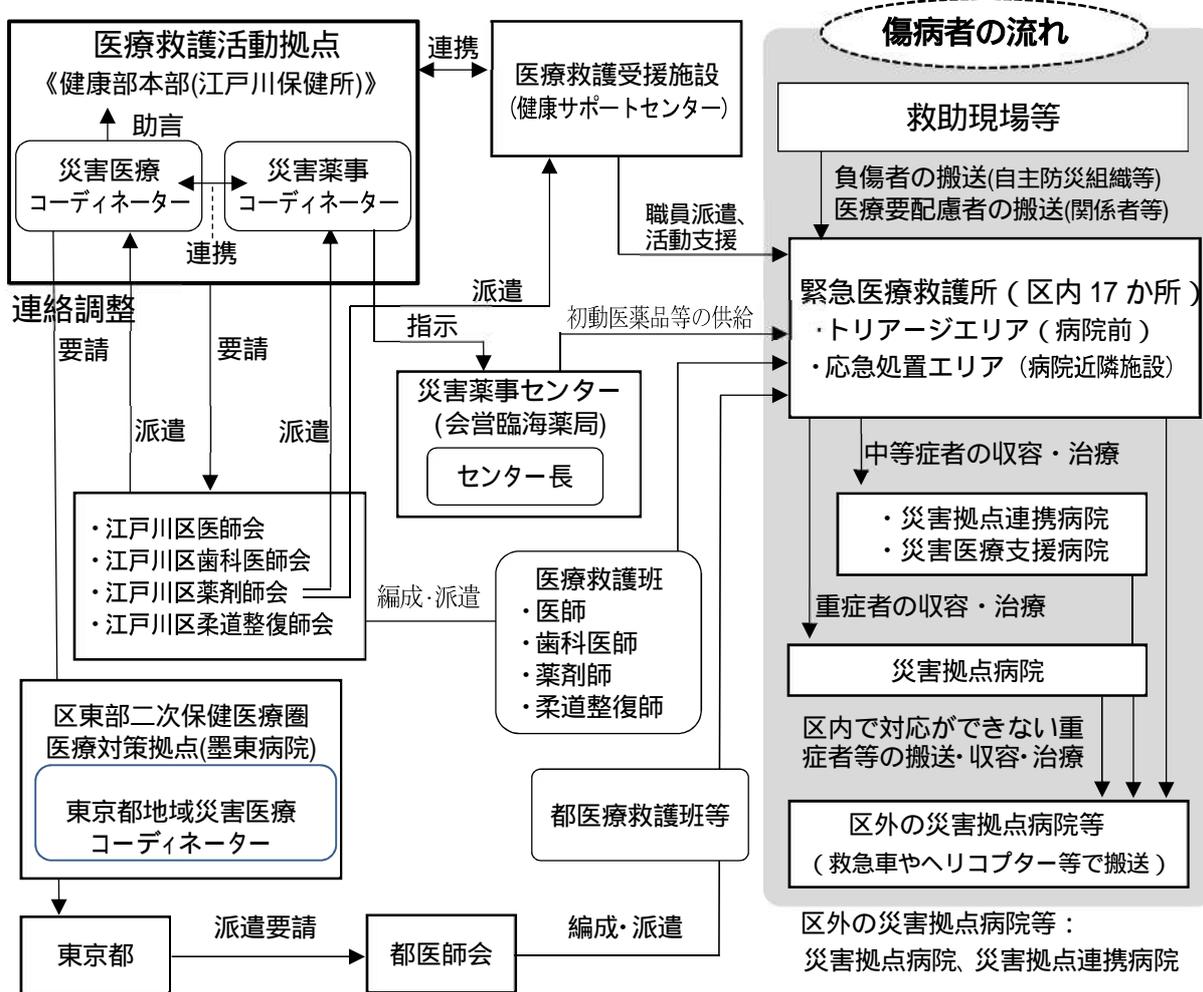
4 医療要配慮者への対応

在宅人工呼吸器使用者等の医療との連携を必要とする要配慮者について、「災害時個別支援計画」により定めた関係者が安否確認を実施する。

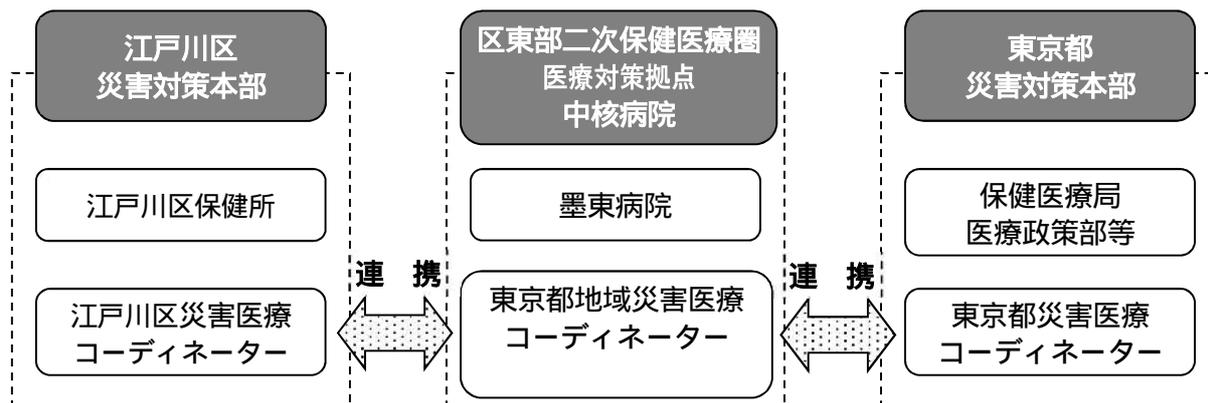
被災地外での支援が必要な場合は、緊急医療救護所で受け付け後方医療機関に搬送する。

区は、後方医療機関や専門医療機関の情報を把握し、都や関係医療機関と連携して、搬送及び救護等の支援を行う。

《 初動医療体制（72時間） 》



災害医療コーディネーターの連携



医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため「災害医療コーディネーター」を設置する。

第2節 医療施設の確保

各医療機関は、多くの負傷者等に対応するため、空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図る。災害拠点病院は、都の要請に基づき、医療救護班及び都内DMATを編成・派遣する。また、原則として近隣の医療機関や緊急医療救護所等では対応できない重症者等の収容・治療を行う。災害拠点連携病院は、主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う。区内の災害拠点病院・災害拠点連携病院の詳細は資料編を参照。

第3節 医薬品・医療資器材の供給

1 医薬品・医療資器材

区は、災害薬事センターに備蓄されている医薬品・医療資器材を供給する。備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、江戸川区薬剤師会、江戸川薬業協同組合及び卸売販売業者より確保する。

また、江戸川区薬剤師会は江戸川区災害薬事コーディネーターを選出し、区が医療救護活動拠点（健康部本部）に配置する。江戸川区災害薬事コーディネーターは、緊急医療救護所、避難所で必要になる医薬品等を取りまとめて、薬剤師会会員薬局及び卸売販売業者へ発注する。これによりがたい場合、区は都に要請し、都は医薬品を災害薬事センター等に搬送する。卸売販売業者は、医薬品等を各医療救護受援施設（健康サポートセンター）へ納品し、薬剤師で構成される薬剤師班が服薬指導をしたうえで配布する。

2 血液製剤

区は、血液製剤が必要な場合は、都に供給を要請する。

医療施設への供給は、東京都赤十字血液センターが献血供給事業団と連携して行う。

第4節 保健衛生体制

1 避難者への保健活動

区は、保健活動早期実施のため、被災状況等の情報収集、分析、関係部署と情報共有を行い、保健活動方針の決定を行う。その上で、医療救護受援施設（健康サポートセンター）を管轄地

域における巡回健康相談等の保健衛生活動の拠点とし、保健師・管理栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所に派遣し、避難所における健康相談、地域における在宅避難者への巡回健康相談、車中泊に起因するエコノミークラス症候群の注意喚起の他、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、医療救護班との連携による予防接種の計画及び指導、その他必要な保健活動を行う。

避難者への保健活動

医療継続支援の状況把握（要配慮者の把握） 避難所の生活環境整備、健康管理 感染症対策 インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえた予防接種の計画及び指導 健康状況の把握、健康調査の実施、把握後の要配慮者の対応など こころのケア対策 保健・医療・福祉の情報提供及び健康教育の実施（感染症予防、車中泊に起因するエコノミークラス症候群、栄養管理、歯科疾患・口腔ケア、生活不活発病予防、介護予防等） 精神障害者の日中の居場所、活動の場の確保

2 こころのケア

都は、避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）を編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。

都及び区は、精神科病院・診療所の外来実施状況について状況を把握し、被災者に提供する。

また、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図る。

更に、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）の主な活動内容

- 被災時の精神保健医療のニーズアセスメント
- 災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師チーム等と連携した活動
 - ・被災精神科診療所機能の回復までの外来診療支援
 - ・災害ストレスによる被災住民・支援者への対応
 - ・地域精神保健活動への支援 など

3 仮設住宅入居者への健康支援

区は、仮設住宅入居者に対し保健活動班による健康支援を行う。

仮設住宅入所者への健康支援

入居者の健康相談（保健・歯科・栄養・リハビリ） 医療情報の提供・調整と、保健医療福祉サービスの提供 高齢者等の生活支援と高齢者の閉じこもり予防 コミュニティ単位での健康教育、健康相談 こころのケア 仮設住宅ごとの生活環境調査 保健・医療・福祉の情報提供及び健康教育の実施（感染症予防、栄養管理、歯科疾患・口腔ケア、生活不活発病予防、介護予防等）
--

第5節 防疫体制の確立

災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生場所等の消毒、そ族及び昆虫駆除等を行う。

1 防疫体制

区は、防疫活動を必要とする場合は、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成する。被災戸数及び防疫活動の実施について、都に対し連絡し、対応能力が十分でないと認める場合は協力を要請する。

都保健医療局は、「環境衛生指導班」及び「食品衛生指導班」を編成する。

2 防疫活動

防疫活動は、以下のとおりである。

防疫活動の内容

班	業務内容
防疫班	医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。 健康調査及び健康相談 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のため広報及び健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 消毒剤の手配
消毒班	防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。 患者の消毒(指導) 避難所の消毒の実施及び指導
食品衛生指導班	江戸川保健所長等の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、避難者に対する食品の衛生的な取り扱いの指導等を行う。 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 その他食品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 手洗いの励行 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 情報提供 殺菌、調整
環境衛生指導班	避難所運営者が避難所の飲料水や生活環境を衛生的に保てるよう、以下の助言・指導を行う。 給水する飲料水の消毒効果の確認を行う 消毒薬の配布 消毒方法と消毒効果の確認方法 避難所の過密状況や衛生状態の調査確認 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保 避難所におけるハエや蚊の駆除方法

第4章 避難対策

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 避難行動		
第2節 避難誘導	生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・小岩・葛西消防署
第3節 避難所の開設・運営	都市開発部、福祉部、生活振興部、教育委員会事務局	都立高校、関東第一高等学校
第4節 福祉避難所の開設	福祉部	(福)江戸川区社会福祉協議会、都立特別支援学校、江戸川区熟年者福祉施設連絡会等
第5節 避難者の他地区への移送	危機管理部	
第6節 避難所の閉鎖	危機管理部	

自助・共助の役割

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の非常持ち出し袋の携行に関する事 ・避難誘導、避難所の自主運営への協力に関する事 ・飼養動物同行避難時の携行品に関する事 ・耐震性が確保されている居住可能な自宅での生活継続に関する事
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の安否確認・避難誘導に関する事 ・避難所の自主運営に関する事 ・避難者への支援に関する事 ・要配慮者の支援、福祉避難所への搬送に関する事
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の避難誘導に関する事

対策の前提と課題

発災直後から区民等が避難所に避難し、その後、家屋等の被災により仮設住宅入居まで多くの区民が避難生活を送ることが予想される。被害想定では284,088人の避難者、189,392人の避難所避難者が予想されており、これらの対応が必要である。

火災の延焼により避難場所や区南部に避難することが予想される。

避難所では、約19万人の避難所避難者に対する食料・物資供給、生活支援が必要である。その中で、女性への配慮や要配慮者の支援など、様々な対応が要求される。

円滑な避難所運営を実現させるためには、学校、地域、区の相互連携が必要であり、その連携強化を目的とした避難所運営訓練を繰り返し行うことが重要である。

対策の現状

避難所112か所(小・中学校、都立高校等)と避難所補完施設40か所を指定している。

高等学校、特別支援学校、各学校との連携により避難所の利用や要配慮者等の避難について体制を構築している。

対策の方針

耐震性があり、被災の程度が軽微な住宅の居住者は、避難せずに自宅で生活し、被災によって自宅での生活が困難となった被災者が避難所に避難することを基本とする。

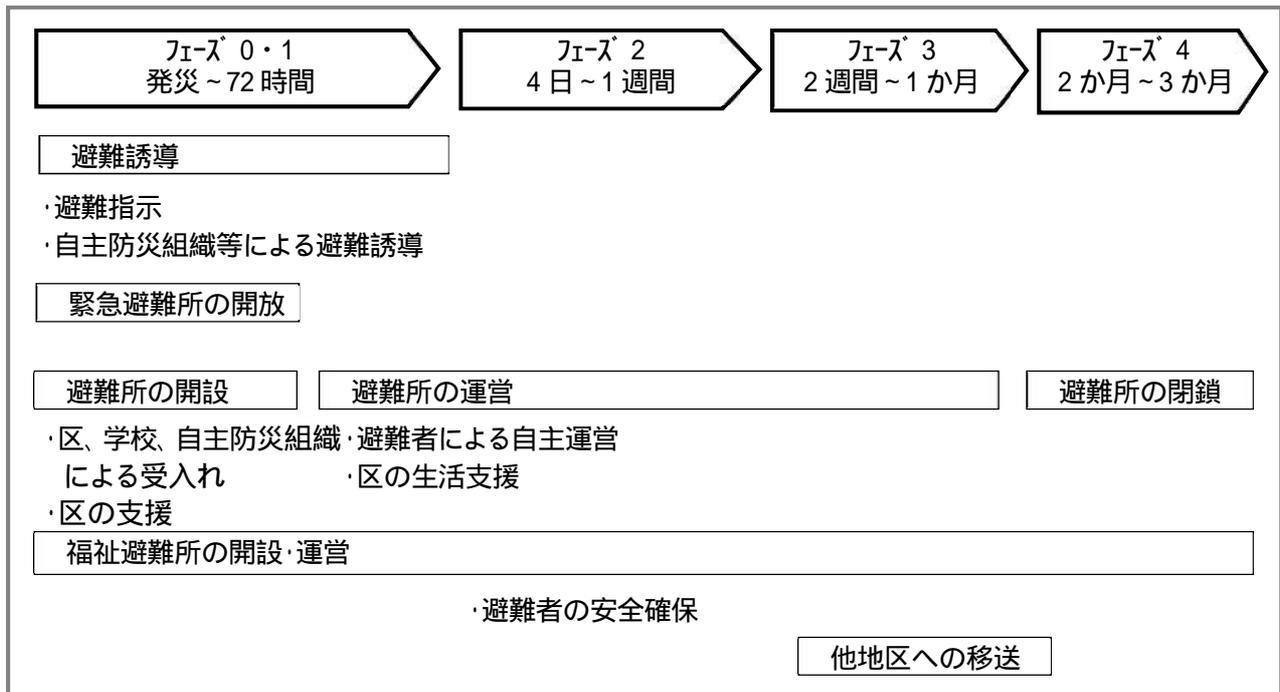
第4部 初動応急計画【震災編】

避難誘導及び避難所での受入れ、運営は、自主防災組織、町・自治会等による自主運営を基本とし、区はそれを支援する。

避難所では、できるだけ要配慮者や女性等に配慮した支援を行う。避難所生活が困難な要配慮者等については、福祉避難所を開設して対応する。

区内の避難所で受入れ困難な場合は、他地区（近隣の被災地でない場所）での避難体制を構築する。

対策の流れ



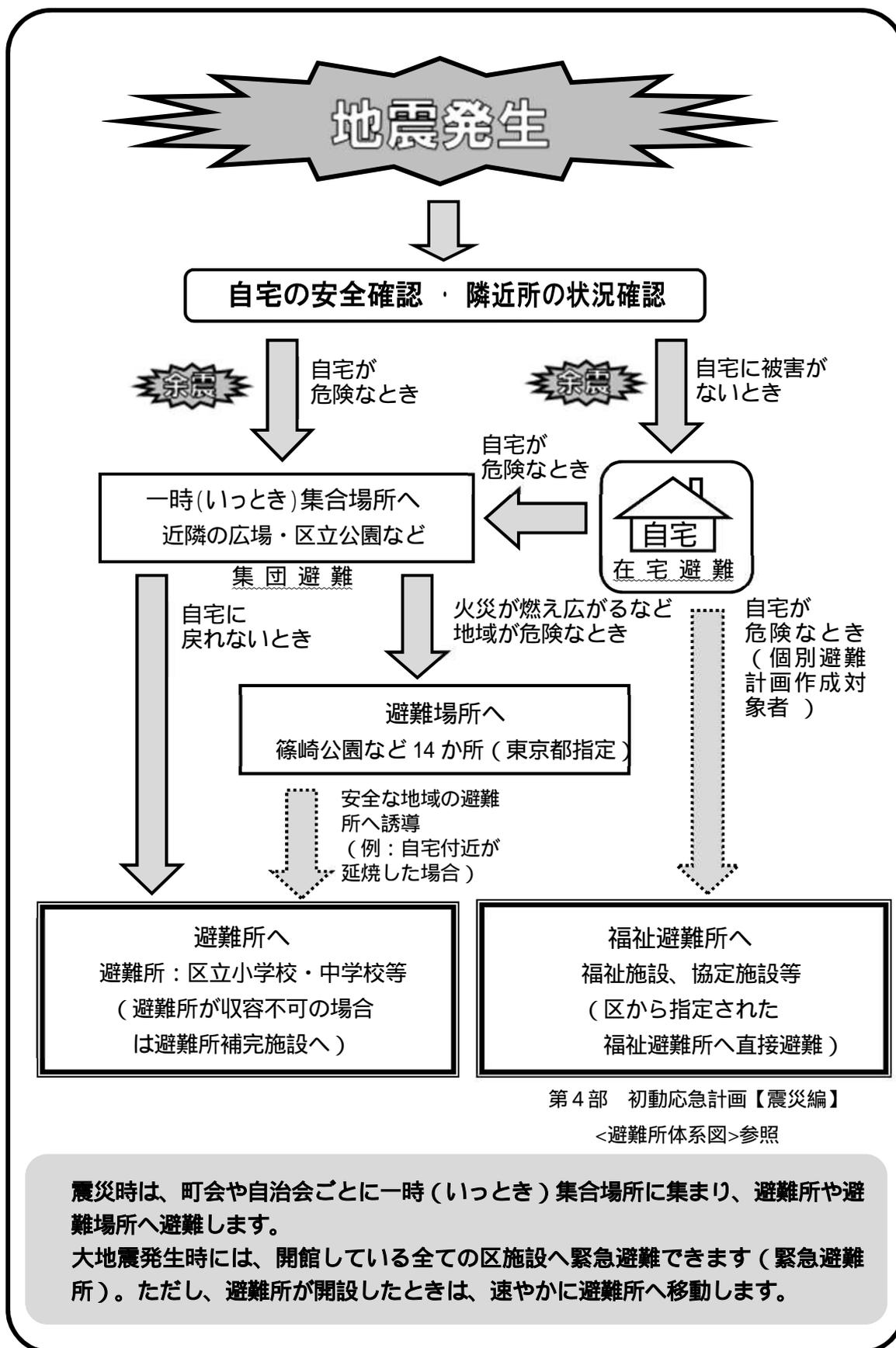
第1節 避難行動

地震が発生し避難する場合、原則として、町・自治会、自主防災組織が中心となって自助・共助により避難する。

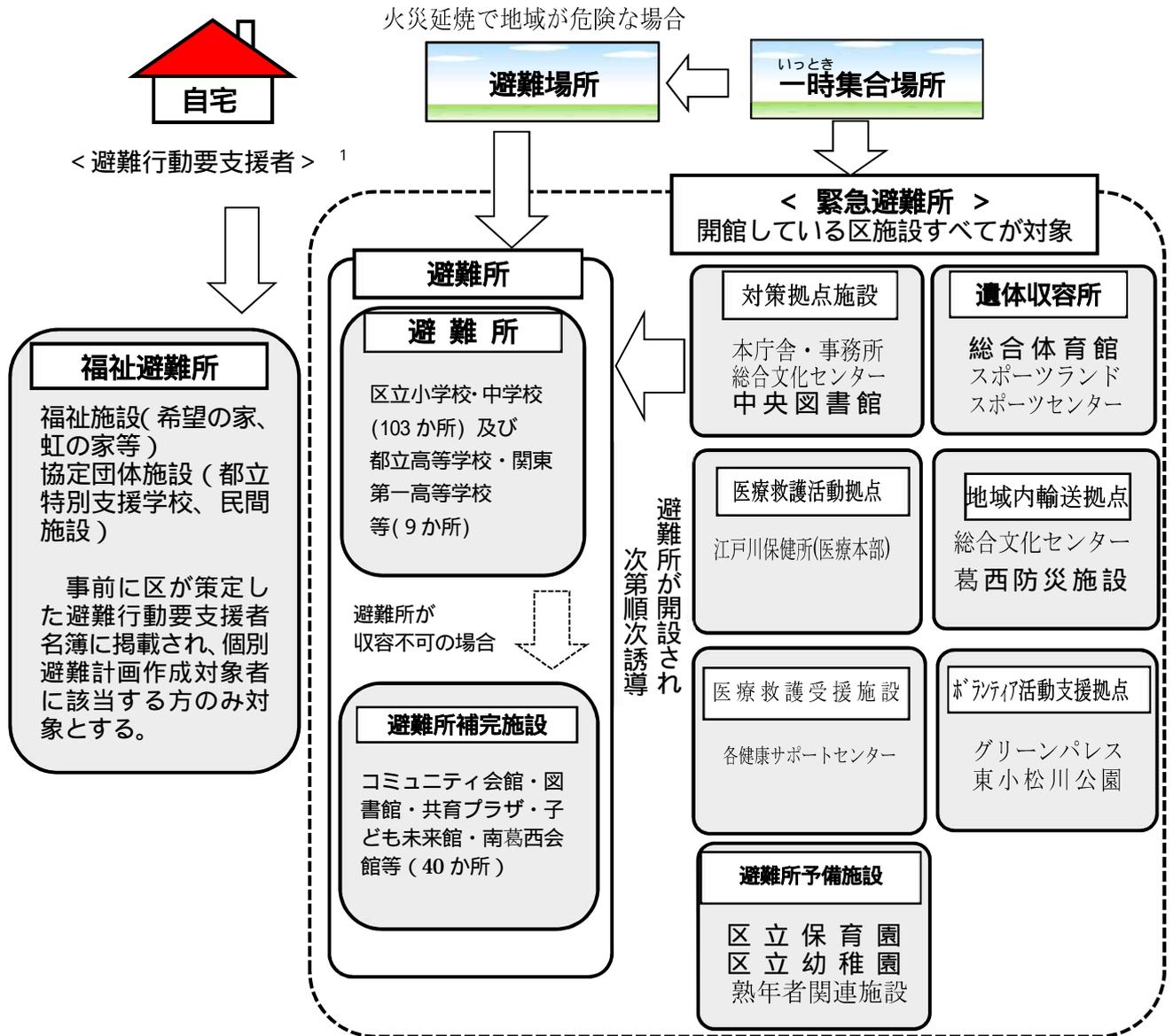
また、区民は、基本的な避難行動として、一時（いっとき）集合場所（公園・空地など）に一時的に集合し、家族、町・自治会、自主防災組織などによる集団を形成して避難を開始する（2段階避難方式）。

なお、避難に際しては、災害の状況を踏まえて避難先及び避難経路を選択し、臨機応変な避難行動をとるよう努める。

震災時の基本的な避難行動



〈 避難所体系図 〉



第2節 避難誘導

1 避難指示

区長は、危険が切迫した場合は、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都知事に報告する。

避難指示の基準

- (1) 大地震時に同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測されるとき。または、ガスの流出拡散により広域的に人命の危険が予測されるとき。
- (2) その他区民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

2 警戒区域の設定

区長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。

3 避難指示の伝達

避難の指示は、区が警察署・消防署等の協力を得て当該区民に対して迅速かつ的確に伝達する。伝達方法は、区防災行政無線、江戸川区防災アプリ、FMえどがわ及びJ:COM、エリアメール、緊急速報メール、広報車などにより行う。

4 警察署における避難指示

火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区、区民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

5 消防署における避難指示等の伝達

- (1) 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合、速やかに区へ通報する。
- (2) 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。
- (3) 避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難の勧告又は指示の伝達を行う。

6 避難誘導

地震が発生し避難する場合は、原則として、町・自治会、自主防災組織が避難誘導を行うものとする。避難指示を発令した場合、区は、警察署、消防署の協力のもと、町・自治会、自主防災組織と連携して避難誘導を行う。

気象庁から東京湾内湾に津波警報・注意報等が発表された場合、区は、沿岸部及び河川敷の利用者等に対して避難指示を発令し、警察・消防及び河川管理者と連携して速やかに避難の呼びかけを行う。また、何らかの要因で新左近川水門の閉鎖が出来ないおそれがある場合は、中葛西周辺の一部地域に対しても避難の呼びかけを行う。

7 海上船舶に対する避難措置

東京海上保安部は、気象庁から地震に起因する津波に関する警報等の通報を受けたとき、港

第4部 初動応急計画【震災編】

内外にある船舶等に対して、状況に応じた避難措置を講じる。

- (1) 港内または港の境界付近にある船舶に対して、必要な命令または勧告を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶に対して、作業の中止等の命令または勧告を行う。
- (3) 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。

第3節 避難所の開設・運営

1 緊急避難所の開放

災害が発生した場合、開館している区の公共施設全てを緊急避難所として開放する。その後、安全が確保された段階で避難所に誘導する。

2 避難所の開設

(1) 避難所の位置付け

避難所は、在宅避難者等を含む避難者の支援拠点とする。

(2) 避難所の開設（緊急避難所からの移行）

避難所

避難所は、避難所となる学校の校長が施設管理責任者となり指揮を行う。

災害発生後、区災害対策本部からの開設指示が発令された場合、施設管理責任者は、緊急避難所の態勢から避難所の態勢に移行し、避難スペースへの誘導を行う。

勤務時間外の場合には、あらかじめ指定された区職員が避難所を開設し、避難スペースへの誘導を行う。

避難所の職員は、避難所の状況を災害時優先電話等により教育部本部に連絡する。

避難所補完施設

避難所で収容しきれない場合は、区災害対策本部の指示により避難所補完施設の指定を受けている施設の管理者が施設管理責任者となり開設する。

(3) 施設の点検

区は、災害発生後、速やかに職員または協定団体の協力により施設の安全点検を行う。

また、施設管理責任者は、施設の安全を点検し、建物の破損やライフライン機能の確認、トイレの使用禁止措置等をとる。

(4) 報告

区は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。

なお、都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

3 避難場所の情報収集・伝達

火災延焼等により避難指示を発令した場合、区は職員を派遣し、M C A無線等で避難場所の状況を区災害対策本部に伝達する。避難者に対しては、火災の状況等について情報提供を行う。

なお、情報提供の際には、要配慮者に配慮して行う。

避難指示が解除された場合は、避難者へ帰宅若しくは避難所への移動を伝達する。

4 避難所の運営

(1) 避難所運営の基本方針

避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。運営においては、できるだけ女性の参画を推進するとともに、男女等のニーズの違いなど多様性の視点等に配慮する。

施設管理責任者及び避難所開設職員等（または教職員）は、運営部を設置し、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、町・自治会、自主防災組織等のリーダーからなる避難所運営協議会の立ち上げを支援する。（避難所運営協議会については、第2部第7章第3節参照）

また、避難所の情報を統括し、避難所で必要な食料、物資や生活支援について把握し、教育部本部に連絡する。

(2) 避難者の把握

施設管理責任者は、避難所運営協議会の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成し、教育部本部に報告する。

避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等についても把握する。

(3) 避難生活の支援

避難所運営協議会は、以下の避難所運営を行う。

避難所の運営項目

避難所開設職員等（及び教職員）の運営	
ア 役割、運営方法、ルール確認	イ 避難者名簿の整備
ウ 避難所の情報集約、外部情報の収集	
エ 区災害対策本部との連絡調整（教育部本部経由）	
オ 避難所補完施設の状況把握	
カ 物資や人材の要請（ボランティア等）と受入れ	
キ 負傷者等の把握、避難所内での応急処置（対応が困難の場合は、区災害対策本部へ対応要請（教育部本部経由））	
避難者の自主運営	
ア 避難所内ルールの決定及び周知	イ 食料、毛布等配付
ウ 各種情報の提供（掲示板、災害広報紙、TV設置等）	エ ペット専用場所
オ 仮設トイレ設置・プールの水の活用	カ 感染症予防
キ 仮設浴場・シャワー等設置	ク 給水活動への協力
ケ 負傷者等の移送、移動への協力	

(4) 女性や子どもへの配慮

避難所運営にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性や子どもの避難者への配慮として、以下の対策を行う。

女性や子どもへの配慮事項

ア 女性や子どものための相談窓口	イ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
ウ 女性専用の物資配布	エ 防犯対策（性暴力・DV防止など）
オ 交流（遊び）スペースの確保	カ 子ども用の生活用品の導入

(5) 要配慮者への配慮

避難所では、要配慮者への負担を軽減するため、和室やトイレに近い場所等を要配慮者スペースとして確保する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

第4部 初動応急計画【震災編】

情報提供に関しても、音声と文字での伝達や手話通訳者の配置など、要配慮者へ十分な配慮を行う。

(6) 避難所防犯組織の設置

避難所単位で防犯組織を立ち上げ、避難所及び近隣区域の治安維持活動を実施する。

5 避難所以外の避難者の把握

(1) 避難所以外の避難者の把握

区は、自主防災組織等の情報から、在宅で避難をしている要配慮者等の状況を把握する。

区指定の避難所以外で屋外等に避難している被災者や在宅で支援の必要のない被災者については、自ら避難所へ所在を明らかにする。

(2) 区外避難者の把握

区は、区外に自力で避難した被災者を把握するために、ホームページ、テレビ、ラジオ等により、区役所に所在を連絡するように呼びかける。

第4節 福祉避難所の開設

1 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設

区は、高齢者、障害者等、避難所での生活が困難な要配慮者等に対して、福祉施設等を福祉避難所として開設する。

区は、要配慮者等の支援の必要度や福祉避難所の収容可能人数等を勘案し、予め福祉避難所を指定するものとし、指定された要配慮者等は直接避難をする。

(2) 報告

区は、福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

2 その他の避難所の確保

区は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、要配慮者等の収容施設として、多様な避難所の確保に努める。

第5節 避難者の他地区への移送

区長は、区が設置する避難所で受入れが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災区等）への移送について、都知事（都福祉局）へ要請する。

また、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき被災を免れた区への被災者の受入れを要請し、迅速・的確な移送を行う。

移送にあたっては、所属職員の中から移送先における施設管理責任者を定め、移送先の区市町村に派遣し、運営にあたる。

移送手段は、バス等を確保し、引率者を添乗させる。

第6節 避難所の閉鎖

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

また、応急仮設住宅等への入居に伴って、収容者が減少する場合は、区長の総合的な判断により順次閉鎖を行う。避難所の閉鎖にあたっては、避難者に閉鎖を予告する。

第5章 交通路の確保

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 交通規制		小松川・小岩・葛西警察署
第2節 緊急通行車両の確認	総務部	
第3節 道路障害物の除去	土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、災害復旧協力会社(協定会社)

自助・共助の役割

区民	区や関係機関が行う道路啓開作業への協力
自主防災組織等	区や関係機関が行う道路啓開作業への協力
事業所等	区や関係機関が行う道路啓開作業への協力

対策の前提と課題

大規模地震が発生した場合、家屋、ブロック塀、電柱等が倒壊して道路が閉塞することが想定される。緊急車両の通行のためには、早急に障害物を除去することが重要である。

更に、道路・橋梁の被災や停電による信号機滅灯等により、渋滞が発生し緊急車両の通行が阻害される。

対策の現状

区では、緊急道路障害物除去路線を指定し、災害復旧協力会社との協定により発災直後に障害物の除去を行う体制を取っている。

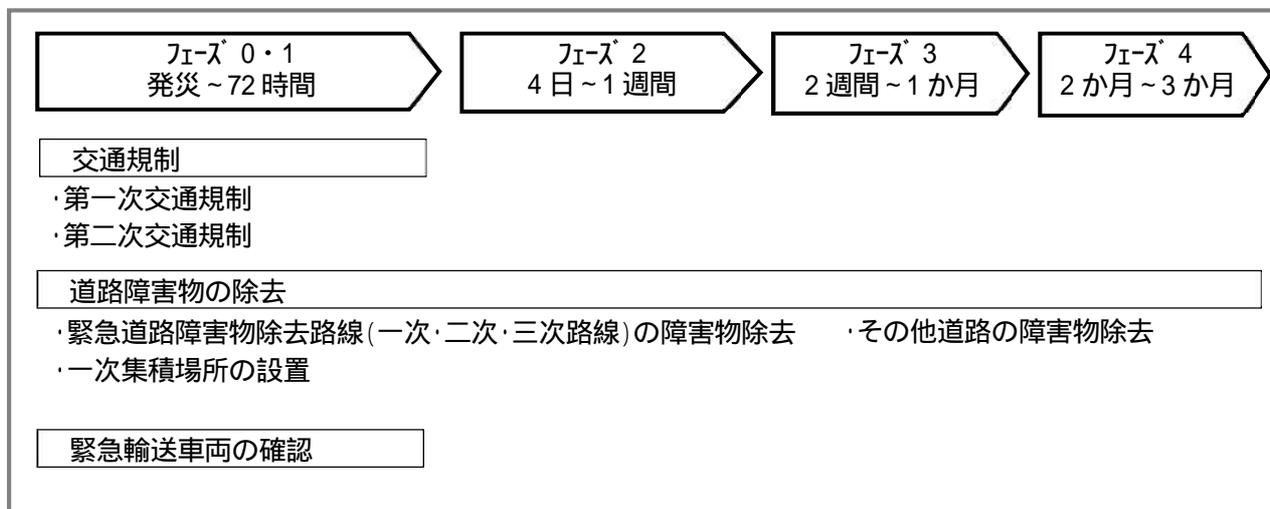
警察では、第一次交通規制を行い、環状七号線内側への車両流入禁止等の措置をとる。その後、第二次交通規制としてその他の規制を行う。

対策の方針

緊急道路障害物除去路線に指定された道路について、以下の優先度順に障害物除去を行い、緊急輸送路を確保する。

- (1)一次路線：緊急輸送道路(国・都)をつなぐ路線
- (2)二次路線：一次路線の補助路線
- (3)三次路線：区道の道路ネットワークをつなぐ路線

対策の流れ



第1節 交通規制

1 第一次交通規制

警視庁は、発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施する。

- (1) 環状七号線内側への一般車両の流入禁止
- (2) 環状八号線内側への一般車両の流入抑制
- (3) 緊急自動車専用路の指定（7路線）
- (4) 都内に極めて甚大な被害が生じている場合は、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施

緊急自動車専用路（7路線）

国道4号（日光街道他）、国道17号（中山道、白山通り他）、国道20号（甲州街道他）、国道246号（青山・玉川通り）、目白通り、外堀通り、首都高速道路・高速自動車国道全線

2 第二次交通規制

警視庁は、災害対策基本法に基づく第二次交通規制として、被災地域・被災状況等の実態に応じて、第一次交通規制の7路線を「緊急交通路」とするほか、その他の緊急交通路の指定を行う。

その他の「緊急交通路」の指定

第一京浜（国道15号）、第二京浜（国道1号）、中原街道、目黒通り、青梅・新青梅街道、川越街道（国道254号）、北本通り（国道122号）、水戸街道（国道6号）、蔵前橋通り、京葉道路、井の頭通り、三鷹通り、東八道路、小金井街道、志木街道、府中街道、芋窪街道、五日市街道、中央南北線、八王子武蔵村山線、三ツ木八王子線、新奥多摩街道、小作北通り、吉野街道、滝山街道、北野街道、川崎街道、多摩ニュータウン通り、鎌倉街道、町田街道、大和バイパス

第一次交通規制および第二次交通規制について、自転車および路線バスは環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上および「緊急交通路」上は通行禁止。

第2節 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の確認

- (1) 区は、既に緊急通行車両の事前届出をしている車両については、公安委員会で標章の交付を受ける。応援車両など事前届出をしていない車両については、公安委員会に確認申請書を提出し、標章等の交付を受ける。
- (2) 警察署は、緊急通行車両等の確認を警察署並びに交通検問所において行う。

2 広域応援車両

江戸川区への広域で受け入れる車両のうち、事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受けることができる。

第4部 初動応急計画【震災編】

ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

なお、震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

第3節 道路障害物の除去

1 区内の道路障害物除去

区は、緊急道路障害物除去路線に指定された道路について優先度順に障害物除去を行う。なお、放置車両の移動に必要な手続きを行い、道路啓開をすることで緊急車両の通行を確保する。その後、順次一般道路へと移行する。障害物は、区立公園等を一次集積場所として設定する。障害物の除去作業は、災害復旧協力会社に要請する。

また、上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知等の安全確保のための措置を行う。

2 各道路の障害物の除去

関東地方整備局、都、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）は、それぞれが管理する道路障害物の除去を行う。また、放置車両の移動に必要な手続きを行い、道路啓開をすることで緊急車両の通行を確保する。

警察署は、放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び防災関係機関に協力し、道路上の障害物除去にあたる。

なお、高速道路は、震度によって以下の規制が行われる。

高速道路の通行規制

計測震度（震度階級）	通行規制の内容
計測震度 4.0 未満	なし
計測震度 4.0 以上 5.0 未満	速度規制
計測震度 5.0 以上（震度 5 強以上）	通行止

第6章 要配慮者対策

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 避難行動への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡協議会等
第2節 避難生活への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会
第3節 福祉避難所での支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会

自助・共助の役割

区民	・家族の要配慮者の安否確認、避難誘導に関すること
自主防災組織等	・地域の要配慮者の安否確認、避難誘導に関すること ・避難生活時における要配慮者への情報伝達、介助、見守り等の支援に関すること
事業所等	・個別避難計画の作成支援に関すること

対策の前提と課題

都の被害想定では、要配慮者の死者が411人と予想されている。迅速な救助のための安否確認等が必要である。

区内には、要配慮者となる高齢者（75歳以上で単身、熟年者のみ及び要介護認定3、4、5など）が約54,000名、身体障害者（肢体不自由、視覚・聴覚障害の身体障害者手帳所持者）が約11,800名、知的障害者（愛の手帳所持者）が約5,300名、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が約8,000名居住しており、避難誘導や避難所生活での支援が必要となる。

区では災害時に優先的に避難行動に支援を必要とする方を避難行動要支援者と定め（対象要件は下表のとおり）、区内管轄警察署及び消防署等と協力し避難支援を行う。

種別	要件（施設等に入所・入居している者は除く）
(1) 高齢者(要介護者) 〔約8,850名〕	・要介護4から5までの認定を受けている方 ・要介護3の単身者又は65歳以上のみの世帯に該当する方 ・要介護1から2までの単身者の方
(2) 身体障害者(肢体不自由) 〔約2,700名〕	・身体障害者手帳1級から2級に該当する方 ・身体障害者手帳3級(下肢又は体幹、移動機能障害)に該当する方
(3) 身体障害者(視覚障害) 〔約300名〕	・身体障害者手帳1級から2級の単身者又は障害者（未成年者含む）のみの世帯に該当する方
(4) 知的障害者 〔約1,000名〕	・愛の手帳交付を受けた1度から2度に該当する方 ・愛の手帳交付を受けた3度の単身者の方
(5) 精神障害者 〔約1,700名〕	・精神障害者保健福祉手帳1級から2級の単身者の方

第4部 初動応急計画【震災編】

(6) 難病患者等 〔約50名〕	・(1)から(5)に該当しない方のうち障害福祉サービスを受けている難病患者の方 ・恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の方 ・在宅人工呼吸器使用患者の方
---------------------	--

その他江戸川区長が特に必要と認めたもの

対策の現状

区では、警察及び消防機関と避難行動要支援者情報の共有を図っているが、個人情報保護の観点からその活用には十分な配慮が必要である。

今後、個人情報保護に配慮しながら、地域（町・自治会等）、民生・児童委員や（福）江戸川区社会福祉協議会等の社会福祉関係者と情報の連携を図り、有効な支援体制を構築する。

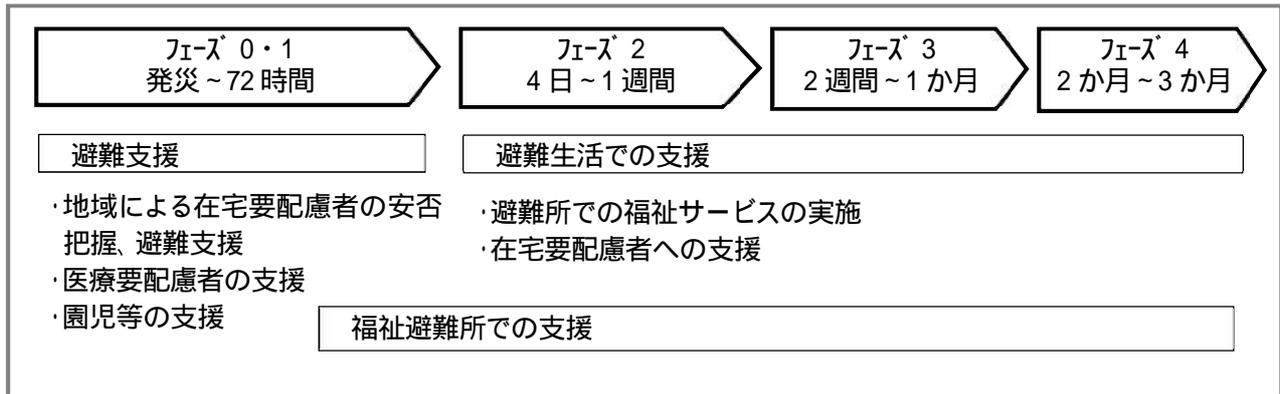
対策の方針

発災直後の救護・避難誘導は、自助・共助として地域が中心となっていく。

特に配慮が必要な避難行動要支援者については、福祉避難所を予め指定し、直接避難できる体制とする。

医療支援が必要な要配慮者に対しては、保健師等が状況確認や医療機関への搬送手配など、必要に応じた支援を実施する。

対策の流れ



第1節 避難行動への支援

1 在宅要配慮者の支援

民生・児童委員、自主防災組織及び町・自治会は、在宅の要配慮者の安否を確認し、避難が必要な場合は、最寄りの避難所まで避難を支援する。

区は、要配慮者調査班を設置して、避難所等において避難行動要支援者名簿を支援者に提供し、安否確認を依頼する。安否確認をした者から状況を把握し、行方不明者の救助、歩行困難者の搬送など、必要な支援対策を実施する。

2 医療要配慮者の支援

区は、在宅難病患者、在宅人工呼吸器使用者、透析患者、妊産婦・新生児、精神障害者等の医療要配慮者に必要な支援を行う。

(1) 在宅人工呼吸器使用者

災害時個別支援計画に基づいて定めた関係者と連携して状況を確認し、安全を確保した上でできるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。また、必要に応じて医療機関等への搬送手配を行う。

(2) 妊産婦・新生児等

避難所等で状況を把握し、必要に応じて医療機関に繋ぐ。

(3) 精神障害者

名簿等に基づいて保健師等が状況を確認し、必要に応じて医療機関等に繋ぐ。

3 園児等への支援

区立保育園及び区立幼稚園は、園児の安全を確保し、保護者に引き渡すまで園で保護することを原則とする。園での保護が困難となった場合は、避難所等に移動する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の対応を園に要請する。

一時保護所は、入所している児童の安全を確保するとともに、児童の安否を児童相談所長に報告する。外出等により安否が確認できない場合は、外出先等に連絡又は訪問するなどして確認する。

保育ママは、預かっている幼児の安全を確保するとともに、安否を安否情報確認システムにより区に報告する。区は、安否が確認できない場合は、訪問等により状況を確認する。

第2節 避難生活への支援

1 避難所生活者への支援

区は、各避難所の要配慮者の実態を調査する。調査に基づき、関係機関・団体と協力して、要配慮者に配慮した生活環境の確保、補装具・日常生活用具の支給、援助者の派遣、介護・入浴等の福祉サービスを実施する。

2 在宅避難者への支援

区は、民生・児童委員、福祉サービス事業所等と連携して、在宅の要配慮者の実態を調査する。調査に基づき、関係機関・団体と協力して、情報提供、見守りネットワーク、生活支援、福祉サービスの提供、巡回訪問等の日常生活の支援を実施する。

第3節 福祉避難所での支援

区は、福祉施設等に福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者などを受入れ、要配慮者などの特性に合わせた生活支援を実施する。

要配慮者管理班は、支援に必要な物資及び人員の確保等、福祉避難所の管理を行う。

福祉避難所での支援例

福祉避難所の整備（必要に応じ段差の解消、手すり、パーテーション等の設置、冷暖房の確保）

情報伝達手段（掲示板の設置、手話通訳者等）の確保

福祉避難所の開設、受入れ開始

避難者への健康管理（専門家によるカウンセリングや巡回相談等）

避難所内相談窓口の設置（要介護認定申請、生活支援サービスの申請等）

食料・飲料水の確保（要配慮者に配慮したやわらかい食べ物等）等

今後の課題

発災時に迅速な支援を行うため、民生・児童委員、町・自治会、自主防災組織はあらかじめ避難行動要支援者の情報を把握しておき、支援態勢を確立しておく必要があるが、そのための避難行動要支援者名簿の管理・活用方法が課題である。

第7章 帰宅困難者対策

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 駅周辺での混乱防止	経営企画部、都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)、京成電鉄(株)
第2節 事業所等における対策		
第3節 帰宅困難者の代替輸送	都市開発部	国、都
第4節 徒歩帰宅者への支援	経営企画部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	

自助・共助の役割

区民	-
自主防災組織等	-
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員、利用者の施設内への一時滞在に関すること ・従業員、利用者への備蓄食料、飲料水、物資の供給に関すること ・従業員、利用者への交通情報等の伝達等、帰宅支援情報の提供に関すること
帰宅困難者	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設における運営や要配慮者の介助に関すること

対策の前提と課題

都の被害想定では、区で46,192人の帰宅困難者が予想されている。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会は「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定し、一定期間内はむやみに帰宅しないよう、個人・事業所、行政が取り組むべき基本事項を定めている。

都は「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、個人・事業所、行政の役割に応じた帰宅困難者対策への取組を定めている。

都の地域防災計画では、発災後概ね4日目から帰宅を開始する想定となっている。

対策の現状

区では、東京都帰宅困難者対策条例、帰宅困難者の心得10か条等を周知している。

また、一時滞在施設の確保に努めているが、20万人の避難者を収容する必要があり、事業所内での滞留が必要な状況となっている。

対策の方針

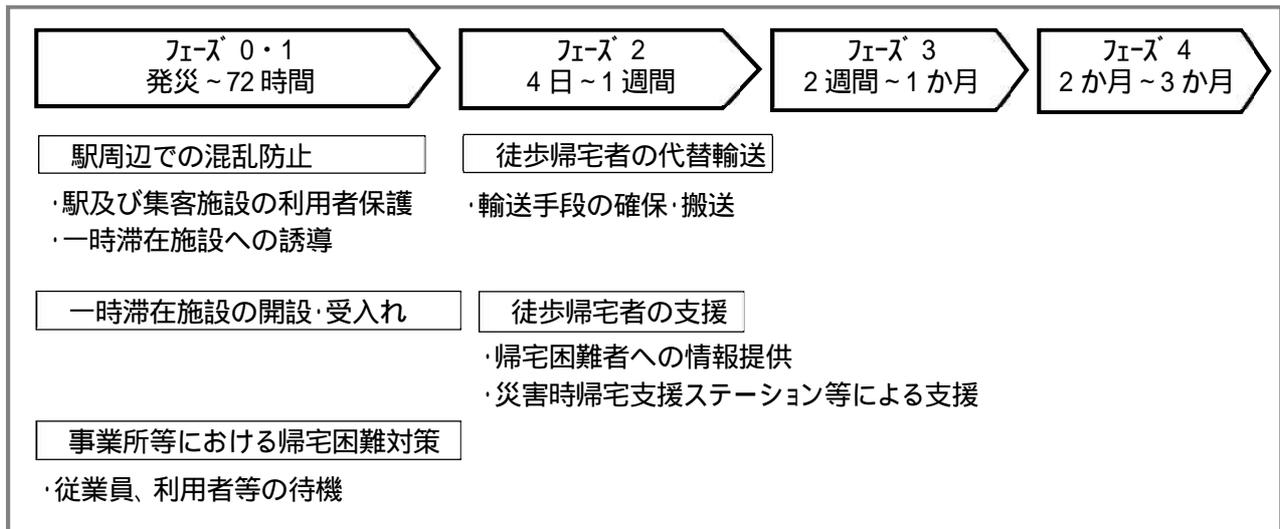
事業所、集客施設等は、従業員、利用者を待機させるよう努めることを基本とする。

鉄道事業者は、交通情報及び一時滞在施設の情報帰宅困難者へ提供し、一時滞在施設への誘導を行う。

区は、一時滞在施設を開設し帰宅困難者を受け入れる。

区及び関係機関は、都心からの徒歩帰宅者に対し情報提供などで円滑な帰宅を支援する。

対策の流れ



第1節 駅周辺での混乱防止

1 駅及び大規模集客施設における利用者保護

鉄道事業者及び大規模集客施設の管理者は、利用者を施設内の安全な場所に待機させ、情報提供などの支援を行う。施設内で待機させることが困難な場合は、一時滞在施設等への誘導を行う。

なお、要配慮者については、区等と連携してできる限りの措置をとる。

2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

(1) 情報の収集

各駅（鉄道事業者）及びバス事業者は、利用者保護や駅前滞留者の状況を区に連絡する。区は、都・警察・消防と連携して交通情報・滞留者発生状況・周辺被害情報を収集する。

(2) 一時滞在施設の開設

区は、駅周辺及び幹線道路沿いを中心とした施設（区立小・中学校等、避難所補完施設、協定施設）に一時滞在施設を開設する。開設した場合は、区災害対策本部に連絡する。

(3) 誘導に関する情報提供

区は、一時滞在施設の開設状況や空き状況、周辺被害情報を関係機関（鉄道事業者、警察、バス事業者）に提供する。

(4) 一時滞在施設への誘導

鉄道事業者、バス事業者、警察等は、一時滞在施設に滞留者等を誘導する。

区は、一時滞在施設が満員になり新たな帰宅困難者の受入れが困難となった場合、関係機関と連携して他の一時滞在施設へ誘導する。

(5) 帰宅困難者の協力

帰宅困難者のうち活動できる者は、一時滞在施設に滞在する間、種々の救援・救護活動に協力するよう努める。

第2節 事業所等における対策

事業所、学校等は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会のガイドライン等に従い従業員や生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行い、周辺の安全を確認したうえで、施設内または他の安全な場所に待機させる。（一斉帰宅の抑制）

第3節 帰宅困難者の代替輸送

帰宅困難者は、発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。

しかし、首都直下地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道などの公共交通機関が不通になることが想定されるため、徒歩による帰宅が難しい帰宅困難者に対し、代替輸送機関による搬送が必要となる。

1 鉄道運行情報等の提供

都は、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて広報する。

区は、都や鉄道事業者などからの情報を受け、一時滞在施設の滞在者に対し、利用可能な交通機関の情報を提供する。

2 代替輸送手段の確保

区は、国、都、バス事業者などが確保した代替輸送手段の情報を受け、一時滞在施設の滞在者に対し、代替輸送を受けられる場所の情報を提供して帰宅を支援する。

なお、要配慮者については、都の対応に合わせた誘導などの配慮を行う。

第4節 徒歩帰宅者への支援

帰宅に際しては、公共交通機関の輸送に限りがあるため、徒歩による帰宅が原則となる。

1 区の支援

区施設や避難所は立ち寄り徒歩帰宅者に対し、業務に支障のない範囲で、飲料水・トイレ・把握している情報などを提供する。

2 関係機関の支援

都は、帰宅支援の対象道路として策定した16路線（資料編を参照。区内では蔵前橋通り・環状七号線が指定されている。）を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、東京都防災ホームページなどを活用して提供する。

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

日本郵便（株）は、集配郵便局において、情報提供、休憩所として飲料水、トイレ等の提供を行う。

第8章 応援要請

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 応援協力・派遣要請	経営企画部、総務部、土木部	災害復旧協力会社（協定会社）
第2節 消防の応援協力・派遣要請		江戸川・小岩・葛西消防署
第3節 自衛隊の災害派遣	危機管理部	都総務局
第4節 災害ボランティア	危機管理部、福祉部、文化共育部	（福）江戸川区社会福祉協議会、 （公財）えどがわボランティアセンター
第5節 自治体・専門機関等の受援体制	経営企画部、危機管理部、総務部	

自助・共助の役割

区民	・地域のボランティア活動への参加に関すること
自主防災組織等	・地域のボランティア活動への参加に関すること
事業所等	-

対策の前提と課題

都の被害想定では、区全域で被害が予想されており、区内の人、物の資源だけで対応することは困難である。また、膨大な緊急・応急業務への対応や行政機能が大幅に低下する事態が想定される。

そのため、協定機関・団体、自衛隊、全国の自治体・団体の職員、ボランティア等の応援を受けて、被災者対策を行うことが必要である。

対策の現状

区では、他の自治体、企業・団体等と協定を締結し、災害時の応援を受ける体制となっている。

本区のボランティア活動については、（公財）えどがわボランティアセンターが各種団体等の情報把握を行い、災害時にも団体相互が連携・協力ができるネットワークづくりに努めている。

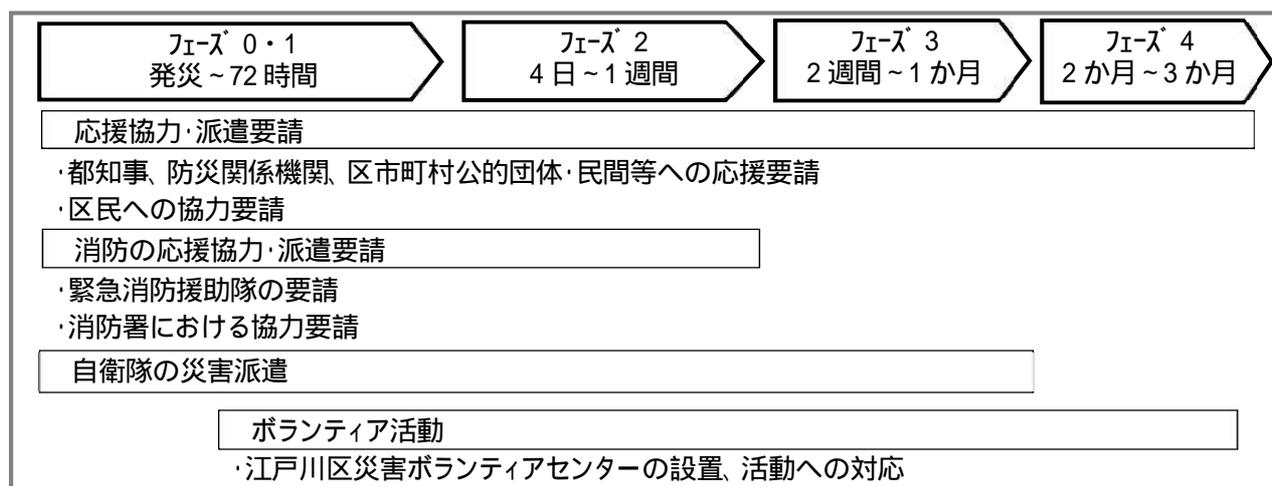
対策の方針

発災直後から、都、協定締結機関等に応援を要請し、他自治体からの専門ボランティア等や救援物資を受け入れる体制を構築する。

業務量が多く早急な受援が必要な、応急危険度判定、家屋等被害認定調査、罹災証明の発行等については、事前に業務量及び人員を算出し、速やかに応援要請が出来る体制を整える。

（公財）えどがわボランティアセンターは、（福）江戸川区社会福祉協議会と連携して、「江戸川区災害ボランティアセンター」を立ち上げ、一般ボランティアの受入れを行う。

対策の流れ



第1節 応援協力・派遣要請

1 都知事への応援・あっせんの要請

地震により災害が発生し、都の協力が必要な場合は、区長の決定に基づき区災害対策本部（受援統括課）が都知事に要請する。

都知事に応援または応援のあっせんを求める場合、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由) 応援を希望する機関名 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 応援を必要とする場所、期間 応援を必要とする活動内容 その他必要な事項

2 防災関係機関への要請

区は、区域内における災害応急対策の円滑な実施を図るため、状況に応じ、防災関係機関に対して協力要請を行う。

3 区市町村への応援要請

区は、災害対策基本法第67条の規定及び他自治体との相互協力協定等に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村長等に対し、応援を要請する。

自治体との協定

協定名称	締結先	締結日
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	東京都特別区 (23区)	平成8年2月16日
災害時における市川市と江戸川区との相互応援に関する協定書	千葉県市川市	平成20年7月23日
災害時における江戸川区と城里町との相互支援に関する協定	茨城県東茨城郡城里町	平成27年11月20日
災害時における浦安市と江戸川区との相互支援に関する協定	千葉県浦安市	令和元年9月12日
災害時における南魚沼市と江戸川区との相互応援に関する協定	新潟県南魚沼市	令和2年8月26日

第4部 初動応急計画【震災編】

4 公的団体・民間企業等への協力要請

区は、応急・復旧作業及びそれに伴う応急・復旧資器材、人員、輸送用車両等が必要な場合は、公的団体や民間企業等との協定に基づき、協力を要請する。

5 災害復旧協力会社への要請

区は、災害復旧協力会社へ協力要請し、災害対策協力班を編成する。

6 区民への協力要請

区は、災害応急対策実施時において、以下の内容について自主防災組織等への協力要請する。

異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他関係機関への通報に関すること。
災害に対する予警報その他情報の区域内住民への伝達に関すること。
災害時における広報・広聴活動に対する協力に関すること。
震災時における出火の防止及び初期消火に対する協力に関すること。
交通規制に対する協力に関すること。
避難誘導に対する協力に関すること。
避難所内の被災者の救助業務に対する協力に関すること。
被災者に対する炊き出し・救援物資等配分業務に対する協力に関すること。
災害状況調査に対する協力に関すること。
被災区域内の秩序維持に対する協力に関すること。

7 情報の発信

区長は、他自治体等への応援要請について、メディア等を活用しながら情報発信を行う。

第2節 消防の応援協力・派遣要請

1 緊急消防援助隊

東京消防庁は、大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

2 消防署における協力要請

消防署、消防団は、以下の協定に基づいて応援を要請する。

協定名称	締結先	締結日
震災時における消防活動の支援に関する協定	東京江戸川自動車解体商興会	平成8年1月6日(江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団) 平成13年11月1日(葛西消防署・葛西消防団)
震災時における消防活動に要する簡易救助器具及び燃料等の支援に関する協定	東京都石油商業組合江戸川支部	平成8年2月7日(江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団) 平成12年11月7日(葛西消防署・葛西消防団)
震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定	江戸川遊漁船組合(網徳、(株)網貞、(有)あみ元(有)たかはし丸、(有)豆や)	平成8年3月11日(江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団) 平成13年9月28日(葛西消防署・葛西消防団)

協定名称	締結先	締結日
災害時等における消防活動支援に関する協定	(有)石塚重機工事	平成25年6月21日(葛西消防署)
大規模災害時における消防署機能移転に関する協定	葛西臨海地域連絡協議会(協同組合東京バ・マルシエ、ワルト流通協同組合、江戸川運輸施設協同組合、東京団地倉庫(株)、(株)ジ・エー・イー、(株)サト産業、ロッテ不動産(株))	平成25年12月12日(葛西消防署)

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊の災害派遣

区は、災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合で、応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して災害派遣を要請するよう求める。

なお、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(1) 要請事項

要請事項は、以下のとおりである。

災害の情况及び派遣を要請する事由	派遣を希望する期間
派遣を希望する区域及び活動内容	その他参考となるべき事項

(2) 直接の通報先

直接の通報先は、以下のとおりである。

機関の名称	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊第1師団 第1普通科連隊(練馬)	第3中隊 (3933)1161 内線 2563	第3中隊 (3933)1161 内線 2563

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、以下のとおりである。

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。

第4部 初動応急計画【震災編】

道路または水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した以下の経費は、原則として区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

<p>派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費</p> <p>派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料</p> <p>派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等</p> <p>天幕等の管理換に伴う修理費</p> <p>その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と区が協議する。</p>

2 自衛隊受入れ態勢

区は、以下の受入れ態勢を準備する。

- (1) 作業計画及び資材等の準備
- (2) 大規模救出・救助活動拠点は、篠崎公園または葛西臨海公園とする。

第4節 災害ボランティア

1 江戸川区災害ボランティアセンター

(1) 江戸川区災害ボランティアセンターの設置

(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター、グリーンパレス施設職員及び協定団体は、グリーンパレス内及び東小松川公園に「江戸川区災害ボランティアセンター」を設置する。

都及び東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村と連携してボランティアセンターの設置・運営支援、災害ボランティアコーディネーターの派遣等を行う。

(2) 江戸川区災害ボランティアセンターの活動

江戸川区災害ボランティアセンターでは、以下の活動を実施する。

区民の被災状況及びボランティアニーズ等の把握
ボランティアの募集及び受入れ
東京都災害ボランティアセンターへの災害ボランティアコーディネーター()の派遣要請
ボランティアと支援を必要とする被災者のコーディネート
関係機関への情報提供、支援要請
災害ボランティアコーディネーターとは、東京都の補助事業として東京ボランティア・市民活動センターが開催している「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の修了者及び「都内や関東ブロック社会福祉協議会からの応援職員」等を指す。

2 ボランティア活動への対応

一般ボランティアの活動への対応は、江戸川区災害ボランティアセンターが実施する。

専門ボランティア(登録ボランティア)の要請は区災害対策本部(人的受援課)が行い、活動への対応は各部が実施し、江戸川区災害ボランティアセンターと情報を共有する。

第5節 自治体・専門機関等の受援体制

区に対し、直接、自治体・専門機関等から職員等の応援派遣、物資の提供等の申出があった場合、応援の内容や受入れ等について、総務部職員課が、担当部署と調整を図り受入れ体制を整える。

第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱・火葬

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 行方不明者の捜索		小松川・小岩・葛西警察署
第2節 遺体の検視・検案・身元確認	生活振興部、福祉部、文化共育部	小松川・小岩・葛西警察署、都福祉保健局、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会、(株)東京葬祭、(株)協和木工所
第3節 火葬	生活振興部	都福祉局

自助・共助の役割

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること

対策の前提と課題

都の被害想定では、最大3,217人の自力脱出困難者が想定されており、生命維持の限界である3日以内の発見と救助が必要となる。

最大582人の死者が想定されており、発災後数日間での遺体調査(検視)、検案、火葬が必要となる。速やかな遺体収容所の設置、人員、棺・ドライアイス等の資器材の確保が重要である。

近隣の火葬場の機能低下や火葬ニーズの集中する場合は、遠隔地の火葬場の確保や搬送が必要となる。

対策の現状

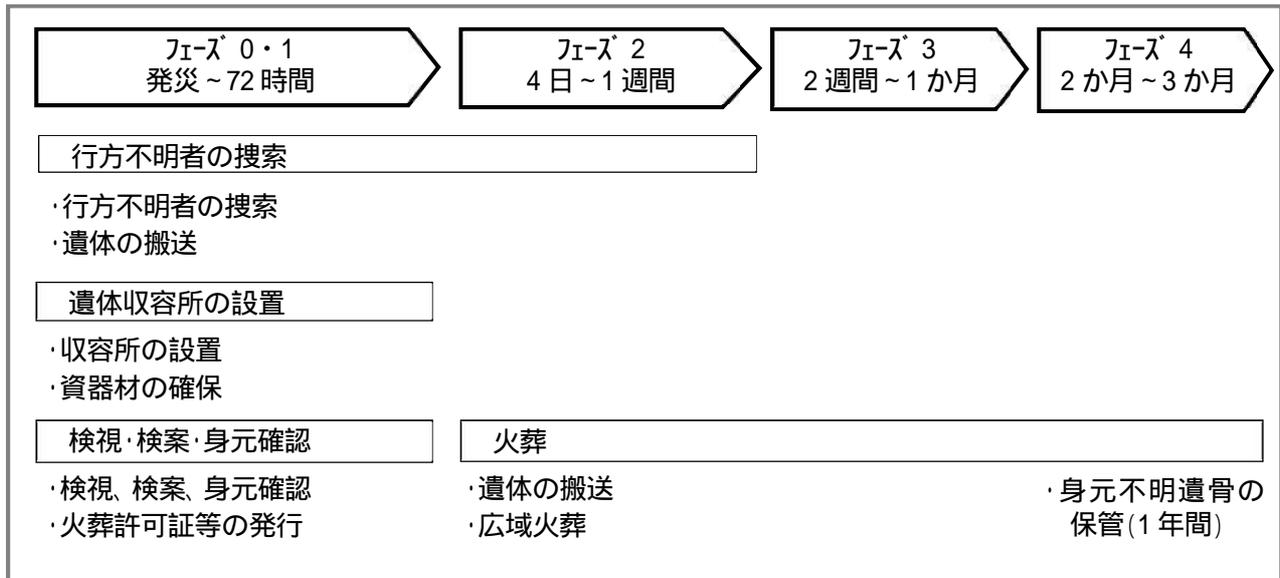
区では、遺体調査(検視)・検案・安置を行うため遺体収容所を3か所指定している。また、資器材等の確保について(一社)全日本冠婚葬祭互助協会・(株)東京葬祭・(株)協和木工所と協定を締結している。

対策の方針

災害発生直後から3か所に遺体収容所を設置し受入れ体制を整える。なお、可能な限り遺体収容所内における安置遺体への尊厳の意を込めた対応を図る。

火葬許可証、特例許可証等の発行は、遺体収容所等で行う。

対策の流れ



第1節 行方不明者の捜索

1 行方不明者の捜索

(1) 区の措置

区は、警察署、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索及び遺体の収容を実施する。

(2) 警察署の措置

警察署においては、行方不明の届出受理及び情報の入手に努め、調査を実施する。

また、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

(3) 東京海上保安部

東京海上保安部は、所属巡視艇により、東京港内及びその周辺において行方不明者の捜索および遺体の揚収を実施する。

収容した遺体は、都及び警察と協議して定められた岸壁に搬送し、検視等所要の措置を行った後、区に処理を引き継ぐ。

2 遺体の搬送

遺体の遺体収容所までの搬送は、遺族等によるものとするが、搬送が困難な場合は、区は警察署、自衛隊と連携して遺体収容所に搬送する。

第2節 遺体の調査・検案・身元確認

1 遺体収容所の設置

(1) 遺体収容所の設置

区は、遺体収容所を設置し、都、警察署に報告し、区民に周知を図る。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。

また、都及び警察署と連携のうえ、遺体収容所における遺体調査（検視）・検案体制を整備する。特に、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

遺体収容所設置予定施設

総合体育館	スポーツセンター	スポーツランド
-------	----------	---------

(2) 資器材の調達

区は、葬祭業者等から棺、納体袋、ドライアイス、祭壇等の資器材を確保する。

2 遺体収容所での活動

(1) 遺体調査・検案

都は、監察医務院の監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を実施する。検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請する。検案班の指揮者は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整後、検案活動を実施し、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。

警察署は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

(2) 身元確認

警察署は、身元確認調査を行う。必要に応じて、身元確認班（歯科医師班）の編成・派遣について身元確認作業の協力を要請する。

概ね2日間、身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区に引き継ぐ。

区は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

また、警察署より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

(3) 死亡者情報の提供

区は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、相談窓口等で区民等への情報提供を行う。

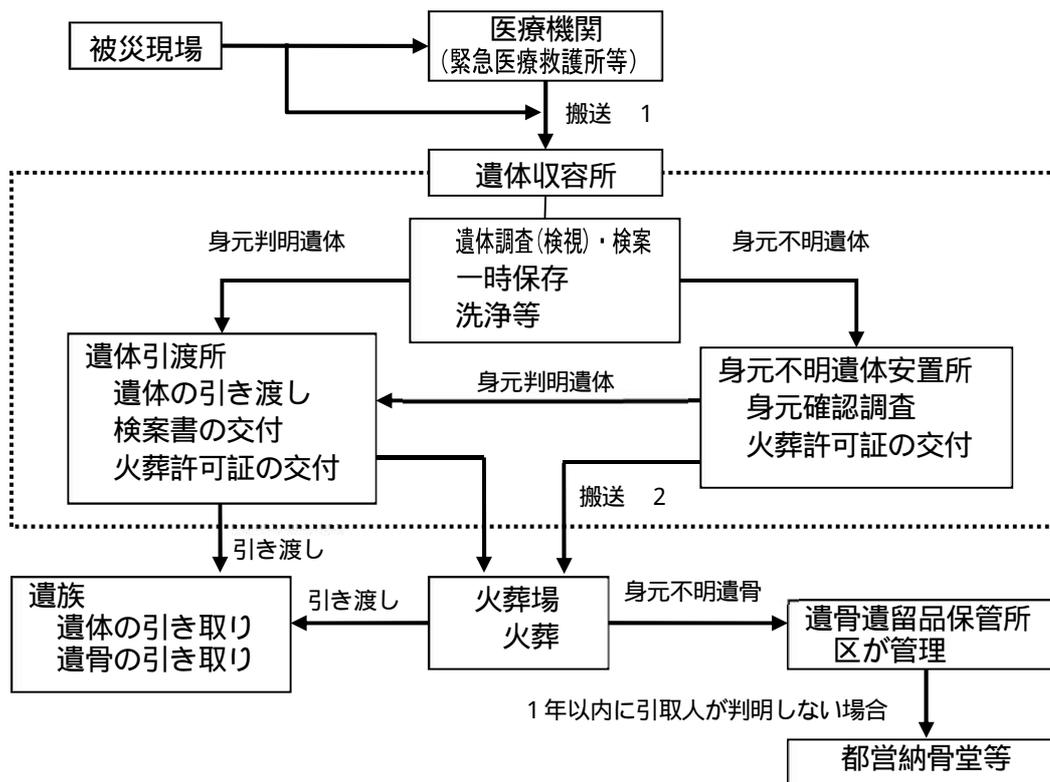
(4) 遺族への遺体の引き渡し

区は、警察署の「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引き渡しを実施する。

(5) 火葬許可証等の発行

区は、遺族等に引き渡された遺体調査（検視）・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受け付ける。その後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。

遺体取扱・火葬のながれ



- 1 警察署は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助、遺体を関係機関へ引き継ぐ
- 2 区の要請に基づき、都が関係機関（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会等）に協力を要請

第3節 火葬

区は、災害で死亡した者に対して、その遺族が火葬を行うことが困難な場合、または遺族が無い場合において、応急的に火葬を実施する。

1 遺体の火葬

火葬は東京都瑞江葬儀所及びその他火葬場にて行い、引取人に引き渡すものとする。

なお、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2 広域火葬

(1) 広域火葬体制の確保

区で火葬場の確保ができない場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。

都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図るとともに、区民へ広域火葬体制について広報する。

火葬については、都の調整のもと、割り振られた火葬場に必要な事項、手順等を確認する。

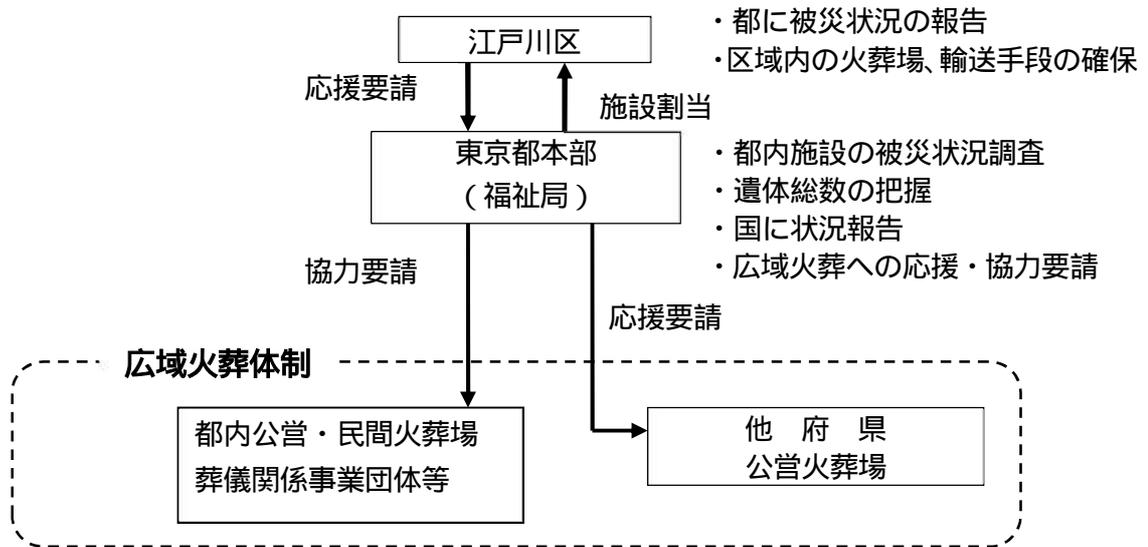
(2) 遺体の搬送

区は、遺体の搬送に必要な車両を確保する。

交通規制が行われている場合には、緊急通行車両を使用する。

第4部 初動応急計画【震災編】

遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。



(3) 身元不明の遺体措置

身元不明の遺体を火葬にしたときは、区は遺骨遺留品保管所に遺骨及び遺留品を保管し、1年以内に引取人が判明しないときは、身元不明の者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

(4) 戸籍手続等

死亡届の受付及び火葬許可証の交付等の事務は、遺体収容所及び区本庁舎または各事務所において行う。

第10章 物資等の供給

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 食料の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場
第2節 飲料水の供給	総務部、健康部	都水道局
第3節 物資の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局
第4節 救援物資の受入れ	産業経済部	都福祉局
第5節 輸送	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合

自助・共助の役割

区民	・家庭内備蓄の活用に関すること
自主防災組織等	・給水所における飲料水の配布に関すること ・避難所での避難者への食料・物資等の配布に関すること ・要配慮者への飲料水、食料・物資の配布に関すること
事業所等	・事業所内備蓄の活用に関すること

対策の前提と課題

被害想定では、284,088人の避難者、189,392人の避難所避難者（避難所外避難者を除いた数）が予想されており、これを対象とした食料・物資の供給が必要となる。

都の被害想定では、区の55.9%の断水が予想されている。これは断水人口で38万人に相当し、1人1日3リットルとすると、1日あたり1,140 m³もの飲料水が必要となる。

東京湾岸一帯が大きな被害となり、輸送ルートの途絶、供給対象者が膨大な数となるため、物資の途絶が3日以上となる可能性がある。また、全国からの応援隊も分散して配置されるため、当初は、応援がなくとも最低限の飲料水・食料等を区内で自活する体制を構築する必要がある。

発災後1週間以降は、全国の自治体・企業・団体・個人からの救援物資が届けられるが、保管場所の不足、物資供給のノウハウの不足から物資の供給機能不全に陥る可能性がある。

対策の現状

1 食料

避難者に対する食料の備蓄として、クラッカー、アルファ米など、概ね65万食分を確保し、備蓄倉庫に保管している。

被災乳幼児(2歳未満)用として粉ミルク等を3日分確保している。

米穀、副食品、加工食品、生鮮食料品の調達について、あらかじめ区内のスーパー、小売店の組合等の業界団体と協定を締結している。

2 飲料水

給水所2か所と応急給水槽6か所に26,100 m³の飲料水があり、断水人口が38万人とすると約22日分が区内に備蓄されている。

給水資器材として、ウォーターバルーン36個、1トンタンク8個、0.5トンタンク2個、

第4部 初動応急計画【震災編】

20 リットルタンク 530 個が備蓄されている。

3 備蓄倉庫・輸送拠点

備蓄倉庫を4か所に設置している。

発災直後から必要となる物資（食料、毛布、ブルーシート等）を全小・中学校等に分散配備している。

全国から届けられる救援物資の受け入れ場所として、広域輸送基地（都の運営）・地域内輸送拠点（区の運営）・食品等集積地（区の運営）が定められている。

対策の方針

1 飲料水の供給

発災後3日間は、各自の備蓄で充当することを基本とする。

発災後、できるだけ早期に給水所と応急給水槽での給水活動を開始し、断水率の高い地域から順次、避難所給水拠点（最大13か所）を設け、より身近なところでの給水を可能とする。

2 食料・生活必需品等の確保

発災後3日間は、各自の備蓄で充当することを原則とする。

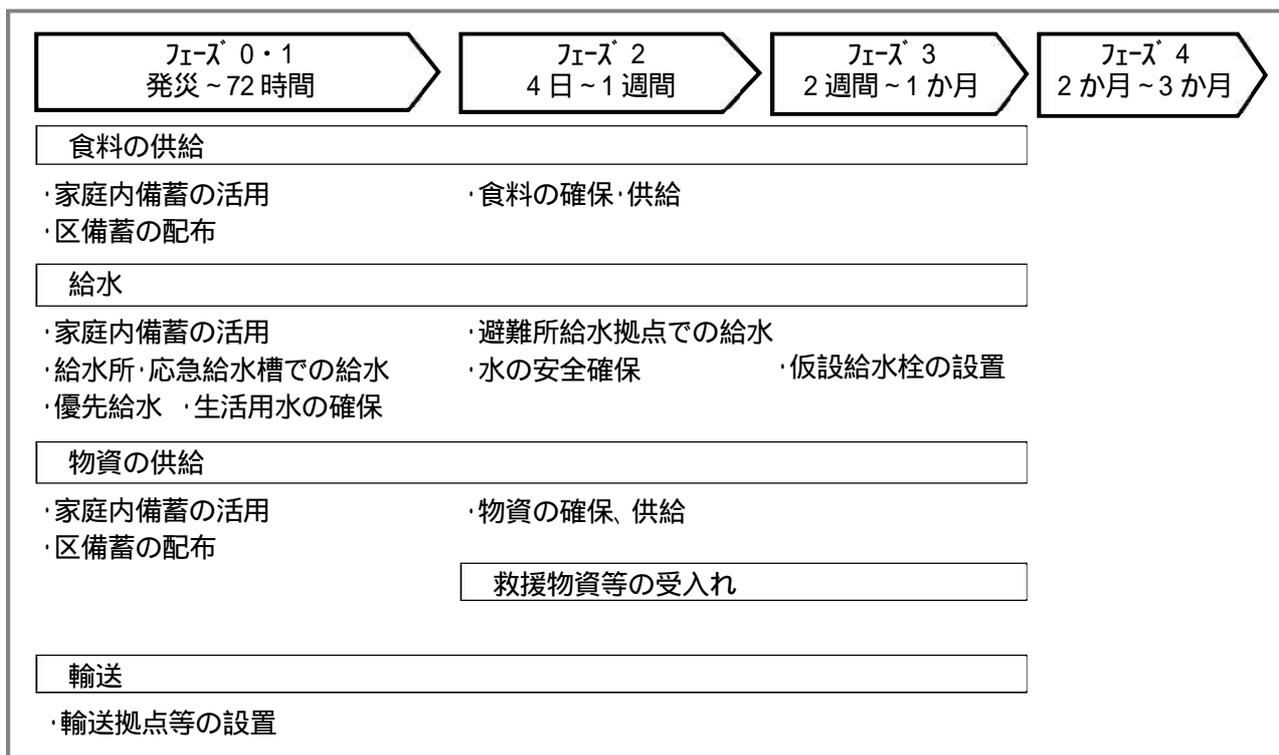
発災直後に避難所で備蓄物資を避難所運営協議会に引き渡し、各避難所の裁量にて配布を行う。また、区内業者が保有する食料品等を調達し、避難所で提供する。

3日目までには全国からの救援物資、自衛隊の炊き出し供給ができるように体制を整え、4日目から公的な供給を開始する。

3 救援物資の受け入れ

発災後3日目には、全国からの救援物資を受け入れる体制を構築する。ただし、個人等からの義援物資については、当面は原則受け入れをしない。

対策の流れ



第1節 食料の供給

1 家庭内備蓄の活用

区民及び事業所は、自力で食料が確保できない場合、災害当初の3日間は、家庭及び事業所内で備蓄する食料を活用することを原則とする。

2 備蓄の供給

(1) 区の備蓄

区は、あらかじめ避難所に分散配備している食料備蓄を活用し、状況に応じて避難者へ供給する。

(2) 都の備蓄

都が区内に事前配置している備蓄物資は、都福祉局長の承認を得て区が輸送して配布する。ただし、緊急を要する場合は、事後報告とする。

また、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

3 食料の調達及び供給

災害発生当初の食料供給については備蓄物資を基本とするが、可能な限り区内の小売店業者等から食料品、粉ミルク等を調達し、避難所に供給する。また、区外の大規模小売店等からの食料品については、地域内輸送拠点（総合文化センター・葛西防災施設）に輸送業者の協力を得て集積し、各避難所へ供給する。道路状況が改善し、多量の救援物資が搬入されてきたら、地域内輸送拠点から食品等集積地を経由して避難所へ物資を供給する。食料供給が安定してきた場合には、食品の多様化や高齢者等への配慮に努める。

区で調達が困難な場合は、都、協定締結自治体に供給を要請する。更に、自衛隊に炊き出しを要請する。

4 食料の配布

避難所での食料配布は、避難所運営協議会が行うことを原則とする。

なお、配布に際しては、避難所周辺の在宅避難者を含めた配布対応を行う。

5 炊き出し

区から自衛隊等に要請する炊き出し以外は、食料供給の補完として自主防災組織等が自主的に運営するものと位置付ける。

区は、炊き出しを自主的に行うとの要望があった自主防災組織等に対し、資器材等の提供を行う。

第2節 飲料水の供給

1 家庭内備蓄の活用

災害当初の3日間は、家庭及び事業所内で備蓄する飲料水を活用することを原則とする。

第4部 初動応急計画【震災編】

2 飲料水の供給

飲料水の供給は、区と都水道局との連携体制により実施する。

なお、給水の基準は、1人1日3リットルを原則とする。

(1) 給水所・応急給水槽

区及び都水道局は、発災後、できるだけ早期に給水所及び応急給水槽にて給水活動を行う。

給水所（2か所）

都が応急給水に必要な資器材を設置し、区が区民等への応急給水を行う。

また、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、給水所の一部を柵で仕切った応急給水エリアの鍵を区等または都職員が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から、区等による応急給水を行う。

応急給水槽（6か所）

区が応急給水に必要な資器材を設置し、区民等への応急給水を行う。

(2) 避難所給水拠点（最大13か所）

区は、断水地区の避難所に避難所給水拠点を定め、ウォーターバルーンを設置し、トラックの給水タンクによって飲料水を運搬し、給水活動を行う。

避難所給水拠点においては、区民等が持参したポリタンク等に給水する。給水活動は、避難所運営協議会等に要請する。

(3) 応急給水体制が整うまでの措置

応急給水体制が整うまでの間は、備蓄飲料とともに協定団体による流通物資であるペットボトル水で対応する。

なお、避難所においては、小・中学校等に既設の受水槽や応急給水栓を使用し、飲料水を確保する。

(4) 優先給水

区は、医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設の状況を把握し、都に優先的な給水を要請する。

(5) 仮設給水栓等の設置

区及び都水道局は、断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。

給水可能な飲料水の備蓄

種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m ³
給水所	西瑞江給水所	2池	江戸川区東瑞江1-26-2	6,600
	葛西給水所	2池	江戸川区北葛西3-9	13,300
応急 給水槽	都立篠崎公園	1基	江戸川区上篠崎1-25	1,500
	区立宇喜田中央公園	1基	江戸川区北葛西4-15	1,500
	区立小岩公園	1基	江戸川区北小岩6-43	1,500
	都立葛西南高校	1基	江戸川区南葛西1-11-1	100
	都立大島小松川公園	1基	江戸川区小松川1-7	1,500
	一之江抹茶亭	1基	江戸川区一之江5-14	100
	小計			
	学校受水槽（旧校舎含む）	108基		1,792
合計				27,892

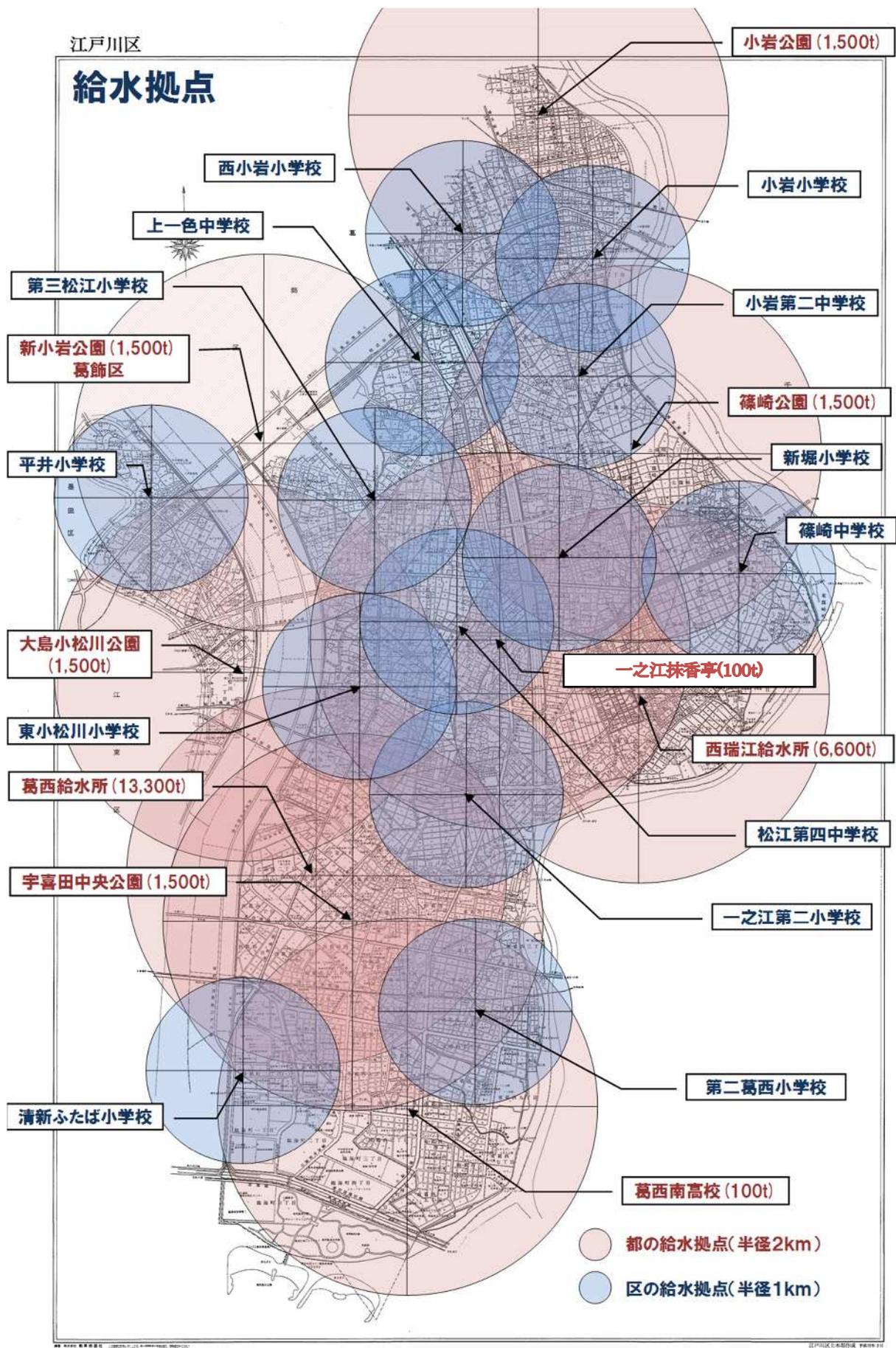
災害時の給水体制

	フェーズ0 (発災直後～6時間)	フェーズ1 (7時間～72時間)	フェーズ2 (4日～1週間)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応急給水</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【区・都】</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">給水所(2か所) 応急給水槽(6か所)</div> <div style="margin-left: 20px;">給水 →</div> <div style="margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">避難所給水拠点 (最大13か所)</div> <div style="margin-left: 20px;">給水 →</div> </div> <div style="margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">仮設給水栓(消火栓) 仮設配管</div> <div style="margin-left: 20px;">必要に応じて 給水 →</div> </div> <div style="margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">避難所(小・中学校等) 受水槽・応急給水栓</div> <div style="margin-left: 20px;">給水 →</div> </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">協力協定 救援物資</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【区】</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">協定物資の受入 (ペットボトル)</div> <div style="margin-left: 20px;">供給 →</div> <div style="margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">救援物資の受入 (ペットボトル)</div> <div style="margin-left: 20px;">供給 →</div> </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人備蓄</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【区民・ 事業者】</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ペットボトルの備蓄</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3日分の備蓄消費</div> <div style="margin-left: 20px;">→</div>	

給水所(2か所)：西瑞江給水所、葛西給水所

応急給水槽(6か所)：都立篠崎公園、区立宇喜田中央公園、区立小岩公園、
都立大島小松川公園、都立葛西南高等学校、
一之江抹香亭

避難所給水拠点(最大13か所)：発災後、需要の高い地域の避難所(小・中学校等)に設置



3 水の安全確保

(1) 飲料水の消毒

区は、「環境衛生指導班」を編成し、給水する飲料水の消毒効果の確認を行う。

また、消毒効果がない場合は、消毒薬を確保し飲料水の消毒を行い、避難所給水拠点にて自主防災組織が実施可能なように、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。

(2) ライフライン復旧後の確認

ライフライン復旧後、区民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、区は飲用の可否等について、適正に周知する。

4 生活用水の確保

災害発生後、断水した場合には、各家庭での水の汲み置きや学校のプール、防災貯水槽及び防災井戸等で確保した水を使用し、水洗トイレ等の生活用水に活用する。活用は、自主防災組織等がバケツ等を用いて行う。

第3節 物資の供給

1 家庭内備蓄の活用

区民及び事業所は、できるだけ備蓄または自宅の毛布や衣料等を活用することを原則とする。

2 備蓄の供給

(1) 区の備蓄

備蓄物資は、自宅が倒壊して物資を持ち出せない被災者に提供する。区は、避難所での必要物資の状況を把握し、（一社）東京都トラック協会等の協力を得て備蓄倉庫の物資を避難所に供給する。

(2) 都の備蓄

食料の供給と同様に行う。

3 物資の調達

食料の調達と同様に行う。

4 物資の配布

食料の配布と同様に行う。

5 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。更に、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、これらの変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、女性用物品の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第4節 救援物資の受入れ

1 救援物資の受け付け

区は、区で食料、物資等の調達が困難な場合、以下のとおり、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資を受け入れる。

- (1) 支援物資（国・都・他自治体、日赤・協同募金等の団体から提供）
- (2) 協定物資（民間企業など各種団体からの協定に基づく提供）
- (3) 義援物資（全国のNPO等団体からの任意提供）

なお、個人からの小口の義援物資は、整理が困難なため受け取らない方針とする。

2 救援物資の受入れ

救援物資は、地域内輸送拠点で受入れを行う。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、輸送業者により避難所等へ供給する。

物資が多量な場合は、物流業者の倉庫やノウハウを活用するものとする。

第5節 輸送

1 輸送手段の確保

区は、所有する車両では不足する場合は、以下の機関、団体等に輸送を要請する。

- (1) (一社)東京都トラック協会江戸川支部
- (2) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部
- (3) 都財務局
- (4) 協力協定団体

2 輸送拠点の設置

都および区は、物資等の輸送のため、次の輸送拠点を設置する。

- (1) 広域輸送基地（都管理）および水上輸送基地（区管理）

他道府県からの救援物資の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点として定められたもので、都が必要な作業を実施する一時的積替基地である。

また、補完的拠点として、水上輸送の手段を確保する。
- (2) 地域内輸送拠点（区管理）

広域輸送基地からの救援物資等の受入場所として指定されているもので、区においては、避難所等への食品、医薬品及び生活必需品等の配分拠点となっている。

また、様々な災害ケースに対応できるよう補完施設の確保については、災害時協力協定により民間施設の活用をもって拡充していく。
- (3) 食品等集積地（区管理）

地域内輸送拠点に集積した救援物資を地区ごとに分散配備・保管するための集積地として指定するもので、ここから避難所等へ食品・生活必需品等が配分される。

輸送拠点

区 分	名 称	所 在 地
広域輸送基地	葛西トラクターミナル	江戸川区臨海町4-3-1
水上輸送基地	上篠崎	江戸川区上篠崎2-27地先
	葛西臨海公園	江戸川区臨海町6丁目地先
	一之江橋	江戸川区新堀1-1地先
	東篠崎	江戸川区東篠崎2丁目地先
	小松川	江戸川区小松川1丁目
	新今井橋	江戸川区江戸川4丁目
	平井	江戸川区平井6-71地先
	なぎさ公園	江戸川区南葛西7-3地先
	今井交通公園	江戸川区江戸川4-9地先
	スポーツランド	江戸川区東篠崎1-8地先
	ポニーランド	江戸川区篠崎町3-23地先
	船堀	江戸川区船堀1丁目地先
	西葛西	江戸川区西葛西2丁目地先
	篠崎公園	江戸川区上篠崎1-25地先
	小岩菖蒲園	江戸川区北小岩4-37地先
地域内輸送拠点	江戸川区総合文化センター	江戸川区中央4-14-1
	葛西防災施設	江戸川区西葛西8-17-1
食品等集積地	江戸川区総合文化センター	(地域内輸送拠点を兼用)
	小松川区民館	江戸川区平井4-1-1
	葛西区民館	江戸川区中葛西3-10-1
	小岩区民館	江戸川区東小岩6-9-14
	東部区民館	江戸川区東瑞江1-17-1
	鹿骨区民館	江戸川区鹿骨1-54-2

今後の課題

効率的に食料や物資の配送整理等を実施するための民間配送業者や輸送に必要なガソリン等の燃料供給のための燃料販売業者との協力体制の整備が課題である。

第11章 建物対策

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 建物等の危険度判定	都市開発部	都都市整備局、(社)東京建築士会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)江戸川建設業協会
第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行	都市開発部、生活振興部	江戸川・小岩・葛西消防署
第3節 被災住宅の応急修理	都市開発部	都住宅政策本部
第4節 応急仮設住宅の供給	総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部	都住宅政策本部、(一社)江戸川建設業協会、(一社)プレハブ建築協会
第5節 区営住宅の応急修理	福祉部	

自助・共助の役割

区民	・住家の危険度判定、被害調査時の協力に関すること
自主防災組織等	・応急仮設住宅における居住者のコミュニティの形成に関すること
事業所等	-

対策の前提と課題

余震等の二次災害防止の必要から、建築物の安全点検は、区役所や学校等の災害応急活動の拠点として重要な役割を担う施設を優先かつ迅速に行う必要がある。

都の想定によれば全壊 6,656 棟、半壊 13,867 棟の被害が予想される。これに見合った数の応急仮設住宅、建設用地の確保が必要となる。被害の規模や液状化の状況によっては、区外や都外での用地確保が必要になることも考えられる。

全壊、半壊に一部損壊を含めると区内の全建物約 130,000 棟について、住家被害認定調査と罹災証明書発行が必要になり、その事務量は膨大となる。

罹災証明書の取得が、区民生活の様々な支援受給の条件となるため、迅速な発行が求められる。

対策の現状

区では、応急危険度判定を行うため、東京都建築士事務所協会江戸川支部、東京建築士会江戸川支部と協定を締結し、迅速な対応を行うための体制を構築している。

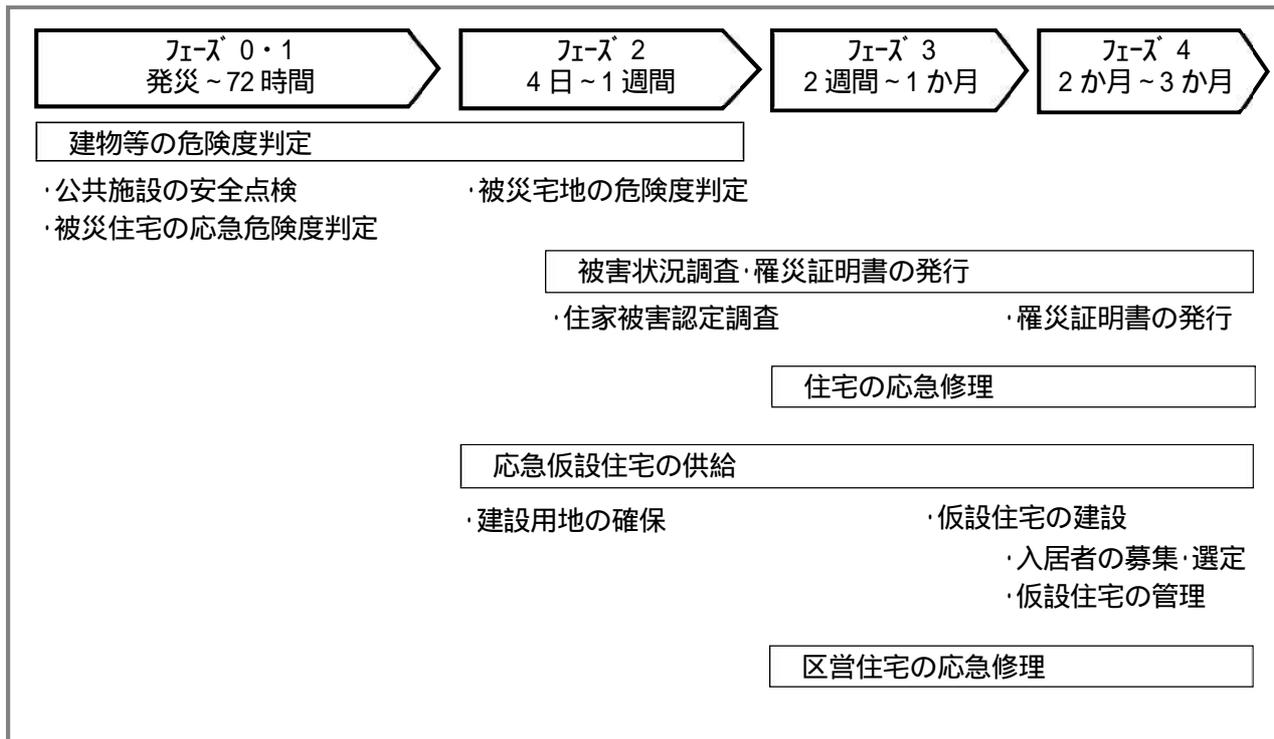
応急仮設住宅の建設用地として、区立公園等を候補地としている。

対策の方針

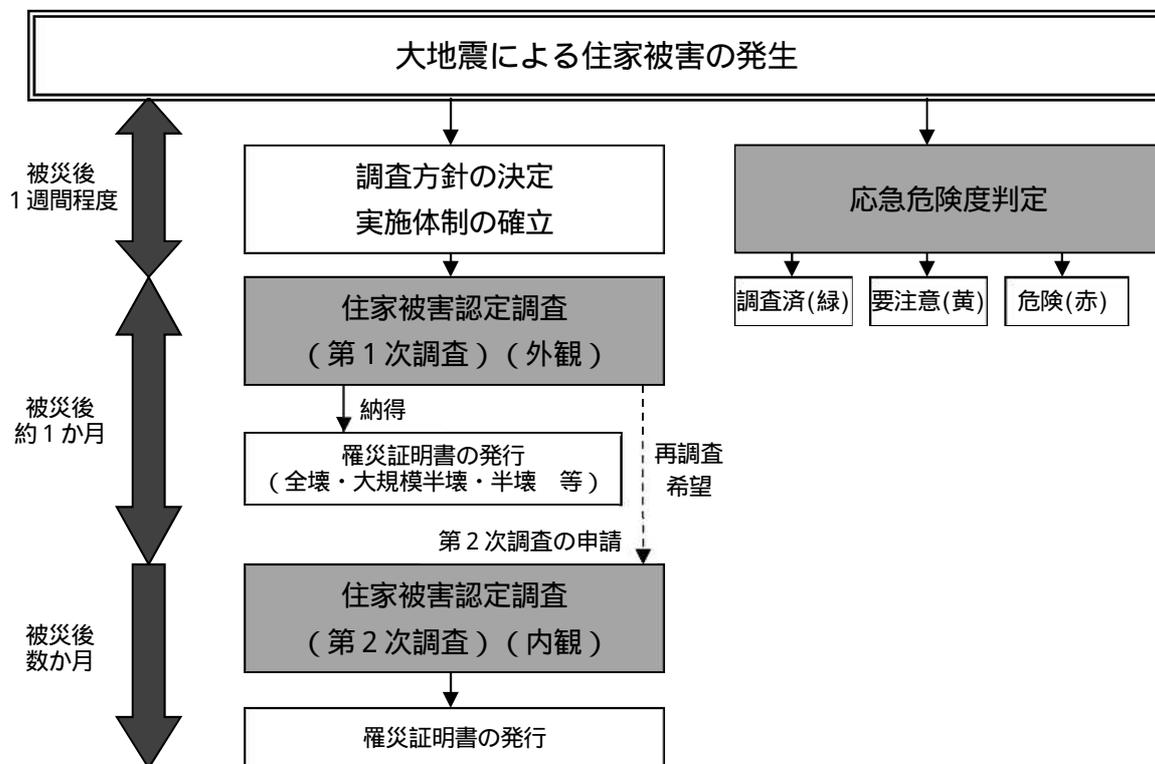
1 か月以内の完了を目指して住家被害認定調査を実施する。調査結果はデータベース化して、複数箇所（事務所単位）で罹災証明書を発行する。

供給主体である都との連携を整理し、早期の供給に努める。応急仮設住宅の入居者選定に際しては、地域コミュニティの維持を軸とするよう配慮する。

対策の流れ



大地震発生後の2つの建物被害調査の実施の流れ



<住家被害認定調査と応急危険度判定の比較>

	住家被害認定調査	応急危険度判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の発行	余震等による二次災害の防止
実施主体	市町村	市町村（都道府県が支援）
判定調査員	主に行政職員（罹災証明書発行は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否
判定結果	全壊・大規模半壊 等	危険・要注意・調査済
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付

第1節 建物等の危険度判定

1 公共施設の安全点検

区は、発災直後に災害応急活動拠点施設となる庁舎、避難所の安全点検を実施する。

2 被災住宅の応急危険度判定

二次災害の防止のため、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(応急危険度判定)を行い、必要な措置を講じる。

(1) 判定実施体制

区は、区内最大震度5強以上の地震が発生した時、応急危険度判定実施本部を設置する。区内最大震度6弱以上又は多くの建築物が被災した場合は、応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定員は、区職員のほか、都に対して「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録されている建築物の応急危険度判定員の出動要請を行い確保する。

(2) 判定方法

応急危険度判定は、目視にて行う。

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

3 被災宅地の応急危険度判定

宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し区民の安全の確保を図る。

対象は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び区長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(1) 判定実施体制

区は、宅地に関する被災状況に基づき、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定資器材等を準備する。

被災宅地危険度判定士は、区職員のほか、都に対して判定士の派遣を要請する。

(2) 判定方法

被災宅地危険度判定は、目視にて行う。

被災宅地危険度判定による調査結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行

1 家屋・住家被害認定調査等

区は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」を参考とし、住家等の被害認定調査を行う。調査は、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・被害なしに区分し調査を行う。調査結果は、都総務局に報告する。

火災により被災した家屋等の被害認定調査及び罹災証明書の発行を行うにあたり、必要と認める場合は、消防署との連絡会を開催し、火災被害に関する情報の共有を行うなど、消防署と連携して調査を実施する。

認定調査の調査員が不足する場合は、必要に応じて都総務局に要員の確保を要請するとともに、他の区市町村等に応援を要請する。

住家被害認定調査の概要

<p>一次調査：外観目視による外観調査により、被害程度を判定する。</p> <p>二次調査：一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、外観目視調査及び内部立入調査を実施する。</p> <p>再調査：調査結果に不服申し立てがあった場合、立入調査による再調査を実施する。</p>
--

2 罹災証明書の発行

区は、被害認定調査の結果をデータベース化し、罹災証明書の発行に備える。

発行手続事務において人員が不足する場合は、必要に応じて都総務局に要員の確保を要請するとともに、他の区市町村等に応援を要請する。発行場所は区役所及び各事務所とする。

区は協定に基づき、火災による焼損状況の調査結果について消防署から提供を受けるとともに、罹災証明書発行窓口の開設時間、開設場所及び必要な情報について消防署と連携を図り、速やかに罹災証明書を発行できる態勢を構築する。

罹災証明書の発行時期等については、各避難所で被災者に周知する。

第3節 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。それにより、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

1 対象者の調査・選定

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。。

第4部 初動応急計画【震災編】

区は、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、募集・選定を行う。

修理対象戸数は、都知事が決定する。

2 応急修理の実施

災害救助法適用後は、都が居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、災害救助法適用前においては区が必要に応じて行う。

区は、都が災害時に作成する応急修理を行う業者（一般社団法人東京都建設業協会のあっせんする建設業者）のリストにより業者を指定し、その他の事務に協力する。

1世帯あたりの経費は、国の定める基準によるものとする。

応急修理は、原則として災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了するものとし、大規模災害時に期間を延長する必要がある場合、内閣総理大臣と協議を行う。

第4節 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が実施し、区はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されていない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において設置する。

1 公的住宅の供給

都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

2 建設予定地の確保

都は建設予定地の中から建設用地を選定する。選定にあたり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。

なお、区は、あらかじめ道路・用地の状況、ライフラインの状況等を考慮のうえ、建設予定地を定め、年1回、都住宅政策本部に報告している。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

1戸あたりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。

住宅用火災警報器及び消火器等の設置、建設工事中における防火対策、その他火災予防上必要な事項に配慮する。

(2) 建設工事

災害発生の日から20日以内に着工する。

一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。また、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。

工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、区に委任される。
農林水産省(関東森林管理局)に、国有林材の供給を要請する。

4 民間賃貸住宅の供給

都及び区は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

5 入居者の募集・選定

(1) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

住家が全焼、全壊または流失した者

居住する住家がない者

自らの資力では住家を確保できない者

使用申し込みは、1世帯1か所限りとする。

(2) 入居者の募集・選定

都は、入居者の募集計画を作成し区市町村に住宅を割り当てる。

区は、入居者の募集をホームページ、広報えどがわ等で周知し、相談窓口等で申し込みの受け付けを行う。

入居者の選定基準は、都が策定し、それに基づき区が入居者の選定を行う。

選定にあたっては、地区単位での集団入居などの地域コミュニティの維持と、要配慮者の優先入居のバランスに配慮するものとする。また、早期の都市復興を見据えた選定基準にも考慮していく。

6 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行う。

入居者の管理等は次の事項に配慮して区が行う。

仮設住宅管理での配慮事項

防犯対策

孤独死等の防止のための見回り

引きこもりなどを防止するためのこころのケア

入居者によるコミュニティの形成・運営

女性の参画、女性を始めとする生活者の意見の反映

ペットの受入れ

区は、各種生活支援情報を仮設住宅入居者に必要な情報が行き届くよう配慮する。

第5節 区営住宅の応急修理

区は、区営住宅の応急危険度判定後に、危険防止等のため応急的な修理が必要な場合、修理を実施する。

第12章 衛生・清掃対策

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 トイレ・し尿処理	環境部	都環境局 都下水道局
第2節 ごみ処理	環境部	都環境局、 東京二十三区清掃一部事務組合
第3節 がれき処理	都市開発部、環境部、 土木部	都環境局
第4節 動物救護	健康部	都保健医療局

自助・共助の役割

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅トイレの活用に関すること ・住宅の解体撤去申請等に関すること ・ペットの自己管理に関すること ・がれきの応急集積場所、地区集積所としての民有地提供に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの清掃、活用ルールに関すること
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所トイレの活用に関すること

対策の前提と課題

都の被害想定では、断水率 55.9%となっており、断水及び下水道施設が甚大な被害を受け下水道機能に支障をきたすことによって、水洗トイレの使用ができなくなる場合がある。そのため、マンホール設置型トイレ、仮設トイレの確保や自宅トイレを使ったし尿処理など、多様なトイレ対策が必要になる。

震災がれきの排出量は 221 万トンと、通常の 13 年分に相当する量が発生すると予測されており、区内はほとんどが市街地のため、がれき置き場の不足、複数年にわたる処理期間が見込まれる。被災地復興のためには、早急ながれきの処理が必要である。

ペットを飼養する家庭が多く同行避難をすることが予想される。避難生活時の問題化が見込まれる。

対策の現状

区では、マンホールを活用するトイレや簡易トイレを備蓄している。

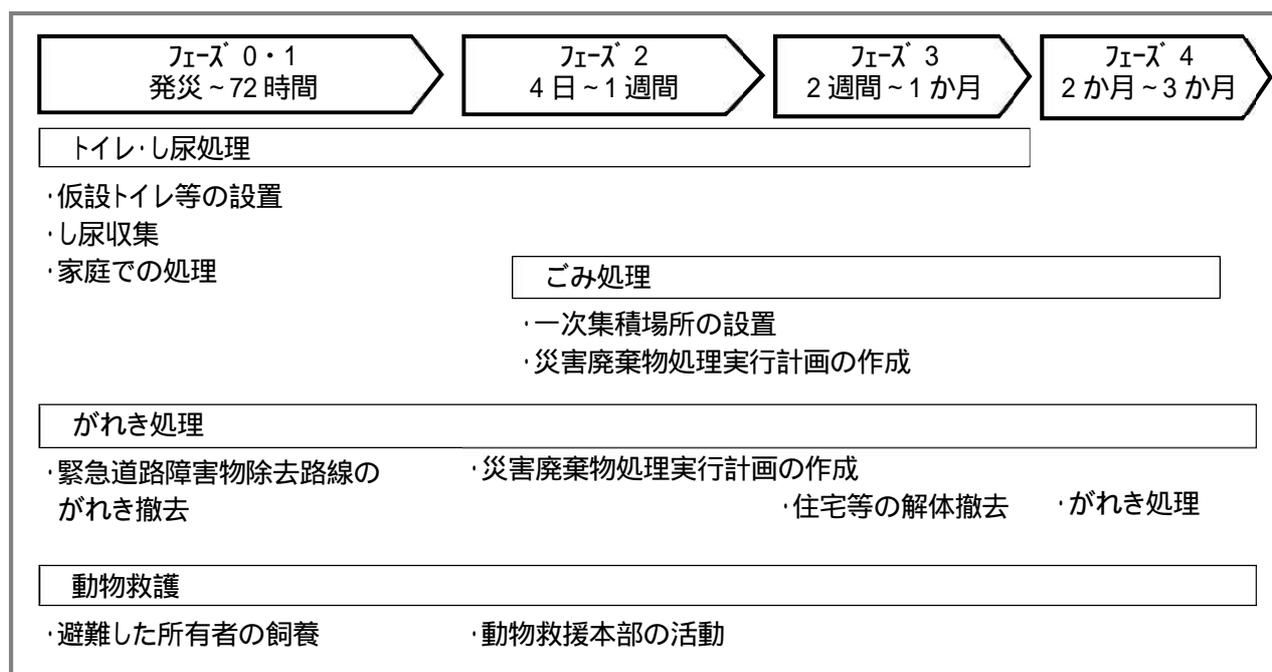
対策の方針

発災後、緊急道路障害物除去路線を優先して障害物を除去し、応急集積場所(区立公園等)に搬入する。

倒壊住家のがれきは、地区集積所・一次仮置場を設置し搬入するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して処理にあたる。

し尿処理として、仮設トイレを確保するが、発災直後から十分な数の確保が困難なことから、避難所ではプールの水の活用、家庭内トイレを使用した処理などを併用する。

対策の流れ



第1節 トイレ・し尿処理

1 トイレの確保

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。

災害時には、以下の災害用トイレを活用する。災害用トイレが不足した場合には、区は、都に対して要請する。

(1) 応急トイレ

名称	形式	数量	容量	備考
地下埋設式トイレ	貯留式	105基	600リットル	都立大島小松川公園内
汚水管兼用トイレ	下水道直結	111基 80基 50基	-	都立篠崎公園内 都立葛西臨海公園内 都立宇喜田公園内
簡易トイレ	貯留式	2,242基	120リットル	ダンボール組立て式 (都・区備蓄分)

(2) 仮設トイレ

協定締結業者は運搬し設置する。

名称	形式	数量	容量	備考
仮設トイレ	貯留式	525基	500リットル	リーストイレ

(3) マンホール設置型トイレ

名称	形式	数量	備考
マンホール設置型トイレ	下水道直結	722基	小・中学校、区民施設に配備

第4部 初動応急計画【震災編】

2 避難所トイレの活用

断水等が発生している場合、避難所では、学校のプールの水や防災井戸を活用して既存のトイレを使用する。水の運搬等の運用は、避難所の避難所運営協議会が行うことを基本とする。

3 携帯トイレの確保

自宅等のトイレを使用し、し尿をごみとして排出できる携帯トイレを確保し配布する。

4 し尿処理

貯留式の災害用トイレは、区が、し尿収集事業者の協力を得て収集し、覚書に基づき、都下水道局管理の下水道幹線におけるし尿受入用マンホール及び水再生センターに搬入する。

都下水道局は、搬入されたし尿を受入れ処理する。

なお、区と都下水道局は、覚書に基づき、災害時の円滑な運用に向けたし尿受入れ訓練を実施している。

5 事業所・家庭等における対応

断水等が発生している場合には、汲み置き、河川水等によって生活用水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

下水道施設が甚大な被害を受け下水道機能に支障をきたしたため下水道の使用制限や使用自粛の協力要請があった場合は、事業所・家庭で備蓄している携帯トイレを使用する。

第2節 ごみ処理

区は、所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出して、一次集積場所の決定など、災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。

ごみ収集機材、人員不足の場合は、都に応援を要請する。

第3節 がれき処理

1 緊急道路障害物除去路線のがれき処理

区は、区立公園等に応急集積場所を設置し、発災直後に緊急道路障害物除去路線及び避難所までの接続道路から撤去したのがれきを一時的に集積する。災害廃棄物処理実行計画に基づき、一次仮置場が設置された場合は、がれきを移送し、現状復帰を行う。

2 災害廃棄物処理実行計画の作成

区は、被災家屋調査、道路障害物等の結果をもとに、がれきの発生量を推定し、応急集積場所・地区集積所・一次仮置場や最終処分場を検討し、「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。作成にあたっては、都環境局等との連絡調整を行う。都は、区からの被害状況の報告をもとに東京都災害廃棄物処理推進計画を作成する。

応急集積場所・地区集積所や一次仮置場は区所有地とするが、都有地、国有地、民有地については、都、国、地権者に要請し、順次設置する。

3 建物解体・撤去の申請受付

(1) 申請受付の準備

区は、解体・撤去を実施するにあたり、解体業者との委託契約の締結、地区集積所・一次仮置場の設置、受付窓口の設置等の準備を行う。窓口は、区役所及び各事務所に設置する。

(2) 申請受付

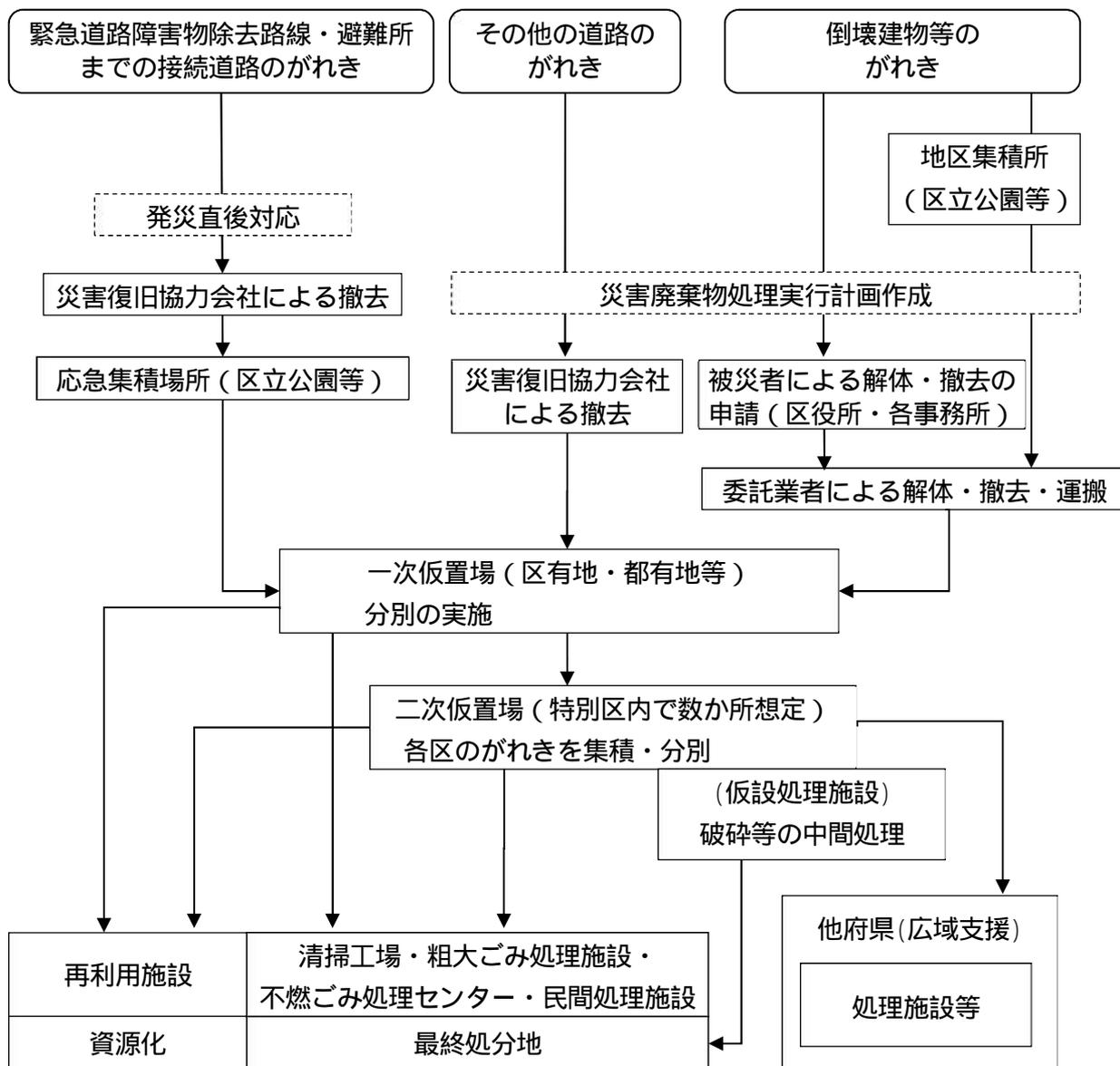
区は、被災者の解体・撤去の申請を区役所や各事務所に設置した窓口で受け付ける。受け付けた後は、申請された建物の現地調査を行い、所在地や申請内容の確認を行う。

4 がれき処理

建物解体・撤去したのがれきは、一次仮置場に全て分別の上集積する。その後、二次仮置場（特別区内で数か所を想定）、再利用施設、清掃工場、粗大ごみ処理施設、不燃ごみ処理センター、民間処理施設及び最終処分場に運搬する。

区で処理できないのがれきは、都に広域処理を要請する。

がれき処理の流れ



第4節 動物救護

1 動物保護の体制

被災動物の保護は、都、都獣医師会、動物関係団体等が設置運営する「動物救援本部」が中心となって行う。都福祉保健局（動物愛護相談センター）は動物救援本部に対する施設の提供や「動物保護班」、「動物医療班」による指導・連絡調整、獣医療などの応援を行う。

都保健医療局は、動物愛護相談センター内に「動物保護班」や「動物医療班」を設置し、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送するとともに、区等からの要請に応じて避難所等における動物医療に携わる。

区は、篠崎公園のドッグランに動物救護所を設置し、迷子等の被災動物の保護について応急対応を実施して、都、関係団体等へ協力する。

2 避難所における対応

(1) 避難所での対応

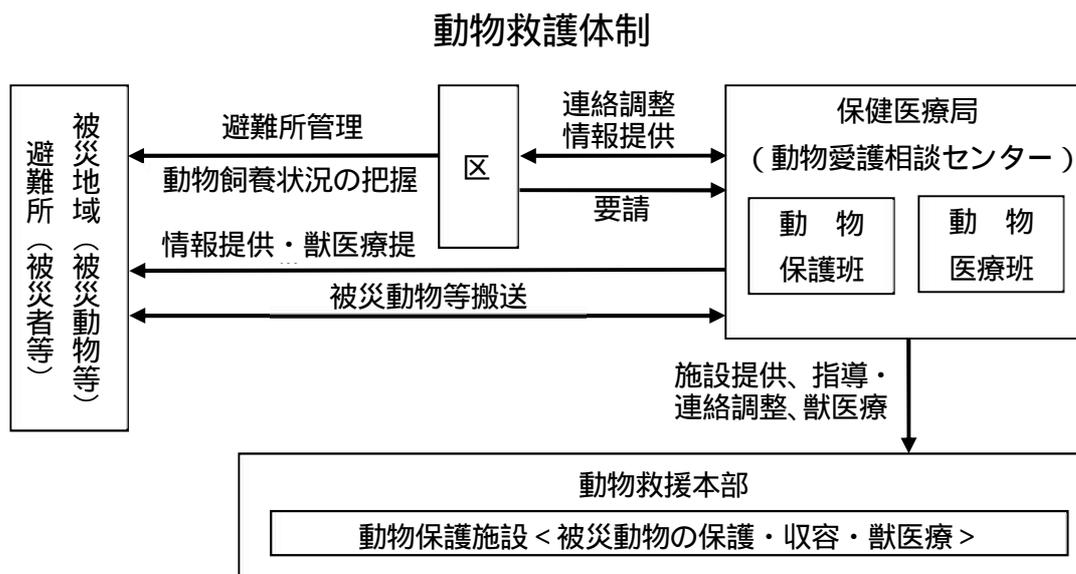
避難者と同行避難した動物は、飼養者による自己管理によることを原則とする。飼養者は、避難する場合、ケージ、餌等を持参し避難するものとする。

区は、ケージ等を設置する場所として、避難所敷地内又は建物内の空きスペースを飼養場所として指定し、避難者の居室への持ち込みは避けるものとする。また、避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。

(2) 適正飼養の指導

都（保健医療局）は、区と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼養を指導する。

各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
 他縣市への連絡調整及び要請



3 危険動物の逸走対応

区内で飼養されている特定動物等の逸走の通報があった場合、区は関係機関と連携し、近隣

住民等に対して避難の呼びかけ等を行う。

第13章 交通・ライフライン施設の復旧

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)、京成電鉄(株)
第2節 バス施設		都交通局
第3節 河川施設		国土交通省、都建設局
第4節 水道施設		都水道局
第5節 下水道施設		都下水道局
第6節 電気・ガス・通信等施設		東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、NTT東日本(株)
第7節 公共施設	総務部、都市開発部	

自助・共助の役割

区民	-
自主防災組織等	-
事業所等	-

対策の前提と課題

地震により交通施設、ライフライン施設の機能低下が想定されている。本計画における被害想定では、最大で断水率 55.9%、下水道被害率 6.7%、停電率 21.7%、通信不通率 11.6%、ガス供給支障率 53.6%となっており区民生活に支障が発生する。

対策の現状

各事業者は、耐震工事、機能のバックアップ等、震災対策を実施している。

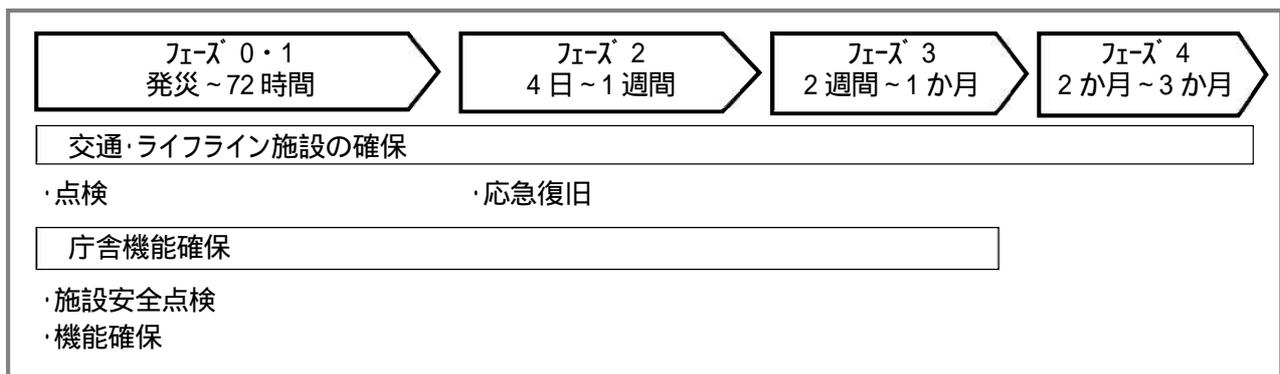
区は、非常電源装置を設置しているほか、庁舎の危険度判定の体制等を整備している。

対策の方針

各事業者は継続して震災対策を実施する。

区は、庁舎機能を維持できるよう危険度判定、資機材確保を行う。庁舎が被災した場合は、迅速に庁舎機能を他の公共施設に移転する。

対策の流れ



第1節 鉄道施設

各鉄道事業者は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

第2節 バス施設

運行中に地震の大きな揺れを感じた場合、乗務員は、危険な場所を避けて直ちに運行を中止し、情勢を的確に判断して乗客の避難誘導を行うとともに、業務用無線等で営業所に状況を報告する。

営業所は、業務用無線で全車両に向けて一時運行中止を指示するとともに、担当路線内の被災状況を把握して本庁に報告する。

第3節 河川施設

1 区の応急措置

区は、水防活動と並行して区管理の河川管理施設等を巡視し、被害箇所については、都に報告し、応急復旧措置を実施する。

2 その他河川管理者等の措置

都、東京海上保安本部、関東地方整備局は、管理する河川及び海域の障害物、岸壁上の障害物を除去する。

3 防災船着場の運用

都は、全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。また、各防災船着場の管理者は損傷等に対する修繕、補修を行う。

区は、運用主体として施設の引き継ぎを受け、物資等の輸送に活用する。

4 緊急用河川敷道路等の活用

都及び区は、緊急用物資等を輸送するにあたり、陸上ルート多重化、また、水上ルートの確保として、関東地方整備局において整備している緊急用河川敷道路、緊急用船着場等を活用する。

第4節 水道施設

都は、水道施設の点検及び被害調査を行うとともに、次の措置をとる。

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次すすめる。

浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗に合わせ、再調整を実施する。

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

第5節 下水道施設

都下水道局は、管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、工事現場の保安点検等を行う。各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

応急復旧活動にあたっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

下水道施設の被害状況を調査した結果、甚大な被害があり、下水道機能等を確保するまでに長期間を要すると判断した場合等に、使用自粛の協力要請を行う。下水道施設の被害および復旧等の状況および下水道使用自粛等の協力要請について広報を行い、広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。

第6節 電気・ガス・通信等施設

1 電気施設

東京電力パワーグリッド(株)江東支社は、震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害または火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

復旧工事の実施にあたっては、停電発生により人命・社会的影響が大きい施設である官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

2 ガス施設

東京ガスネットワーク(株)は、施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

3 通信施設

各通信事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、情報を収集する。

第7節 公共施設

区は、発災直後に庁舎、避難所等の安全点検を行い、安全を確認し、被災した箇所の応急措置を実施する。

また、非常用電源の発電装置に必要な重油、仮設トイレ設置など庁舎機能を確保する。

区役所が被災した場合は、総合文化センター・中央図書館に庁舎機能を移転する。

第14章 放射性物質対策

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 情報連絡	経営企画部、危機管理部、環境部、健康部	都
第2節 放射線等使用施設の応急措置	経営企画部、危機管理部、環境部、文化共育部、生活振興部、健康部、教育委員会事務局	都
第3節 核燃料物質等輸送中の事故への措置	経営企画部、危機管理部、環境部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	都総務局 小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・小岩・葛西消防署
第4節 保健医療活動等	環境部、健康部	都保健医療局
第5節 風評被害への対応	産業経済部	都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局

自助・共助の役割

区民	-
自主防災組織等	-
事業所等	-

対策の前提と課題

区内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関して「原子力災害対策重点区域」に都の地域は含まれていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、区は、区民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、浄水場の浄水（水道水）から放射性ヨウ素が測定されたり、比較的空間線量が高い地点が確認されたり、風評被害によって海外からの観光客が激減する等、様々な影響を受けた。

対策の方針

今回の経験を踏まえて、区内において、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、区民の健康被害に関する不安及び心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

第1節 情報連絡

1 情報連絡体制

区は、放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる危機管理体制を構築する。

2 区民等への情報提供等

区は、空間放射線量や放射性物質の測定・検査を行い、江戸川区公式ホームページ、広報えどがわ等でその結果を公表する。

また、都が測定した放射線量等のデータを入手し、区民に公表する。

第2節 放射線等使用施設の応急措置

1 使用者の措置

放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

2 区の措置

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

区民に対する避難の指示	区民の避難誘導
避難所の開設	避難者の保護
情報提供	関係機関との連絡

第3節 核燃料物質等輸送中の事故への措置

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる「放射性物質輸送事故対策会議」が開催され対策が検討される。

警察署は、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。

消防署は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

区は、都からの情報に基づいて、必要に応じ、次の措置を行う。

区民に対する避難の指示	区民の避難誘導
避難所の開設	避難者の保護
情報提供	関係機関との連絡

第4節 保健医療活動等

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

1 都の措置

都は、健康相談に関する窓口の設置、都立病院、保健所において被ばく線量等の測定を行う。

2 区の措置

区は、区役所に健康相談に関する窓口を設置するとともに、保健所等において被ばく線量等の測定を行う。

また、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第5節 風評被害への対応

都及び区は、農作物、工業製品等への風評被害を防ぐために、正しい情報を発信する。

第15章 区民生活の安定

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部、健康部	都主税局、都福祉局、(福)東京都社会福祉協議会、(福)江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、日本放送協会、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ
第2節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局

自助・共助の役割

区民	-
自主防災組織等	-
事業所等	-

対策の前提と課題

災害後の区民生活安定のため、法令等に基づき様々な支援があり、対応する体制を迅速に構築する必要がある。

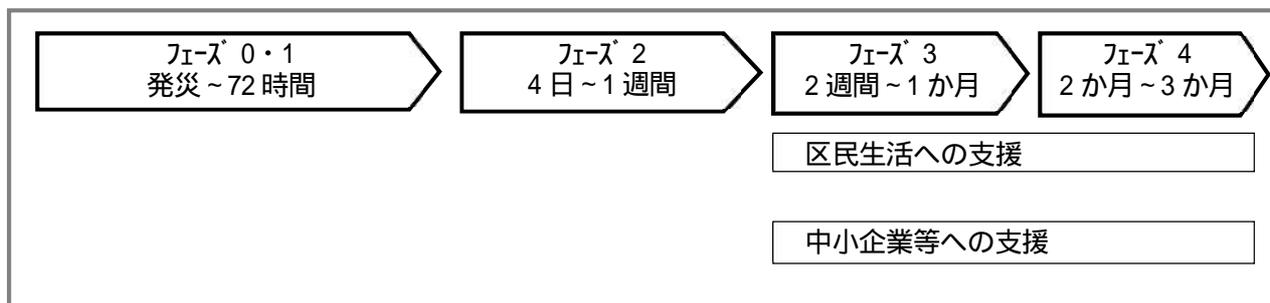
対策の現状

防災関係機関は、それぞれの支援策を定めている。

対策の方針

防災関係機関に対し区民生活への支援策の早期対応を要請する。

対策の流れ



第1節 区民生活への支援

発災直後の揺れや火災などの被害から生命を守った後は、その生命をしっかり繋いで、早期に生活再建へと結びつけ、震災前の生活や都市を取り戻すことが重要である。そのために、区は、避難所の安全化や生活物資の発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策、罹災証明手続き及び応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策をすすめていく。

1 被災者の生活相談

(1) 応急相談窓口の設置

区は、被災者のための応急相談窓口を設け、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

応急相談の項目

窓口設置場所	区役所、各事務所
相談項目	安否情報（家族の消息等） 罹災証明書等の発行 応急対応の申込み ・仮設住宅 ・応急修理 ・建物解体撤去 ・災害見舞金 ・義援金 ・被災者生活再建支援金 相談 ・生活資金、営業資金 ・法律 ・健康 ・福祉 ・職業のあっせん

(2) コールセンターの設置

区は、区民等からの電話による通報や問い合わせに対応するため、特設電話等を確保しコールセンターを設置する。

2 義援金の募集・受付・配分

(1) 義援金の配分事務

都の義援金募集等に協力する場合、区独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続きを明確にする。

(2) 東京都募集の義援金の受付・配分

都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」という。）に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。

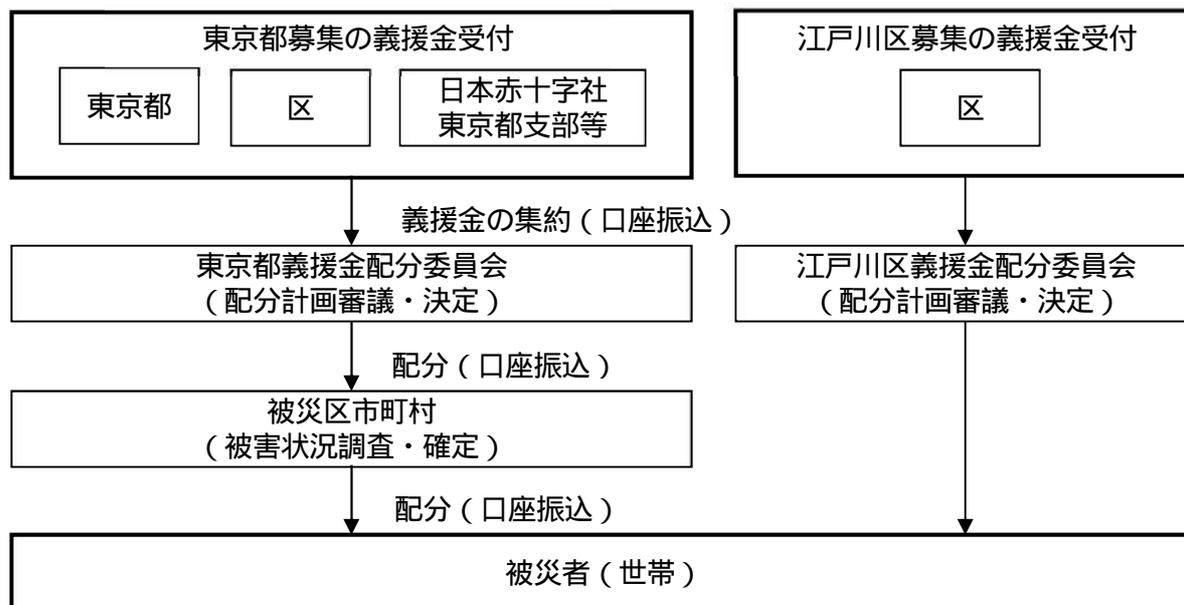
また、都から配分された義援金については、区の指定する口座を振込先とし、配分を決定する。

(3) 区独自募集の義援金の受付・配分

区は、「江戸川区義援金配分委員会」を設置し、義援金を募集することを決定する。

義援金の募集開始後、江戸川区義援金配分委員会を開催して配分方法等を決定し、速やかに被災者に支給する。

< 義援金の受付・配分のながれ >



3 被災者の生活再建支援の援助

(1) 災害弔慰金等の支給

区は「江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行う。

また、日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

(2) 生活福祉資金の貸し付け

（福）東京都社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、（福）江戸川区社会福祉協議会を受付窓口として、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸し付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸し付け対象とならない。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アまたはイの被害が発生した都道府県の他の区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの区市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、5世

帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）

支給要件

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

中規模半壊の場合は基礎支援金の支給はなし

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

<全壊・大規模半壊の場合>

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

<中規模半壊の場合>

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	100万円	50万円	25万円

4 職業のあっせん

(1) 公共職業安定所でのあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講ずる。

被災者のための臨時職業相談窓口の設置

公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

(2) 区の要請

区は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

5 租税等の徴収猶予及び減免等

(1) 納税の緩和措置

区及び都は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、特別区民税及び都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等について、適時、適切な措置を講ずる。

(2) 国民健康保険料等の措置

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、国民年金保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、法律、条例等に基づき、被災の状況に応じて、減免、徴収猶予の措置を取る。

(3) 労働保険料の措置

災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる。

6 その他の生活支援

(1) 東京労働局

災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長の措置を講ずる。

また、区及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。

(2) 日本郵便（株）

被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災地あて救助用郵便物の料金免除

(3) （株）ゆうちょ銀行

被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除

郵便貯金業務の非常取扱

(4) （株）かんぽ生命保険

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い

保険料の払込猶予期間の延伸等の非常取扱

(5) 日本放送協会

NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等の実施等

被災者の受信料免除

状況により避難所へ受信機を貸与

(6) NTT東日本（株）、NTTコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ

NTTの規定に該当する被災者または避難者の基本料金の減免および仮住居への移転工事費の無料化を実施

災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

第2節 中小企業等への支援

1 中小企業者への融資

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行う。

2 農業・漁業関係者への融資

都及び関係機関は、以下の措置を行う。

(1) 株式会社日本政策金融公庫による融資

農業、水産業施設等の災害復旧資金及び被災農業・漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸し付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、または指導を行う。

(2) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農業・漁業者等に対する経営資金等

の融通等の措置を講ずる。

(3) 農・漁業団体に対する指導

災害時において、被災農業・漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第16章 災害救助法の適用・激甚災害の指定

対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 災害救助法の適用	危機管理部	都総務局
第2節 激甚災害の指定	危機管理部	都総務局

自助・共助の役割

区民	-
自主防災組織等	-
事業所等	-

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。

この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については都知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は都が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

区長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができない場合、区長は救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

2 災害救助法の適用申請

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

災害救助法が適用された場合は、都知事から公告される。

(1) 適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところであるが、具体的な基準は、次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯数が、次のいずれかになったとき。

区内の住家滅失世帯数が、150以上になったとき。（基準1号）

都内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が75以上になったとき。（基準2号）

都内の住家滅失世帯数が12,000以上になり、かつ、区内で多数の世帯の住家が滅失したとき。（基準3号）

イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合。（基準4号）

(2) 被災世帯の適用基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりとみなして、換算を行う。

滅失住家の換算

全壊（全焼・流失）住家	1世帯	滅失住家	1世帯
半壊（半焼）住家	2世帯	滅失住家	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家			
	3世帯	滅失住家	1世帯

注）床下浸水、一部破損は換算しない。

被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼（全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
住家の半壊（半焼）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。 大規模半壊：損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。 その他：損壊部分はその住家の延床面積の20%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、または土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3 災害救助法の運用等

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

避難所及び応急仮設住宅の供与 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与 医療及び助産 被災者の救出 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（同施行令） 被災した住宅の応急修理
--

生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与 学用品の給与 埋葬 死体の搜索及び処理（同施行令）

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

4 災害救助法に基づく救助の実施方法

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、区は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

(2) 関係帳票の作成

区は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

(3) 救助の程度・方法及び期間

基準額等については、都規則によるものとする。

第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査報告

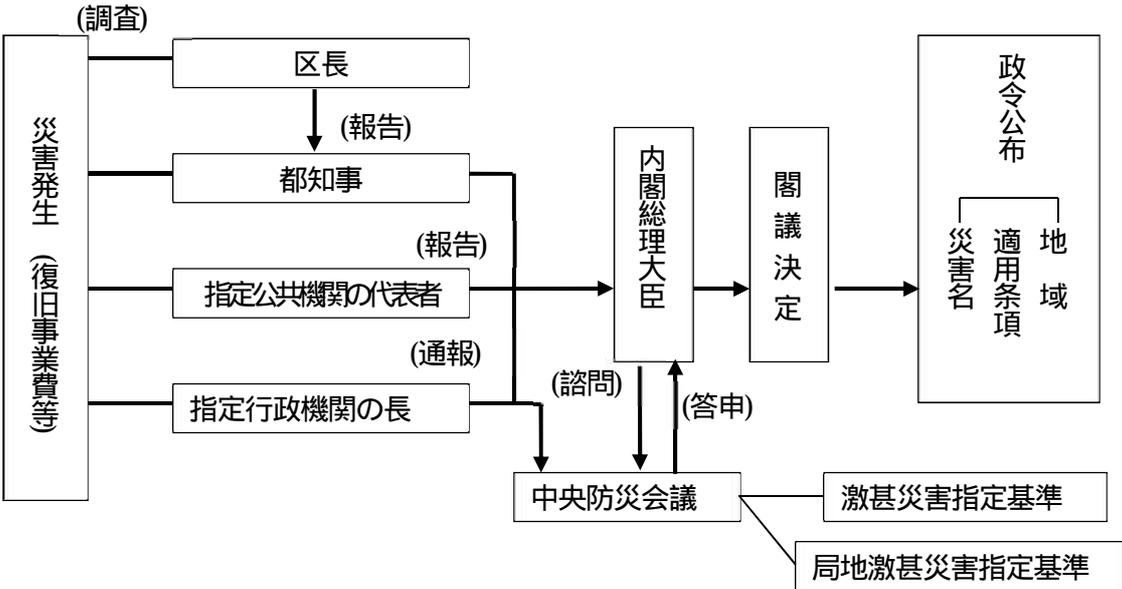
区長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

都知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

2 特別財政援助等の申請手続等

区は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

激甚災害指定の手続きフロー



激甚災害の指定は、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

局地激甚災害の指定は、区市町村段階の被害の規模で捉え、その指定基準は、昭和43年11月22日中央防災会議で定めている。

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

第4部 初動応急計画

その2 【風水害編】

江戸川区の水害の歴史

1 水害の歴史（洪水）

過去の歴史を振り返ると、江戸川区は非常に多くの水害が発生しており、江戸時代から記録に残る水害は約 250 回もあげられる。

明治 43 年に発生した東京大洪水では、至るところの堤防が決壊し、東京低地一帯が水没した。浸水家屋 27 万戸、被災者は 150 万人に達し、甚大な被害が発生した。これを契機に現在の荒川である「荒川放水路」が区の西側に開削され、工事は困難を極めながらも大正 13 年通水、その後しゅんせつや水門工事の完成により、昭和 5 年に約 20 年にわたる事業が完了した。

また、区の東側には同時期に開削された江戸川放水路（現在の江戸川）が、区の中央には昭和 38 年に完成した中川放水路（現在の新中川）が流れている。

荒川放水路が完成した後も江戸川区は災害に幾度も襲われ、昭和 22 年のカスリーン台風では記録的な集中豪雨のため、利根川決壊による大洪水の被害を受け、床上浸水家屋は約 2 万戸にも達した。

2 水害の歴史（高潮）

昭和 24 年のキティ台風では高潮による被害を受け、この高潮対策としてキティ台風級の高潮（A.P. + 3.15m）に対処する第一次高潮対策事業、大正 6 年の高潮（A.P. + 4.21m）に対処する第二次高潮対策事業が計画された。

その後、急速な都市化が進む中、地盤沈下が進行し、堤防の嵩上げを繰り返しせざるを得なくなり、現在の伊勢湾台風級の高潮（A.P. + 5.1m）に対処する東京高潮対策事業の完成には昭和 45 年までの長い歳月を要した。



昭和 22 年 9 月 カスリーン台風
菅原橋付近

カスリーン台風（洪水被害）



キティ台風（高潮被害）

江戸川区における過去の水害

年月	風水害名(浸水原因)	浸水戸数	被災者数	東京都浸水戸数
M43.8	長雨(利根川決壊)	3,654戸	13,500人	死者45人 178,057戸
T6.10	台風(高潮)	決壊 3,425棟	死者240人	死者509人 180,338戸
S13.9	台風(高潮)	23,000戸	1,000人以上	死者7人 108,570戸
S22.9	カスリーン台風(利根川決壊)	30,506戸	132,991人 死者1人	125,208戸 死者6人
S24.8	キティ台風(高潮)	12,545戸	62,324人	死者18人 137,878戸
S33.7	台風第11号(内水氾濫)	6,599戸	28,312人	死者3人 36,429戸
S33.9	狩野川台風(内水氾濫)	41,783世帯	185,046人	死者36人 464,030戸
S36.10	台風第24号(内水氾濫)	23,844世帯	94,496人	死者1人 94,797戸
S41.6	台風第4号(内水氾濫)	4,064世帯	10,200人	死者2人 102,895戸
S46.8-9	台風第23,25号(内水氾濫)	1,973世帯	345人	死者2人 10,467戸
S56.10	台風第24号(内水氾濫)	10,289世帯	31,383人	42,021棟

(江戸川区史、東京市史等より)

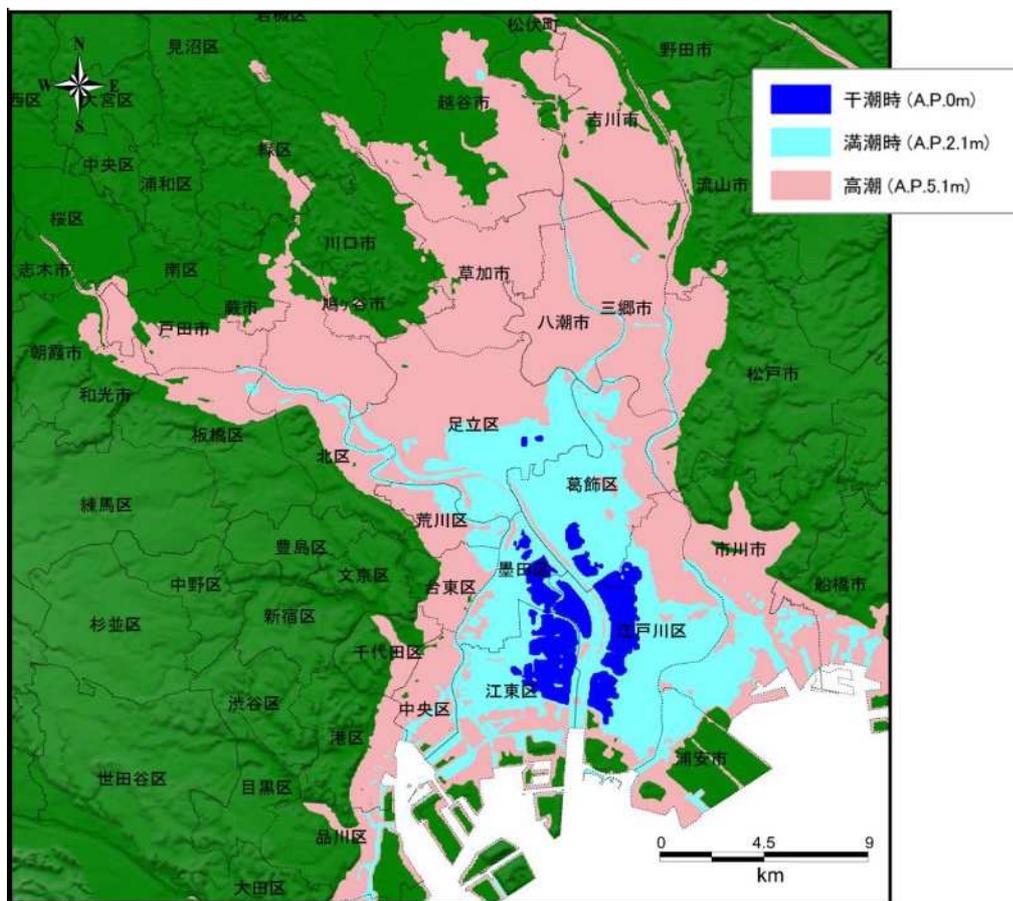
外水氾濫（洪水、高潮、地震）、内水氾濫の脅威

度重なる水害に対して、江戸川区では、国や都による外郭堤防整備とともに、排水機場の整備や下水道の整備が進められた。

これらの整備により、近年では江戸川区内では大きな水害は発生していないが、それゆえ浸水経験が地域で語り継がれなくなり、防災意識の希薄さが課題となっている。

このように過去の水害に対する対策は行われてきたが、ゼロメートル都市・江戸川区においては、近年の地球温暖化の影響による異常気象や海面水位の上昇により、これまでの予測をはるかに超える洪水や高潮への対策が急務となっている。

また、液状化の発生が予測されている軟弱地盤であることから、大地震への備えも併せて必要である。地震により堤防が決壊した場合、満潮面以下のゼロメートル地帯では降雨とは無関係に大水害に至る可能性がある。



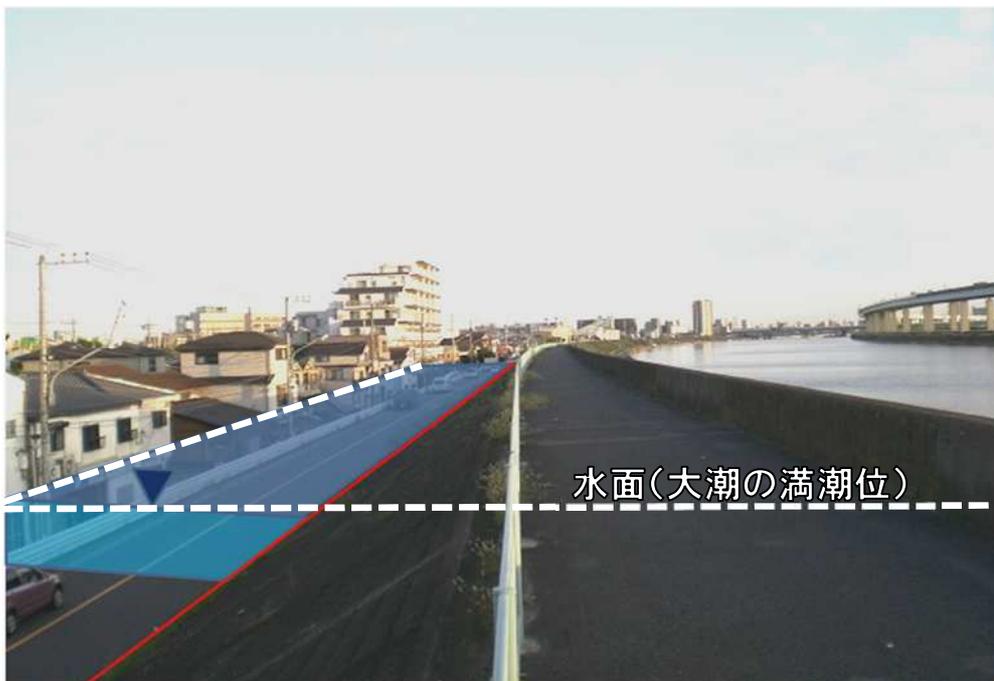
東京東部低地帯 地盤高

抜本的な治水対策の必要性

気候変動に伴う異常気象により、国内及び世界各地で記録的な水害が頻発している今日、ゼロメートル都市・江戸川区では、壊滅的な被害を回避するために、堤防強化（スーパー堤防）などの河川整備に取り組まなければならない。

更に、大規模水害時や複合災害時の排水は、下水道局のポンプ所や河川の排水機場に頼らなければならないが、運転条件に河川堤防の決壊は想定されていないため、操作部や自家発電などが浸水し運転できない状況となるおそれがある。

このように、水害に対してぜい弱なゼロメートル都市・江戸川区は、堤防により守られている実態をしっかりと認識した上で、抜本的な治水対策を講じていく必要がある。



中川左岸堤防の状況

現在の治水安全度を鑑みての地域防災計画

江戸川区は治水対策として、下水道の整備や堤防強化等の河川整備を国や都と連携して、着実に推進してきた。

しかし、ゼロメートル地帯は極めて特殊な地域であり、一旦浸水すればポンプによる排水に頼らざるを得ず、また、大規模水害時には浸水深が深く、浸水期間も長いという、水害に極めてぜい弱な地域である。抜本的な対策としてのスーパー堤防整備や公園等を活用した高台避難地の確保が必要であるが、その整備には長期間を要することは否めない。

また、治水対策はハード対策とソフト対策の両面で推進することが重要であり、ハード対策だけでは、防災・減災の限界がある。

このため、ゼロメートル都市・江戸川区の治水安全度を高めるために、災害時の情報伝達、水防、避難、救助、復旧・復興などのソフト対策が極めて重要となり、その基幹となる本計画書については、災害時に迅速かつ的確な対応ができるような整理を行った。

水害対応の考え方と取り組み

第1章 水害対応の考え方

第1節 外水氾濫

大雨によって河川水位が高くなると、越水や浸透等により、堤防が決壊することがある。このような原因で生じる氾濫のことを「外水氾濫」という。外水氾濫は、短時間で河川から大量の氾濫流が一気に流入するため、家屋の倒壊、住宅等での浸水被害による人的な被害を引き起こす。大量の水とともに流れ込む泥土は、排水後も街中に堆積し、復旧困難な状況になる。

これまでの治水事業では、比較的発生頻度の高い降雨等に対しては堤防等によって防御することを基本とされ、過去最大の洪水や高潮、地震に対応できるよう整備されてきた。しかし近年、地球温暖化の影響で、今までに経験したことがないような巨大台風や大雨などにより、洪水や高潮による大規模な水害が世界各地で発生している。

このような背景を踏まえた平成27年の水防法改正を受けて、これまで河川整備において基本となる降雨を前提としていた洪水浸水想定区域図（計画規模）が、想定し得る最大規模（以下、「想定最大規模」という。）の降雨を前提とした区域図に拡充して河川管理者から公表されるとともに、港湾管理者からは想定最大規模の高潮浸水想定区域図が公表された。

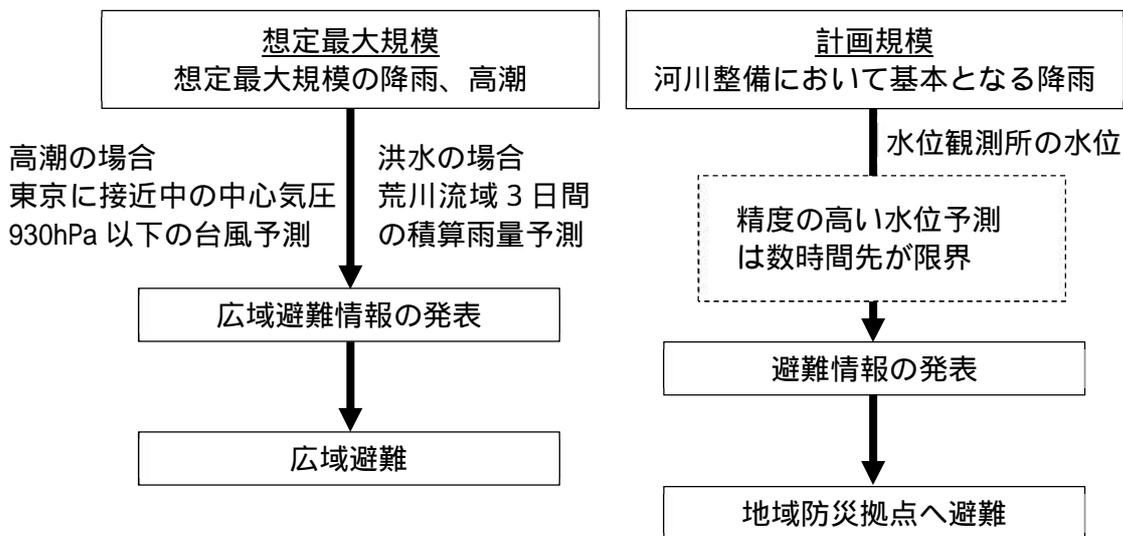
江戸川区は陸域の7割が満潮位以下のゼロメートル地帯であり、平時でも荒川や江戸川の水位は江戸川区の大半の地盤より高い状況にある。また、江戸川区は荒川や江戸川など大河川の最下流に位置しているため、上流域の埼玉や群馬、栃木に大雨が降ると、荒川や江戸川に多くの雨水が流れ込み江戸川区に集まることとなる。

新たに公表された想定最大規模の浸水想定区域図では、荒川や江戸川の氾濫や高潮が発生すると、江戸川区だけでなく江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）は、約250万人が居住している地域が浸水する。浸水が深いと、排水ポンプや水門等の電気設備が水没して排水できなくなるため、長期間の浸水が想定される。広い範囲で水が引くまで2週間以上もかかるため、水道・電気・ガス・トイレなどが使えない生活に耐えなければならない。区内では、浸水継続時間が2週間以上となる区民は約40万人と推計されている。

このような事態が想定される中、特に重要なことは、大規模な水害を引き起こす台風や大雨などの正確な気象情報の把握と情報伝達である。また、250万人の避難には相当程度の時間を要することから、早期に自主的に避難できる情報を伝達する必要がある。現在、江東5区の中では、気象庁や河川事務所の協力を得て、氾濫発生3日前を目安に情報を発信できる見込みである。江戸川区における水害対応の考え方としては、浸水域（江東5区）を出て、標高が高い地域や浸水のおそれがない地域へ避難する「広域避難」を行う必要がある。

なお、江戸川区においては荒川や江戸川だけでなく、利根川、中川が氾濫したときにも浸水のおそれがある。雨の降り方や降る地域、溢れる水の量によっては、土地の起伏や中小河川の堤防等で止まるか、あるいは堤防を越えてさらに広がるなど浸水の範囲に違いが生じることも考えられる。しかし、どの河川が氾濫するか事前の予測は困難であるため、想定最大規模を前提とした避難を考えるものとする。

広域避難が必要となる巨大台風や大雨のおそれがある場合には、江東5区共同で段階的に広域避難を呼びかける情報を発表することにより、大規模水害による犠牲者ゼロを目指し「自主的に早めの広域避難」を推進する。



想定最大規模における広域避難には時間を要することから
氾濫発生の3日前を目安に広域避難情報を発表

第2節 内水氾濫

区内に降った雨は、通常は側溝などを通じて下水道に放出される。しかし、短時間で局地的に大量の雨をもたらす集中豪雨になると下水の処理能力が追いつかず、雨水が地域一帯に溢れることがある。このような原因で生じる氾濫のことを「内水氾濫」という。内水氾濫では堤防の決壊は考慮しない。

江戸川区では、都市化の進展により地表の多くが建物や道路舗装に覆われるなど、雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が下水道に集まるようになっている。

そのため、地盤の低い地域における浸水がたびたび発生している。

更に近年では、下水道の整備水準（1時間当たり50mmの降雨）を上回る豪雨が頻発しているほか、地下利用の増加などにより、地下施設（地下駐車場、地下駐輪場）における浸水被害や地下室への浸水被害も発生している。

内水氾濫の場合には、浸水する区域であっても床下浸水にとどまる等、命を脅かす危険性がないと考えられる区域については、避難指示等の発令対象区域から外れる場合があること、避難行動としては屋内安全確保で十分である場合があることを、居住者・施設管理者等は認識しておくものとする。

ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、居住者・施設管理者等自身が必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る避難行動をとるものとする。

第2章 水害対応の取り組み

1 江東5区大規模水害避難等対応方針

東京東部低地帯に位置する墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区は、平成27年10月「江東5区大規模水害対策協議会」を発足させ、想定最大規模の水害に対する避難対策を江東5区が一体的かつ主体的に講じ、犠牲者ゼロの実現に向けた「江東5区大規模水害避難等対応方針」（平成28年8月24日策定）を取りまとめた。（詳細は資料編を参照）

2 江東5区大規模水害広域避難計画及び大規模水害ハザードマップ

大規模水害時における広域避難及び関連する課題の解決に向けた検討を加速させるために、平成28年8月「江東5区広域避難推進協議会」を設置し、江東5区が取り得る対策をまとめた江東5区共通の広域避難計画及び水害ハザードマップ（平成30年8月22日策定）を公表した。

本区として、これらを広く住民へ周知し理解を深めてもらうことで大規模水害による犠牲者ゼロの実現を目指すとともに、国・都の「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（平成30年6月1日設置）に参画して、広域避難の具体化に向けた課題について江東5区共同で検討を進めていく。

3 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ

近年、気候変動の影響等により大規模水害発生のおそれが高まっていることから、内閣府では、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念される三大都市圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等を検討するため、中央防災会議の防災対策実行会議の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、議論を重ねた。

平成30年3月に報告書が公表され、避難対象者全体を考えた大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な検討手順が示されるとともに、広域避難計画の実効性を確保するための検討すべき項目等が取りまとめられた。また、江東5区を中心とした東京東部低地帯を事例として具体的に検討した結果が併せて整理されている。

4 事前防災行動計画（タイムライン）

荒川下流河川事務所では、自治体（足立区・北区・板橋区）、鉄道事業者、ライフライン事業者等とともに、それぞれが行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムラインの策定・改定に向けた検討を実施し、平成28年3月にタイムライン試行版の運用を開始。平成29年6月2日には江戸川区を含む16区市自治体に拡大した荒川下流タイムライン（拡大試行版）が荒川下流河川事務所のホームページにて公表された。

区では、今後、荒川下流タイムライン（拡大試行版）の振り返り・見直しを行うとともに、区民等と連携したタイムラインの拡大・検討を進める。（概要は資料編を参照）

5 江戸川区水害ハザードマップ

平成27年の水防法改正により、国、都道府県又は市町村は想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定を実施し、区市町村はこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するために水害ハザードマップを作成することが必要となった。

また、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、水害ハザードマップが作成・配布されていても住民は見えていなかったという実態や、一般的な水害ハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかったという状況があった。

これらの背景を踏まえ、区では住民の避難行動に直結する利用者目線に立った水害ハザードマップの見直しを行った。

6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告

平成29年5月の水防法改正により浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化され、利用者の確実な避難確保を図ることとされた。

また、荒川、江戸川等の洪水浸水想定区域の見直しが行われ新たな洪水浸水想定区域図が公表され、高潮浸水想定区域図についても新たに公表された。さらに、令和3年5月の水防法改正により避難訓練結果の報告も義務化された。

これらにより、区では、迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設として地域防災計画に定めている施設の見直しを行った。区では今後、改めて指定した施設について洪水予報等の伝達方法を定める。また、指定された施設においては避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告が必要であることから、区は計画のひな形の提供、必要に応じて説明会の開催や要配慮者利用施設の管理者等に対して助言・勧告することにより支援を行う。

7 わが家の広域避難計画

大規模水害に備え、区民一人ひとりが取るべき行動をあらかじめ時系列でまとめておく「わが家の広域避難計画」を家族で作成することで、避難を我が事と捉え、広域避難の大切さを理解し、行動に結び付けられるように作成を促進していく。

また、防災教育の一つとして小学生を対象に、今までに経験したことがないような大規模な水害が発生したらどうなるか、そのとき自分はどうすればよいのか、授業で学ぶとともに各家庭において「わが家の広域避難計画」を作成し、「自らの命は自らが守る」意識を子供の

第4部 初動応急計画【風水害編】

頃から醸成していく。

8 浸水・排水シミュレーション

想定最大規模の高潮により、浸水が想定される江戸川区管内の各拠点施設において、高潮浸水・排水シミュレーションによる1時間ごとの浸水・排水状況を把握するとともに、今後の避難対策において検討が必要な項目を整理することを目的として令和4年度に実施した。

情報収集・伝達

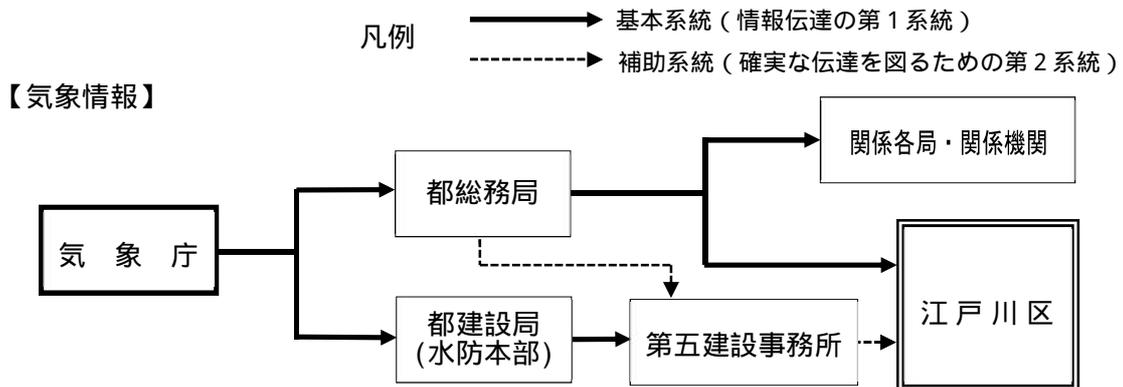
第1章 情報の収集・伝達

想定最大規模の情報収集・伝達については【外水氾濫(想定最大規模)】第2章 第4節「2 広域避難情報の発表」を参照。

第1節 情報の収集・伝達

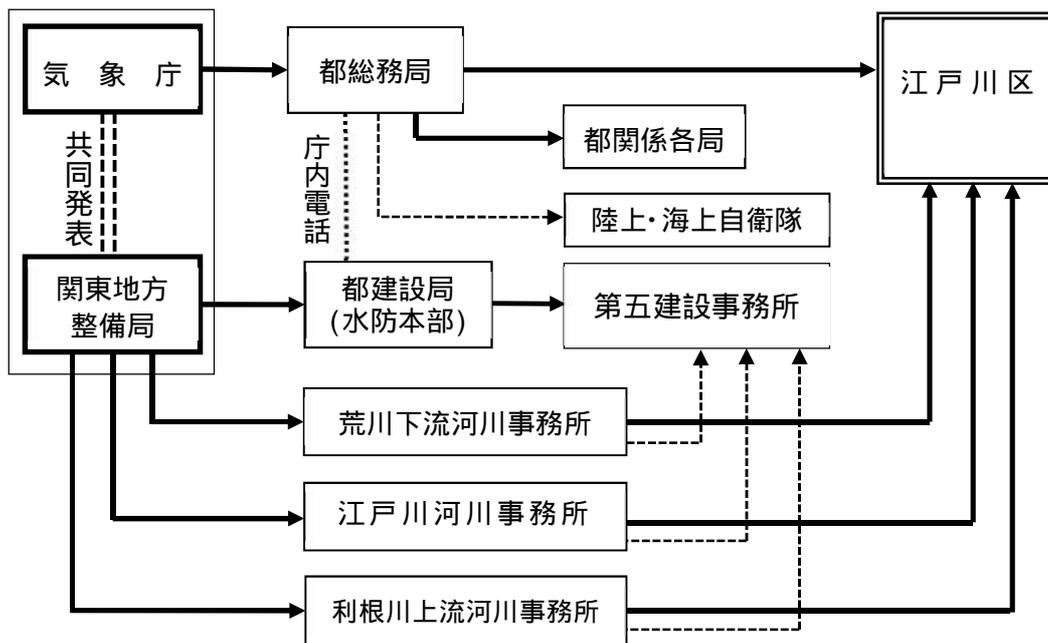
1 伝達系統

災害の発生が予想される際には、都水防本部（建設局）・第五建設事務所と緊密な連絡をとり、情報を交換して常に正確な情報の把握に努めるとともに、管内の雨量水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手する。なお、情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はFAXにより受令確認を行う。



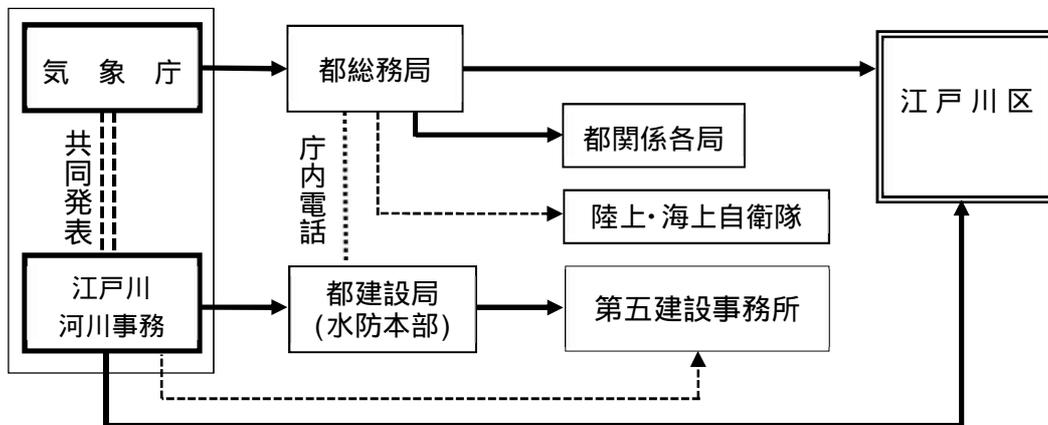
【洪水予報】

荒川・江戸川・利根川



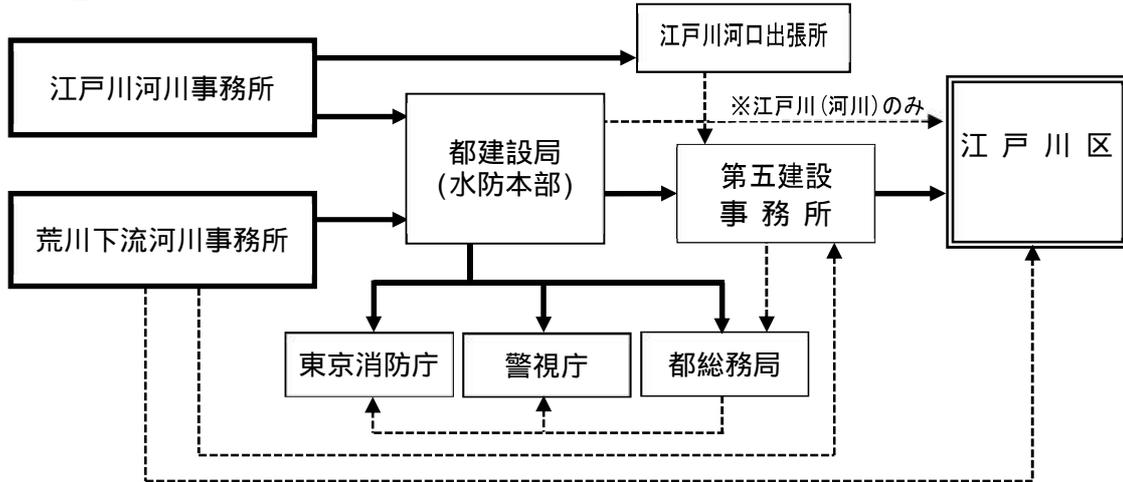
河川管理者から区への伝達は危機管理部（避難指示等発令担当）及び土木部（水防担当）への二系統で行われる。

中川



河川管理者から区への伝達は危機管理部（避難指示等発令担当）及び土木部（水防担当）への二系統で行われる。

【水防警報】



河川管理者から区への伝達は危機管理部（避難指示等発令担当）及び土木部（水防担当）への二系統で行われる。

2 洪水予報

洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表され、河川管理者から区に直接伝達される。

区に關係する洪水予報には、国土交通大臣指定の河川では、荒川洪水予報、江戸川洪水予報、利根川上流部洪水予報、中川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。

また、その他の河川については、上記に準ずるものとする。

(1)洪水予報の種類

気象庁は、国土交通省又は都道府県と共同して洪水予報を発表する。その内容は、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、氾濫注意情報解除がある。

(2)洪水予報の発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(3)水位と基準地点

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機 水位 (m)	氾濫注 意水位 (警戒水位) (m)	避難判 断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危 険水位 (m)		零点高 (m)
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	-	T.P.+25.3
	治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00	7.50	12.20	12.70	-	T.P. -1.3
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂5丁目	3.00	4.10	6.50	7.70		T.P. -1.1
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	-	T.P. +7.7
	野田	千葉県野田市中野台	4.60	6.30	8.50	9.10	-	T.P. +2.7
利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.10	4.10	-	T.P.+44.4
	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	-	T.P.+10.2
中川	吉川	埼玉県吉川市平沼	3.30	3.60	3.70	4.10	-	T.P. -1.1

3 高潮予報

(1)高潮予報の種類

気象庁が発表する高潮予報には、高潮注意報と高潮警報がある。

(2)高潮予報の発表基準

種類	発表基準
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき 潮位が、東京湾平均海面(T.P.)2.0m、荒川工事基準面(A.P.)3.1mに到達することが予想される場合
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 潮位が、東京湾平均海面(T.P.)3.1m、荒川工事基準面(A.P.)4.2mに到達することが予想される場合
備考	(高潮注意報、警報共通) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれ(注意報)又は重大な災害が起こるおそれ(警報)のある場合は、浸水注意報又は警報を高潮注意報又は警報として行う。 高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設などの損壊、船舶などの流出等がある。「異常潮」によるものを含む。 暴風警報が発表されている状況で高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報が発表される場合は、高潮警報として発表される。

A.P.=(東京湾平均海面(T.P.)-1.134m)

(3)河川管理者が観測する潮位と基準地点

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水 位 (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位)(m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (m)	計画高 潮位 (m)	零点高 (m)
荒川	南砂町	東京都江東区 新砂3丁目	2.00	3.00	-	-	5.10	A.P. 0.000

(4)都が観測する潮位と基準地点

水位周知実施区間	基準地点	所在地	高潮特別警戒水位 (m)	零点高 (m)
荒川 江戸川 中川 新中川 旧江戸川 東京湾沿岸(東京都区間)	辰巳水門	東京都江東区 東雲1丁目	3.90	A.P. 0.000

4 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都知事がそれぞれ指定する河川に洪水による被害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は都知事が発表する。都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

荒川下流河川事務所管内における水防警報発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1.不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2.水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	次のいずれかに該当するとき。 1.氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門(上)水位観測所における水位が、氾濫注意水位(A.P.+4.10m)を越えるおそれがあるとき。 2.気象庁から東京東部地域において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位(A.P.+3.00m)を越えるおそれがあるとき。
指示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、	氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は、既に氾濫注意水位(A.P.+4.10m)を

第4部 初動応急計画【風水害編】

	越水、漏水、法崩、亀裂その他海象状況、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。
情報	潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない）		

水防警報における河川ごとの基準水位（氾濫注意水位）と観測所

荒川：治水橋...7.50m、岩淵水門（上）...4.10m、南砂町...3.00m

荒川下流河川事務所管外における水防警報発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
	水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

水防警報における河川ごとの基準水位（氾濫注意水位）と観測所

江戸川、旧江戸川：松戸...5.70m 中川：高砂...2.70m

5 竜巻注意情報

区は、竜巻注意情報が発表されたときは災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などと連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害にかかる対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

ただし、竜巻注意情報は比較的広い範囲を対象に発表されるため、発表された地域であっても必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

6 特別警報

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合、特別警報を発表する。

区は、特別警報が発表された場合、防災関係機関と連携し直ちに区民に周知する。

特別警報の種類及び発表基準

【種類】：大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪

【基準】：数十年に一度の強度の台風、温帯低気圧、集中豪雨、降雪の場合

【区内における雨を要因とする気象庁判断指標】

50年に一度の降雨とされる「48時間降水量381mm以上」もしくは「3時間降水量150mm以上」が予想され、かつ、「土壌雨量指数253以上」および「一定規模以上の地域で更に雨が降り続く」が予想される場合

(土壌雨量指数とは、降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値)

7 情報連絡態勢の配備

洪水・高潮予報、水防警報が発表されたときには、防災関係機関に情報連絡責任者を置くなど情報窓口の一本化を図り、災害情報の輻輳を防止することに努める。

区は、災害応急対策の第一次実施機関として、危機管理部を区民及び防災関係機関等からの対外的な災害情報窓口とし、情報連絡態勢を配備する。

- (1) 情報連絡態勢を配備したときは、速やかに都へ東京都災害情報システム(D I S)で報告する。
- (2) 防災危機管理課長を情報収集責任者と定める。万が一、不在の場合は、その場にいる最上席者がその職を代理する。
- (3) 夜間・休日等においては、防災危機管理課長が到着するまでの間、防災危機管理課長が指定する者を代行者とし参集させ、その職務に充てる。
- (4) 防災関係機関より収集した災害情報については、水防担当の土木部と共有し、連携して必要に応じた態勢を取る。
- (5) 災害情報の広報については、危機管理部長及び広報課長と協議の上、様々な情報手段を活用し、区民等に迅速かつ的確に伝達する。

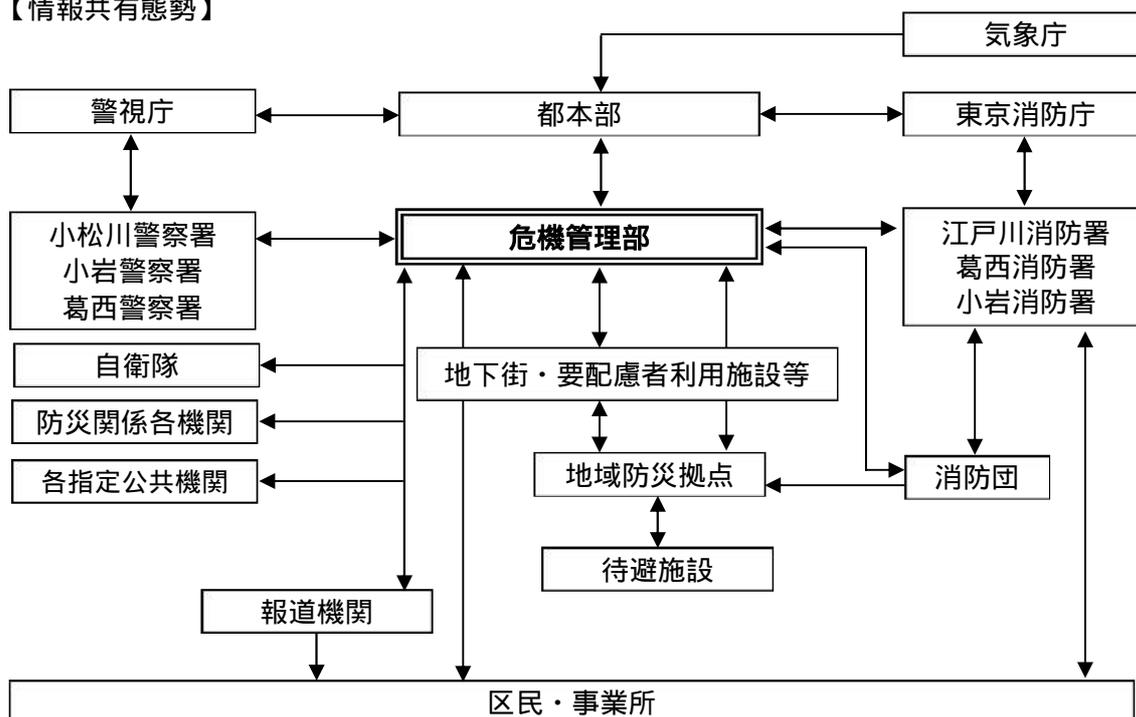
第2節 通信手段の確保

区と出先機関や防災関係機関等との情報収集・伝達は、電話や防災行政無線等を活用して行う。電話の輻輳等により通信が途絶えた場合は、「情報班」を編成して通信の確保に努める。

なお、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報が錯綜し、区民等の避難に混乱が起こることが予想される。そのため、平常時にあらかじめ定めておいた情報共有態勢により、各種情報の収集・共有を行う。

対策内容は、【震災編】応急復旧計画 第1章 第1節「情報の収集・伝達」に準拠する。なお、大規模水害時における災害対策本部設置については、第3章第2節に掲載する。

【情報共有態勢】



第3節 都及び防災関係機関等との情報共有

区は、区内において区民や防災関係機関からの異常現象や被害情報の通報を受けたときは、東京都災害情報システム（DIS）の入力等により都に災害報告を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第1章 第2節「被害情報の報告」に準拠する。

第4節 河川管理者の水防活動への協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、区（水防管理団体）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 区（水防管理団体）に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供。
- (2) 区（水防管理団体）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供。

- (3)区（水防管理団体）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣。
- (4)上記(1)～(3)の活動記録等の提供及び区の広報への協力。

第5節 区民等への情報伝達

区は、防災行政無線、FMえどがわ、J：COM、エリアメール・緊急速報メール、江戸川区公式ホームページ等の手段を活用して、区民等へ正確な情報を伝達する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第1章 第3節「区民等への情報伝達」に準拠する。

第2章 消防機関の活動

第1節 活動方針

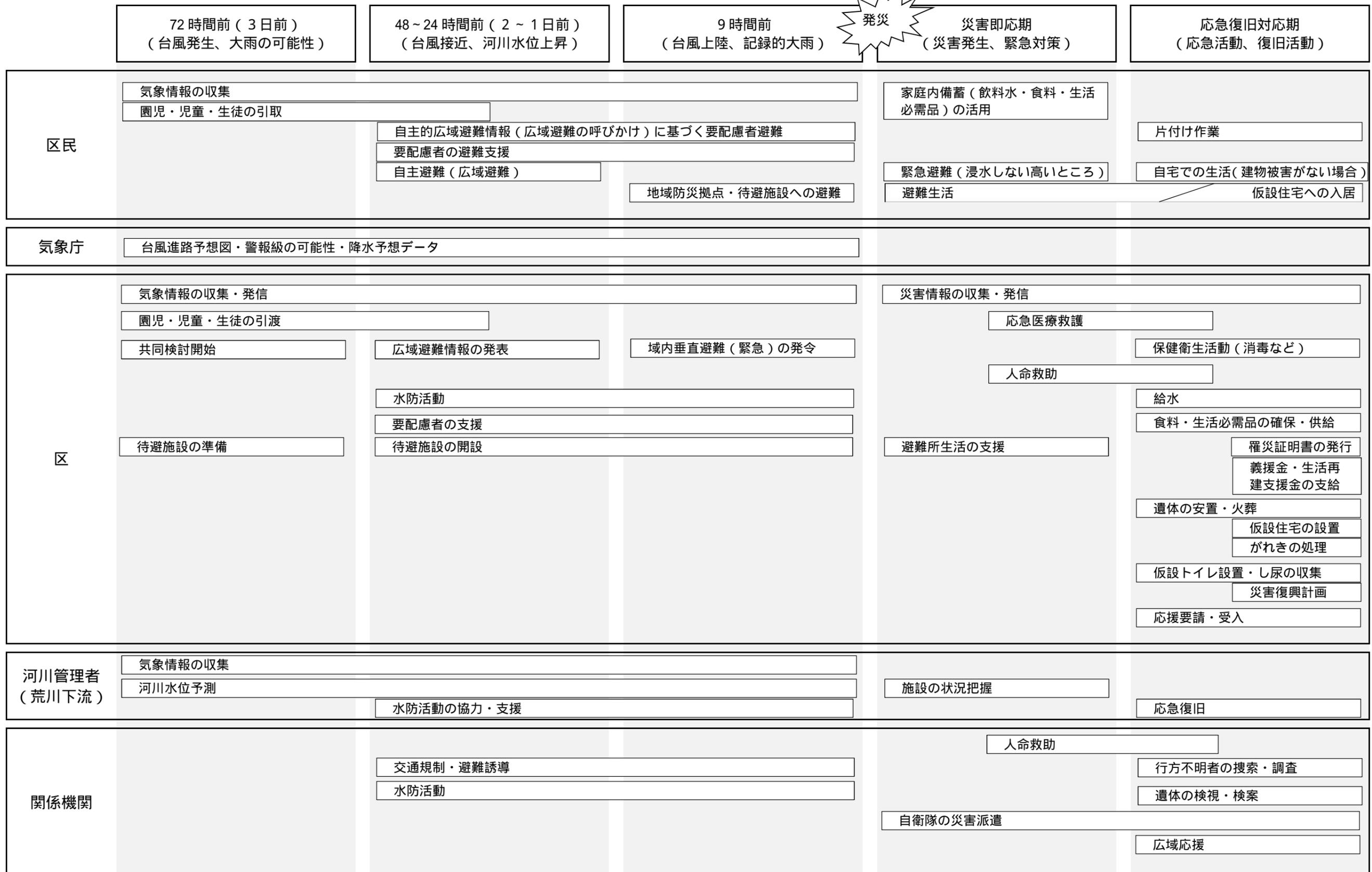
消防及び消防団は、洪水・高潮等により、被害の発生、又は発生のおそれが生じた場合、関係機関との連携を密にして水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

第2節 活動内容

消防及び消防団は、次の活動を行う。

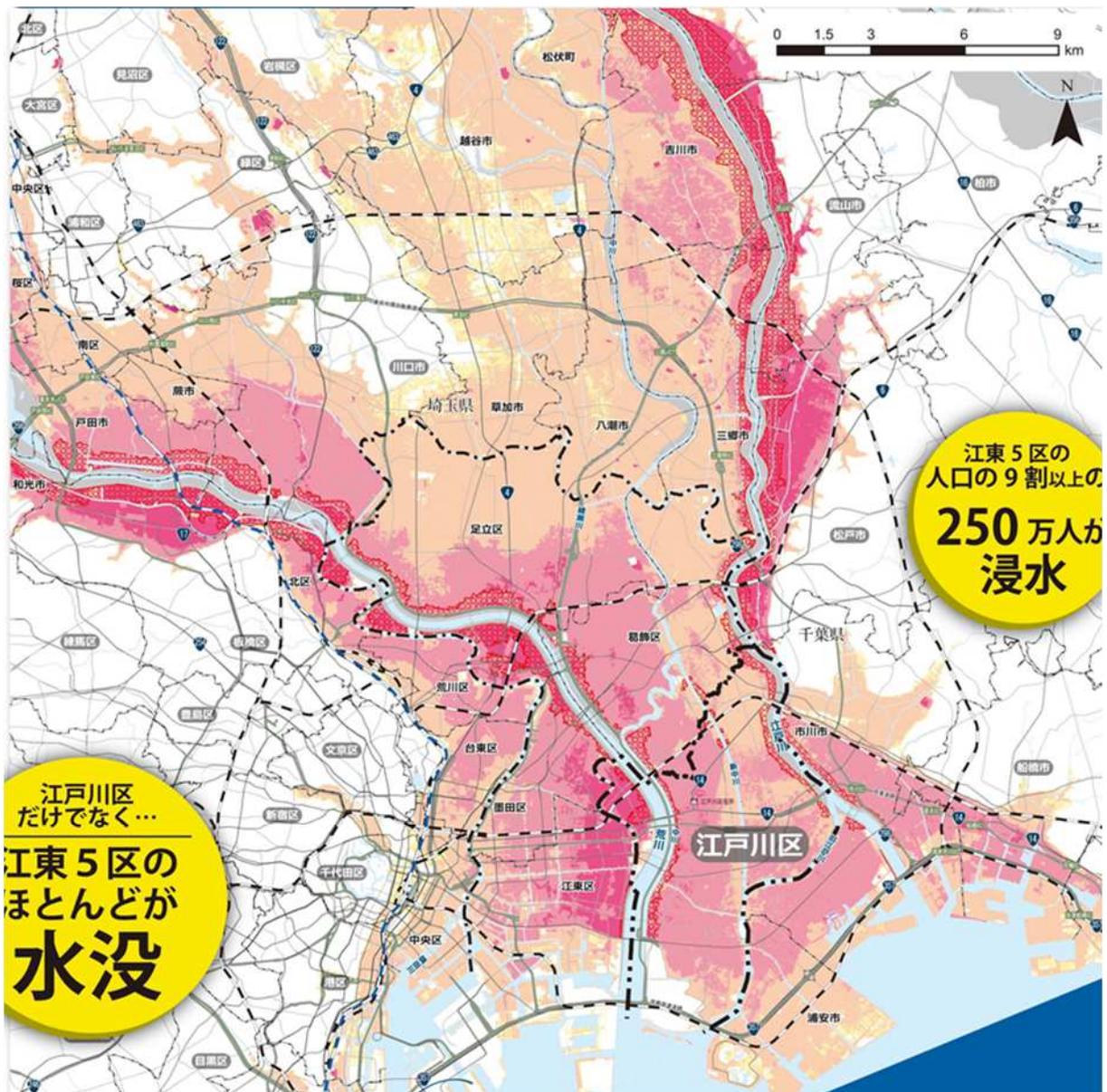
- (1)河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。また、津波警報等の警報が発令された場合には、区民に周知する。
- (2)水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (3)消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- (4)水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- (5)消防機関の長は、水防管理者からの出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行い、区民等に対して災害発生の状況、水防活動状況等の広報を実施する。
- (6)災害の規模に応じて、消防署及び出張所等の必要な場所に消防相談所を設置し、消防関係の各種相談や説明等を実施する。
- (7)消防署所が浸水の発生、若しくはおそれがあるときは、必要に応じて消防署所の機能の一部を移転する。
- (8)水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成する。

想定される対策の流れ（外水氾濫[想定最大規模]）



第1章 江戸川区周辺の浸水想定区域

地球温暖化の影響で、今まで経験したことがないような巨大台風の接近、上陸に伴う高潮の発生、また、台風や前線の活動により荒川と利根川（江戸川）の流域に大量の降雨が続くことによる大規模な洪水の発生など、これまでに経験したことがない大規模な水害が危惧されている。大規模水害が発生した場合、江戸川区だけでなく江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）のほとんどの地域が浸水し、広い範囲で2週間以上浸水が続くことが予測される。



第2章 大規模水害時における江東5区の対応

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、

浸水区域の居住人口が膨大で数十万人以上の立退き避難者が発生すること

浸水面積が広範に及び、行政界（市町村・都道府県）を越える立退き避難が必要となること

浸水継続時間が長期に及び、二次的な人的被害リスクが高いこと

といった大規模かつ広域的な特徴を有し、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月 内閣府）等をそのまま適用することができない避難形態を「大規模・広域避難」と呼ぶこととされた。

本計画では、この「大規模・広域避難」が必要となる、今までに経験したことがないような巨大台風による高潮氾濫や、長期間の豪雨による荒川及び江戸川の洪水氾濫を「大規模水害」とする。

また、江東5区は平成27年10月から大規模水害対策について協議会を発足させ、継続して江東5区住民の広域避難実現に向けた検討を進めており、本計画における広域避難は江東5区が共同で実行することを前提としている。

第1節 対象とする水害

本計画において対象とする水害は、今までに経験したことがないような巨大台風の接近、上陸に伴う高潮の発生、また、台風や前線の活動により荒川と利根川（江戸川）の流域に大量の降雨が続くことによる大規模な洪水の発生など、本区がこれまでに経験したことがない大規模な水害とする。

第2節 想定している事態

○浸水が2週間以上引かないエリアに江東5区で約100万人が居住しており、うち約40万人は江戸川区に居住している。

浸水の深さが最大で約10mも浸水する地域や、氾濫流により家屋の倒壊・流出のおそれがある区域（堤防沿い等）もある。

広い範囲で2週間以上の長期湛水が想定され、電気・ガス・トイレ等のライフラインが使えない生活が続く。

江東5区は河川に囲まれており、広域避難をするには橋を渡る必要があるため、人が集中する駅や橋梁のようなところでは大混雑が生じ、群集雪崩や将棋倒し等の大事故が発生するおそれがある。

巨大台風の接近に伴う猛烈な風雨により、公共交通機関のダイヤの乱れや運行が停止し、避難することが困難になるおそれがある。

浸水してしまうと、区域内の居住人口が膨大であることや長期間湛水することから、多くの人が浸水区域内にとどまると救助が難航し、すべての人を救助しきれない。

第3節 広域避難の必要性

地球温暖化の影響で、巨大な台風や今までにないような激しい豪雨等により、高潮や洪水による大規模水害が世界各地で発生している。

多くの地域が満潮位以下のゼロメートル地帯である江東5区で大規模水害が発生すれば、江東5区のほとんどが浸水し、床上浸水となる浸水想定区域内の居住人口は250万人（居住人口の9割以上）にも及ぶ。また、浸水が継続する時間も長期（2週間以上にも及ぶ地域がある）に及び、二次的な人的被害リスクが高まると考えられる。

第4節 広域避難の対象と広域避難情報

1 広域避難が必要とされる地域及び対象者

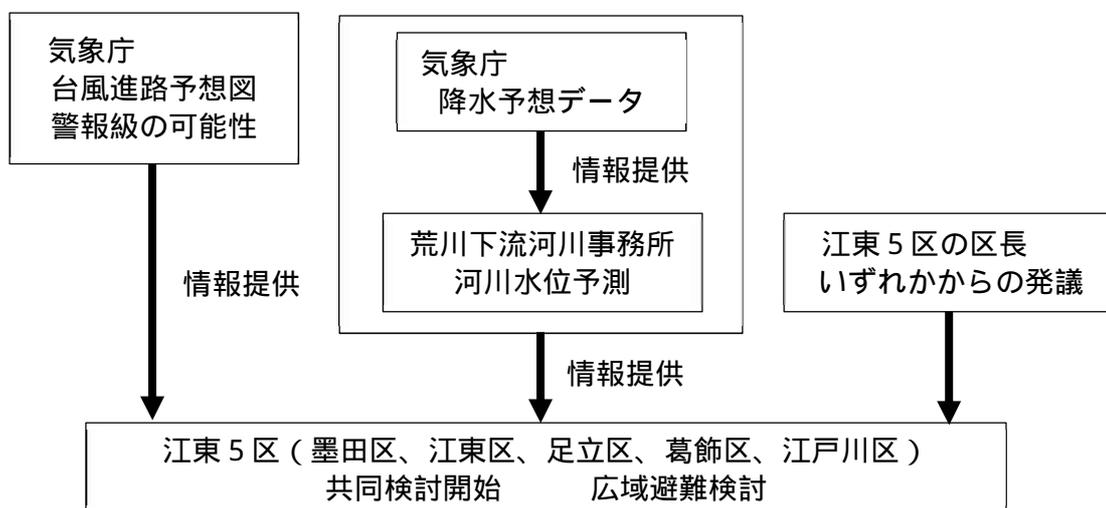
広域避難が必要な地域は、高潮及び荒川と江戸川の洪水による想定最大規模の浸水想定区域に含まれている地域とする。

氾濫する前に、実際に浸水する範囲を絞り込むことができないため、浸水想定区域内のすべての住民を広域避難の対象者とする。本区では人口の9割以上が広域避難の対象となる。

2 広域避難情報の発表

広域避難が必要となる巨大台風や大雨のおそれがある場合には、江東5区共同で段階的に広域避難を呼びかける情報を発表する。

氾濫発生72時間前を目安に、江東5区の危機管理部局による共同検討を開始する。



自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）は、氾濫発生72時間～24時間前を目安に、気象庁と荒川下流河川事務所の情報提供を踏まえ江東5区で判断し共同で発表する。又は江東5区の区長の判断に基づき共同で発表する。

広域避難指示は、氾濫発生24時間～9時間前を目安に、気象庁と荒川下流河川事務所の情報提供を踏まえ江東5区で判断し共同で発令する。又は江東5区の区長の判断に基づき共同で発令する。また、暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に広域避難指示を発令する。

域内垂直避難（緊急）は、高潮を対象とした広域避難指示が発令されている状況下で、気象庁より高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合、又は洪水について荒川下流河川事務所より岩淵水門（上）における水位が氾濫危険水位（A.P. + 7.70m）に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨の通知があった場合は江東5区で判断し共同で発令する。又は公共交通機関の途絶や風雨の強まり、想定外の事故等により安全に広域避難ができないと江東5区の区長が判断した場合に発令する。

広域避難指示・域内垂直避難（緊急）等の発令基準

発令段階	想定時間	発令基準
・共同検討開始 （江東5区による検討）	氾濫発生 の72時間前 を想定	気象庁が72時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合。 又は、 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量が概ね400mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 江東5区の区長いずれかからの発議があった場合。
・自主的広域避難情報 （広域避難の呼びかけ）	氾濫発生 の72～24時間前 を想定	気象庁が48時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測した場合。 又は、 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（1日間降雨実績と48時間降水量予測の和）が概ね500mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 江東5区の区長の判断。
・広域避難指示	氾濫発生 の24～9時間前 を想定	気象庁が、930hPa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測し、高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は、 江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合。 又は、 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（2日間降雨実績と24時間降水量予測の和）が概ね600mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合。

		又は、 江東5区の区長の判断。
・ 域内垂直避難 (緊急)	氾濫発生 の 9～0時間前 を想定	の状態 で高潮警報 あるいは高潮特別警報が 発表された場合。 又は、 荒川下流河川事務所より、 氾濫危険水位 (A.P.+7.70m)に達し、 更なる水位上昇が見 込まれる旨が通知された場合。 又は、 江東5区の区長の判断。

本発令基準において は高潮氾濫を見据えた条件、 は洪水氾濫を見据えた条件、 は 、 に捉われず必要な場合に発令することを想定した条件である。

本発令基準は現時点で考えられる基準として時間軸で整理したものであり、今後実際の運用等を重ねて改善していくものとする。

第5節 江東5区における広域避難体制

1 広域避難の検討

予報円に東京地方を含む台風の情報が発表された場合は、江東5区大規模水害広域避難計画に基づく対応について検討を始める。

検討にあたっては、必要な情報を収集するとともに、必要に応じて、江東5区、気象庁東京管区气象台及び国土交通省荒川下流河川事務所との情報共有を図る。

2 江東5区大規模水害広域避難計画の発動

(1) 広域避難の必要性の判断

江東5区の区長による協議により、その時点における台風情報等の気象予報及び、東京管区气象台から提供される情報(雨量予測情報等)から、広域避難の必要性について判断する。

広域避難が必要な事態になりうると判断された場合は、江東5区大規模水害広域避難計画の「広域避難指示・域内垂直避難(緊急)等の発令基準」に基づく対応をとる。このとき、区(広報担当)は、広域避難の必要性に鑑み江東5区大規模水害広域避難計画に基づく体制に入ったこと(広域避難情報)を、区民に広報する。

(2) 広域避難計画に基づく対応

江東5区大規模水害広域避難計画における「広域避難指示・域内垂直避難(緊急)等の発令基準」に達した場合、江東5区は共同で広域避難指示等の発令を行う。

第6節 広域避難方法

1 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)

(1) 避難行動及び避難場所

可能な限り早い段階で自主的広域避難をする。

ただし、入院患者及び福祉施設の入所者で、短距離、長距離を問わず移動そのものに負

担がかかる場合は、想定される浸水深よりも上階の屋内で安全を確保する。

在宅の自ら移動が困難な人であっても、救助活動を効率的に行うため、可能な限り近距離の待避施設へ避難する。

ただし、外出も困難な場合は日頃から備蓄等をした上で、福祉施設と同様に想定される浸水深よりも上階の屋内で安全を確保する。

(2)避難手段

電車又は徒歩による移動が困難な人及びその付添者については、避難情報に関わらず自動車での避難も可とする。

2 要配慮者以外

(1)避難行動及び避難場所

自ら情報を収集、判断し、早めに広域避難する。(ただし、現段階では公的な広域避難場所は確保できていない。)

まずは各自が確保した避難施設(親戚・知人宅や宿泊施設等)に避難する。

域内垂直避難(緊急)が発令された場合は広域避難を中止して、近くの頑丈な建物の高いところへ避難する。

(2)避難手段

自主的広域避難(氾濫発生24時間前までを想定)では、徒歩、電車のほかに自動車での避難も可とする。

広域避難指示の発令後は、電車又は徒歩で移動する。

多くの人が一斉に自動車で移動すると渋滞が発生し、避難が間に合わなくなる可能性がある。また、自ら移動が困難な人の自動車による避難を妨げてしまう可能性がある。

第7節 区民の日頃の備え

広域避難先(親戚・知人宅や「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金制度」を活用し、宿泊施設等)を確保する。

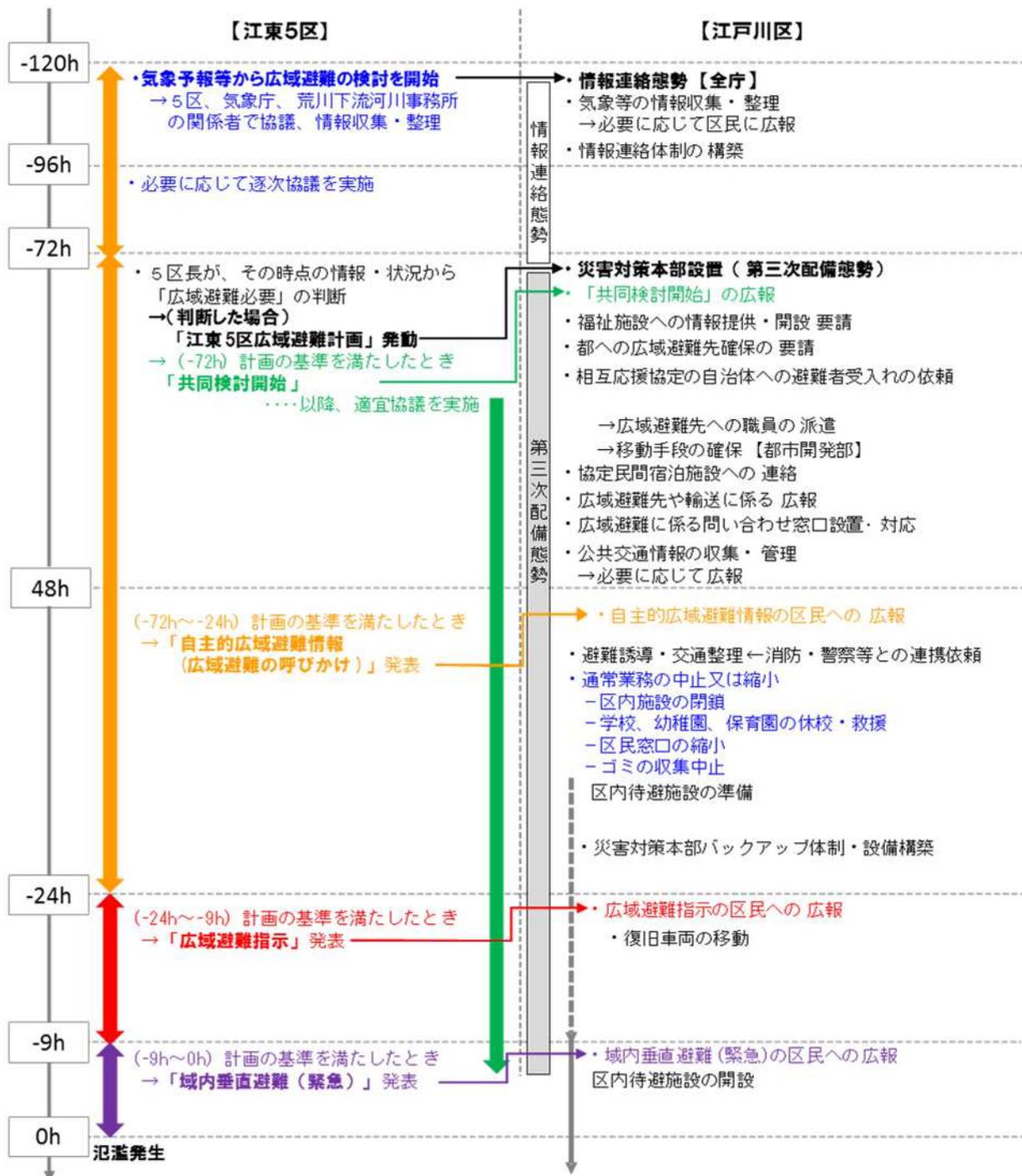
広域避難に備えて携行品について準備する。

広域避難が困難な人や施設管理者は、浸水区域内にとどまるための備蓄をする。

自ら移動が困難な人やその付添者は、利用可能な避難施設までの移動手段や、広域避難する場合の自動車の確保等について検討する。

第3章 大規模水害時の初動計画

江東5区における広域避難態勢に合わせ、区における初動対応（氾濫発生前まで）を実施する。江東5区と区における対応については、おおむね以下のように整理される。



第1節 第3次配備態勢の確立

1 情報連絡態勢の確立

予報円に東京地方を含む巨大台風（930hPa以下）の情報が発表された場合、区は情報連絡態勢を確立し、江東5区による情報共有を図る。

また、江東5区による情報共有の内容等については、危機管理部で管理、取りまとめを行うとともに、必要に応じて逐次区長に報告する。

なお、情報連絡態勢については、第3部「対応態勢」第1章第4節「本部設置に至らない場合の態勢」に準ずる。

2 第3次配備態勢の確立

江東5区において、広域避難が必要と判断された場合、区では風水害第3次配備態勢を確立する。

また、江東5区の共同検討における協議内容については、災害対策本部と逐次共有する。

3 災害対策本部のバックアップ態勢の確立

風水害第3次配備態勢において、大規模水害発生の切迫性が高まったとき（氾濫発生48～24時間前）、臨海町コミュニティ会館に災害対策本部のバックアップ態勢を確立する。

また、バックアップ体制をとるとき、災害対策用車両を所定の待避場所へ車両を待避させる。

対応内容	場 所
バックアップ態勢の確立	臨海町コミュニティ会館（臨海町2丁目2番9号）
災害対策車両の待避	東京都立紅葉川高等学校 運動場（臨海町2丁目1番1号）

第2節 災害対策本部の設置

風水害第3次配備態勢が確立されたとき、大規模水害時における災害対策本部を設置する。

1 本庁舎における態勢の構築

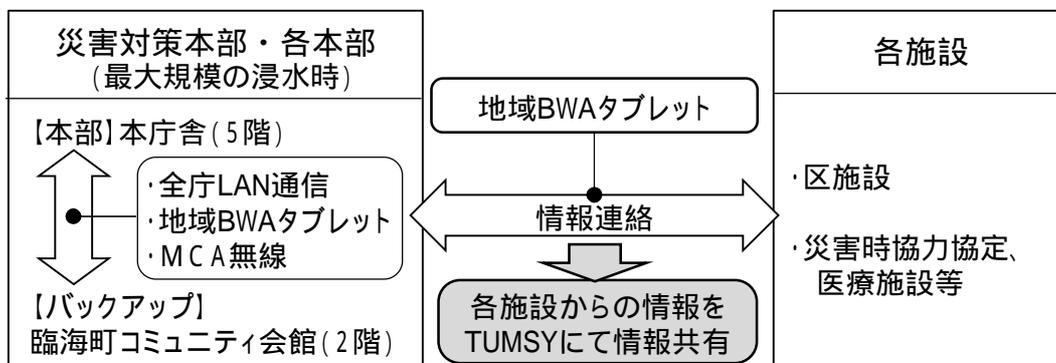
本庁舎5階の災害対策本部を中心とした全庁LAN回線により、防災情報システム（TUMSY）、その他区の基幹システムを使用する。

また、各部本部と各施設（待避施設等）との情報連絡手段は、地域BWAによるタブレット端末を活用する。

第4部 初動応急計画【風水害編】

2 バックアップ施設における構築

臨海町コミュニティ会館をバックアップ施設とし、全庁LAN回線を使用できる態勢を構築するほか、MCA無線、及び地域BWAを活用した本庁舎との情報連絡体制の構築を図る。



第3節 情報収集・伝達

1 広域避難指示等の発令に係る情報伝達

江東5区大規模水害広域避難計画に基づき、「自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ)」、「広域避難指示」、「域内垂直避難(緊急)」の基準に達したと判断されたとき、区は、区民に対してその旨を広報周知する。

なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

2 公共交通に係る情報の収集・伝達

区は、鉄道・バスの運行状況や計画運休等、公共交通機関に係る各種情報を収集し、管理する。

また、区は、必要に応じて公共交通に係る情報を区民に広報周知する。なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

3 情報連絡員の配置

内閣府や国土交通省荒川下流河川事務所に情報連絡員を配置し、緊密に情報連携を図る。

4 その他の情報収集等

その他、情報収集、及び被害報告等は、「情報収集・伝達」第1章第1節「情報の収集・伝達」及び第3節「都及び防災関係機関等との情報共有」に準ずる。

第4節 広域避難先の確保

広域避難先については、国及び都が主催する「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討中であることから、区民自らが親族や知人宅、民間の宿泊施設などの広域避難

先を確保すること（分散避難）を原則とする。ただし、自らで広域避難先を確保することが困難な区民も少なからず存在するものと思われることから、区としても広域避難先の確保に努めるものとする。

1 都への要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、都に対して、広域避難者の受入れの調整など、広域避難に係る支援を要請する。

広域避難先が決定した場合、区は、職員を広域避難先に派遣するとともに、避難者受入れ体制等について、施設管理者等と連携して調整を行う。

2 協定締結自治体への要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、災害時相互応援協定を締結している自治体に対して、広域避難先として避難者の受入れ等を要請する。

広域避難先が決定した場合、区は、職員を広域避難先に派遣するとともに、避難者受入れ体制等について、避難者の受入れ自治体と連携して調整を行う。

3 協定民間宿泊施設への連絡

「大規模水害時における住民の自主的広域避難場所確保支援に関する基本協定」に基づき、江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、当該協定を締結している民間宿泊施設等と状況を共有するとともに、区ホームページ等に協定を締結している宿泊施設等の情報等を掲載する。

4 広域避難先に関する広報

確保した広域避難先や「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金制度」について、区民に広報周知する。

なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章 第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

第5節 区内待避施設の開設

江東5区大規模水害広域避難計画に基づき、「域内垂直避難（緊急）」が発令された場合は、広域避難の誘導を取りやめ、区内への屋内安全確保を前提とした避難誘導を行う。その際、逃げ遅れたり、広域避難が困難な区民のために、区は、区内の待避施設を開設する。なお、区内待避施設の開設等は、風水害第2次配備態勢に準ずるものとする。

1 区内待避施設の準備

区は、氾濫発生の48時間前（自主的広域避難情報発令基準）を目処として、区内待避施設の開設準備を行い、必要な物資を納入する。

2 区内待避施設の開設

区は、江東5区大規模水害広域避難計画に基づき「域内垂直避難（緊急）」が発令されたとき、又は公共交通機関の運行状況等を鑑み広域避難が困難であると判断されたとき、区内待避施設を開設する。

第6節 避難に関わる区民への問い合わせ対応

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、広域避難等に係る区民からの問い合わせに対応するための窓口を設置する。

第7節 福祉施設の対応

1 福祉施設への開設の要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、あらかじめ要支援者を受入れると定めた福祉施設の管理者に対して、「共同検討開始」の旨を連絡するとともに、要支援者受入れのために施設の開設を要請する。

2 福祉施設の対応

要支援者の受入れを行う福祉施設は、江東5区大規模水害広域避難計画に基づき発令される各種情報に応じた対応を行う。また、平時よりその対応について検討し、避難確保計画に定めるよう努める。

第8節 警察・消防の対応

区は、警察・消防の協力を得て、連携しながら区民の円滑な公的広域避難先への誘導を行う。

第9節 通常業務の中止又は縮小

第3次配備態勢が確立された場合は、原則、通常業務を中止、又は縮小するものとする。

第4章 応急対応

第1節 孤立者の救助

1 救助

区は、警察、消防、自衛隊等に協力を要請し、地域防災拠点や待避施設、近くの頑丈な建物の高いところに避難した避難者の所在を把握し、救助を行う。

救助は負傷者や要配慮者等を優先して行うとともに、都を通じてヘリコプター、船舶等による救出活動を要請する。

区は、待避施設に配備したボート等の移動手段を確保し、避難者を救助する。

2 救助、医療、物資等の拠点

区は、大規模水害時の浸水のおそれがない葛西南部地区を救助等の拠点とし、避難者を拠点へ救助する。また、浸水状況に応じて、都と協力し、各河川の防災船着場を活用して、避難者を船舶を用いて浸水区域外に移送する。

その他の地域防災拠点や待避施設、緊急医療救護活動拠点等も拠点として活用する。

区は、高速道路などの高架区間への入り口等の拠点としての活用について関係機関と調整する。

第2節 広域避難先への輸送

1 広域避難先の確保

区は、救助拠点に救助した避難者の受入れについて、都や周辺自治体に要請し、広域避難先を確保する。なお、広域避難先の確保については、第3章 第4節「広域避難先の確保」に準ずる。

2 救助した避難者の輸送

区は、警察・消防・自衛隊等の協力を得て、救助拠点へ救助した避難者を広域避難先へ輸送する。区は都や警察、交通機関とともに、利用可能な道路網、交通手段を確認・整理し、高速道路などの高架区間などを輸送経路とし、浸水域外へ避難者を輸送する。輸送は負傷者や要配慮者等を優先して行う。

第3節 医療活動

【震災編】「第3章第1節 初動医療体制」に準ずる。

第4節 物資等の供給

【震災編】「第10章 物資等の供給」に準ずる。

第5節 広域避難者への対応

浸水の解消後、江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討開始の避難情報が発令され、宿泊施設へ広域避難した区民に対して「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金」の給付手続きを行う。

外水氾濫（計画規模）

目標行動

主体的に早い段階で区外の高台へ避難する

外水氾濫（計画規模）での全体イメージ

予防対策

応急対策

復興対策

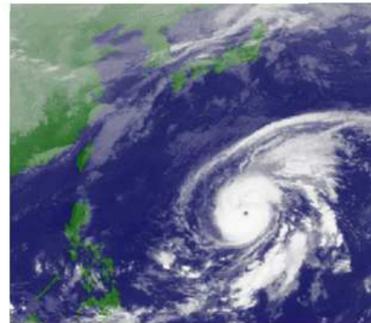
情報収集期...台風発生
 情報監視期...台風接近
 情報連絡期...台風上陸
 災害即応期...災害発生
 応急復旧対応期...災害の終息

【氾濫発生の数時間前】

水害発生



台風発生



要配慮者避難

高台へ避難
 早め避難



区外の高台へ避難



気象情報収集



水防活動

罹災証明書発行



仮設住宅



区民	気象情報収集	自主避難・要配慮者避難	高台避難	緊急避難	仮設住宅入居
気象庁	気象情報の発表	注意報発表	警報発表	注意報・警報の解除	
区	気象情報収集・発信	待避施設の開設	避難指示	救出・救護活動	罹災証明書の発行
河川管理者	気象情報収集・水位の監視	水防活動の協力	水防警報	施設の状況把握 応急復旧	復旧工事
警察・消防	気象情報収集	水防活動	交通規制(警察)・避難誘導	救出・救護活動 行方不明者の捜索(警察)	治安維持(警察)

想定される対策の流れ（外水氾濫[計画規模]）



第1章 初動計画

第1節 避難行動の原則

計画規模の外水氾濫に対する避難行動の原則は、次のとおりとする。

原則 高台避難

気象情報等から外水氾濫が予想される時は、できるだけ早期に区外の高い土地（千葉県国府台の下総台地及び武蔵野台地など）へ自主的に避難を行うことを原則とする。

地域防災拠点や待避施設へ避難

外水氾濫の危険が切迫し、区外への避難が困難となった場合は避難指示に従い、十分な飲料水・食料等の携行品を持参し、地域防災拠点や待避施設に避難する。ただし、待避施設で避難者を収容しきれない状況が懸念される。

地域防災拠点：区内や区周辺の水害が発生しても浸水しない安全なところ

葛西南部地区、大島小松川公園、国府台

近くの頑丈な建物の高いところへ避難

地域防災拠点や待避施設に避難する時間的余裕がない場合は、自らの命を守ることを最優先とし、近くの頑丈な建物の高いところへ避難する。ただし、救助されるまで孤立した状態が長期間に及ぶ懸念があるので、あらかじめ水害ハザードマップ等で、浸水深や浸水継続時間を確認しておく必要がある。

第2節 避難情報

1 避難情報の発表

区長は、気象情報や水位情報から河川が氾濫するおそれがある場合は、警察署長及び消防署長に連絡の上、時間的段階を考慮して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するとともに、速やかに都知事に報告する。洪水及び高潮時の避難情報の発令基準は以下の表のとおりとする。

なお、判断にあたっては、上流域の状況、気象庁や河川管理者からの情報、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

高潮時の避難指示等の発令基準

種類	発令基準
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫の発生、又は、高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表されたとき【高潮特別警戒水位：辰巳水門 3.90m】 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報が発表されたとき 伊勢湾台風級の台風が接近し特別警報発表の可能性があるとき
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき

洪水時の避難指示等の発令基準

種類	発令基準
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表されたとき ・ 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される）とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.10m】 ・ 堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.50m】 ・ 基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】 ・ 堤防に漏水、浸食等が発見されたとき

2 避難情報の伝達

区が発表した避難情報は、以下の方法により区民に伝達する。

(1)区民等への伝達

区民、事業所へは、区防災行政無線・広報車以外でも江戸川区公式ホームページ・FMえどがわ・J:COMなどあらゆる方法により行う。

(2)地下街等への伝達

地下街等へは、各施設避難確保計画及び浸水防止計画内に記載されている緊急連絡先へ、メール等を利用して行う。

(3)要配慮者利用施設への伝達

要配慮者は避難に時間がかかる場合や、一人では避難できない場合がある。そのため、一般の人より、避難情報は迅速かつ確実に受け取れる連絡体制を整備し、以下の方法により伝達する。

避難情報の伝達は、あらかじめ定めておいた要配慮者利用施設のFAX又は電子メールに通知する。

区公共施設には、防災行政無線を用いて伝達する。

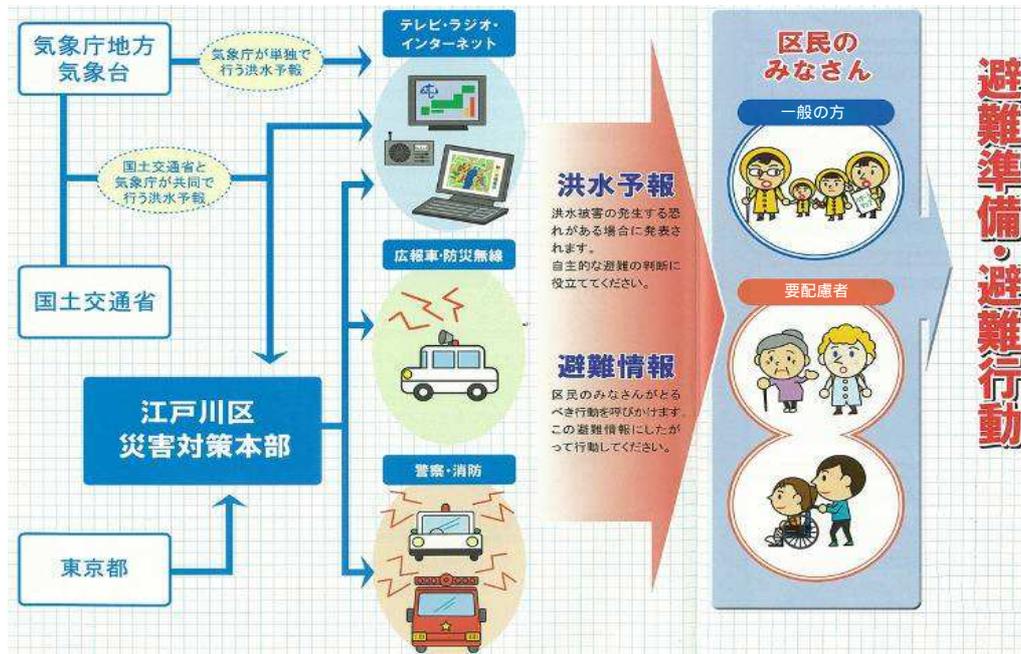
特に重要だと認める場合は、電話により伝達を行う。代表不在の場合は、あらかじめ定められた連絡順位に従って連絡を行う。

何らかの手段で情報伝達を受けたものは、その内容を各関係者に伝達する。この際、避難情報未取得者が出ないように確実な伝達を心がける。



(4) 報道機関への要請

報道機関への要請が必要となる場合は、区長の決定に基づきDIS等を用いて都災害対策本部に対し要請を行う。



第3節 避難誘導

1 自主防災組織

避難情報が発表された際には、町・自治会や自主防災組織のリーダーを中心に、地域住民のうち主に要配慮者の安否を確認し、高台等に集団避難する。また、公共交通機関を活用して区外の高台等に避難する。

2 区

(1) 区民等の避難誘導

区は、警察・消防の協力を得て、高台等の避難場所や駅へ避難誘導を行う。

(2) 要配慮者の避難誘導

区は、都、(福)江戸川区社会福祉協議会、その他福祉団体等に対し、自力で避難できない要配慮者の避難支援を行うよう要請する。

(3) 受入れ体制

区は、都、近隣区・県・市に協力を要請して、避難者の飲料水、食料、物資等の供給等、必要な支援を行う。

3 警察

(1) 警備態勢

避難情報の発表段階に応じて、警備要員を招集するとともに、避難指示が発令された際には、一般事務の処理に必要最小限の要員を除いた全要員をもって部隊を編成し、交通規制及

び避難誘導にあたる。

(2) 警察の避難誘導

避難情報が発表された際、区長（区長の職権を行う区の職員）が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があつて、防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を本部長に通知する。

避難指示が出される前であっても、高齢者等避難が発令されている場合には、障害者、高齢者、乳幼児等の要配慮者へ、あらかじめ各自が決めた避難場所へ早期に避難するよう指導する。

誘導経路の安全性の確保については、交通規制と併せて警察官を避難路に配置し、避難路の確保に努めるとともに広報活動を活発に行い、避難者の混乱防止にあたるものとする。

江戸川・荒川を渡河して避難する場合には、避難経路に該当する橋梁（小松川橋・荒川大橋・船堀橋・市川橋）については、速やかに片側交通規制を実施し、避難路の確保を図るとともに、必要と認める場合には、車両の通行を禁止させる。

何らかの事情により、避難経路が使用できない場合には、速やかに迂回路を選定し、安全な避難誘導路の確保に努める。

誘導経路については、事前に調査検討して、その安全を確認しておき、誘導する場合には危険箇所に標示・縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合には照明器具等を活用して誘導の適正を期する。

避難指示、緊急安全確保に従わない者に対しては極力説得に努め、避難するように指導する。どうしても指導に従わない場合で、特に急を要する場合には、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置を講ずる。

4 消防

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された場合は、災害の規模、道路橋梁の状況及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

(2) 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

5 交通機関

各交通事業者は、区民が速やかに避難できるよう対応等を検討、調整する。

第2章 応急計画

第1節 孤立者への支援

1 救助

区は、警察、消防、自衛隊等に協力を要請し、地域防災拠点や待避施設、近くの頑丈な建物の高いところに避難した避難者の所在を把握し、救助を行う。

救助は負傷者や要配慮者等を優先して行うとともに、都を通じてヘリコプター、船舶等による救出活動を要請する。

2 食料・物資等の支援

救助を待つ孤立者の支援は、庁用車、ヘリコプター及び船舶を活用するが、原則として人命救助を最優先とする。

食料・物資等の救援物資の支援は、待避施設である小・中学校等を中心に行う。

内水氾濫

内水氾濫（集中豪雨）での全体イメージ

予防対策

応急対策

復興対策

目標行動

気象情報への注意と事前の浸水対策
自発的な判断による早めの自主避難

情報収集期...大雨の可能性
情報監視期...大雨になる
情報連絡期...集中豪雨
災害即応期...災害発生
応急復旧対応期...災害の終息

【時間軸】

水害発生

情報収集期（レベル1）

情報監視期（レベル2）
情報連絡期（レベル3）

災害即応期

応急復旧対応期

予防対策

気象情報収集

浸水対策

自主避難

緊急避難

応急活動

復旧活動

復興対策



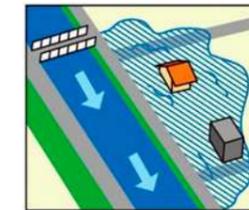
気象情報収集

「江戸川区気象情報システム」はリアルタイムの降雨量が分かります

土のうの設置



浸水拡大



罹災証明書発行



家財道具の移動



要配慮者避難



待避施設への避難



床上浸水



家屋の消毒

区民	気象情報収集・浸水対策	要配慮者避難	自主避難	緊急避難	片付け作業
気象庁	気象情報の発表	注意報発表	警報発表		注意報・警報の解除
区	気象情報収集・発信	注意の呼びかけ	水防活動	救出・救護活動	消毒活動 罹災証明書の発行
警察・消防	気象情報収集	水防活動	交通規制(警察)	救出・救護活動	

想定される対策の流れ（内水氾濫[集中豪雨]）



第1章 初動計画

第1節 避難の原則

大雨等により内水氾濫の危険性が高まったときは、区からの避難情報に基づき、最新の浸水想定区域図で事前に確認しておいた想定される浸水深より高いところへ避難する。自宅において浸水深よりも高いところへ避難できない場合は、待避施設の浸水しない階へ避難する。

第2節 避難情報

1 避難情報の発表

区長は、気象情報や水位情報から内水氾濫が発生するおそれがある場合は、警察署長及び消防署長に連絡の上、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するとともに、速やかに都知事に報告する。特に、地下施設への浸水に対し、注意を喚起する。

2 警戒区域の設定

区長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

3 避難情報の伝達

避難情報は、区が警察・消防等の協力を得て、当該区民に対して迅速かつ的確に伝達する。伝達方法は、区防災行政無線、FMえどがわ及びJ:COM、エリアメール・緊急速報メール、広報車などにより行う。

4 警察における避難指示

浸水等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が警察官職務執行法第4条に基づき、居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区、区民・事業所等のリーダーへ連絡し、必要な避難措置を講じる。

5 避難誘導

内水氾濫により避難する場合は、原則として、町会・自治会、自主防災組織が避難誘導を行うものとする。避難情報を発表した場合は、区、警察、消防が、町会・自治会、自主防災組織と連携して避難誘導を行う。

第3節 待避施設の開設

避難情報を発表した場合は、待避施設に職員を派遣し、開設及び誘導を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第4章 第3節「避難所の開設・運営」に準拠する。

第4節 避難の解除

区長は、浸水の危険性が解消された場合、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を解除する。

第2章 応急計画

第1節 救出・救護

1 警察の活動

(1) 救出・救護班の編成

警察は、避難誘導にあたる部隊のほかに、浸水想定区域内の区民に対し、避難を呼びかける部隊を編成するとともに、自署内の自主防災組織による救出・救護体制を確立する。

(2) 被害実態の確認及び部隊活動

災害発生後は、地域防災拠点、待避施設に避難できなかった人の情報を収集する。災害発生後、時間が経過し、区内への浸水が止まってから、救出部隊による救出・救護活動を行う。

2 消防の活動

(1) 水防活動

区内の河川水位が水防団待機水位となった場合や潮位が増加した際は、堤防や護岸を監視するとともに、防災関係機関との連携を密にして水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

(2) 情報収集

避難情報が発表された際には、防災関係機関との連絡を密にし、情報収集に努める。また、災害の発生状況、消防活動状況等については、関係機関と情報共有を図る。

(3) 救出・救護

災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行い、救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。

救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。

第2節 医療活動

1 初動医療体制

区は、江戸川保健所に医療救護活動拠点（健康部本部）を設置、区の災害医療コーディネーターを配置し、都及び区東部地域災害医療コーディネーターと連携して医療体制を構築する。

傷病者が多数発生した場合は、浸水を免れた緊急医療救護所設置予定箇所において、医師会等による医療救護班のトリアージ、都（消防）と連携した広域搬送を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第3章 第1節「初動医療体制」に準拠する。

第4部 初動応急計画【風水害編】

2 防疫体制

区は、排水完了後に感染症等の予防として、被災地の消毒及び避難所での防疫指導を行う。
対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第3章 第5節「防疫体制の確立」に準拠する。

第3節 避難所の開設・運営

区は、浸水等により自宅に居住することが困難な区民に対し、避難所等を開設する。

避難所運営にあたっては、避難者による自主運営を基本とし、女性や要配慮者など避難者のニーズに合わせた運営を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第4章 第3節「避難所の開設・運営」に準拠する。

第4節 交通路の確保

警察は、浸水の状況等を勘案して交通規制を行う。

区は、排水完了後に緊急道路障害物除去路線を優先に障害物を除去する。除去した障害物は区立公園等に設置した一次集積場所に搬入し、その後処理を行う。

各道路管理者は、それぞれが管理する道路の障害物の除去を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第5章 第1節「交通規制」、第3節「道路障害物の除去」に準拠する。

第5節 要配慮者対策

1 要配慮者等の支援

高齢者等避難が発令された場合、次の対応を行う。

(1)在宅要配慮者の支援

民生・児童委員、自主防災組織及び町・自治会は、在宅要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。

(2)医療要配慮者の支援

専門チームは、個別支援計画に基づき必要な支援を行う。

(3)園児等への支援

区立保育園及び区立幼稚園は、区による警戒宣言が発せられた場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引き渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の対応を園に要請する。

一時保護所は、広域避難先候補施設と連絡をとり、避難受入れを要請するとともに、児童の移送手段の準備を始める。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第6章 第1節「避難行動への支援」に準拠する。

2 避難生活への支援

区は、各避難所の要配慮者の実態を調査し、必要に応じた支援を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第6章 第2節「避難生活への支援」に準拠する。

3 福祉避難所での支援

区は、避難所での生活が困難な避難者に対して福祉施設等に福祉避難所を開設する。
対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第6章 第3節「福祉避難所での支援」に準拠する。

第6節 応援要請

区のみでは、応急復旧対策の実施が困難な場合は、都・他区市町村への応援協力・派遣要請、自衛隊の災害派遣、災害ボランティアなどの要請を行い対処する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第8章「応援要請」に準拠する。

第7節 行方不明者の搜索・遺体の取扱・火葬

行方不明者が発生した場合、区は、警察、自衛隊と連携して搜索及び遺体の収容を行う。遺体は警察による遺体調査（検視）、都監察医務院等による検案等を経て、遺族に引き渡す。多数の遺体を収容する場合は、遺体収容所を設置して遺体への対応を行う。

火葬場（瑞江葬儀所）が浸水した場合は、都と調整を図り遺体の広域搬送及び広域火葬を実施する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第9章「行方不明者の搜索・遺体の取扱・火葬」に準拠する。

第8節 物資・飲料水等の供給

区民及び事業所は、避難の際は家庭及び事業所内備蓄を活用するものとする。

区は、浸水のため住家を失った避難生活者に対し、飲料水・食料・物資等を供給する。地域内輸送拠点が浸水等により使用できない場合は、代替施設を確保する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第10章「物資等の供給」に準拠する。

第9節 建物対策

1 住家被害認定調査・罹災証明書の発行

区は、住家等の被害認定調査を行い、「全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・被害なし」に区分し、罹災証明書を発行する。

なお、調査の迅速化を図るため航空写真等を活用し、流出した住家を把握するなど調査の迅速化を図る。

対策の体系と内容は、【震災編】応急復旧計画 第11章 第2節「住家被害認定調査・罹災証明書の発行」に準拠する。

2 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、区は、自らの資力では応急修理ができない被災者に対し、住宅の応急修理を実施する。

第4部 初動応急計画【風水害編】

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第11章 第3節「被災住宅の応急修理」に準拠する。

3 応急仮設住宅の供給

区は、住居を失った被災者のために応急仮設住宅を設置する。災害救助法が適用された場合は、都が実施する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第11章 第4節「応急仮設住宅の供給」に準拠する。

第10節 衛生・清掃対策

1 トイレ・し尿対策

区は、浸水により自宅のトイレが使用できなくなった地区において、応急トイレ、仮設トイレ等の災害用トイレを活用する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第12章 第1節「トイレ・し尿処理」に準拠する。

2 がれき処理

区は、緊急道路障害物除去路線を優先してがれきの撤去、区立公園等への仮置きを行う。その後、災害廃棄物処理実行計画を作成して撤去及び処理を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第12章 第3節「がれき処理」に準拠する。ただし、【震災編】より一層の早期着手を要する。

第11節 交通・ライフライン施設の復旧

1 鉄道

鉄道事業者は、運行基準等に基づき速度規制又は運転中止を行う。また、駅等の出入口に止水板、土のう等を使用して防護にあたる。

2 ライフライン

ライフライン事業者は、あらかじめ定められた計画に基づき応急対応を実施する。

3 河川・内排水施設

河川管理者は、管内の河川施設を巡視、排水を行う。

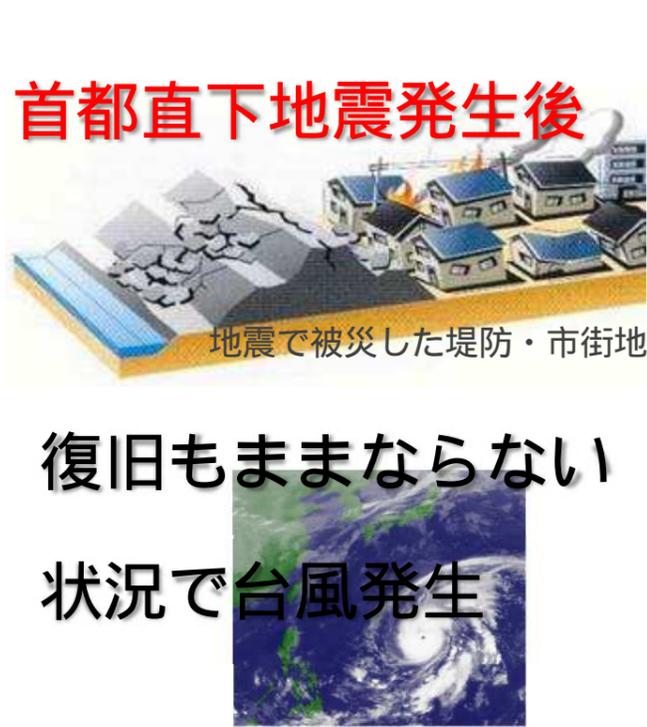
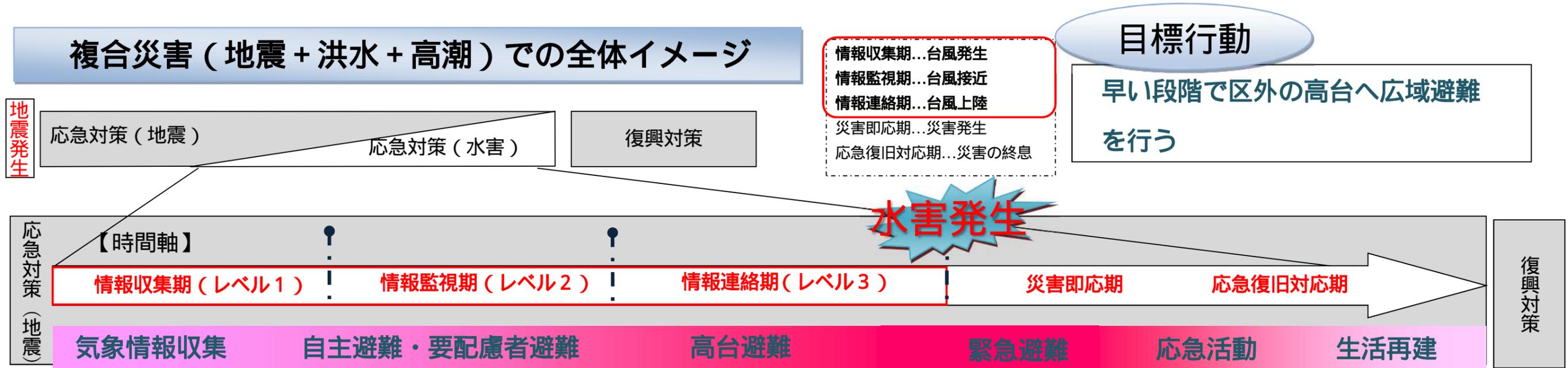
第12節 区民生活の安定支援

区、関係機関は、被災者の生活を支援するため生活相談、義援金等の配分、その他法令等に基づく支援を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第15章「区民生活の安定」に準拠する。

第4部 初動応急計画

その3 【複合災害編】



区民	気象情報収集	自主避難・要配慮者避難	高台避難	緊急避難	仮設入居
気象庁	気象情報の発表	注意報発表	警報発表		注意報・警報の解除
区役所	気象情報収集・発信	避難の呼びかけ	(避難指示)	救出・救護活動	罹災証明書の発行
河川管理者	震災復旧工事（堤防・水門）	水位監視・水防活動	水防警報	施設の状況把握	応急復旧 復旧工事
警察・消防	気象情報収集	水防活動	交通規制(警察)・避難誘導	救出・救護活動	行方不明者の捜索(警察) 治安維持(警察)

想定される対策の流れ（複合災害[地震 + 洪水 + 高潮]）

	情報収集期（レベル1） （台風発生、大雨の可能性）	情報監視期（レベル2） （台風接近、河川水位上昇）	情報連絡期（レベル3） （台風上陸、記録的大雨）	発災	災害即応期 （災害発生、緊急対策）	応急復旧対応期 （応急活動、復旧活動）
区 民	気象情報の収集 園児・児童・生徒の引取	避難準備・高齢者等避難開始に基づく要配慮者避難	地域防災拠点・待避施設への避難		緊急避難（3階以上）	自宅での生活（建物被害がない場合） 避難所生活・仮設住宅への入居
気象庁	気象情報の発表	注意報発表（大雨・洪水）	警報発表（大雨・洪水）		記録的短時間大雨情報の発表	注意報・警報の解除
区	気象情報の収集・発信 園児・児童・生徒の引渡し	高齢者等避難の発信 注意報の受信・伝達 水防活動 要配慮者の支援	避難指示の発令 警報の受信・伝達		災害情報の収集・発信 自衛隊の派遣要請 人命救助	応急医療救護 保健衛生活動 給水 食料・生活必需品の確保・供給 罹災証明書の発行 義援金・生活再建支援金の支給 遺体の安置・火葬 仮設住宅の設置 がれきの処理 仮設トイレ設置・し尿の収集 災害復興計画 応援要請・受入れ
河川管理者 （国・都）	気象情報の収集 水位の監視	水防活動の協力・支援	水防警報発令（指定河川）		施設の状況把握	水防警報の解除 応急復旧
関係機関		交通規制・避難誘導 水防活動			人命救助 自衛隊の災害派遣	水害被害の応急復旧 行方不明者の捜索・調査 遺体の検視・検案 広域応援

解説と説明

複合災害

江戸川区は、三方を荒川・江戸川・東京湾で囲まれ、陸地の7割が満潮位以下のゼロメートル地帯となっており、堤防が区民を守る生命線になっている。

また、近年の気候変動による台風の巨大化や高潮により、洪水のリスクが高まっている。更に、首都直下地震が発生し、堤防や水門等の機能が低下している中で、巨大台風の襲来による高潮が重なった「複合災害」となるリスクも、江戸川区の最大の被害として考慮する必要がある。

1 複合災害のシナリオ

複合災害は、同種あるいは異種の自然災害が同時または時間差をもって発生するものである。

一般的には、「地震と地震」、「地震と津波」、「地震と洪水（高潮）」等、様々な災害の組み合わせと発生順序が考えられるが、本計画ではゼロメートル都市江戸川区の地勢状況を鑑みて、最悪の状況となる以下のシナリオにおける複合災害を前提とする。

複合災害のシナリオ

- 第1段階：台風の襲来に先行して巨大地震が発生し、堤防・水門が損傷
- 第2段階：巨大台風が最悪なコースで襲来し、高潮による河川氾濫が発生
(旧江戸川決壊、新中川決壊)
- 第3段階：荒川や利根川流域で高潮と同時期に洪水による河川氾濫も発生
(荒川決壊、江戸川決壊)

前提とする複合災害のイメージ

複合災害
が起これば

首都直下地震が発生！

堤防や水門は耐震化が進められており、地震によっていきなり決壊するという事は考えにくいですが、少なからず被害を受ける可能性があります。



水門の被害



道路の被害



避難所や仮設住宅での生活者も

2011.3.11 東日本大震災(左の写真: 筑波大学応急防災研究センター、中・右の写真: 東日本大震災写真保存プロジェクト)

応急復旧もままならない状況で・・・

超巨大台風が直撃！



洪水や高潮により
ゼロメートル地帯全域が水没

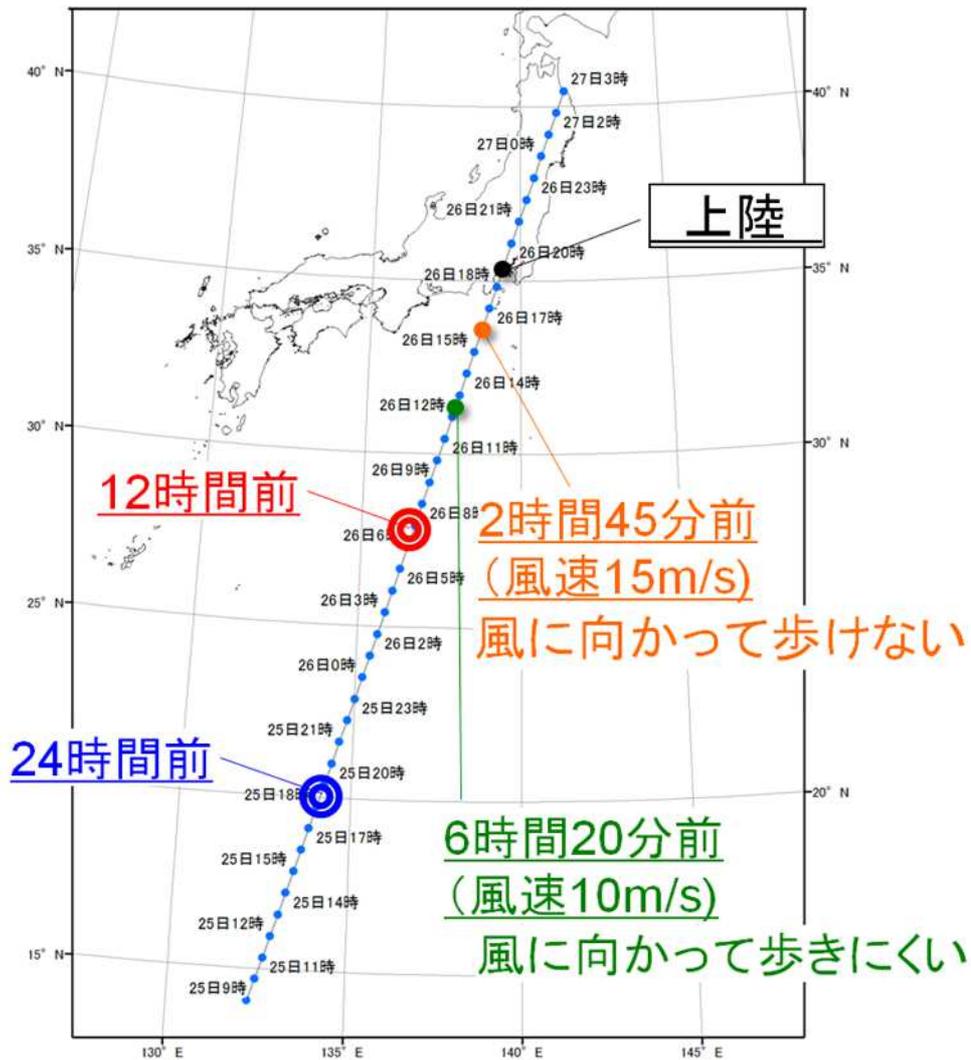
江戸川区内もほぼ全域が2m以上、深いところでは5m程度浸水します。また、その浸水は2週間以上続く可能性があります。

江戸川区複合災害リーフレットより

2 想定条件

- (1) 首都直下地震または、海溝型地震の発生
(具体的な地震の震源地、規模は想定しない)
- (2) 台風の基本想定
想定する台風シナリオ
中央防災会議で想定された、現時点で発生し得る最も厳しいシナリオを想定
台風の規模
室戸台風級(既往最大級、最低気圧：911.6hPa)
台風の経路(次ページ図参照)
首都圏沿岸部の高潮偏差が大きく、浸水人口が多くなると考えられるコースを選定(首都圏沿岸部最悪コース)
- (3) 地震により水門が閉鎖不能
新川東水門、新左近川水門、上平井水門
- (4) 高潮による東京湾の海面上昇
想定海面高さ ... 荒川河口付近(海拔3.76m)
... 江戸川河口付近(海拔5.03m)
- (5) 高潮更に豪雨による水位上昇
地震により損傷を受けた堤防(荒川、江戸川、中川、旧江戸川)の決壊
危険物施設等の損傷、危険物の漏洩・爆発等による火災発生
住宅の倒壊、ブロック塀の倒壊等
- (6) 大規模浸水
堤防破堤箇所は流速は早く、戸建て住宅は流出し、地域防災拠点を除いて区内全て浸水(最大浸水深4～5m)
ライフラインも止まり、浸水深の深い場所にある建物の区民は避難困難となり孤立し、要救助者の救出活動は困難
浸水継続日数は14日以上にも及ぶと推測される

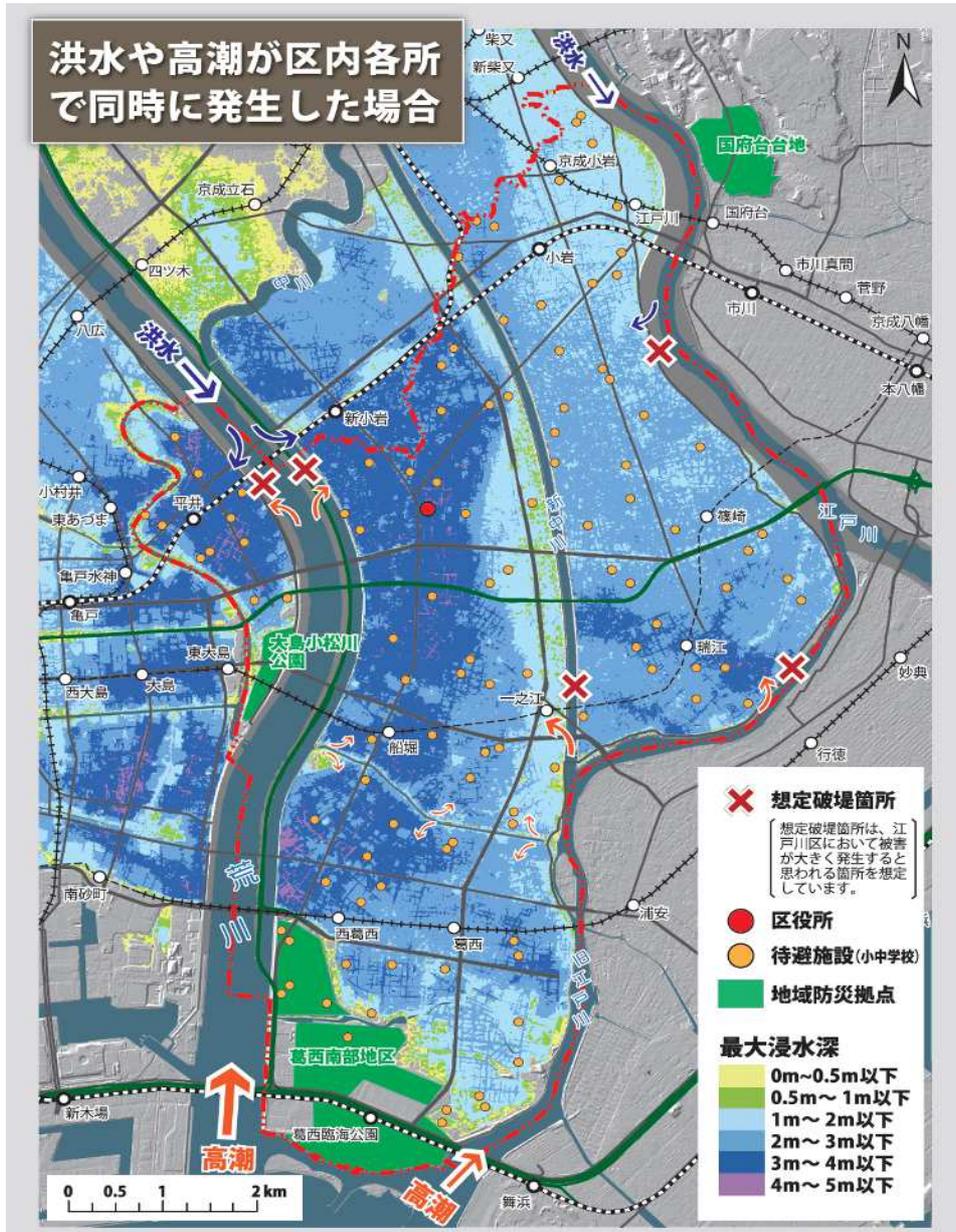
第4部 初動応急計画【複合災害編】



現時点で発生し得る最も厳しい想定（中央防災会議）
 室戸台風級（既往最大級）（最低気圧：911.6hPa）（時速：毎時 60～70km）
 首都圏沿岸部最悪コース
 （首都圏沿岸部の高潮偏差が大きく、最大被害となるコースを選定）

3 複合災害時の江戸川区の浸水想定区域

荒川、江戸川及び旧江戸川の堤防が決壊した場合における、江戸川区の浸水想定区域（江戸川区作成）を下图に示す。



複合災害の浸水想定区域

4 複合災害時の被害想定結果

浸水想定区域において影響を受ける区内の人口は、次のとおりである。

ケース	浸水で歩けず、救助が必要な区民の数	浸水する地域の人口 (総人口に占める割合)	浸水の被害
地震による水門機能不全に加え、高潮及び洪水で堤防が決壊した場合	約1.5万人	約64万人 (95.2%)	多くの地域で浸水の深さが2m以上

複合災害（江戸川区で考慮すべき最大最悪の災害）

【何もできない！ただ逃げるのみ！自分や家族の命を守れ！】

1 東京東部低地帯に位置する江戸川区の地勢を鑑みると、地震と洪水、高潮が重なる複合災害が懸念され、最悪の被害が予想される。複合災害のような最悪の場合でも、江戸川区から犠牲者を出さない取り組みが必要である。

2 最悪の災害が起こると、予想以上に深刻な事態が発生する。そこで、早い段階での江戸川区外への広域避難が最優先になる。

深刻な事態

- (1) 約69万人の区民が全員避難しようとする、区内待避施設（小中学校等）は満員となる
- (2) 区民が一斉に避難すると、大渋滞が起こり、被害が拡大する
- (3) 台風が接近すると、強風で身動きがとれなくなり、歩くことすらできない
- (4) 一度水没すると、区内で長期間孤立するおそれが生じる



移動可能な早いタイミングで区外へ避難することが必要不可欠

3 多くの人が区内の浸水区域に取り残されれば、救助の手は無くなる。ライフラインも止まり、一時的に命の危険を回避したとしても、場合によっては命の危険にさらされてしまう。区内に取り残された場合、以下の選択肢があるが、水の上に取り残された状況で生き延びるための備えが必要不可欠となる。

- (1) 待避施設（69万区民全ての避難者を収容できない）
- (2) 地域防災拠点（雨ざらしの屋外であり、災害時には不便）
- (3) 自宅ろうじょう（支援の手を期待できない）

【災害についての考え方】

いたずらに怯える必要はなく、各自が災害に備えて日々最善の努力を積み重ねる。最悪の災害に対して『正しく理解し、正しく恐れる』そして、自らの命を守る主体性を持つことが大切である。

複合災害における対応策の課題

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなるため、次の課題に対する検討が必要である。

(1) 早期区外避難の促進

近隣区市町村及び都、国と協議し、いざというときに、避難者を受け入れる区外の避難施設を具体化する。

(2) 避難誘導計画の具体化

避難経路の検討に伴い、広域避難（地域防災拠点等）に通じる主要な橋梁や道路等、一定区間を歩行者専用道路として利用・規制を行う。

(3) 救助計画の具体化

浸水した自宅や待機施設へ避難した方の救助計画について、救助までの水・食料などの救援物資配送方法について具体化する。

(4) 防災意識の啓発・区民への周知

区民に災害に備えることの必要性について理解を促し、具体的な対応行動を取ってもらうための防災意識の啓発活動を行い、地域防災活動の充実を図るために必要な支援を行う。

複合災害における今後の計画（行政の対応）

複合災害は、大規模浸水被害よりも更に被災自治体が広範囲にわたる。当然、1つの自治体だけで対応することは困難である。

広域連携は必須であり、今後も国や都、隣接区市と相互に連携し、具体的な広域避難について引き続き検討していく。

第4部 初動応急計画

その4 【火山噴火対策編】

解説と説明

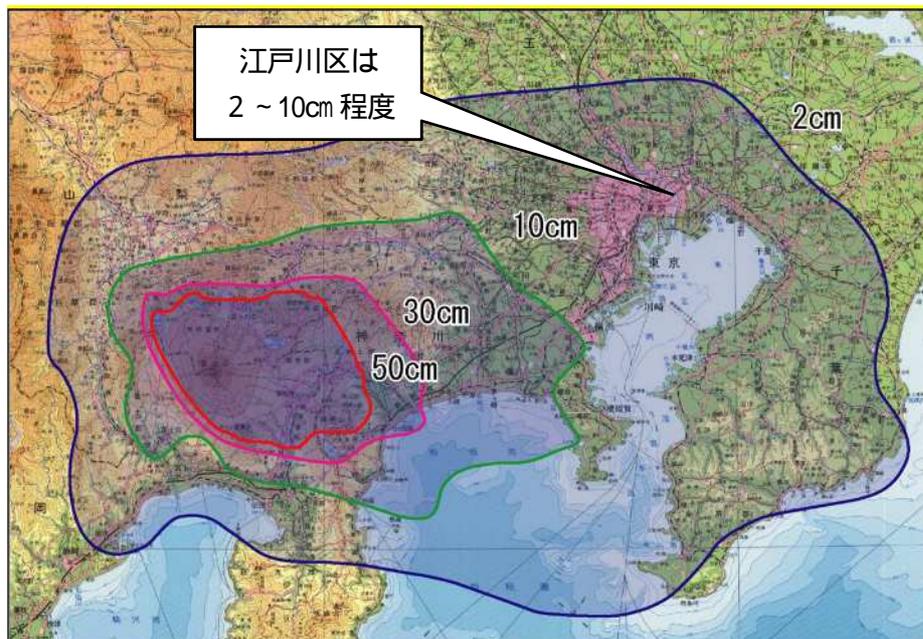
火山噴火

本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」及び富士山火山防災対策協議会が令和3年3月に公表した「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。江戸川区は富士山山頂火口から距離があるため、火山噴火現象により人命に影響を及ぼす可能性はないと考えられるが、風向きによっては降灰によって区民等の生活に影響が及ぶことが想定される。噴火の規模と東京都内における被害の概要は次のとおり。

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	梅雨期 その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり。)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

(「東京都地域防災計画 火山編(平成30年修正)」より)

降灰予想図(富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書資料に位置を図示)



第1章 初動応急計画

第1節 情報の収集・伝達

1 火山情報の収集

区は、富士山や浅間山のほか、区に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合は、気象庁の発表する噴火警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報や風向き等の情報を収集する。

気象庁が発表する火山に関する主な情報

情報名	概要
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。</p>
降灰予報	<p>噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報。</p> <p>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。</p>

第4部 初動応急計画【火山噴火対策編】

2 降灰状況の報告

区は、降灰状況を調査し、都に報告する。都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁でとりまとめられ、「火山活動解説資料」として公表される。

3 区民への広報

(1) 区

区は、降灰予報等により区に降灰のおそれがある場合は、防災行政無線、区公式ホームページ、ツイッター、えどがわメールニュース等により、降灰の予想、健康被害防止等への注意喚起について区民に周知する。

(2) 警察

警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都本部、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに警察署等を通じて、区民に周知する。

(3) 消防

東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知する。

(4) 被害状況調査

区及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

第2節 降灰対策

1 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

2 交通機関の応急・復旧対策

道路管理者及び鉄道管理者は、降灰により、施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

3 ライフライン機関等の応急・復旧対策

電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、各ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。

4 宅地等の降灰対策

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び区民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。ただし、区民では対応が困難な対策については、区が対応する。

降灰に対する各機関の対応

機関名	内容
区	宅地の降灰について、以下の対策を行う。 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告
都 (都市整備局)	降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国土交通省 (都市・地域整備局)	都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

5 火山灰の収集及び処分

(1) 火山灰の収集・運搬

- ・火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。
- ・火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。
- ・宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行う。
- ・宅地以外に降った火山灰の収集・運搬は、各施設管理者が行う。

(2) 火山灰の処分・最終処分場の確保

火山灰の処分の方法については、都及び関係機関との検討を踏まえ、決定する。

第3節 避難者の受入れ

都の地域における火山は、全て島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外避難が必要となることが予想される。

そのため、区は、都から避難者の受入れを指示された場合には、避難者の受入れ態勢を整備する。

第5部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 基本的考え方

1 復興の考え方

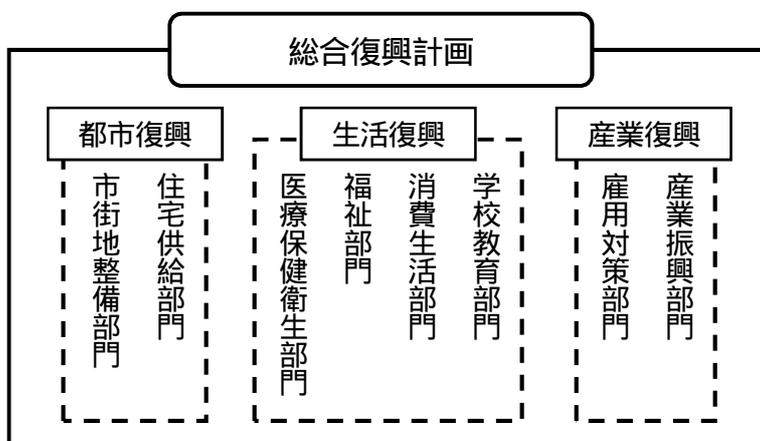
大規模な災害により甚大な被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

復興に際しては、将来の気候変動リスクも踏まえ、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、都市基盤の復興だけでなく、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的にすすめる。

2 江戸川区都市復興マニュアル

江戸川区では、「江戸川区被災市街地の計画的な復興整備に関する条例」(平成17年)に基づき、被災後のまちづくりについての具体的な手順及び手続きなどの行動指針として「江戸川区都市復興マニュアル」を策定している。

「江戸川区都市復興マニュアル」の復興対策は、応急・復旧対策以外の市街地整備等のまちづくり部門のみを対象としたものであり、それに生活復興、産業復興を加えて総合復興計画とする。



第2節 復興計画策定への取り組み

1 復興本部の設置

区長は、大規模災害により被害を受けた地域が区内の相当の範囲に及び、かつ、重大な被害を受けた場合は、被災後、できるだけ早い時期に区災害対策本部とは別に復興本部を設置する。

2 復興計画等の策定

区長は、復興計画の策定にあたっては、区域の被害状況を把握し、復興の取り組みを示した復興基本方針を策定する。

復興基本方針に基づき、復興計画をすすめるための復興計画を策定する。復興計画は、「都市の復興」「生活の復興」「産業の復興」等を内容とする。

3 復興計画の検討体制

復興計画の策定にあたっては、区民の意見や要望を反映するために、住民参加型の検討体制を取るものとする。

第2章 都市の復興

第1節 復興初動体制の確立

1 都市復興本部の設置

復興事業を迅速かつ計画的に実施するため、できる限り早期に都市復興本部を設置する。
都市復興本部は、被災直後に設置される区災害対策本部と緊密な連携が図られる組織体制とする。

2 被害概況の把握

(1) 家屋被害概況調査

区災害対策本部に集積する各種情報及び現地踏査に基づいて、被害状況を把握する。

(2) 建築物の応急危険度判定調査

被災建築物の余震等による二次災害の防止のため、危険度の判定を行う。

第2節 都市復興基本方針の策定等

1 都市復興基本方針の策定・公表

家屋被害概況調査等をもとに、速やかに区の都市復興への方向性を示す都市復興基本方針を策定し、区民に公表する。

2 建築基準法第84条に基づく建築制限

壊滅的な被災市街地で、基盤整備を図るべき地区について、建築制限を実施する。

第3節 都市復興基本計画の策定等

1 被害状況の詳細調査等

(1) 家屋被害状況調査

町丁目の街区単位で被害程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・被害なし）の全棟調査を実施する。

(2) 復興対象地区の指定

家屋被害状況調査データと地区の基盤整備状況、まちづくり計画などをもとに、地区を復興対象地区として「重点復興地区」、「復興促進地区」、「復興誘導地区」に指定する。

2 被災市街地復興特別措置法第7条に基づく建築制限

抜本的な都市基盤整備事業を行う地域について、事業を円滑に推進するため、「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定を行い、建築制限を実施する。

3 都市復興基本計画の策定・公表

都市復興基本方針を踏まえ、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、地区ごとの具体的なまちづくり方針について区民等の意見を聞き、その意見が十分に反映され

るよう必要な措置を講じ、都市復興基本計画を策定、公表する。

4 時限的市街地づくり

(1) オープンスペースの利用調整

被災状況を踏まえ、オープンスペースの用途別利用調整を行う。被災後の時間経過に対応した、暫定利用の転用のあり方についての調整を行う。

(2) 時限的市街地づくりの方針原案の作成及び決定

本格復興を円滑にすすめるために、暫定的な生活の場としての時限的市街地づくりの方針の原案を作成し、都へ報告する。

(3) 時限的市街地の建設・運営

都が建設した応急仮設住宅の入居者の募集と運営を行う。

都が行う公的住宅・民間住宅の空き家の利用あっせんについて、都に協力する。

第4節 都市復興事業の推進

1 復興まちづくり計画の策定

復興まちづくり計画（案）を作成し、区民に周知する。地元説明会やまちづくり協議会での協議結果を踏まえて、復興まちづくり計画を策定する。

2 復興都市計画の決定

復興まちづくり計画を実現する個々の事業について復興都市計画の原案を作成する。地元説明会やまちづくり協議会での協議結果を踏まえて、復興都市計画（案）を策定し、都市計画決定手続き（公告縦覧及び決定）を行う。

3 復興事業計画の作成・決定

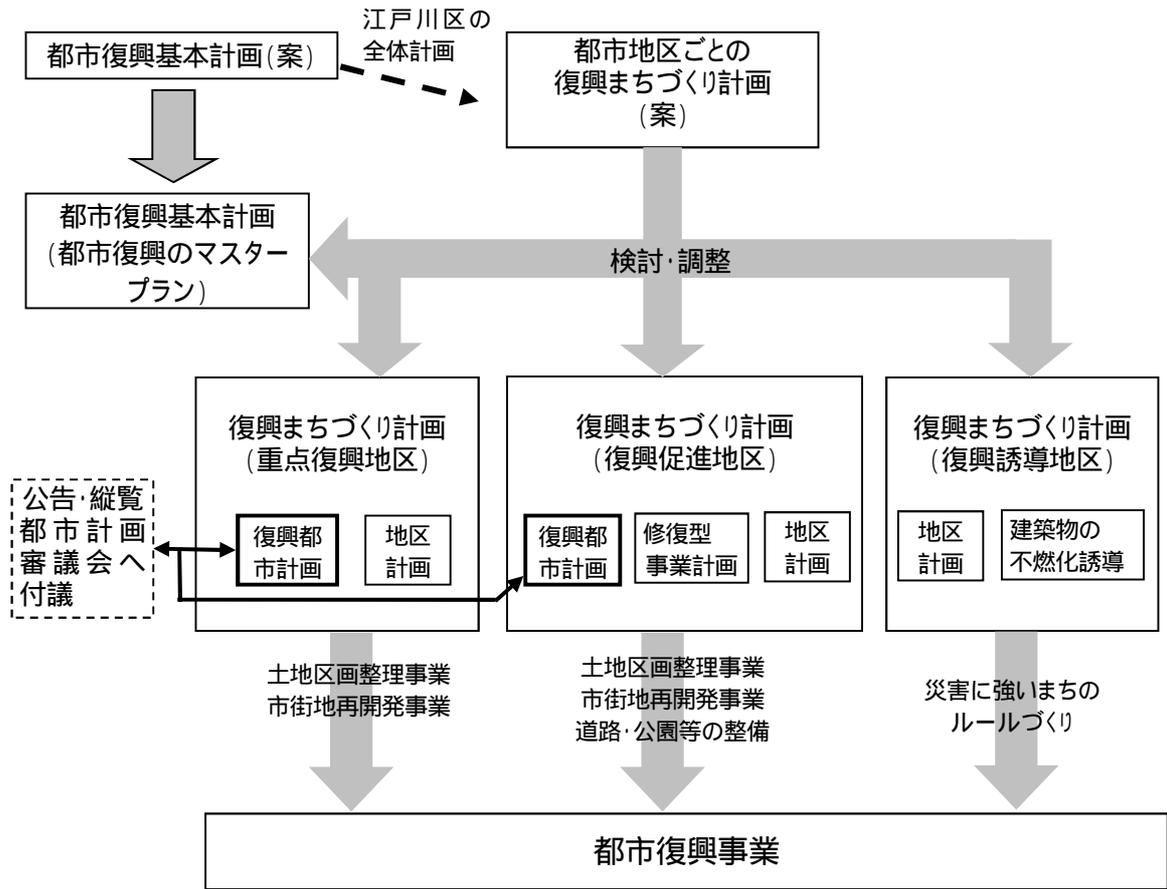
復興事業計画（案）を作成し、区民に周知する。地権者との協議を行い、合意形成を図り復興事業計画を決定する。

4 都市復興事業の推進

復興事業計画に基づいて、都市復興事業を円滑に推進する。

時限的市街地とは、区民が主体となって地域の復興をすすめるため、「暫定的な生活の場」として暫定的につくる市街地のことです。時限的市街地は、仮設の住宅、店舗や事業所と利用可能な残存建設物などから構成されます。

第5部 災害復興計画



第3章 生活・産業の復興

第1節 生活の復興

区民のくらしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

第2節 産業の復興

産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑にすすむよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業振興を図る施策をすすめる。

東京都の策定する産業復興方針と連携し、中小企業施策、農業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取り引き等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

付編 警戒宣言に伴う措置

第1章 計画の策定

第1節 策定の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。

一方、江戸川区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、部分的な被害が発生することも予想されるとともに、面積49.09平方キロメートルに約35万世帯69万人が生活していることなどから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため江戸川区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、江戸川区地域防災計画（以下、「区防災計画」という。）の付編として、「警戒宣言に伴う措置」を策定した。

平成29年9月に中央防災会議防災対策実行会議において発表された報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされた。

これにより国では、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を今後は行わないこととし、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。

そのため本区としては、今後の国や都の動向に注視し、必要に応じて地域防災計画に反映していくこととする。

第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の社会的経済的機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置。
 - (2) 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防

止のため必要な対策を盛り込んだものである。

- 3 東海地震に係る予防対策は、区防災計画「予防計画」及び「初動応急計画【震災編】」で対処する。
- 4 江戸川区の地域は、強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導または協力要請で対応するものである。

第3節 前提条件

本計画の策定にあたっての前提条件は、次のとおりとした。

- 1 東海地震が発生した場合の江戸川区の予想震度は、震度5弱（但し、中小河川沿い及び人工改変地の盛土部分は震度6に近い震度）である。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として最も混乱が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

第2章 事前の備え

第1節 東海地震に備え緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区防災計画の予防計画に基づき実施している。

しかし、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日公布）の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という新たな課題が生じてきた。このため、本章では警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取り上げるものとする。

1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

機 関	内 容
区	<p>防災行政無線の整備</p> <p>災害時、区及び防災関係機関（警察署・消防署等）並びに区民等を結ぶ情報連絡体制の整備を図るため、区防災計画の予防計画に基づいて昭和55年度から区独自系防災行政無線の整備導入を図り、昭和55年10月から運用を始めた。引き続き、施設の拡充に努め区民への情報伝達としての固定系無線による警戒宣言及び地震予知情報等の情報の正確かつ迅速化を図る。</p>
警察署	<p>情報伝達用資器材の整備</p> <p>車両運転者等に警戒宣言及び地震予知情報を伝達するための資器材を整備する。</p>
NTT	<p>情報連絡体制の整備</p> <p>(1) 通話制御</p> <p>警戒宣言等に伴い通話が集中的に発生した場合、早急に一般の通話を制限し、防災関係機関等の重要電話を確保する必要がある。このため通話規制を実施する。</p> <p>(2) 公衆電話の整備</p> <p>特設公衆電話の整備を実施する。</p>

2 被害の発生を最小限に止めるため緊急に整備する事業

機 関	内 容
区	<p>1 危険ブロック塀の防止対策として、調査を推進し、補修指導を実施する。また、区民へのブロック塀の安全対策についてのPR、各関係業者にも技術的向上、安全意識の高揚を促す。</p> <p>2 地震時には、ビルの窓ガラスや外装材等の落下による被害が予想されるため、危険防止の指導をしていく。</p>

N T T	1 通信網の信頼性向上対策 市外中継線・市内中継線等の伝送路が被災した場合でも、全面的に通信が途絶えることのないよう、伝送路を複数ルートに分散する。 2 長時間停電対策 発災時には、商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため通信用電源に必要な燃料の備蓄を増やすほか、蓄電池の整備を行う。 3 各種災害対策用資器材の整備 発災時における防災関係機関等の重要通信確保と迅速な復旧に備え、各種災害対策用資器材を整備する。
東京ガス	1 系統の多重化・拠点分散 ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。 2 代替施設の整備 臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

3 公共施設対策

機 関	内 容
東京ガス	1 ガス製造設備 消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。 2 ガス供給設備 ア 大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。 イ 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

区民が東海地震を正しく受け止め、これに対する的確な行動が取れるように、不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について教育、啓発及び指導するものとする。

1 広報

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時に取られる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

- (1) 広報の基本的流れは、平常時 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで警戒宣言が発せられたときから発災までの3つに区分し、広報する。
- (2) 広報内容は、下記の事項について実施する。

東海地震について

警戒宣言について
江戸川区の予想震度及び被害程度
区民の取るべき措置
事業者の取るべき措置
警戒宣言時に防災機関が行う措置

- (3) 防災機関が行う主な広報例は次のとおりであるが区はこれらの事項について防災関係機関と密接な連携のもとに総合的な広報を実施するものとし、防災関係機関は所掌事務について広報する。

帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
道路交通の混乱防止のための広報
電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
買い出しによる混乱防止のための広報
預貯金引き出し等による混乱防止のための広報
電気・ガス等の使用上の注意に関する広報
その他の広報

- (4) 区の広報計画

広報えどがわに掲載するとともに、パンフレット・リーフレット等を作成し、区の窓口あるいは町・自治会、自主防災組織を通して配布する。

- (5) 東京ガスの広報計画

警戒宣言時に需要家が的確な防災措置の行動が取れるよう、平常時からあらゆる機会を利用して広報活動に努め次の段階に合わせて実施する。

ア 平常時

イ 報道開始から警戒宣言が発せられるまで

ウ 警戒宣言が発せられたときから発災まで

広報手段については、(a) テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報 (b) 広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。

- (6) 首都高速道路(株)の広報計画

震災時において、利用者が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、各種の防災関連行事等でパンフレットの配付などの広報を実施する。

2 教育指導

区および学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。

- (1) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

地震発生時の安全行動

登下校(園)時等の安全行動 等

- (2) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」、防災ブック「東京くらし防災」・「東京防災」

「防災ノート」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

3 事業所に対する指導（消防署）

(1) 対象事業所

消防法及び火災予防条例により消防計画を作成することとされている事業所。

(2) 指導内容

消防計画に定める事項

- ア 自衛消防の組織に関すること。
- イ 地震の情報及び警戒宣言の伝達に関すること。
- ウ 避難誘導に関すること。
- エ 施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。
- オ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。
- カ 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

予防規程（危険物施設）に定める事項

（但し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。）

- ア 施設の安全を確保するための操業の制限・停止、その他の措置に関すること。
- イ 休日・夜間等における従業員の参集・連絡に関すること。
- ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備・資器材の点検・配置、その他の措置に関すること。
- エ 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
- オ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
- カ 火気の使用制限・禁止等出火防止のための措置に関すること。
- キ 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。
- ク 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- ケ タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
- コ 区民に対する広報に関すること。
- サ その他、地震防災上必要な措置に関すること。

指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導。
- イ 講習会・後援会・その他各種集会による指導。
- ウ 各種業界・団体等の自主防災研修による指導。
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導。

4 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置いた訓練を実施する。

区分	機関	内	容
----	----	---	---

<p>総合防災訓練</p>	<p>区</p>	<p>東海地震注意情報及び警戒宣言時において、区及び防災関係機関が実施する防災措置の迅速化・的確化を確保するため、防災関係機関及び区民の協力を得て、同一日時に共同して訓練を実施する。</p> <p>これより、区をはじめとする防災関係機関が区防災計画を熟知し、防災関係機関相互の連絡体制を確立し、実践的能力のかん養を図るとともに、広く区民一般に防災思想の普及と意識の高揚に努める。</p> <p>1 参加機関 (1) 区 (2) 防災関係機関等 (3) 区民</p> <p>2 訓練項目 (1) 参集訓練 (2) 本部運営訓練 (3) 情報伝達訓練 (4) 現地訓練</p>
<p>その他の訓練</p>		<p>1 地域訓練 自主防災組織、町・自治会等の訓練を警察署・消防署と密接な連絡を図りながら実施していく。 なお、各組織においては少なくとも、年1回以上実施するように指導する。</p> <p>2 職員訓練 初動訓練（参集）・図上訓練・情報伝達訓練を通じ、区民等に対し指導的役割を果たせるように、本計画の周知徹底を図る。</p>
<p>警備・交通規制訓練</p>	<p>警察署</p>	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関、区民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関 (1) 区及び防災関係機関 (2) 区民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通規制訓練（低速走行訓練を含む） (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度、決定する。</p>

<p>消防訓練</p>	<p>消防署</p>	<p>警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 区民及び事業所 (3) 防災関係機関 (4) 災害時支援ボランティア</p> <p>2 訓練項目 (1) 消防機関の訓練 (2) 防災関係機関と連携した訓練 (3) 区民及び事業所の参加する訓練 (4) 前(3)までの総合訓練</p> <p>3 訓練の種別 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 通信運用訓練 (6) 震災警防本部等運営訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練</p> <p>4 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度、決定する。</p>
<p>応急医療訓練</p>	<p>医師会 江戸川区</p>	<p>1 災害医療対策本部の招集並びに各救護隊に対する速やかな伝達方法の訓練を実施する。</p> <p>2 医療機関特に入院患者を収容している所では、安全対策を定め、反復して防災訓練を実施する。</p>
<p>その他の防災機関訓練</p>	<p>NTT</p>	<p>地震発生後の措置とともに、警戒宣言時における措置について、毎年1回以上防災訓練を実施する。警戒宣言時等の措置について実施する主な訓練内容は次のとおりである。</p> <p>1 準備警戒業務 (1) 警戒宣言等情報の伝達 (2) 工事中の施設に対する安全措置 (3) 重要資料類の確認と防災措置 (4) 応急復旧態勢確立のための措置</p> <p>2 重要通信確保等の業務 (1) 通信疎通状況の監視と把握 (2) 輻輳発生時の諸措置 (3) 広報活動</p>
	<p>下水道局 都</p>	<p>覚書に基づき、円滑な運用に向けたし尿受入れ訓練を実施する。</p>
	<p>その他の防災機関</p>	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上の防災訓練を実施する。</p>

第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意 情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの 対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、本章においては、東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報の発表及び判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき対応について定めるものとする。

第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応

1 東海地震に関連する調査情報発表時の態勢

(1) 東海地震に関連する調査情報の内容と配備態勢

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報。臨時と定例の2種類があり、平常時の活動を継続しながら情報連絡態勢を取るなど必要な態勢を維持する。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	情報連絡態勢
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	対応態勢なし

(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報収集等

区危機管理部は連絡態勢を取り、都等関係機関から情報収集を行う。

第2節 東海地震注意情報の対応

1 東海地震注意情報発表時の態勢

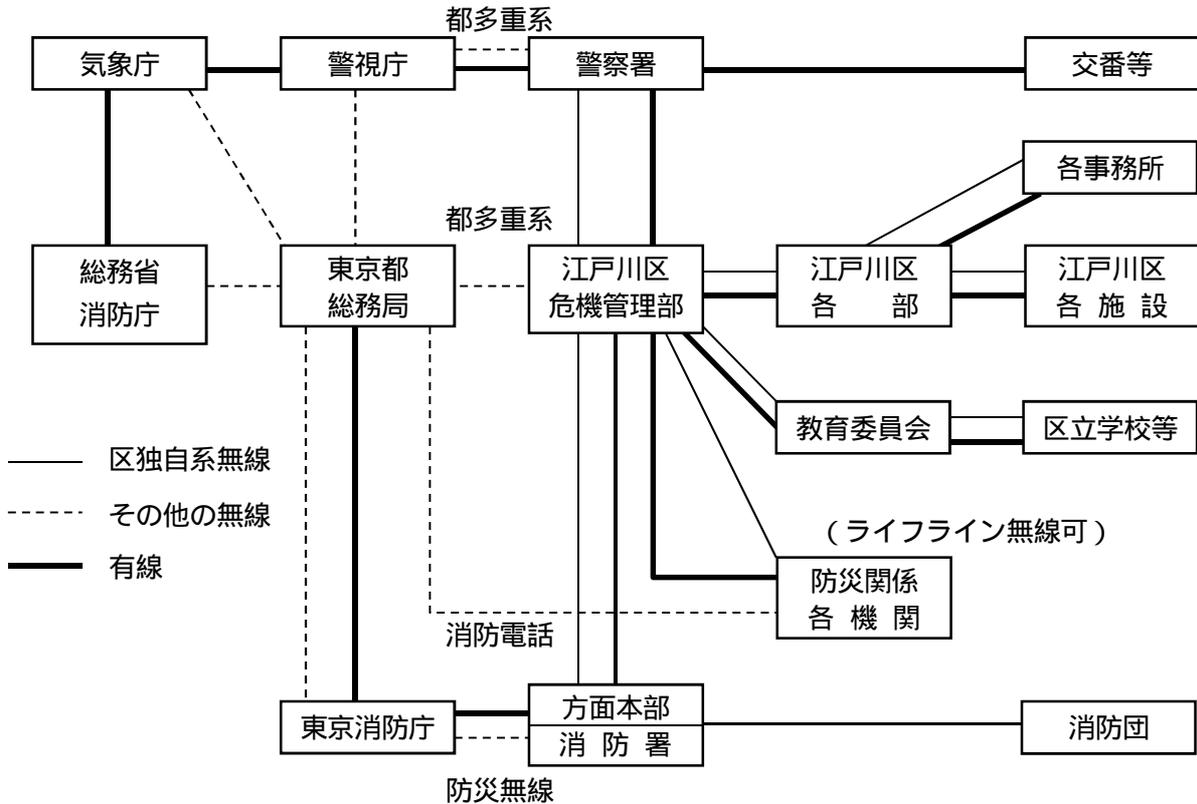
東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）が発表された場合、防災関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動態勢に入る必要がある。このため、ここでは判定会招集連絡報の伝達に関し、必要な事項を定める。

なお、注意情報の中では判定会の開催も報じられ、注意情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表	担当職員の参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

2 関係機関への伝達系統

江戸川区を中心とした注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりである。



3 伝達事項

- (1) 区及び防災関係機関は、注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置を取ることと合わせて伝達する。
- (2) 判定会が開催され、その結果地震の発生に繋がらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

4 活動態勢

注意情報を受けた場合、区及び防災関係機関は災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢を取るとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制を取るものとする。

機 関	内 容
区	1 区災害対策本部の設置準備 区は注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡態勢を取るとともに、災害対策本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、第2次非常配備態勢を取る。なお、動員伝達は各部、各課で定める情報伝達経路により指示するものとする。 3 注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部設置までの間、区は初動態勢にて次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 防災関係機関との連絡調整

警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置 注意情報の発表を受けた時点で速やかに現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。 2 職員の参集 職員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、または注意情報の発表を知ったときはあらかじめ定められた場所に参集する。
消防署	<p>注意情報の発表を受けた場合は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止または縮小し、次の措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災態勢の発令 2 全消防職員及び消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 車両、物資等の調達準備 5 関係機関からの情報収集態勢の確立 6 震災消防活動計画、対策資料の準備
NTT	<p>注意情報が発表された場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通話量等通信疎通状況の監視 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視 3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 4 電話利用の自粛等広報活動
その他の防災機関	<p>東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震事前対策」によるほか、江戸川区の地域特性に応じて対処する。</p>

5 注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことに伴い、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、区民の冷静な対応が望まれるところである。

区及び防災関係機関は密接な連絡を取り、混乱発生の予測がされる場合は、防災行政無線・FMえどがわ・J：COM・広報車等により必要な広報を行う。

6 混乱防止措置

注意情報発表等により、種々の混乱発生のおそれのあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための防災関係機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 対応措置の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 混乱防止に必要な情報の収集及び伝達 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 対応措置の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項

	<p>2 対応機関 都総務局（総合防災部）が各局、防災関係機関の協力を得て対処する。</p>
警察署	<p>1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して正確な情報の収集に努め、住民、運転者等に対して、冷静に対応するよう呼びかける。</p> <p>2 混乱の未然防止 駅、主要交差点等、混乱が予想される施設・場所等に必要な人員を配置して、混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合は、交通規制、整理誘導等を行う。</p>
NTT	<p>注意情報の報道に伴い、区民及び事業所による通話が集中的に発生し、電話が著しく掛かりにくくなることが予想される。この場合においては、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に次により措置する。</p> <p>1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。</p> <p>2 電話が著しく掛かりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。</p> <p>3 一般通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保する。</p>
その他の防災機関	<p>東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震事前対策」によるほか江戸川区の地域特性に応じて対処する。</p>

第4章 警戒宣言時の対応措置

第1節 活動態勢

1 区の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認めた場合は、災害対策基本法 23 条の 2 の規定に基づき、災害対策本部を設置し、直ちに都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(2) 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、江戸川区役所 5 階防災センター（災害対策本部室）とする。

(3) 本部の組織

本部の組織は、江戸川区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

江戸川区災害対策本部組織図

本部長	区長
副本部長	副区長 教育長
本部長室員	危機管理部長 経営企画部長 SDGs 推進部長 新庁舎・施設整備部長 総務部長 都市開発部長 環境部長 文化共 育部長 生活振興部長 産業経済部長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部長 区議会事務局 教育推進課長 その他本部長 の指名する者
部	危機管理部 広報部 総務部 都市開発部 環境部 文化共育部 生 活振興部 産業経済部 福祉部 子ども家庭部 健康部 土木部 教 育部 渉外部

(4) 本部の所掌事務

警戒宣言、予知情報及び各種情報の収集・伝達
社会的混乱の発生防止及び混乱回避策の決定
生活物資等の動向及び調達準備調整
防災関係機関の業務に係る連絡調整
区民への情報提供

(5) 配備態勢

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢及び配置人員は次のとおりである。

本部の非常配備態勢は第 2 次非常配備態勢とする。

配備人員は江戸川区災害対策本部運営要綱による。

2 防災関係機関等の活動態勢

(1) 防災関係機関は警戒宣言が発せられた場合は、区防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるようにその所掌事務について適切な措置を取るものとする。

(2) 防災関係機関は上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員

の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

- (3) 区の地域内の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は区防災計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について区に協力するものとする。

3 相互協力

警戒宣言が発せられた場合は区をはじめ防災関係機関が相互に協力し合い、的確な措置を講ずる必要がある。このため区及び防災関係機関は、平常時から相互協力について密接な連携を図り警戒宣言時の混乱防止、被害の軽減、警戒宣言後の措置について協力、応援等の態勢を確立しておくこととする。

防災関係機関への応援要請

区と防災関係機関、防災関係機関相互の応援は次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書によって処理するものとする。

また、区では対応しきれないものについては、東京都に対し応援の要請またはあっせんを求めるものとする。

応援（あっせん）を希望する機関名

応援（あっせん）を必要とする日時・期間

応援（あっせん）を必要とする場所

応援（あっせん）を必要とする活動内容

応援（あっせん）を希望する物資・資器材等の品名及び数量

災害の状況及び応援（あっせん）を求める理由

その他必要な事項

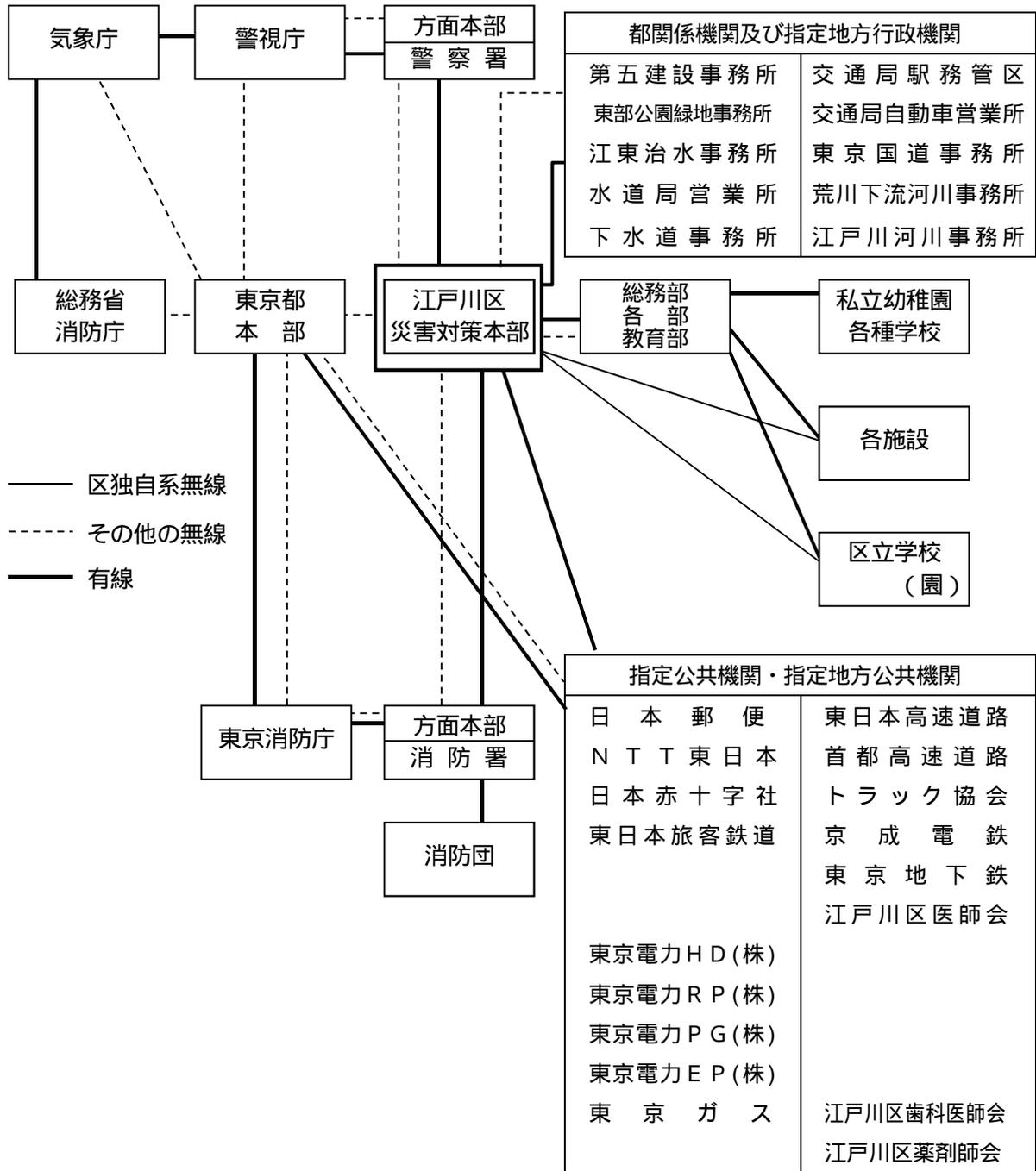
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、防災関係機関が警戒宣言及び予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに区民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

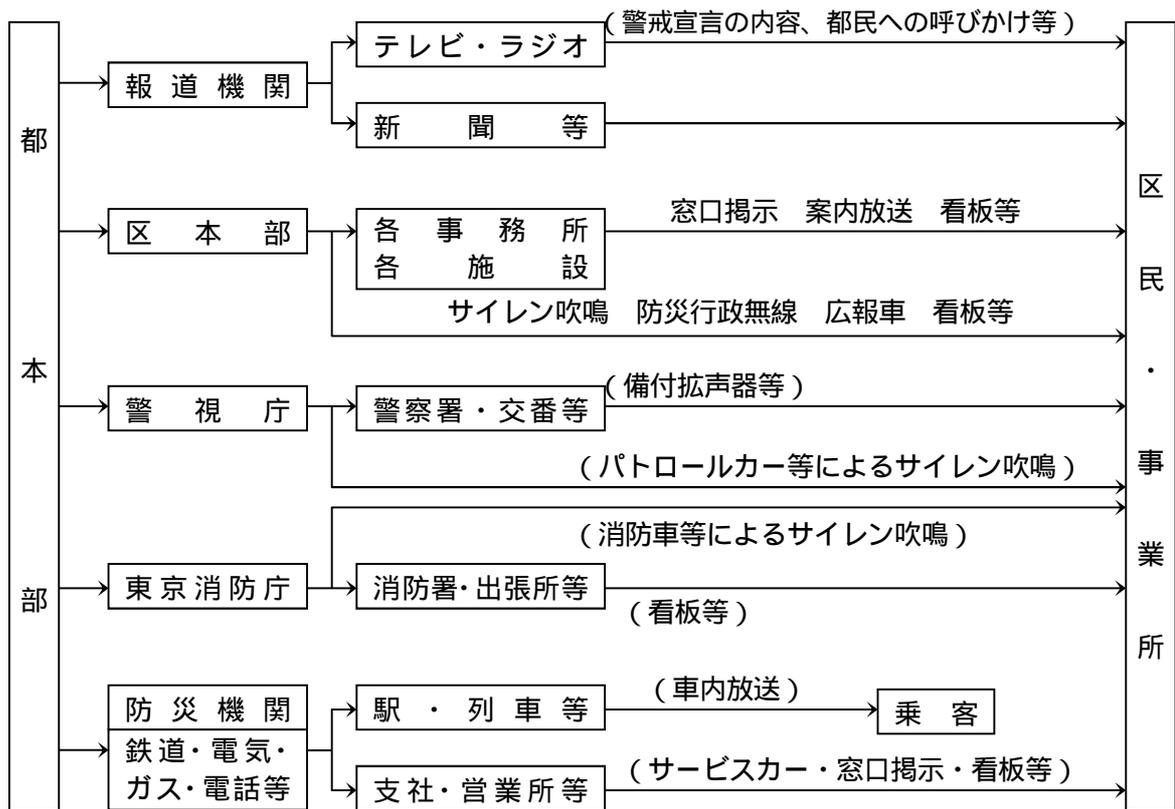
本章ではこのため、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言時の情報伝達

- (1) 区を中心とした警戒宣言及び地震予知情報等の伝達系統は次のとおりである。



(2) 区民に対する警戒宣言の伝達及び広報手段は次のとおりである。



(3) 伝達態勢

機 関	内 容
区	1 区は都より警戒宣言及び予知情報について通報を受けたときは、直ちに各部に庁内放送・防災行政無線・有線電話等により伝達する。 2 1の伝達を受けた教育委員会は、直ちにあらかじめ定めた伝達系統により、区立学校(園)長に伝達するとともに、所定の措置を取るよう指示を発する。 3 1の伝達を受けた総務部は、直ちにあらかじめ定めた伝達系統により私立各種学校に伝達するとともに、所定の措置を取るよう指示する。 4 1の伝達を受けた子ども家庭部並びに文化共育部は、直ちにあらかじめ定めた伝達系統により保育園(公・私立)、私立幼稚園、共育プラザ等に伝達するとともに、所定の措置を取るよう指示する。 5 区民及び事業所に対しては、警察署・消防署と協力し、サイレンの吹鳴による防災信号(図-1)並びに広報車・防災行政無線の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警 察 署	1 警戒宣言の通報を受けたときは、直ちに全職員に伝達する。 2 区と協力しパトロールカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。
消 防 署	1 警戒宣言の通報を受けたときは、直ちに全職員並びに消防団に伝達する。 2 区と協力して消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。
その他の防災機関	1 東京都地域防災計画(震災編)第5部「東海地震災害事前対策」により対処するほか江戸川区の地域特性により対処する。

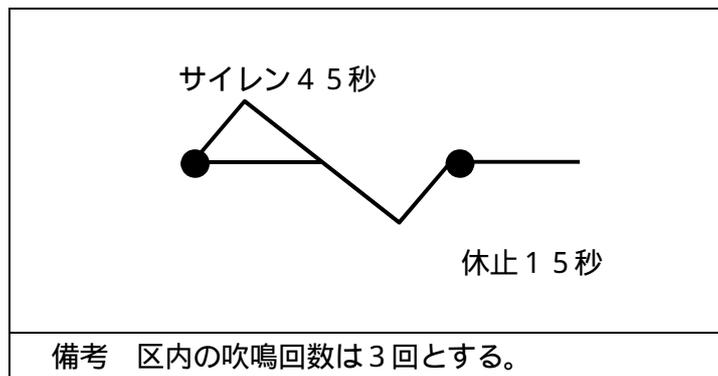


図 1 防災信号(サイレン)の吹鳴型式

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりである。

警戒宣言の内容

江戸川区での予想震度

防災対策の実施の徹底

その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の情報伝達

警戒宣言が発せられた場合、区と防災関係機関と密接な連絡を図り、広報活動を実施する。防災関係機関は所掌事務に応じた広報事項についてあらかじめ広報文案を定めておくものとする。防災行政無線放送・広報車・パトロールカー・消防車・看板の掲出・窓口表示等あらゆる手段を活用して広報を実施する。

(1) 区の広報

区民に対して防災関係機関と密接な連絡を図り、総合的な見地から広報を行う。特に重要な広報はあらかじめ定めておくものとする。

広報項目

ア 警戒宣言の内容の周知徹底

イ 各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ

ウ 防災措置の呼びかけ

広報の実施方法

防災行政無線・広報車・自主防災組織を通じて広報活動を実施する。

(2) 防災関係機関の広報

東京ガスネットワーク(株)

区民に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

東京電力パワーグリッド(株)

テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

NTT東日本(株)

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言発令後、テレビ・ラジオ等マスコミを通じ、次について広報する。

ア 電話利用の自粛

報道機関等の緊急に必要な重要通話を確保するため、一般の電話の利用をさし控えてもらうように周知する。

イ 電話の掛かり具合

通話量が多くなり、電話が掛かりにくくなった場合は利用制限を行う。この場合は電話の掛かり具合を周知する。

ウ 発災後の注意事項

地震発生後は、受話器はずれに注意するなど発災後の注意事項について周知する。

第3節 消防・水防・危険物対策

1 消防対策（消防署）

(1) 活動体制

消防部隊の編成強化

ア 全消防職員・団員の招集

イ 警戒派遣所（臨時屯所）への消防隊の派遣（江戸川区内10か所）

高所見張、情報活動隊等による警戒態勢の確保

区内10か所に消防職員を派遣し、火災の早期発見に努める。

2 水防対策

(1) 江戸川区

水門・垵(いり)等の施設の点検

施設配置要員は、速やかに水門・垵(いり)等の施設点検等を行う。

水門・垵(いり)等施設一覧 (常時閉鎖)

施設名	所在地	河川名	連絡先
善兵衛樋管	北小岩 8-29 先	江戸川	(5662)0096
興農樋管	北篠崎 1-9 先	〃	〃
南坂樋管	北篠崎 2-28 先	〃	〃
下浅間樋管	上篠崎 1-16 先	〃	〃
本郷樋管	篠崎町 2-64 先	〃	〃
前野樋門	東篠崎 1-7 先	旧江戸川	〃
宿川樋門	江戸川 3-46 先	〃	〃
稲荷樋門	江戸川 5-28 先	〃	〃
千種樋門	東葛西 3-15 先	〃	〃
左近樋門	東葛西 9-23 先	〃	〃
興宮樋門	南小岩 5-3 先	新中川	〃
大杉樋門	大杉 3-25 先	〃	〃
無名垵	一之江 1-17 先	〃	〃
椿樋門	春江町 2-3 先	〃	〃
春江樋門	一之江 2-22 先	〃	〃
西小松樋門	東小松川 3-3 先	中川	〃
新左近川水門	臨海町 1-4 先	〃	〃

水防資器材の点検整備

備蓄資器材の点検整備を行う。

(2) 東京都江東治水事務所

水門等の施設の点検

施設配置要員は、速やかに水門等の施設点検を行う。

水門等施設一覧

施設名	所在地	河川名	連絡先
今井水門	江戸川 4-14	旧江戸川 ・新中川	(5620)2490
小名木川排水機場	江東区東砂 2-17-1	旧中川	〃
木下川排水機場	平井 7-34-25	〃	〃

(3) 東京都第五建設事務所

水防資器材の点検整備

ア 備蓄資器材の点検整備を行う。

イ 水防計画により、関係事業所に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。

なお、水防管理団体(区)から要請があった場合、直ちに対応する。

3 危険物対策

(1) 消防署

危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。

- ア 操業の制限・停止
- イ 流出拡散防止資器材等の点検・配置
- ウ 緊急遮断装置の点検・確認
- エ 火気使用の制限または禁止
- オ 消火設備等の点検確認

化学薬品取扱施設に対して、次の措置を実施するよう指導する。

- ア 転倒・落下・流出拡散防止対策
- イ 引火または混乱・混しよく等による出火防止

(2) その他の防災関係機関

東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震事前対策」によるほか、江戸川区内の地域特性に応じて処理する。

第4節 警備・交通対策

1 警備対策（警察署）

(1) 警備本部の設置

警察署は、東海地震注意情報が発表された段階で、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。

(2) 各警察署は、災害事務処理に必要最小限の要員を除いて部隊を編成し次の措置をとる。

- 混乱防止対策
- 危険物対策
- 事前の避難誘導対策
- 治安維持活動
- 津波に対する警戒活動

(3) 警備部隊の配備

警戒宣言が発せられた場合、混乱のおそれがあるJR小岩駅・平井駅、京成小岩駅・江戸川駅、東西線葛西駅・西葛西駅、都営新宿線東大島駅・船堀駅・一之江駅・瑞江駅・篠崎駅、JR京葉線葛西臨海公園駅にあらかじめ部隊を配備するとともに、市川橋西詰・蔵前橋通り・千葉街道・京葉道路・環状七号線など主要道路の交通規制箇所に必要な応じた部隊を配備する。

2 交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

基 本 的 方 針	<p>都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</p> <p>非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。</p>
-----------------------	---

(1) 交通対策本部等の設置

東海地震注意情報が発表された場合、警視庁本部に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切り替えて、総合的体制を取る。

(2) 運転者の取るべき措置

運転者等の取るべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

走行中の車両

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では40km/h、一般道路（首都高速道路を含む。）は時速20km/hに減速すること。
- イ カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- ウ 目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- エ バス・タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに取ること。
- カ 現場警察官等の指示に従うこと。

駐車中の車両

- ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場・空地等に移動する。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車するときは、路上の左側に寄せてエンジンを切ること。
なお、エンジンキーは付けたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。

(3) 警戒宣言時の交通規制

警戒宣言が発せられたときは、次のように規制を行う。

- ア 環状七号線の内側の道路（水戸街道以南は中川大橋から中川・新中川及び江戸川を結んだ線とする。）では都心方向に向かう車両は抑制する。
- イ 環状七号線以遠の道路
蔵前橋通り・京葉道路及び東京環状線（国道16号）については、必要に応じて通行を制限する。
- ウ 都県境から流入する車両
千葉県境から流入する車両の走行は抑制する。
- エ 高速自動車国道及び首都高速道路の都県境においては、前記イ及びウに準ずるほか、状況により車両の流入を制限する。

その後の交通状況によっては、前記アの交通規制を変更し、あるいは前記アの地域、路線を指定して必要な規制を行うものとする。

(4) 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境及び主要交差点等に配置し、必要に

3 道路管理者の取るべき措置

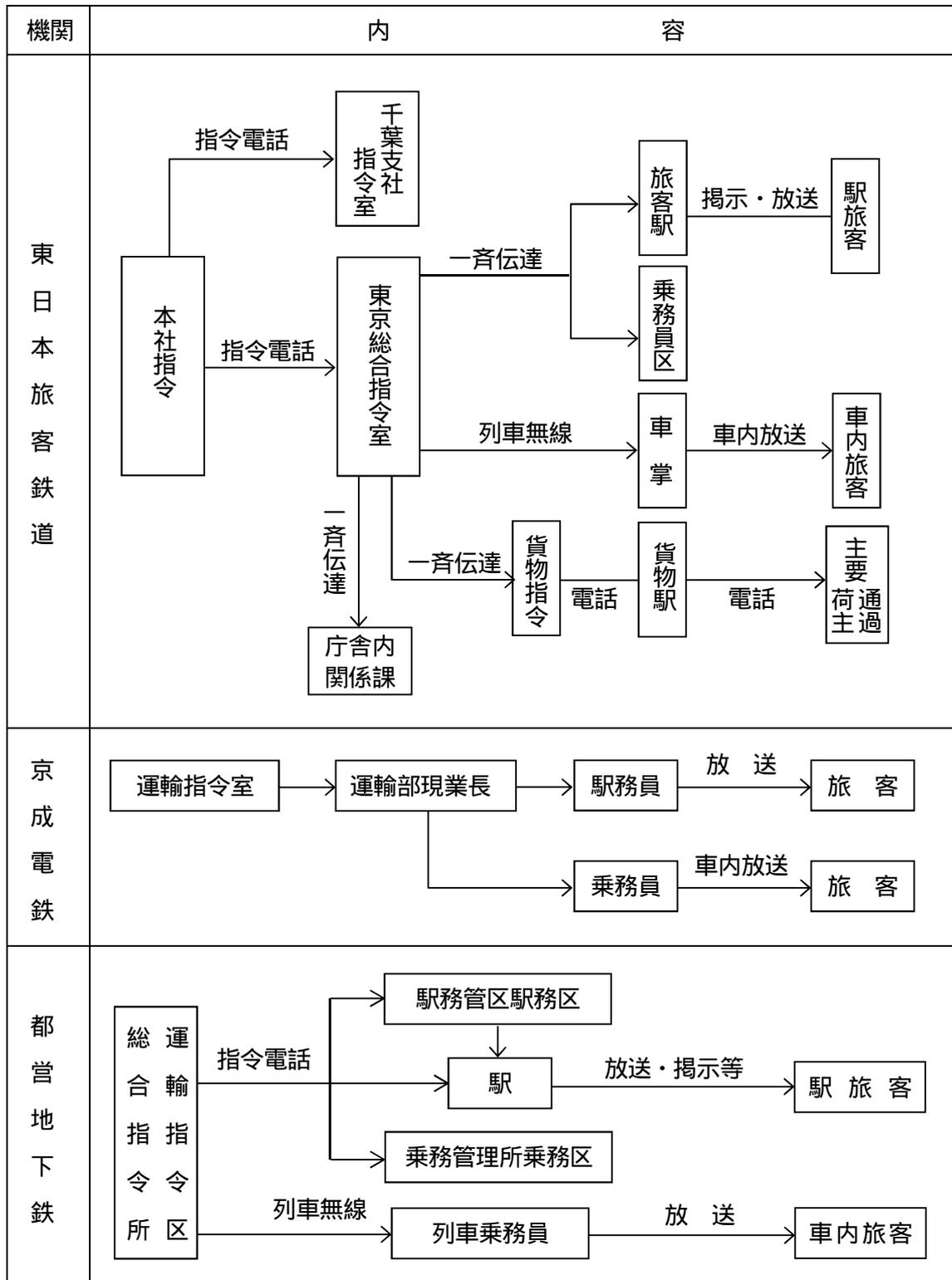
機 関	内 容
区	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路・緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車等の円滑な運行の確保を図る。</p>
第五建設事務所	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路・緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別監察を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。</p>
東京国道事務所	<p>管理する区内の国道については次のような措置を取る。</p> <p>(1) 警戒宣言が発せられた場合、その内容を考慮し被災が予想される地域にあたっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。</p> <p>(2) 地震発生危険に鑑み、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置を取るものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保全処置を講ずる。</p>
首都高速道路(株) 東京東局	<p>警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。</p> <p>1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。また、有事に備え、長大橋、トンネル等の大規模構造物には、事前にパトロールカーを配備する。</p> <p>2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を利用者に対して行う。</p> <p>3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。</p> <p>4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中的箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。</p>

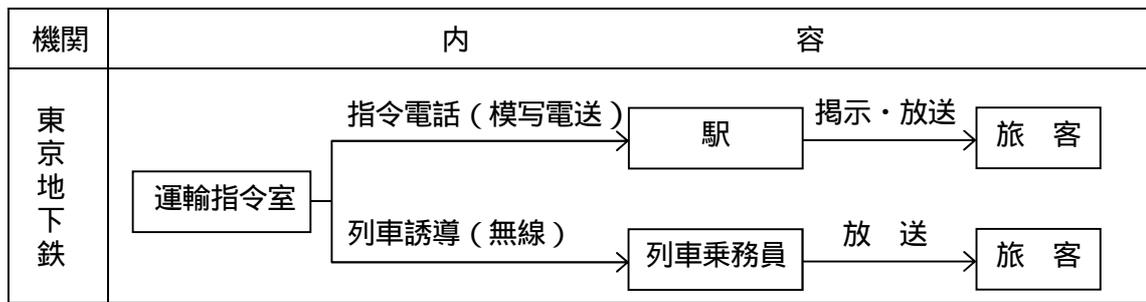
第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が通報された場合は、次の方法及びルートで列車・駅並びに旅客等に伝達する。





(2) 列車運行措置

東日本旅客鉄道（東京総合指令室）

ア 強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 強化地域に近接する下記線区は、折返し設備の不足または構造物耐震上の理由により、列車の運転を中止する。

(ア) 東海道本線 - 藤沢・茅ヶ崎間

(イ) 中央本線 - 高尾・上野原間

(ウ) 青梅線 - 青梅・奥多摩間

(I) 相模線 - 橋本・厚木間

都交通局及び民鉄各社

ア 運行方針

防災関係機関・報道関係並びに各鉄道機関との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機 関	警戒宣言当日	翌日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・京成電鉄 ・東京地下鉄 ・都営地下鉄 	<p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</p> <p>なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p>	<p>あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。</p> <p>なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障をきたすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置を取る。

機 関	内 容
区	<p>1 平常時から区民等に対し、広報えどがわ・パンフレット・リーフレット等の手段を活用して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の広報を行う。</p> <p>2 警戒宣言時においては、鉄道関係及び警察署並びに都と密接な連絡を取り情報を入手するとともに、防災行政無線放送・広報車等により事業所等に対して極力平常通りの通勤、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。</p>
消 防 署	<p>平常時から、区内の全事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。</p>

その他の 防災機関	東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震事前対策」によるほか、江戸川区の地域特性に応じて対処する。
--------------	--

(4) 主要駅等の警備

警察署は警戒宣言が発せられた場合、区及び防災関係機関と密接な連絡を取り正確な情報の収集に努め、混乱の発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については部隊を配備する。

(5) 列車の運転中止等

鉄道機関は区及び防災関係機関と協力のもと混乱防止、被害の軽減に努めるものであるが、万一駅等で混乱が拡大し人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運行を中止する場合がある。

2 バス・タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）・ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときは、減速（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞により、タイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置を取る。</p> <p>ウ 危険箇所等を通る路線については、運転中止・折返し・迂回等事故防止のため適切な措置を取る。</p> <p>エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置を取る。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	<p>1 タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p>
都個人タクシー協会	

(3) 混乱防止措置

旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区・警察署・消防署・各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民及び事業所に対する広報及び指導を行う。

バスターミナル・タクシー乗場等の混乱防止
関係機関が協力して、バスターミナル・タクシー乗場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校・病院・福祉施設対策

1 学校（区立幼稚園・小学校・中学校）

(1) 在校時

警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは原則臨時休校の措置を取る。

警戒宣言が発せられた後、幼児・児童・生徒等を計画に従って帰宅させる。

帰宅にあたって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。

中学校生徒については、個々に帰宅経路手段（徒歩・自転車・バス・電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

小・中学校心身障害児学級の児童・生徒については、保護者に引き渡し、引き取りのない者について学校で保護することは、幼稚園・小学校と同様とする。

(2) 校外指導時

宿泊を伴う指導時（移動教室・夏季施設・修学旅行）の場合は、強化地域内を問わず、地元官公署と連絡を取り、その地の災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校に連絡を取り、対応の状況を江戸川区教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。

遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、原則として即時帰校（園）の措置を取る。

帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は適宜の措置を取る。

強化地域の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置を取る。

（注）電話の輻輳により、連絡が取りにくくなることを十分考慮する。

(3) 学校（園）におけるその他の対応

幼児・児童・生徒等を帰宅させた後、水の汲み置き・備品等の転倒・落下防止・火気・薬品類による火災防止・消火器及び応急備品の点検・施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置を取る。

学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水・食料・寝具等については、あらかじめ予測される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、または地域の業者から供給を受けられるよう手配しておく。

残留する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。

残留する幼児・児童・生徒の数、校外指導時に取った措置等の必要な事項をできるだけ早く江戸川区教育委員会へ報告するよう努力する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

警戒解除宣言は、ラジオ・テレビ・都区市町村の広報によって得るものとする。

解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたとところによる。

(5) 児童生徒に対する伝達と指導

学校は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切り替え、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項・解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明し、児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引き取りに来校する事態が予想される。

学校においては、判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置を取ることとしている。

従って、そのような事態が起こることのないように、学校は平素から保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。判定会招集の報道を知った家庭は、水・食料・救急用品の準備確認・火災防止・家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置を取りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるように連絡しておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置を取る。

2 私立学校（私立幼稚園・私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校）

(1) 在校時

警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置を取る。

警戒宣言が発せられた後、幼児・生徒等を計画に従って帰宅させる。

帰宅にあたって、幼児については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。

私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校の生徒については、個々に帰宅経路手段（徒歩・自転車・バス・電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校の生徒で、遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。

私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校の生徒の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画に従って必要な措置を取る。

スクールバスを使用している幼児・生徒については、保護者の事前に指定してある地点で引き渡すこととする。

障害児を受け入れている幼稚園については、幼児の通園範囲、障害の状況、残留幼児の収容、スクールバスの使用の是非等、それぞれの園の実態に応じて、一層きめ細かな対応

措置を取るようにする。

(2) 校外指導時

宿泊を伴う指導時（移動教室・夏季施設・修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署と連絡を取り、その地の災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡を取り、校長（園長）は対応の状況を江戸川区に報告するとともに保護者への周知を図るよう努力する。

遠足等の場合は、その地の官公署と連絡を取り、原則として即時帰校（園）の措置を取る。帰校（園）後、幼児・生徒を在校（園）時同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は適宜の措置を取る。強化地域内の場合は、その地の官公署と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。江戸川区への通報、保護者への連絡は前項と同様の措置を取る。

（注）電話の輻輳により、連絡が取りにくくなることを十分考慮する。

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

幼児・生徒を帰宅させた後、水の汲み置き・備品等の転倒・落下防止・火気・薬品類による火災防止・消火器及び応急備品の点検・施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置を取る。

学校（園）に残留し保護する幼児・生徒のために必要な飲料水・食料・寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し各学校（園）において準備するか、または地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

残留する幼児・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置を取る。

残留する幼児・生徒の数、校外指導時に取った措置の必要な事項をできるだけ早く江戸川区（総務部、子ども家庭部、教育委員会）へ報告するよう努力する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

警戒解除宣言はラジオ・テレビ・都区市町村の広報等によって得るものとする。

解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

(5) 生徒に対する伝達と指導

学校は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明し、生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、幼児の保護者が直ちに引き取りに来園する事態が予想される。学校においては、判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置を取ることにしている。

従って、そのような事態が起こることのないように、学校は平常時から、保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。判定会招集の報道を知った家庭は、水・食料・救急用品の準備確認・火災防止・家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置を取りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう連絡しておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置を取っても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来園

した場合は、園長の責任において臨機の措置を取る。

3 病院・診療所

(1) 診療態勢

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
江戸川区医師会 (病院・診療所)	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術・検査は延期する。

(2) 防災措置

病院または診療所には、医薬品類等危険な物が多数あるので、発災による被害の防止または軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- 非常食の準備
- 建物・設備の点検
- 薬品・危険物の防災措置
- 落下物の防止
- 非常用設備・備品の点検及び確保
- 職員の分担業務の確認

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

4 社会福祉施設

(1) 保育園・育成室・すくすくスクール・福祉作業所・虹の家・希望の家・みんなの家・えがおの家・さくらの家・障害者支援ハウス・障害者就労支援センター

在園(所)時

ア 警戒宣言が発せられた後、園児・児童・利用者を計画に従って帰宅させ、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置を取る。

イ 帰宅にあたって、園児・児童・利用者については、あらかじめ保護者と打ち合わせてある計画に従い利用者名簿を確認のうえ、保護者または保護者の委任した代理人(以下「保護者」という。)に帰宅先を確認してから引き渡す。この場合、保護者に引き渡すまでは、当該施設において保護する。

ウ スクールバスを使用している利用者については、保護者に事前に指定してある地点で引き渡すこととする。

園外保育時等

原則として、即時帰園の措置を取る。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰園することが危険と判断される場合は、その地の官公署と連絡を取り適宜の措置を取る。

(2) 上一色コミュニティセンター・シルバー人材センター・共育プラザ・

くすのきカルチャーセンター

警戒宣言が発せられるとともに、原則として事業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置を取る。

(3) 警戒宣言が発せられた時の一時保護の措置

警戒宣言が発せられたら、新規の入所の受け入れは中止、新規に一時保護が必要な児童が発生した場合は、他区の児童相談所や一時保護所等への一時保護委託をすることとする。

(4) その他の対応措置（全施設共通）

水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置を取る。

保育園・すくすくスクール等各施設に残留する園児・児童・利用者がいる場合は、人数を把握し、その措置について主管課長の指示を受ける。一時保護所は一時保護児童数を児童相談所長に報告し、その措置について指示を受ける。

残留する園児・児童・利用者の保護のため必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の職員の役割分担に従って措置を取る。

残留する園児・児童・利用者・一時保護されている児童の数、園外保育時にとった措置を速やかに主管課長へ連絡する。

(5) 判定会招集時の留意事項

判定会招集時は、各施設においては事業・保育を継続し、警戒宣言が発せられた後に事業、保育を中止して帰宅の措置を取ることとなるので無用な混乱が生じないように十分留意すること。

上記 に係わらず、判定会招集時に園児・児童・利用者の保護者が直ちに引き取りに来た場合は、各施設長が臨機の措置を取ることに。

上記 に係わらず、一時保護所は既に一時保護されている児童については、一時保護を継続する。

上一色コミュニティセンター・シルバー人材センター・共育プラザ・くすのきカルチャーセンター等利用者の特定しない施設については、判定会招集時において、原則として事業は継続するが、児童のほか、施設長が速やかに帰宅させることが適当と認める利用者については、適宜の措置を取ることに。

判定会が招集された場合、各施設長は以降の報道機関の情報に十分留意すること。

(6) その他

私立保育園等については、区の対応と同様の措置を取るよう指導する。

第7節 劇場等対策

区民館・映画館等、不特定多数の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から下記の対応措置を講ずる。

機 関	施 設	対 応 措 置
区	タワーホール船堀 文化センター 区民館 図書館 グリーンパレス その他区民施設	1 原則として集会・会議等は打切り、速やかに帰宅させる。 2 ホール利用者については、警戒宣言が発せられると同時に主催者と協議のうえ、速やかに帰宅させる。 3 くつろぎの間については、その利用を中止し、安全に退館させる。 4 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人使用形態を取る施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、施設利用の自粛を要請する。 5 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認する。
消防署	事業所等	1 火気使用の中止または制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急資機材の準備 5 施設利用者等への必要な情報の伝達、避難時の誘導 6 高層建築物でのエレベーターの使用制限 7 営業の中止または自粛を要請

第8節 電話対策

1 判定会招集の報道開始後の混乱防止措置

(1) 電話

判定会招集の報道直後から、電話が著しく掛かりにくくなることが想定される。

この場合には、防災機関の重要通話確保を優先するとともにできるだけ一般通話も確保するよう努めるが、具体的には次により措置する。

防災関係機関等の重要な通話は利用制限等の措置は行わず、最優先で通話を確保する。

家庭の安否確認や緊急連絡等を行うための災害用伝言ダイヤルサービスの提供を行う。

一般通話についてもできるだけ確保するため、次により利用制限を行う。

ア 原則として通話量の状況に応じて段階的に規制するが、特定の地域に対する通話が著しく多い場合は、その地域向けの通話を臨機に規制する。

イ 強化地域へ向けて発信する通話量が極めて多くなった段階で一般通話は、100%規制し、以降通話量の状況に応じて逐次緩和等の措置を行う。

2 広報

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言が発せられた後、テレビ・ラジオ等マスコミを通じ、次について広報する。

(1) 電話利用の自粛

防災関係機関及び報道機関等の緊急に必要な重要通話を確保するため、一般の電話の利用をさし控えてもらうよう周知する。

(2) 電話の掛かり具合

通話量が多くなり、電話が掛かりにくくなった場合は利用制限を行う。この場合は電話の掛かり具合を周知する。

(3) 発災後の注意事項

地震が発生した後は、受話器はずれに注意するなど、発災後の注意事項について周知する。

3 防災措置の実施

発災に備え、次の準備警戒業務を実施する。

(1) 災害対策用機器等の点検整備

通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し通信を確保するよう次の災害対策用機器等の点検整備を行うほか、出動態勢を整える。

災害対策用無線装置類

移動電源車及び予備電源設備類

工事用車両等

(2) 工事中の施設の保安措置

警戒宣言の発せられるのに伴い原則として防災に関係のない工事などを中断するが、この場合、工事現場へ保安要員を配置するとともに次の措置を行う。

工事中施設への安全措置

可動物品の固定

可燃物・危険物の安全措置

工事中断後の保安対策

第9節 電気・ガス・上下水道対策

1 電気

地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言及び情報ルート等の確立、要員・資機材の確保、電力の緊急融通体制の確保等地震防災応急対策を講ずる。また、警戒宣言が発せられた場合は、国・地方自治体・社外関係機関等との緊密な連絡のもとに速やかに次の対応策を講ずるとともに、電力の供給は平常どおり継続するものとする。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 地震災害警戒態勢の確立

警戒段階の地震に係る判定会招集の報告がなされた場合には、非常対策災害態勢の準備態勢を確立する。

警戒宣言が発せられた場合には、非常災害対策態勢の第3非常態勢を確立する。

(3) 情報伝達

警戒宣言並びに警戒解除宣言に関する情報伝達方法は、保安通信設備により、迅速かつ的確に行う。

(4) 電力施設の予防措置

地震予知情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。

この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業員の安全に十分配慮するものとする。

特別巡視・特別点検

発電所においては、地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視・特別点検・機器調整等を実施する。

通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、社外的にはNTT東日本・JR東日本・警察・消防・諸官庁等との連携を密にし通信網の確保に努める。

応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(5) 要員・資機材

要員の確保

警戒態勢が発せられた場合、あらかじめ定めた連絡ルートにより非常災害対策組織構成表に基づく対策要員の確保に努める。

資機材の確保

警戒態勢が発令された場合、工具・車両・舟艇・発電機車・変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

安全広報

ラジオ・テレビ等の報道機関を通じて、地震等の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 ガス

警戒宣言が発令された場合に対応するための非常体制として、地震災害警戒体制を取る。また、東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制を取る。

(1) ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発令された場合、地震防災上巡視、点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視点検及び検査を行う。

(2) 工事等の中断

警戒宣言が発令された場合、工事中または作業中のガス工作物等については、状況に応じて応急的保安措置を実施のうえ、工事または作業を中止する。

(3) 対策要員の確保

震災編を準用する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

震災編を準用する。

(5) 避難等の要請

警戒宣言が発令された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(6) 安全広報

区民に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に、地方自治体とともに必要に応じて連携を図る。

3 上水道対策

警戒宣言時においても、水は平常どおり供給する。また、発災に備えて飲料水を確保するなど次の内容の広報を行う。

当座の飲料水の汲み置き及びトイレ用水等の生活用水確保の要請

地震発生後の避難にあたっての注意事項

地震発生後の広報等の実施方法

地震発生後における区民への注意事項

4 下水道対策

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令および関係者以外を近づけないようにする。

貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。

タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

(2) 施設等の保安措置

管きょ、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水および雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化および整備を行う。

工事現場においては、工事を即時中止し、保安措置を講じる。また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

第10節 生活物資対策

1 営業の確保

区は平常時から食料及び生活必需品を取り扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等、これらに関連する関係団体と密接な連絡を図り、警戒宣言が発せられた場合であっても極力営業を継続するよう要請する。

2 買い占め、売り惜しみ防止

広報車等を利用し、買い占め、売り惜しみ防止などの呼びかけを実施する。

第11節 金融対策

区は区内に所在する各金融機関に対し、防災関係機関と協力のうえ、平常時から警戒宣言の発せられたときにおいても、関係機関（関東財務局・日本銀行・日本郵便株式会社及びゆうちょ銀行本店）の指導方針に基づき極力営業を継続するよう要請を行い、やむを得ず営業を縮小する場合も普通預金の払戻し業務については営業を継続するよう要請指導する。

第12節 避難対策

江戸川区内においては震度5弱程度の揺れで、特に危険が予測される地区はないと考えられるが、防災関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、危険が予測される地区について今後の被害想定に基づき検討していく。

第13節 救援・救護対策

1 給水態勢

区は発災後に備え、都水道局と協力し給水態勢の確立に努める。

(1) 応急給水用資器材の点検・整備

ウォーターバルーン、1トンタンク、0.5トンタンク、20リットルタンク等資器材の点検・整備を図る。

(2) 各施設においては、受水槽・高架水槽を満水にしておく等応急給水態勢を確立する。

2 食料等の配布態勢

(1) 区は発災に備え、備蓄物資等の輸送・配布を行えるよう準備態勢を取る。

(2) 区と物資提供の協定を締結している業者等に待機態勢を取るよう要請する。

3 医療救護態勢

(1) 区は発災に備え、医療救護班等の編成準備について関係機関と連絡を密にする。

(2) 医師会は次の措置を取ることとする。

災害医療対策本部の設置

救護班（8）助産班（2）に対し、待機の態勢を指示する。

備蓄医療資器材の点検整備を図る。

4 輸送車両の確保

- (1) 区は発災に備え輸送・配布手段の確保態勢を取る。
- (2) (一社)東京都トラック協会江戸川支部は次の措置を取ることとする。
災害対策本部の設置
区の要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両調達準備を行う。

第5章 区民等の取るべき措置

第1節 区民の取るべき措置活動態勢

1 平常時

(1) 日頃から出火の防止に努める。

火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。

ガソリン・アルコール・灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具・鎖のゆるみ・腐食などを点検する。

(2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。

家具の上に物を置かないようにする。

窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。

ベランダの物品、屋根の工作物及び看板は落下しないよう措置する。

(4) ブロック塀の点検補修をする。

ブロック塀・石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。

(5) 食料や非常持出品を準備しておく。

家族が必要とする2～3日分の食料・飲料水を備蓄しておく。

三角巾・絆創膏などの医薬品を備えておく。

ラジオ・懐中電灯・ヘルメット等の防災用品を備えておく。

ロープ・バール・スコップなどの避難救助用具を備える。

(6) 家族で対応措置を話し合っておく。

警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。

警戒宣言時は電話が掛かりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。

(7) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

2 判定会招集（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

(1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。

テレビ・ラジオ等の情報に注意する。

慌てた行動を取らないようにする。

(2) 電話の使用を自粛する。

(3) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

(1) 情報の把握を行う。

区等の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。

警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。

(2) 火気の使用に注意する。

ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

火気器具周囲の整理整頓を確認する。

ガスメーターコックの位置を確認する。

使用中の電気器具(テレビ・ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。

プロパンガスボンベの固定措置を確認する。

危険物類の安全防護措置を点検する。

(3) 消火器・三角バケツの置き場所、消火用水の確認をする。

(4) 家具の転倒防止措置を確認する。

棚の中の重い物を下ろす。

(5) ブロック塀等を点検する。

危険箇所はロープを張るなど付近に近寄らせないような措置を取る。

(6) 窓ガラス等の落下防止を図る。

窓ガラスに荷造用テープを貼る。

ベランダの植木鉢等を片づける。

(7) 飲料水の汲み置きをする。

(8) 食料・医薬品・防災用品を確認する。

(9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。

(10) 電話の使用を自粛する。

役所や放送局・鉄道会社・学校等への電話による問い合わせを控える。

(11) 自家用車の利用を自粛する。

路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。

路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。

走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。

(12) 幼児・児童の行動に注意する。

幼児・児童の遊びは、狭い道路やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。

幼児・児童・生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて対応する。

(13) 冷静に行動し、不要不急の外出・旅行は見合わせる。

(14) エレベーターの使用は避ける。

(15) 近隣相互の防災対策を再確認する。

(16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

(17) 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織の取るべき措置

1 平常時

- (1) 組織の役割分担を明確にする。
- (2) 組織の活動訓練や教育・講習を実施する。
- (3) 地区内の危険箇所（崖・ブロック塀等）を把握する。
- (4) 情報の伝達体制を確立する。

2 判定会招集時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ・ラジオの情報に注意する。
- (2) 区民に、冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 防災機関からの情報を区民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部を設置する。
- (3) 区民の取るべき措置（第1章参照）を呼びかける。
- (4) ポンプ・燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者の安全に配慮する。
- (7) 崖地・ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児・児童等に対して注意をする。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料・飲料水及び炊き出し用品の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 その他

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町・自治会等が前記に準じた措置を取る。

第3節 事業所の取るべき措置

1 判定会招集時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置

- (1) テレビ・ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災態勢を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時の取るべき措置を確認または準備する。
- (4) その他の状況により、必要な防災措置を行う。

2 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成・警戒本部の設置・防災要員の動員及び配備等の警戒態勢を確立する。
- (2) テレビ・ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客・従業員等に迅速正確に伝達する。

この場合、スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。

- (3) 指示・案内等にあたっては、予想震度・施設の立地条件・耐震性・利用状況等により施設ごとに判断し、顧客・従業員が適正な行動等が取れるようにする。

この場合、要配慮者の安全確保に留意する。

- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場・映画館及び超高層ビル・地下鉄等の店舗にあたっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

- (5) 火気使用設備・器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏洩防止のための措置を確認する。

- (6) 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品・設備器具及び窓ガラス等の転倒落下・破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の使用はできる限り制限する。

- (10) 救助・救急資機材及び飲料水・非常食料・医薬品・照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

- (11) 建築工事・隧道工事及び金属熔融作業・高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

- (12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。